

平成 2 9 年 1 2 月 定例会

浪 江 町 議 会 会 議 録

平成 2 9 年 1 2 月 5 日 開会

平成 2 9 年 1 2 月 1 3 日 閉会

浪 江 町 議 会

平成29年浪江町議会12月定例会会議録目次

| | |
|----------|---|
| 招集告示 | 1 |
| 応招・不応招議員 | 2 |

第 1 号（12月5日）

| | |
|--------------------------------|----|
| 議事日程 | 3 |
| 出席議員 | 4 |
| 欠席議員 | 4 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 4 |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 5 |
| 開会の宣告 | 6 |
| 開議の宣告 | 6 |
| 議事日程の報告 | 6 |
| 会議録署名議員の指名 | 6 |
| 会期の決定 | 6 |
| 諸般の報告 | 7 |
| 行政報告 | 7 |
| 一般質問 | 15 |
| 高野 武君 | 15 |
| 佐々木恵寿君 | 26 |
| 山崎博文君 | 45 |
| 渡邊泰彦君 | 65 |
| 石井悠子君 | 81 |
| 延会について | 87 |
| 延会の宣告 | 87 |

第 2 号（12月6日）

| | |
|--------------------------------|-----|
| 議事日程 | 89 |
| 出席議員 | 91 |
| 欠席議員 | 91 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 91 |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 92 |
| 開議の宣告 | 93 |
| 議事日程の報告 | 93 |
| 一般質問 | 93 |
| 山本幸一郎君 | 93 |
| 馬場 績君 | 111 |

| | |
|----------------------------|-------|
| 議案第 9 2 号から同意第 6 号の一括上程、説明 | 1 3 2 |
| 延会について | 1 5 9 |
| 延会の宣告 | 1 5 9 |

第 3 号 (1 2 月 1 2 日)

| | |
|------------------------------------|-------|
| 議事日程 | 1 6 1 |
| 出席議員 | 1 6 3 |
| 欠席議員 | 1 6 3 |
| 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 1 6 3 |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 1 6 3 |
| 開議の宣告 | 1 6 5 |
| 議事日程の報告 | 1 6 5 |
| 議案第 9 2 号の質疑、討論、採決 | 1 6 5 |
| 議案第 9 3 号の質疑、討論、採決 | 1 6 6 |
| 議案第 9 4 号の質疑、討論、採決 | 1 6 7 |
| 議案第 9 5 号の質疑、討論、採決 | 1 6 7 |
| 議案第 9 6 号の質疑、討論、採決 | 1 6 8 |
| 議案第 9 7 号の質疑、討論、採決 | 1 6 8 |
| 議案第 9 8 号の質疑、討論、採決 | 1 7 2 |
| 議案第 9 9 号の質疑、討論、採決 | 1 7 3 |
| 議案第 1 0 0 号の質疑、討論、採決 | 1 8 0 |
| 延会について | 1 9 2 |
| 延会の宣告 | 1 9 2 |

第 4 号 (1 2 月 1 3 日)

| | |
|------------------------------------|-------|
| 議事日程 | 1 9 3 |
| 出席議員 | 1 9 3 |
| 欠席議員 | 1 9 5 |
| 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 1 9 5 |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 1 9 5 |
| 開議の宣告 | 1 9 7 |
| 議事日程の報告 | 1 9 7 |
| 議案第 1 0 1 号の質疑、討論、採決 | 1 9 7 |
| 議案第 1 0 2 号の質疑、討論、採決 | 1 9 8 |
| 議案第 1 0 3 号の質疑、討論、採決 | 2 0 0 |
| 議案第 1 0 4 号の質疑、討論、採決 | 2 0 0 |
| 議案第 1 0 5 号の質疑、討論、採決 | 2 0 1 |
| 議案第 1 0 6 号の質疑、討論、採決 | 2 0 4 |
| 議案第 1 0 7 号の質疑、討論、採決 | 2 0 4 |

| | |
|-------------------------|-----|
| 議案第108号の質疑、討論、採決 | 205 |
| 議案第109号の質疑、討論、採決 | 209 |
| 議案第110号の質疑、討論、採決 | 210 |
| 議案第111号の質疑、討論、採決 | 215 |
| 議案第112号の質疑、討論、採決 | 228 |
| 議案第113号の質疑、討論、採決 | 229 |
| 同意第6号の質疑、採決 | 229 |
| 発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 230 |
| 委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について | 230 |
| 町長あいさつ | 231 |
| 閉会の宣告 | 232 |

浪江町告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成29年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成29年11月10日

浪江町長 馬場 有

1 日 時 平成29年12月5日（火） 午前9時

2 場 所 浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 石井悠子君 | 2番 | 高野武君 |
| 3番 | 半谷正夫君 | 4番 | 紺野榮重君 |
| 5番 | 紺野則夫君 | 6番 | 佐々木榮勇君 |
| 7番 | 平本佳司君 | 8番 | 渡邊泰彦君 |
| 9番 | 佐々木恵寿君 | 10番 | 松田孝司君 |
| 11番 | 山本幸一郎君 | 12番 | 山崎博文君 |
| 13番 | 泉田重章君 | 14番 | 佐藤文子君 |
| 15番 | 吉田数博君 | 16番 | 馬場績君 |

不応招議員（0名）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成 2 9 年浪江町議会 1 2 月定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 9 年 1 2 月 5 日 (火曜日) 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

出席議員（16名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 石井悠子君 | 2番 | 高野武君 |
| 3番 | 半谷正夫君 | 4番 | 紺野榮重君 |
| 5番 | 紺野則夫君 | 6番 | 佐々木勇治君 |
| 7番 | 平本佳司君 | 8番 | 渡邊泰彦君 |
| 9番 | 佐々木恵寿君 | 10番 | 松田孝司君 |
| 11番 | 山本幸一郎君 | 12番 | 山崎博文君 |
| 13番 | 泉田重章君 | 14番 | 佐藤文子君 |
| 15番 | 吉田数博君 | 16番 | 馬場績君 |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|-------|--|--------|
| 町長 | 馬場有君 | 副町長 | 宮口勝美君 |
| 副町長 | 本間茂行君 | 教育長 | 畠山熙一郎君 |
| 代表監査委員 | 根岸弘正君 | 総務課長 | 山本邦一君 |
| 企画財政課長 | 安倍靖君 | 二本松事務所長兼 総合窓口課長兼仮設 津島診療所事務長 | 居村勲君 |
| 産業振興課長 | 岩野善一君 | 住宅水道課長 | 戸浪義勝君 |
| まちづくり整備課長 | 三瓶徳久君 | 教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長 | 大原教知君 |
| 会計管理者 兼出納室長 | 鈴木貞孝君 | 生活支援課長 | 清水中君 |
| 住民課長 | 武隈吉美君 | 健康保険課長兼 浪江診療所事務長 | 鈴木政己君 |
| 介護福祉課長 | 佐藤祐一君 | | |

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

清水 佳宗

書記

柴野 早苗

主幹 兼 次長

吉田 厚志

○議長（紺野榮重君） おはようございます。

東日本大震災から6年9カ月が過ぎようとしております。12月定例議会に先立ち、地震、津波により犠牲となられた方々はもちろん、長期にわたる避難により亡くなられた方々に対し、哀悼の意を込め黙祷を捧げたいと思います。

ご起立ください。

[黙とう]

○議長（紺野榮重君） ありがとうございます。ご着席ください。

議会だよりに掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影しますのでご了承ください。

また、テレビ局からはテレビ撮影の申し出があります。これを許可したいと思いますのでご了承ください。

◎開会の宣告

○議長（紺野榮重君） ただいまの出席議員数は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成29年12月浪江町議会定例会を開会します。

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

○議長（紺野榮重君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（紺野榮重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、5番、紺野則夫君、6番、佐々木勇治君、7番、平本佳司君を指名します。

◎会期の決定

○議長（紺野榮重君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日から13日までの9日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から13日までの9日間とします。

会期中の会議についてお諮りします。5日、6日、12日及び13日を本会議とし、7日から11日までは委員会等のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、会期中の会議はこのとおり決定しました。

◎諸般の報告

○議長（紺野榮重君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

◎行政報告

○議長（紺野榮重君） 日程第4、行政報告を行います。行政報告は町長からお願いします。

町長。

[町長 馬場 有君登壇]

○町長（馬場 有君） おはようございます。

議員各位におかれましては、師走のご多用の折にもかかわらず、ご参集を賜り誠にありがとうございます。平成29年浪江町議会12月定例会の開会にあたり、行政報告に先立ち、改めて東日本大震災によりお亡くなりになられた方々、過酷な避難生活の中で命を落とされた方々の、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し深く哀悼の意を表します。

それでは、9月定例会以降の行政執行の主なものについて、ご報告いたします。

始めに、浪江町名誉町民顕彰式並びに第45回浪江町功労者表彰式について、ご報告いたします。

11月3日の文化の日、浪江町名誉町民顕彰式並びに第45回浪江町功労者表彰式を、震災以降7年ぶりに町内の浪江町地域スポーツセンターにおいて開催いたしました。名誉町民顕彰式で称号をお贈りした原中勝征氏は、茨城県医師会長、日本医師会長などの要職を歴任され、現在も地域医療の発展に尽力されております。これらの功績により旭日重光章を受章されるなど、氏の活躍は当町出身者として郷土の名誉を著しく高めました。

また東日本大震災の際には、医薬材料や食料品等の多くの物資や多額の義援金の寄付などにより、物心両面から浪江町民に対し、大

変なご支援をいただいております。

今回の称号贈呈により、荒義尚様、松浦京様、原田直之様に続き、4人目の名誉町民となりました。

また、功労者表彰式においては、様々な分野において活躍され町の発展に尽力いただいた方々や全国各地から浪江町民に心あたたまるご支援を下された方々に対しまして、特別功労表彰7名、功労表彰5名、善行表彰12名の皆様に賞状及び記念品を贈呈し、ご功績を讃えたところであります。

次に、オリジナルフレーム切手の発行について、ご報告いたします。

町ではこのたび、多くの方々が浪江を知り、浪江に来ていただくきっかけをつくることを目的に、オリジナルフレーム切手シート3種類「故郷」、「継承」、「再建」を各1000部、計3000部を製作し、10月23日に日本郵便株式会社からの引渡式を行い、11月8日から一般販売を開始いたしました。

販売開始以降、大変好評をいただいております、11月末現在で1871部を販売しております。

次に、第48回衆議院議員総選挙について、ご報告いたします。

10月10日公示、10月22日投開票で行われました衆議院議員総選挙においては、期日前投票をはじめ、郵便による不在者投票、投票日当日からその後の開票まで、適正な選挙事務執行に努めたところであります。今回の選挙では、期日前投票所4箇所、当日投票所7箇所を設置いたしました。また、選挙広報を全有権者に発送し、投票所の場所や受付時間の周知を図ると同時に、避難先の市町村で投票ができる不在者投票制度の周知を重点的に行い、さらに、仮設住宅から投票所までを結ぶバスを運行するなど、投票機会の確保と投票率向上に努めました。小選挙区選出議員選挙の結果でございますが、当日有権者1万5789名、投票者数7417名、投票率46.98%となり、前回の投票率44.25%に比べ、2.73ポイント上回りました。今回の選挙においても、期日前投票者数および不在者投票者数が全体の約6割を占めており、選挙のお知らせ等による事前の情報提供が、今後ますます重要になるものと思っております。今後も引き続き、なお一層の有権者への周知・啓発、投票機会の確保に努め、投票率の向上に取り組んでまいります。

次に、浪江町消防団の活動状況について、ご報告いたします。

10月1日、浪江町地域スポーツセンターにおいて、浪江町消防団秋季検閲式が開催されました。検閲式には、135名の団員が参集し、功績章8名、精勤章18名の表彰や分列行進・閲団などが行われ、改

めて消防団の士気の高さを実感することができました。また、震災前に実施しておりました町内での夜警活動が、少しずつではありますが再開しております。引き続き、町民の皆様が安心できる防火防災体制の再構築に向け、消防団活動の一層の支援に努めてまいります。

次に、福島県原子力防災訓練について、ご報告いたします。

10月28日、福島県との共催により、原子力防災訓練を実施いたしました。議員の皆様にもご参加をいただきましたことに、この場をお借りして御礼申し上げます。訓練では、町内に居住する64名の町民の皆様に参加をいただき、浪江町地域スポーツセンターに集合し、二本松市の安達高校を避難所に設定した、広域避難訓練を実施いたしました。私も訓練に参加いたしまして、浪江から二本松市まで、訓練を一つ一つ確認いたしました。

今後も引き続き、今回の訓練の検証を行う等、万が一に備えた態勢を構築できるよう、改善に努めてまいります。

次に、帰還困難区域の復興再生に関する取り組みについて、ご報告いたします。

改正福島復興再生特別措置法に基づく、特定復興再生拠点区域復興再生計画案を策定し、国に計画認定の申請をいたしました。この計画は、苧野、大堀、津島各地区の帰還困難区域内に復興拠点を設け、除染及びインフラ復旧・整備を行い、5年後を目途に避難指示解除を目指すものであります。帰還困難区域全体の避難指示解除に向けた第一歩として、着実かつ迅速に取り組みを進めてまいります。

次に、町営住宅の整備状況について、ご報告いたします。

幾世橋地区に整備を進めてきました町営団地につきましても、6月に完成した幾世橋住宅団地第1期工事分は、全22戸への入居が決定しております。また、9月に完成した幾世橋集合住宅につきましても、11月末現在で80戸中38戸が入居しておりますが、11月10日に幾世橋住宅団地第2期工事分と幾世橋集合住宅の残室分の入居抽選会を行い、高齢者向け住居の7戸を除き、入居が決定したところであります。

現在、集合住宅については12月中に入居できるよう手続きを進めており、幾世橋住宅団地第2期工事分63戸についても引き続き工事を進め、帰還に向けた住環境の確保に努めてまいります。

次に、飲料水等安全確保支援事業について、ご報告いたします。

避難指示解除区域で帰還を希望する住民の安心安全な飲料水を確保するため、井戸設置工事を進めており、11月末現在で1箇所の工事が完了し、5箇所の施工を進めております。

引き続き、住民の帰還促進のため、積極的に取り組んでまいります。

次に、津波被災地の復興事業について、ご報告いたします。

防災集団移転促進事業による宅地等の買い取りにつきましては、契約手続き中を含め、面積比92.7%の契約状況となっております。また、移転先住宅団地の整備につきましては、町営住宅以外の分譲地整備について幾世橋地区7区画は工事が完了し、申し込みを受け付けております。

請戸地区16区画については、造成設計に基づき、用地取得を進めております。

次に、道路橋梁等災害復旧事業について、ご報告いたします。

11月末現在で、町道等14路線19件の災害復旧工事を発注し、工事を進めております。今後も橋梁や町道の災害復旧を進め、生活インフラの回復に努めてまいります。

次に、町内での事業活動状況・支援について、ご報告いたします。

11月末現在の町内での事業者の活動状況については、再開・新規あわせて、76事業所となっております。また、再開には至っておりませんが、事業再開等の相談件数は85件となっております。

町としましては、事業再開の相談支援を行っていくとともに、町内で再開した事業所に対し電気料金や上・下水道料金などの光熱水費を補助するなど、事業再開支援を実施してまいります。

次に、帰還促進・事業再開支援事業について、ご報告いたします。

町内での需要喚起・地域経済活性化により町内再開事業者や町民双方の帰還促進に資することを目的に、7月1日より販売しておりますプレミアム付商品券につきましては、購入者1473人となり、昨日現在の販売額は8000万円を超え、50%のプレミア率を含めた額は、およそ1億2000万円に達しております。

さらなる地域経済活性化のため、事業の周知を進めてまいります。

次に、雇用の場の創出・企業誘致の取り組みについて、ご報告いたします。

雇用の場創出のため、北・南産業団地整備の基本設計、地権者へ事業説明が完了しており、現在は北産業団地の用地買収を進めております。今後は実施設計、造成工事を計画的に行ってまいります。

また、早期に進出を希望される企業へ提供する用地として、昨年度取得した浪江日本ブレーキ株式会社の既存建屋の解体工事や敷地整備工事を進めており、年度内には新たな企業へ提供ができるように進めております。

さらには、大規模水素製造拠点及びロボットテストフィールドの

誘致箇所として整備を進めている棚塩産業団地においても、イノベーション・コースト構想関連産業の誘致を目指し整備を進めております。

誘致活動については、10月25日に震災後初となる産業団地への進出事業者としてフォーアールエナジー株式会社と「工場立地に関する基本協定」を締結し、来春の操業開始を目指し準備を進めているところであります。町としても、立地が決定した事業者との連携・協力・フォローアップ等を行っていくとともに、進出希望のある事業者と第2、第3の誘致に向け、話し合いを進めてまいります。

次に、大規模水素製造拠点誘致の取り組みについて、ご報告いたします。

東京オリンピック・パラリンピックに水素エネルギーを活用することを目指して、NEDOが実施する大規模水素製造拠点の整備事業について、8月の当町立地の決定を受けて、棚塩産業団地の用地取得や調査・設計を鋭意進め、11月29日の復興整備協議会において各種許認可の手続きを終えたところであります。

引き続き、平成30年3月までに造成工事に着手し、平成30年半ばの水素製造プラント建設着工までに事業用地を提供できるよう、計画的に事業を進めてまいります。

次に、町内イベント事業について、ご報告いたします。

仮設商業施設「まち・なみ・まるしえ」では、毎月第2土日を「まるしえの日」とし、町に賑わいをもたらすイベントを定期的開催するなど、町民に親しまれる施設としての取り組みを継続的に実施しております。10月14、15日には、なみえの秋祭り「浪江音楽祭」を開催し、多くの方にご来場いただきました。また、11月12日には、日本郵便との共催事業「地方創造シンポジウムin浪江」を開催し、まるしえイベントと連携した取り組みを実施いたしました。さらに11月25、26日には、7年ぶりとなる町内での「十日市祭」が県主催の「ふるさとの祭り」「ロボットフェスタ」とともに開催され、2日間で3万人の方にご来場いただき、以前の十日市のような賑わいあふれるイベントとなりました。特に印象的だったのは、多くの子供たちが震災以前のように、祭りを楽しむ姿が見られたことでした。その姿を拝見し、町が再生していることを改めて実感いたしました。今後も引き続き、町民が集い、町民同士、また町と町民の絆が深まるよう、町内イベントを積極的に実施してまいります。

次に、「いこいの村なみえ」の整備状況について、ご報告いたします。

一時帰宅をされる町民や事業者の休憩所や滞在施設、また町に来

訪される町外の方々の宿泊場所として、いこいの村なみえの施設整備を行っております。現在はログハウスタイプの仮設住宅の移築が完了し、いこいの村本館や浴室の改修工事を年度内完成に向け整備をしております。早期再開できるように、管理運用面の構築も含めて早急に準備を進めてまいります。

次に、町内での営農状況について、ご報告いたします。

9月27日に開催しました浪江町地域農業再生協議会において、第二次浪江町農業再生プログラムを策定しました。

本プログラムでは、これまでの農業再生への取り組みを踏まえ、今年度より3カ年で実施する農業施策や目標を掲げております。

また10月30日には、認定農業者の経営計画の審査を行う、浪江町農業者経営改善審査会を震災後初めて開催しました。震災以降は、認定が切れた認定農業者の方から、制度資金の利用などの目的で再認定の申請がある都度、書面による決議を行ってまいりました。このたびの認定を含めましても、現在の認定農業者は13名にとどまり、震災前の91名からはだいぶ減少しております。今後、認定農業者の増加につながるよう、農業再生施策を推進してまいります。

さらに11月20、21日には、酒田・藤橋・西台の3地区において、今後の営農に向けた地域での座談会を初めて開催しました。これまでの町内での農業活動は、農地の保全が主でありましたが、来年度から本格的な水利の復旧が見込まれる地区において、営農再開ビジョンを策定するためのモデル事業として、地域との話し合いを進めてまいります。営農再開ビジョンとは、その地域の営農の将来像であり、具体的には、誰がどこでどのような営農をするのかを取りまとめるものです。

来年度は、農事復興組合が設立されている全ての地区において、営農再開ビジョンを策定する予定で、農業者の方々とともに、浪江町全体での営農再開に向け尽力してまいります。

次に、秋の農業体験イベントについて、ご報告いたします。

10月7日、福島大学、東京大学、早稲田大学、新潟大学の学生を中心に、県内外から約50名の学生が「浪江町 秋の農業体験イベント」に参加しました。当日はあいにくの雨となり、当初予定していた稲刈りは実施できませんでしたが、圃場の様子や乾燥機の仕組みを見学した後、今年収穫したての浪江の新米をはじめ、浪江町産の素材を使った手作りの弁当を食べていただきました。その後、「どうすれば浪江町で新規就農者を呼び込めるか」をテーマに、地元農家の方々と一緒にワークショップを行いました。その中で出た意見も踏まえ、今後の町の農業再生に取り組んでまいります。

発言訂正申し出あり：議長許可。「20、21日」を「13、14日」に訂正。

次に、水産業の再生について、ご報告いたします。

現在復旧工事中の請戸漁港内に、仮設集荷所の設置工事を行っております。これにより、試験操業で水揚げされた魚介類の集出荷作業時に、雨風がしのげるようになります。このほかに、泉田川鮭ふ化施設の整備を検討する上で基本となる「ふ化施設整備基本計画」の策定業務委託の発注や、請戸漁港荷捌き場などの建設、水産加工団地造成工事の準備をするなど、浪江町の水産業の再生に向け準備を進めているところであります。

次に、総合健診について、ご報告いたします。

9月9日より浪江町地域スポーツセンターを皮切りに、県内10地区において11月7日までの22日間にわたり、総合健診を実施し、3531人の方が受診されました。

また、10月10日から12月25日の18日間にわたり、福島県医師会、相双保健福祉事務所等にご協力をいただき、健診結果の返却会を実施し、「健診結果の説明」並びに「保健指導」を行っているところであり、11月末現在で、233人の方にご参加いただいております。引き続き、町民の健康維持増進に積極的に取り組んでまいります。

次に、東電賠償請求の訪問支援事業について、ご報告いたします。

75歳以上の単身世帯など、高齢者996世帯を対象に、意向調査で支援希望のありました442世帯に対し、平成27年度から請求支援を実施しております。このうち、実際に訪問支援希望の申し出がありました世帯は、9月末現在184世帯で、これらの方々に対し、訪問支援を行い、未請求損害の解消に努めているところであります。今後も引き続き、対象者への支援を継続し、未請求損害の解消に努めてまいります。

次に、ADR集団申立てについて、ご報告いたします。

9月20日、仲介委員が東京電力に対し、平成26年3月20日に提示しました和解案の内容で、高齢者1名に係る和解契約書の調印を求めました。

しかしながら、東京電力はこれを拒否し、町としてもこの和解案どおりの内容でなければ、個別の和解には応じないとの方針を示しましたことから、協議が決裂の状態にあります。

したがって、現在、今後の仲介委員の対応を注視しているところであり、状況によっては改めてご報告、ご説明の機会を設けさせていただきたいと考えております。

次に、応急仮設住宅について、ご報告いたします。

11月20日現在の仮設住宅の入居状況は、供与戸数2445戸に対し、入居戸数350戸、入居者数601名、入居率14.3%となっております。

各仮設住宅における入居者数が極めて少数となっておりますので、入居者の安全・安心を確保するため、今後も、仮設住宅の集約を進めるとともに、住宅確保の見通しを立てられずにいる方に対しては、できる限り懇切丁寧な支援を続けてまいります。

次に、町外の復興公営住宅についてご報告いたします。

町外の復興公営住宅の入居状況につきましては、11月1日現在で1604世帯、2808名の入居が決定し、1488世帯、2613名が入居を開始しております。また、県は、11月20日開始の定期募集から、相双及びいわき地区の一部の復興公営住宅の空き住戸について、避難指示が解除された区域の住民についても募集対象とされたところでありますが、中通りや会津地方も含めた空き住戸がある全ての団地についても、入居意向のある町民が応募できるよう、引き続き、県に対して求めてまいります。

次に、教育行政についてご報告いたします。

子育て支援関連では、町立幼保連携型認定こども園「浪江にじいろこども園」が完成し、9月29日に落成式を行いました。その後、11月から一時預かり保育を開始したところ、11月末までに延べ33名の子どもの利用をいただいております。

今月からは平成30年4月の本格開園に向け、園児の募集を開始したところであります。

また、通算で7回目となる「こどもの笑顔フォトコンテスト」の表彰式を、10月2日に開催いたしました。今年のコテストには、71作品の応募があり、最優秀賞を含む15点を選定いたしました。町本庁舎で行われた表彰式には、受賞者の家族など8組が出席し、賞状と記念品を贈呈いたしました。

学校教育関連では、福島民報社主催コンクール「かなえよう こどもたちの夢プロジェクト」で浪江小学校、津島小学校が、応募があった県内217校の中から学校賞を受賞しました。両校では「なりたい自分に向かって生き生きと学ぶ子ども」という重点目標を掲げており、日頃の学校生活が受賞に結びつきました。

生涯学習関連では、10月7日に二本松市、日山パークゴルフ場で町長杯秋季パークゴルフ大会、10月14日に地域スポーツセンターで町長杯家庭婦人バレーボール大会、10月21日に二本松市、郭内ゲートボール場で町長杯ゲートボール大会、10月26日には幾世橋小学校グラウンドで町長杯グラウンドゴルフ大会を開催いたしました。限られた種目ではありますが、町内でこのように大会が開催されることは、非常に喜ばしいことであり、まだまだ多くの困難がある中、大会の開催にご尽力いただきました関係者の方々に感謝申し上げます。

す。

11月19日には第29回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会が開催され、沿道では多くの方が声援を送る中、総合26位、町の部9位入賞というすばらしい成績をおさめました。

11月25、26日には十日市祭と同時開催で、浜通りを中心とした県内外の民俗芸能継承団体が一堂に会し「ふるさとの祭り2017」が開催されました。浪江町からは大堀芸能保存会、川添芸能保存会、浪江町相馬流れ山踊り保存会、標葉神社浦安の舞保存会、南津島郷土芸術保存会、室原郷土芸能保存会の6団体が参加し、地域で受け継がれてきた伝統芸能を披露し、ふるさととのつながりを改めて感じるものとなりました。

以上、9月定例会以降、現在までの取り組みについて報告いたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、条例の制定案件2件、一部改正案件が4件、条例の廃止案件が1件、工事請負契約案件が1件、平成29年度の補正予算案件が8件、教育委員会委員の任命について同意を求める案件が1件であります。

詳細については、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（紺野榮重君） 以上で行政報告は終わりました。

◎一般質問

○議長（紺野榮重君） 日程第5、一般質問を行います。

一問一答方式については、質問答弁合わせて60分以内となります。一括方式については、慣例により質問が30分、再質問が10分、再々質問が10分以内となっております。質問は質問席で行います。通告された一般質問の中で同一内容と思われる事項が二人以上の議員から出されております。議事整理上、また円滑な議会運営を行うため、後順位者が先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解した時は、その件について撤回するか、または不足分の答弁を求めることでご協力をお願いします。

なお一般質問は通告順に許可をします。質問、答弁ともに簡潔にお願いをします。

◇高野 武君

○議長（紺野榮重君） 2番、高野武君の質問を許可します。

2番、高野武君。

[2 番 高野 武君登壇]

○ 2 番 (高野 武君) 2 番、高野武であります。

ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。なお、方法としては、通告書に記載のとおり一問一答方式で行いたいと思います。よろしく願いいたします。

まず始めに、本年 3 月 31 日に避難指示が解除になり、少しずつ町民の帰還が進む中で幾世橋地区には災害公営住宅の第 1 期工事が完了し、再生賃貸住宅と共に入居も始まっております。さらには、災害公営住宅の 2 期の工事もあり、認定こども園も完成し、新年度にはなみえ創成小、中学校も開校と数え上げればきりが無いほど復興に向けて施設の完成、また帰町したことによる色々なイベントの開催など、目に見える形で復興が進んでいるものと思います。

しかし、まだまだ医療、買い物環境等、問題点は山積しておりますが、私は町残しの判断は個人的には正しかったと思っております。なぜならば、かつては双葉郡一の人口を誇り、色々な産業でも双葉郡をリードしてきた感のある我が浪江町が帰町判断が遅れることにより、色々な公共施設の整備や復興が他の町村より目に見えて遅れていくからであります。町長始め、職員の方々におかれましても郡内町村の復興のスピードに遅れることがないように、なお一層の活躍に期待いたしまして質問に移りたいと思います。

まず始めに、大きな 1 番目の南工業団地、大平山団地の排水路の件であります。

南工業団地の計画書の中には、造成地の面積だけで排水路の記載はありませんが、どんな企業を誘致するのか、また進出するのか、不明の段階で質問するにはまだ早いと思われませんが、近い将来において再建予定の鮭築場、孵化施設を考えた時に、これらの施設の上流には、これまで大きな工場もなく、水質については何ら問題はなかったように思いますが、これから進出する企業の排水によっては、復興計画にも影響が出ることも考えられますので、以上のことからお尋ねをいたします。

始めに、企業誘致する場合、事業内容の審査等で公害型の企業や最終的に廃棄物の放置や処分場につながるような企業などの選別はするものとは思いますが、生産活動による排水は国の環境基準値をクリアした値であることは言うまでもないことですが、その処理排水の水路はどこを通して、どこへ流す計画なのか。業者に南工業団地の設計を委託するのに排水網の整備計画は指定するのか。

また、近くに予定されている大平山団地の生活排水は下水処理場

に接続するのか浄化槽設置か。また、いずれかに指定をするのかお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

南産業団地の排水につきましては、請戸用水路への排水を基本として検討を進めておりますが、今後の実施設計の中でより詳細に検討を進め、地元行政区や請戸川土地改良区のご意見等を丁寧に踏まえて決定したいと考えております。

また、大平山住宅団地の排水につきましては、合併処理浄化槽の設置により生活排水・汚水を処理いたします。

また、団地内には調整池を設け、雨水等の対策に備えることとしており、この排水先については請戸用水路への排水を計画しております。そのため、請戸川土地改良区及び請戸区長等との調整を進めており、概ね了承をいただいているところであります。

○議長（紺野榮重君） 2番、高野武君。

○2番（高野 武君） 排水路の件でありますけれども、要するに大平山の工業団地と請戸川の間に農業用の水路がありますけれども、あそこに接続するという確認をいたしました。農業用水路というのは、あくまでも農業を基本として、当然、いろんな意味でこれから農業が再開するであろう、そういうものに接続をするということは、当然、これから先どういう問題が起こるか分かりませんが、ただ排水の問題に関しては、きちんとした検討の上、十分な審査をお願いいたします。

さらには、鮭の築場と関連いたしまして、震災前の河川上流には大きな工場もなく、水質汚染の心配もありませんでした。しかし、3箇所ある復興拠点の整備計画の中で、重機を入れて表土を削ったり、樹木を伐採し、草刈りなどをすれば、雨水が土壌に吸収されることもなく、放射能を含んだごみや土と一緒に流れ出して、下流の汚染、ひいては鮭築場再開や農業用水とともに海洋汚染にもつながりますので、さらなる風評被害を防ぐためにも排水処理問題と共に水質検査、除染作業で出る草木の回収には特にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。団地の排水の件は了解をいたしました。

それでは、2番目に移りたいと思います。

まず始めに、今回の台風21号の接近に際し、冠水被害には担当課職員の皆様方の不眠不休での監視・対応に改めてお礼を申し上げます。

さて、大平山も含めて請戸地区に降った雨は、これまで農業用水路を通り、住宅地を流れる2本の水路を通り、請戸港の中に入って

きておりましたが、現在は、旧港から直径1.5m位の排水パイプで港内に接続をしております。仮の排水路とは思いますが、昨今の異常気象に見られる大雨等を考えた時に、排水能力にはかなりの問題点があると思われまます。

併せて、震災前にもありましたが、大雨により色々なものが港内に流れ込んでくるの船体損傷や、特に稲刈りあとの稲わら等による冷却水吸入口の目詰まりなどによるエンジントラブルも多発しておりました。

そんなことから震災前も町、請戸行政区にも水路の流末の変更、もしくはごみの除去装置の設置を長年要望してまいりましたが、叶うことはありませんでした。

ごみ問題と関連をいたしまして、今回の復旧工事で地区全体の周りもかなりの高さの堤防を設置することから、台風、低気圧等の大雨時には、河川の増水や高潮もからみ、自然排水ができるとは到底思えませんし、現実には今年10月の台風21号が接近した際には、港への進入路が冠水し、港に近づくこともままならず、漁船の安否さえ確認できない状況でもありました。

さらには、震災の影響で地盤沈下も考えられます。これらを併せて考えた時に、大雨時の対策として揚水場の設置などは考えられないか、と申しますのは、これから始まるであろう請戸地区の圃場整備計画が完了し、営農再開となれば、先に申した稲わら等が港内に大量に流れ込んでくることは今までの事例から明らかであります。揚水場の候補地としては、旧請戸地区集会所のあった近辺は、請戸地区でも浸水の危険度が一番高い所でもありましたので、この付近に揚水場か貯水地等を設け、ごみなどを取り除き、緊急時には外洋にポンプアップでもして排水するしか方法が無いように考えますので、以上の観点を基にお尋ねいたします。

現在の旧港は埋め立てをする計画のようなので、請戸地区の農業用水路はどこへ接続をするのか。今までどおりに港内に流す計画なのか。

また、震災前に中浜地区にありました揚水場の件ですが、やはりあの地区も地盤が低く、自然排水が見込めないことから施設を建設したものと考えますが、現在、中浜地区の設置は計画に入っておりますが、請戸地区への設置の考えはないのか。さらには二つが無理であるならば、請戸地区に貯水地だけでも造り、二つを新たな水路でつなぎ、中浜地区で排水はできないものか。

以上、全部関連いたしますのでまとめてお尋ねをいたします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

請戸地区の農業排水は、町道堀内新町線に沿って西から東に流れ、堤防の下を通過して、新漁港の南側、いわゆる新新港へ自然流下により流す予定で漁協からは了承を得ております。

議員お質しのとおり、旧港へ流れていた水路には、わらなどを止めるものはありませんでしたので、新新港へ流れる排水路には、なんらかの対策を講じたいと考えております。

また、請戸小学校から南の農地の排水については、中浜排水機場があった場所に建設中の樋門から外洋へ流します。

樋門の建設にあたっては、排水の解析を行ってありまして、排水機場ではなく排水樋門でも、大雨などを想定したシミュレーションの結果、対応できるという結論が得られたことから、樋門設置により対応することとなります。

○議長（紺野榮重君） 2番、高野武君。

○2番（高野 武君） 今お聞きしております請戸、中浜地区の圃場整備の計画が青写真が完成してからでは変更も難しいし、何よりも新たに港、堤防、圃場整備が一体的に整備される今回を逃すと、二度と問題提起はできないだろうとの思いから質問をいたしました。全体的に見て港と用水路の問題は一緒でもあり、港の整備とともに漁業者にとって極めて重大な関心事でもあります。

現在、漁船のエンジンのトラブルの基になる稲わら等の流入は、営農再開もしておらず、今回の台風21号では被害はありませんでした。

しかし、人間の生産活動が再開されれば、必ず起き得る問題でもあります。エンジンの部品、どれ一つをとっても生産数が少ないために全体的に見て割高であると共に、分解しなければ持ち出すこともできず、業者に出張してもらるか、陸上に船を引き上げて修理してもらいようになりますので、1回につき出張費、工賃、部品代等で数十万円単位の請求も珍しくありません。何よりも操業ができないことが一番のダメージでもあります。私が思うに、現実に町で生活して生産活動をしている人たちが必要としている施設では自ずと優先順位が変わってくるものではないかと思いますが、併せて、中浜地区に排水揚水施設があったということは、近くに河川もなく、自然排水ができないためでもあり、震災後の地盤沈下もあり、営農再開をすれば大雨時の水田等の冠水問題を考えた時に、やはり必要な施設ではないかと考えます。

しかし、予算の面で中浜、請戸地区と2箇所が無理ならば片方に貯水池だけを造り、二つを水路でつなぐようなことも提案をいたし

ましたが、港内へのごみの流入問題を考えた時に、流末路の変更か、貯水池と防護柵等を設置するしか方法がないようにも思います。それにより少しでも港内に流れ込むごみの量が減れば長年の懸案であったエンジントラブル等にも大きく寄与することは目に見えて明らかであります。

町の復興計画の中には、中浜防潮樋門も計画されており、堤防の下を通す暗渠のようですが、ゲートを取り付け自然排水にするのか、それともポンプアップするのかで考え方は変わりますが、これに流水池、貯水池といいますか、そういうものを設けるのか、設けるとすればどのぐらいの貯水量になるか分かりませんが、流水路は港内か中浜樋門は別にしても、やはり海にダイレクトに流すのではなく、流水池、貯水池でも同じでありますけれどもワンクッション置いて、そこでごみを取り除いてから排水をすれば、漁業者のみならず環境にも優しい防災施設と考えますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 再質問にお答えします。

今のワラなどですが、旧港に流れていた水路、最初の答弁でも答弁しましたが、新新港に流れる排水路には何らかの対策を講じて参りたいと思っています。

この対策についても県等と協議していきまして、これで自然流下するという形で調整してありますので、技術的に可能かと事務サイドでは捉えているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 2番、高野武君。

○2番（高野 武君） ただいまの課長答弁は了解をいたしました。

最後に関連質問、流れ着いたごみは最終的にどうするのかという問題が出てきます。私が前に避難しておりました南相馬市の真野川漁港では、台風後の大雨等によるごみの流入で集まったごみが4 t ダンプ3台から5台、6台ということも珍しくありませんでした。

そこで、ごみの問題で誰が回収をして、誰が運搬をして処分をするのか、その費用はどうするのか、計画があれば伺いたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ごみ対策の関係については、当初の答弁で新新港に流れる排水路には何らかの対策を講じてまいりたいとご答弁しております。

今後、その何らかの対策等について町とか土地改良区とか農業者、それから漁協等とも協議してまいりたいと考えているところでござ

います。

○議長（紺野榮重君） 2番、高野武君。

○2番（高野 武君） 以上、漁業者のおかれている現状を理解していただきまして、港湾事務所や地元漁業者の意見を聞くなどして、圃場整備計画と共に、用水路整備計画もぜひ進めていただきたいと思います。

次に移ります。3点目の水産加工団地の排水路の件であります。

震災前の話ではありますけれども、請戸地区で営業しておりました一部の水産加工会社は排水を住宅地に流れる用水路に放出しており、農業用水が流れている時や大雨時にはまだよかったです、それ以外は滞留をしてもものすごい悪臭が発生し、近隣の住民よりかなりの苦情が来ておりました。

そんなことからお尋ねをいたします。事業者の計画書の中には排水処理施設等は含まれているのか。また処理能力の記載はあるのか、設計図面等は確認をしているのか。併せて排水路はどこを通して、どこに接続し排水する計画なのか伺いたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

水産加工団地は、県道浜街道と町道堀内新町線の交差点付近に予定しております。コウナゴやシラスなどの加工によって排水された水は、それぞれの加工業者が設置した浄化槽で浄化し、堀内新町線に沿って西から東に流れて、新新港へと流れる予定です。

処理施設（浄化槽）の確認は、入居予定の業者と、建設前に打合せを詳細に実施し、きちんと浄化したうえで排水するよう指導していきたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 2番、高野武君。

○2番（高野 武君） 口頭での説明でしたので、はっきり言って私個人的に詳しく存じませんので、できれば議会が終わってからでも結構ですので図面等をいただければ幸いに思います。よろしく願いいたします。

以前のようにこの問題に関しては、近隣には住宅もできると思いませんが、震災前のイメージ等もありますので、排水処理施設はしっかりと確認をしていただきたいと思います。

以上、排水問題を重点的に質問いたしました、これらの件は個別ではなく、総合的に計画を立てないと将来的に問題が発生することも考えられますし、何より大規模な復興計画が行われている今の機会を逃すと、これまでと同じ被害が出ますので、設計段階でのより慎重な情報収集と関係機関との話し合いをもとに計画を作成して

いただきたいと思ひます。

次に大きい2番目に移りたいと思ひます。

まず、増え続けるトリチウム汚染水の問題であります。今般の共同通信社1社のみの報道であります、東京電力の川村会長は、就任時の会見でトリチウム汚染水は貯蔵施設が満杯に近い状態なので、希釈して海洋放出するのが一番早く解決できるし、予算的にも安上がりだというような発言をしたことは、記憶に新しいことと思ひます。その後、各種団体からの猛烈な抗議に対しても前言を撤回するでもなく、また、福島県民に寄り添うとは言いながらもどこか他人事のような話にしか私には聞こえませんでした。

やっと魚も全魚種近く出荷解除になり、これからという時にこのような発言をするということは、福島県民、漁業者のみならず全産業に対してもさらなる風評被害と苦しみを強いるものであります。

東京電力ではこれまでも情報を小出しにして世論操作というか、自分の都合のいいように水路を引いて、半ば強引に物事を進めてきた感があります。これまでも遮水凍土壁や地下水バイパスの件であります、事前に工事を進めていて、完成近くになって、他に方法がないような形をつくってからばかり説明会を開くなどしておりますので、また、今回も同様の手法で問題提起というか世論の動きを見ている、そうしか私には見えてなりません。このような人物が相手では、これから先の話し合いに到底期待が持てるとは思ひませんが、町の再生、復興のためには避けて通れない問題であると思ひます。

さらには、東京電力を監視する立場の原子力規制委員会の更田新委員長までが本年10月25日付の福島民友新聞の報道で、東京電力の会長と全く同様の見解を示し、希釈して海洋放出するのが現実的で唯一の対策と考えている。それ以外の選択肢があるかのような議論は世間を欺く議論だと。ただ、その判断は地元の同意を基に行うべきだ。事故の責任を負う東電が地元をお願いをする他はない。その上で自治体の首長の話聞くことから始めたい。その際には田中前委員長と共に年内には伺いたいと考えているとの記事がありました。このことをもとに町としての方針を伺いたいと思ひます。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） ご質問にお答えいたします。

トリチウムを含む汚染水の処理は廃炉作業を行う上では、非常に重要な問題であると考えております。

その上で、資源エネルギー庁などは、トリチウム水の処理方法について議論を現在重ねておまして、その動向に注視しているところ

ろであります。

安易な海洋放出は、漁業者の皆さんが生業の再開に向けて尽力されていることに、水を差す行為であると考えております。そのため、東京電力には安易な発言や判断を控えるよう申し入れております。また、規制委員長などとの面会の際には、トリチウム水の海洋放出についての考え方などを直接お伺いし、意見を述べさせていただきたいと考えております。

よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 2番、高野武君。

○2番（高野 武君） 汚染水の処理問題に関しては、前の地下水バイパスの件でも県の説明会でも個人的に発言をいたしました。その時にオイルタンカーなどに汚染水処理施設、アルプスやサリーなどを積み込んで船内処理をした後に、環境省の言う国際的な排水基準値以下で問題はないという説明であるならば、福島県民ばかりに負担を押しつけないで公海上で処理水を放出すれば、タンクの増設問題や土壌汚染の問題も一度に解決できるのではないかと発言をいたしましたところ、汚染水の海洋放出は国際的に認められていないとの回答がありました。それではなんのための国際的な基準なのかと再度質問をいたしました。認められていないと、それ以上の回答は引き出せませんでした。

今でも疑問に思うのは、何故公海上はだめで、福島県内ならばいいのか。何故福島県内の住民、漁民だけが苦しまなければならないのかこの1点だけであります。予算的な面での発言であるならば、今回訪問したいと言っている原子力規制委員会の前委員長も同様の考えだと思いますので、今言ったようなことが参考になるとは到底思いませんが、これから長い時間のかかる問題でもありますので、町民のために言うべきことは言う姿勢で臨んでいただきたいと思っております。

なぜならば、更田新委員長の発言にもありますように希釈して海洋放出をするのが現実的で唯一の対策と考えている。それ以外の選択肢があるかのような議論は世間を欺く議論だと初めから結論ありきで自分たちの考えを押しつけに訪問するのは目に見えて明らかであります。

私は、技術的なことは専門家ではありませんから分かりませんが、一つだけ分かっていることは、これが東京電力と同じ手法なんだということです。この汚染水の放出に関しては、特に漁港のある富岡町、浪江町の影響が一番大きいように思いますし、今後の使用済み核燃料の取り出し、また、デブリの確認、取り出し

等問題は山積しておりますので、町としても毅然とした態度で臨み、町民の代弁者としてさらなる厳しい監視と対応に期待いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

大きい3番目であります。幾世橋地区の災害公営住宅は、来年3月の供給予定の2期分と合わせて85戸、再生賃貸住宅も供給され帰町人口も少しずつではありますが増えてきております。

しかし、帰町者が増えたと申しましても、老人世帯が多いように見受けられます。そんな中で買い物環境の整備は急務であると考えます。スーパーや個人商店は採算性の問題で中々出店には踏み切れないと思われれます。

そこで道の駅のような施設の整備が考えられますが、これもまた2、3年先の話であります。ならば、移動販売車等の導入も考えられますが、それとは別に道の駅が完成するまでの中継ぎとして道の駅のミニバージョンのような持ち込み型の店舗を町で提供することはできないか。

場所としては集合住宅の一画や、近隣の空き店舗等が考えられますが、思うに道の駅が完成する間近になってからテナントを募集するのではなく、その前段として協力をいただけないものか。そこに出品することによって販売のノウハウやある程度の数量も見通しが立つことと思いますので、将来、道の駅に移動しても役に立つのではと考えます。

さらには、集合団地の自治会の立ち上げと共に、自治会運営の店舗でも町で提供していただければ、個人で作り、食べきれない作物を持ち込んでもらうとか、魚介類は地元の漁協や水産会社に頼んで持ち込んでもらうとか、色々な可能性が考えられますし、また、集会所としても利用できれば、情報交換と共に老人世帯や一人暮らしの方々の安否確認にもつながり、人的交流ができれば、これからの自治会の運営にも役に立つのではと思われれます。

しかしながら、前回の全員協議会での担当課の説明によりますと、現在、協議中のところが1事業所あるとのことでしたが、その上で自分の考えを長々と述べましたが、そんな観点を基にお尋ねいたします。

まず第1に、町内に居住している人口の中で、役場職員や公務員以外で65歳以上の人口はどのぐらいか、また、全居住者に対する割合はどのぐらいなのかお尋ねいたします。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） ご質問にお答えします。

平成29年11月末現在の居住人口でございますが、440人となって

おります。また、役場職員等関係者を除きますと347人、そのうち、65歳以上の人数は194人、割合ですが56%と非常に高齢者の割合が高い状況にあります。

○議長（紺野榮重君） 2番、高野武君。

○2番（高野 武君） 老人の世帯が多いことが分かりましたのでそれをもとに次の質問に移りたいと思います。

集合住宅団地の自治会の立ち上げと共に、団地内に小型の店舗施設等と一緒にデマンドタクシーの乗り場でも設置すれば、そこから、遠方の病院や買い物にも行けますし、自ずと人の集まる場所になると思われまますので、そんな集会所のような機能を合わせ持つ施設を整備することはできないものかお尋ねいたします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

町内にお住まいの方々の買い物環境については、さらなる充実を図っていくことが目下の重要な課題であると考えております。議員ご質問の幾世橋地区内の集合団地等内に集会所機能を合わせ持つ小型店舗施設の整備につきましては、町としては、団地にお住まいの方だけでなく町内各地区に帰還されている方にとっても利便性の高い場所に整備することが大切であるため、ある程度利便性の高い場所に生鮮食料品を扱うスーパーマーケットなどの誘致を進めているところです。

なお、集会所機能については、幾世橋住宅団地、幾世橋集合住宅ともに集会所が整備されることになっております。自治会の皆様が集会所を自ら様々な形で積極的に有効利用いただくよう町としても促してまいります。

○議長（紺野榮重君） 2番、高野武君。

○2番（高野 武君） 年齢を重ねれば、車の運転も難しくなり、移動手段も限られることから、あまり遠出もできなくなります。しかし、今申したように、集会所の近くにデマンドタクシーの乗り場でもあれば、医療機関や買い物に行く時など周りの人々と会う機会も増えてくると思いますし、外出を控えれば安否確認も難しく、人との交流もなくなりますので、近くにこんな施設があれば、買い物ついでにこれらの問題も解決できるのではないかと考えます。公費で団地内や集会所等に仮設であろうとも買い物環境施設を設営すれば、運営上の制約や保健所等色々な問題も出てくるかと思いますが、関係機関と協議をすれば、解決できる方法もあると思いますので考えてみるべきことだと思います。先ほど申したように交流が増えれば住民の安否確認と共に、これから立ち上がる自治会の運営にも役に立

つのではと考えます。さらには、自分で作った作物等を持ち込むことにより小遣い稼ぎや日々の生きがいにもつながり、生産意欲もわいてくれば営農再開にもつながります。体の健康ばかりではなく精神的な心の健康にも貢献できるものと考えます。

以上、良い面も悪い面もあると思いますので、こんな提案もあったと参考にしていただければと思い、質問いたしました。これは提案でもありますので、答弁は入りません。

以上、お尋ねをいたしました。これからの町の姿に対し、行政の執行者も同じ町民などという考えのもとに町民と同じ目線で計画を立案し、執行していただき、町が残って良かったと多くの町民に実感していただけるよう町長始め、職員に皆様方のさらなる活躍に期待いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

丁寧なる答弁ありがとうございました。

○議長（紺野榮重君） 以上で、2番、高野武君の一般質問を終わります。

○議長（紺野榮重君） ここで10時25分まで休憩します。
(午前10時08分)

○議長（紺野榮重君） 再開します。
(午前10時25分)

◇佐々木 恵 寿 君

○議長（紺野榮重君） 9番、佐々木恵寿君の質問を許可します。
9番、佐々木恵寿君。

[9番 佐々木恵寿君登壇]

○9番（佐々木恵寿君） 9番、佐々木恵寿でございます。
一括質問方式により質問させていただきます。

この浪江町の役場の議事堂、3.11以来の一般質問であります。実に久しぶりという緊張感がございます。3.11の時に私が一般質問したテーマは種々ありましたが、実は後で確認をお願いしたいなとも思うんですけど、第一原発の老朽化対策、あるいは地震津波についてでありました。見事予言者になったわけでありませけれども、これから一般質問を行います。予言に満ちあふれた質問でありますので、どうぞよろしくお願いしたいなと思います。

さて、一部区域が避難指示解除となってから8カ月が経過をいたしました。これまでの議会でも多くの議員各位より解除後の課題について質問があり、議論を展開してきた次第でございます。これら

を踏まえ、次年度の当初予算をどのように編成していくか、執行部としても考えていかなければならない時期でございます。

そこで私からは、主に中心市街地を中心とした町の活性化対策、あるいは、まちづくりを今後どうしていくのかという観点とADR集団申立て、さらには国道の拡幅と改良、職員の労務管理とコンプライアンス等々について何点か質問を行いたいと思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

最初に中心市街地活性化につきまして質問いたします。

昨年度浪江町では、中心市街地活性化計画を策定しました。そこでは、「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか再生」を基本理念として、安全・安心のまちづくり、暮らしやすいまちづくり、集う、にぎわう、つながるまちづくり、浪江らしさがあるまちづくりの四つの目標を掲げて、施策の行動計画を示しております。

その行動計画をさらに具体的にすべく、町ではこの度、具体的な「実施計画」を策定したと伺いました。そこで、町はこの実施計画をどのような思いをもって策定したのか、この実施計画によって目指す姿はどのようなものなのかお尋ねいたします。

また、この計画に掲げられている事業費規模はどのくらいになるのか、財源はどのように考えているのかについてもお尋ねいたします。

中心市街地は私の住んでいる地域でありまして、町の顔とも言える権現堂地区は、解体が進んでいることもあって、随分と建物がなくなってスッキリしてしまったような感じがします。

ただ、スッキリしてしまっただけでは、町の活性化は望めず、ガラんとした中心街になってしまって、かつての商業で栄えた町に戻るのには難しく、したがって、さらなる事業再開のスピードアップが望まれるところでもございます。

そこで、中心市街地に限らず、官民合同チームの事業再開補助への申請や相談など、町はどう把握しているかお尋ねいたします。また、空き家空き地バンクを設置しているとは思いますが、居住用物件だけでなく中心市街地の空きオフィスの斡旋なども積極的に展開していくべきと思いますが、考えを伺います。

そのような事業再開を町としてしっかり後押ししていくことはもちろんですが、解体して空き地になっている土地をどのように活用していくかが大切であります。私としては、空き地になっている土地が虫食い状態であれば、区画整理などをするとか、町が買い取るとか何らかの手法を使って、使いやすい形にしていくなどの対応を

積極的に取っていくことが必要だと考えております。先般の全協において家屋の解体戸数と今後の解体戸数について明らかにされましたが、11月末においての状況をどう把握しているのか。そして家屋解体の終了見込時期や解体終了を予測した時の街並みの姿をどう予測しているのか。あるいは、解体で更地となった権現堂地区内の土地をどのように活用していく考えなのか、区画整理事業の考え方や取り組み状況について伺いたいと思います。

次に活気あるまちづくりのための公共施設配置について質問いたします。

実際に町に住んでいる町民が、日々生きがいを感じて、元気に過ごしていくにはどうしたらいいのかということであります。

町の中心市街地再生計画にもありますが、「集うまちづくり」を達成するには、単に買い物環境など商業者が活動しやすい町づくりだけでなく、町の公共施設をしっかりと活用していくことや、または、新たに再配置をしていかなければならないと考えております。

例えば、駅の西側には、スポーツセンターがありますが、屋外の施設はどうなのか。町長杯のバレーボール大会、双葉郡のスポーツ大会はスポーツセンターでできましたが、屋外でのスポーツやレクリエーションをやりたいという町民の声を聞いております。

また、まち中には中央公園があります。こういった施設を有効活用して、レクリエーションだったり、イベントだったり、子供が元気に遊ぶような場所にするなどの有効活用も急務であると思えます。

これらのような体の元気、健康づくりはもちろん、心の健康づくりも欠かすことはできません。公民館を充実させ、生涯学習にもしっかりと取り組んで心の健康をサポートすることで、心身共に豊かになってもらうことが大切なのではないでしょうか。せっかくスポーツセンターの近くには、ふれあいセンターもあるわけですから、そういった活用も一案だと思います。これらが一体としてコンパクトなエリアに整備されることで、新たなまちづくりが進み、住民帰還も高まってくるのではないかと考えております。

そこで、お尋ねします。プールや雨天時でもゲートボールなどができる屋内運動場などの様々な健康施設や生涯学習施設などについて町長はどのように整備を考えているのか、そして、どのようにそれらを整備していこうと考えているのか町長の考えを伺いたいと思います。

まちづくり会社をどう運営していくのかという観点で質問をいたします。

新たなまちづくりを担うことになるであろう「まちづくり会社」について伺うわけではありますが、今年度の当初予算には、帰還後の町内における様々な課題を解決するとともに、交流・情報発信拠点施設等の管理運営にあたる組織として、「まちづくり会社」の整備に3000万円を計上しております。

まず、「まちづくり会社」の設立に向けて、現在どのような状況になっているのかお尋ねをいたします。そのうえで、先ほど述べた二つの大きなテーマにも関連してくるんですが、この「まちづくり会社」に何を担ってもらおうかという観点でございます。道の駅の運営に向けたことはいずれ出てくるものなので当然ではありますが、当初予算では町内の様々な課題を解決するためとして計上されております。

私の所には、帰還して町民から、「帰ってきたけれど何をしたらいいのか分からない」、「誰が帰ってきているか分からない」「集まれる機会をつくってほしい」といった声が多数寄せられております。私は、こういった声に応える存在がまちづくり会社だと思えますし、町民と一緒に元気なまちづくりをしていかなければならないと考えているところであります。そこで、まちづくり会社には、どのような活動、事業をしてもらうことを現時点で考えているのか、町の考えを伺いたいと思えます。

次に企業誘致についてご質問いたします。

先月、藤橋の旧浪江日本ブレーキ跡に整備した工業団地に日産系の関連会社である「フォーアールエナジー」と町の立地協定が締結されました。避難指示解除後第1号として立地が決まったということは非常に嬉しいニュースですし、事業内容が使用済みバッテリーの再生産を行うということで、これも国内では初めてと言ってよく、こういう企業が浪江に立地することは、町外、県外への強い発信になりますし、若者の定着と言った面でも大きなプラスになるものと期待しているところであります。

町長も協定式では、復興のパートナーになってもらいたいとおっしゃってました。私は、このフォーアールエナジーには、操業はもちろん、町づくりのパートナーに具体的にかかわってほしいと感じております。

そこで、町は、フォーアールエナジーの立地を踏まえ、どのように町づくりを進めていきたいと考えているか伺いたいと思えます。また、このように企業誘致は、浪江の復興にとって大きな鍵となるものであります。現在の自立帰還の立地補助金は避難指示解除後の1年間は最大4分の3補助されるので、今、申請をしてもらうこと

が大きなインセンティブになるわけであります。そこで、現在、「自立・帰還支援雇用創出立地補助金」を申請している企業はどのくらいになっており、どのような状況になっているか伺いたいと思います。

また、避難指示解除後1年までは、あと4カ月です。この4カ月のうちに申請できるようにするため、国は3月末まで申請を受け付けてもらうようにすべきと考えますが、町の考えを伺いたいと思います。

次に帰還困難区域の再生をどう進めるのかという観点で質問をいたします。

帰還困難区域は、中心市街地のにぎわいづくりという面では若干違いますが、大きな浪江町のまちづくりという観点から質問したいと思います。

町では、先月11月13日の全員協議会やその後の行政区長会を経て、特定復興再生拠点区域復興再生計画を決定し、県への同意を経た上で、国に正式に申請がなされた状態であります。

まず、現在の国との協議の状況、その際の課題が何なのかお尋ねします。その上で、いつごろ認定されるのかお伺いをしたいと思います。また、認定を受ければ、いつから計画に則った事業が開始されるのでしょうか。5年後の避難指示解除を目指すといっても一刻も早く取り掛かるにこしたことはありません。国の来年度予算編成まで待つ必要があるのか。町として、認定後どのようなスケジュール感で計画実行に着手するつもりなのか考え方を伺いたいと思います。

帰還困難区域の再生にいよいよ着手するとなれば、役場内の体制がどのようになるのかが心配であります。現在でも人が常に不足するなか、解除区域の復興再生に当たりながら、今度は帰還困難区域の再生がプラスされてくるわけであります。業務量がまた増え、職員の負担になってくるのではないかと感じております。当然、避難先で暮らす住民への支援も引き続き大切ではありますが、浪江町の再生という点を考慮し、避難先での支援体制の縮小ということも考えながら、帰還困難区域の再生を推進していく体制が重要であると考えます。

そこで、現在の町外の出張所等について縮小等も含めた見直しを進める必要があると思いますが、町の考えを伺いたいと思います。

また、帰還困難区域の再生を進めるため、町の体制についてどのように考えているか伺いたいと思います。

次に、ADR集団申し立ての今後の方向性について質問いたしま

す。

町が町民の1万5000人以上を代理して行っております浪江町ADR集団申立ては、平成29年2月に1名の方の和解が成立している状況であります。平成25年5月に原子力損害賠償紛争解決センターに申立書を提出して以来、長い年月と多くの労力や関係者の多大な努力を費やしてきました。1名の方の和解成立により、和解案の正当性が確認され、さらに東電はADRの和解案を尊重すると公表していながら現在に至っております。先ほど町長からの報告もございましたが、これまでの経過と現況について、どう捉えているか詳しくお聞かせをしていただきたいと思います。

町は先般の全員協議会で個別和解への対応において平成26年3月の和解案どおりの内容でなければ和解には応じないとしておりまして、これを東電が拒否している以上、実質的な和解拒否の回答としているため、実質的に和解拒否となり、仲介委員による和解仲介の打ち切りが決定される可能性があるとの報告を受けました。

仮に打ち切りとなった場合、今後の対応として、町民はもとより関係各位への周知説明は必須となりますが、今後の目指すべき方向性、そして考え方をお伺いしたいと思います。

国道114号拡幅事業の進捗と町内の国道の改良について質問いたします。

国道114号浪江拡幅事業の進捗については、これまでも長い歴史の中、進められ、震災の影響により約2年間の工事の中断があったものの平成27年に完了いたしました。しかしながら当該工事箇所を含む浪江町中心市街地周辺は、震災後、浪江町復興まちづくり計画における復興拠点に位置付けられ、本工事の早期完成は浪江町の復興にとり不可欠のものとなりました。国道114号は地域の方々が帰還する上で重要なインフラであるため、連続する浪江拡幅2工区(460m)についても平成27年度に事業着手しており、今後、1日も早い完了を待たれているところであります。調査・設計が終了し、用地買収の段階に入っている状況下にあると思いますが、拡幅事業の進捗状況について伺いたいと思います。また、当該拡幅事業は道の駅新設事業とも相まったものとなっておりますその進捗についても併せて伺いたいと思います。

国道114号始め町内の国道と288号の道路改良について伺いたいと思います。特に114号と288号は阿武隈山地を通過するため、山間を縫うように道路が走っているため、カーブが多く狭隘なところが少なくありません。そのため、これまでも拡幅事業とは別に、道路改良を求めるべく陳情や要望活動を展開してまいりました。これら重

要路線の改良期成同盟会の活動状況や今後の在り方についてどう考えているか所見を伺いたいと思います。

次に職員の労務管理とコンプライアンスについてご質問をいたします。

政府は一億総活躍社会を実現するための改革として働き方改革を推進していることはご案内のとおりでございます。働き方改革は、一億総活躍社会の実現に向けた最大のチャレンジであり、日本の企業や暮らし方の文化を変えるものであります。厚生労働省では、女性も男性も、高齢者も若者も障がいや難病のある方も、一人ひとりのニーズにあった、納得のいく働き方を実現するため、働き方改革の実現に向けて取組みを進めていくとしております。働き方改革の最重要事項は長時間労働・非正規と正社員の格差・労働人口不足とされている状況であります。これらを照らし合わせ浪江町役場の職員の労働環境はこの働き方改革という観点に比べ、どのような状況にあるのか伺いたいと思います。

時代の流れやその時々々の環境により労働環境は変化してきてまいりました。今、職員の皆さんは大震災と原発事故によりかつて経験したことのないような労働環境にあるのも事実であると思います。時間外労働や日々の勤怠管理はどういう状況にあるのか伺いたいと思います。

町民の間から寄せられる声として、職員の勤務状況について次のようなことが多く出されております。

一つは、服装であります。町職員としての職務にあたり適切でない服装が散見するというものであります。また、震災の影響もあり職員の入れ替わりが多くなったことや多くの臨時職員の採用、他の自治体の応援職員、国や県からの職員が多く在籍している状況から「誰が職員でどなたがそうでないのか分からない」といった現象が顕著になってしまっている現況があります。

このような問題を解決するために、服装や名札、職位や名簿などにより町民へどう対応すべきか検討する考えはないか伺いたいと思います。

次に職員のコンプライアンス遵守状況について伺いたいと思います。

避難状況による遠距離の通勤、始業時間ぎりぎりの出勤、出張の管理、残業時間の状況、残業の指示命令の判断、職員としてふさわしい服装の着用状況、飲酒運転や交通事故への対応、パソコンや文書・資料の管理、机上や書庫の整理整頓などなどが適切に行われていないと、結果としてコンプライアンス遵守とはならないものであ

ります。これら最小限、履行すべき事柄についてどう対応しているか伺いたいと思います。職員は日々業務を行う中で町長の方針を十分理解し、その持ち場持ち場において報告・連絡・相談などを徹底し業務の進捗を適切に管理し職務に当たっていくことは至極当然のことだと思います。それぞれ所属ごとにこのような連絡周知体制とミーティングの状況や町長の方針を全職員へどのように伝えて、その方針を理解し職務にあたっているのか伺いたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） ご質問にお答えいたします。

私からは大きな2番の活気あるまちづくりのための公共施設の配置についての（1）にお答えをいたします。

震災からの復興、町民の帰還を進めるにあたっては、生活の基盤となる公共インフラの復旧・整備に取り組んでまいりましたが、議員お質しのとおり、今後、子供から大人まで、帰町されるすべての町民が生き生きと健康的に過ごせるよう、町民の健康づくりに取り組む必要があると考えております。浪江町復興計画（第二次）においても、町民の健康づくりの一環として、スポーツに親しむ場づくりを施策の一つとして掲げております。

そのため、今月中にも、早急に、町民を交えた検討委員会を立ち上げ、町内の既存運動公園の改廃や、プールなど新たな健康・運動施設の整備について、必要性、あるいは配置等を含めて、総合的に検討を行って最終的な答申をいただきたいと考えております。

次に飛びまして、大きな6番のADR集団申立ての今後の方向性についての（1）ADRの現況についてご質問にお答えをいたします。

行政報告の中でも申し上げましたとおり、町側、東京電力、双方の主張が相容れない状態にあり、和解仲介の協議は平行線をたどっております。

このため、現在は、仲介委員による今後の対応を注視しているところであり、その後の状況によりまして、議会等へ、ご説明の機会を設けさせていただきたいと考えております。

そして、2番の今後の目指すべき方向性についてはどうなのかというご質問にお答えいたします。

仮に和解仲介が打ち切りとなった場合、その後の方向性につきましては、ADR集団申立てに代えて、町としてどういった取り組みや支援が可能なのかを含めて、弁護団の先生方と相談の上、検討してまいりたいと考えております。その上で、議会始め町民の皆様、

関係各位への周知を進めてまいりたいと考えております。

以上です。他の質問については、担当課長が答弁いたしますので
よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、質問事項1番の中心市街地
活性化について。（1）どのような思いで計画を策定したのか。続
いて、（2）の実施計画の目指す姿はどのようなものになるのかの
ご質問にお答えいたします。

中心市街地の一日も早い復旧・復興を目指し、その再生の方向性
を明確にするため、平成29年3月に「中心市街地再生計画」を策定
しました。この計画を着実に推進すると共に各種施策の具現化を図
るため実施計画を策定するものでございます。この実施計画により、
平成32年度までの4年間の計画期間内に中心市街地の良好な居住環
境の整備、人と人との交流促進、商業施設等の立地、各種イベント
等を通じた浪江のよさの発信などを目指してまいります。

一方で、帰還人口の推移や再開事業者の採算性、中長期的な土地
利用のあり方など、課題解決に時間を要するものもあることから、
町民、地権者、事業者などと一体となって話し合いを重ねながら、
中心市街地の再生に取り組んでまいりたいと考えてございます。

続きまして、（3）のこの計画の事業規模や財源をどのように考
えているのかのご質問にお答えいたします。

実施計画に位置づけました47事業の実施にあたりましては、総額
で約128億円程度の事業費を見込んでおりますが、これらの具現化
のためには、多額の財源が必要となります。

特に、事業規模の大きな事業や新規事業につきましては、復興財
源をはじめ、国県等の補助事業の活用が必須と考えておりますので、
補助採択を目指し、財源協議を重ねていきたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 次に（4）官民合同チームの事業再開
補助申請や相談をどう把握しているのかのご質問にお答えします。

官民合同チームとの情報交換につきましては、毎週木曜日に官民
合同チーム担当者が庁舎内において相談ブースを設置しており、申
請希望者との相談のほか、町や官民合同チーム担当者間の情報交換
を行っております。さらには月1回南相馬事務所やいわき事務所の
担当者も交え、情報交換を行っており、相談や申請の状況、町から
の要請など積極的に協議しております。現在、官民合同チームの事
業者への訪問件数は11月20日現在1023件で、うち町内で事業再開済
み、もしくは将来的に事業を町内で再開したいという意向をお持ち

の事業者は235件、25%となっております。福島県の補助金であります事業再開等支援補助金の申請については、町、官民合同チームだけではなく、商工会も交え、事業者の現在の状況やニーズを踏まえながら支援を行えるよう、補助金申請時期には三者で集まり、事業者ごとの支援方法について相談する場を設けております。

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは（5）の空き家・空き地バンクによる中心市街地の店舗、オフィスの斡旋についてお答えをいたします。

現在、実施している「空き家・空き地バンク」は、個人の居住用住宅を対象としております。これは、町外への長期避難生活により管理ができないなどの理由で所有住宅の売却等をしたいが、不動産取引に不慣れな住宅所有者の方に対し、町が情報提供の窓口になることにより不動産取引に対するハードルを下げ、町内に新たな住まいを希望する方へ住宅を提供し、居住人口の増加につなげることを目的としているためです。

また、ただいま申し上げた事業内容で福島県地域創生総合支援事業による補助を受けておりますので、現時点では事業用物件を取り扱うことができません。問い合わせ等がありましたら町内不動産業者等を紹介したいと思います。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 家屋解体の実施状況や今後の解体戸数について、11月末現在及び解体終了時期についてお答えいたします。

家屋解体の実施状況につきましては、11月末現在で解体工事完了件数は1810件となっております。また、11月末現在で家屋解体申請件数が、2991件となっております。今後の解体戸数の把握については、被災家屋等解体申請受付を平成30年3月30日としており、現在、月に100件程度の申請受付があることから、3400件程度と見込んでおります。

なお、現時点での家屋解体終了時期についてですが、環境省におきましては、平成31年12月末としておるところでございます。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 次の質問であります家屋解体の終了見込みや最終的な街並みの姿をどう予測し、どう活用していくのかのご質問にお答えいたします。

震災以降、家屋の解体が進むとともに、空き家・空き地が増加しており、中心市街地再生の大きな課題であると捉えております。

今年度、一部地権者の方に行ったアンケート調査の結果では、土

地利用の方針が明確になっている方は、極わずかであり、大半の方は、将来、自身の土地をどのように活用するか迷っておられました。

一方、公共事業など町の事業には協力したいとの意向を大半の方がお持ちであることから、現在、町において、中心市街地への事業導入や施設配置方針、財源などについて研究を行っているところでございます。

つきましては、これらの結果をできるだけ早く関係者の皆様にお示しし、合意形成を図りながら、まちづくりを推進し、中心市街地再生計画が目指す将来像の達成に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 次に3番のまちづくり会社をどう運営していくのかの（1）まちづくり会社の設立に向けての進捗状況について。それから（2）まちづくり会社が行う活動や事業はのご質問にお答えします。

現在、今年度中に一般社団法人としてまちづくり会社を設立することを目指して、事務所や職員の確保についても準備を進めてまいります。

このまちづくり会社の主な活動や事業想定ですが「交流・情報発信拠点（道の駅）」の管理運営を担う団体として、これから整備する同施設のソフト部分の検討へ参画してもらう予定です。

また、議員お質しのとおり、現在の町内コミュニティが希薄になっている状況もございます。そのため、地域住民の課題解決促進のため地域コーディネート事業を実施することを計画しております。その中で地域単位にて地域の維持や景観の保持など必要な課題を吸い上げ、それぞれの地域課題の解決を進めるとともに、町民自身による活動を促していくことを想定しています。

さらには、町内イベント事業や収益事業として団体の視察アテンドや視察ツアーの実施、来町者への自転車などの移動手段のレンタル事業なども検討しております。

次に4企業誘致についての（1）フォーアールエナジーの誘致を踏まえたまちづくりはのご質問にお答えします。

フォーアールエナジー株式会社とは、10月25日に「工場立地に関する基本協定」を締結したところであり、使用済み車載用バッテリーの再利用・再生品化工場を立地いただきます。

また、町が実施していくスマートコミュニティ事業にも、大変共鳴をいただいているところであり、事業実施に向けて積極的に参画いただく予定となっております。

このように再生可能エネルギーを利用したまちづくりを推進していく当町にとって象徴的な事業者であると大変期待をしているところであり、雇用の場や地域経済の再生に留まらず、今後の浪江町の発展に向けて、まちづくりのパートナーとしても共に歩んでいきたいと考えております。

次に（２）の自立帰還支援雇用創出立地補助金の申請数はのご質問にお答えします。

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金については、第２次公募が平成29年６月９日から９月８日までの期間に行われ、11月10日に採択事業の一覧が公表されております。当町への立地希望としては５事業者が採択されました。

今後、採択企業と打ち合わせを重ね、実際の立地につながるようしっかりと進めてまいります。

次に（３）自立帰還支援雇用創出立地補助金の申請期間についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、同補助金は避難指示解除後１年が経過しますと補助率が下がる制度となっております。このため、国に対し、年度内に再度公募を開始していただけるよう、国、県を交えた浪江町の復興加速に向けた協議会などを通じ、強く要望しているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 次の質問でございます。帰還困難区域の再生をどうすすめるのかと。（１）国との協議等で何が課題で問題点は何か、認定の見込みはのご質問にお答えいたします。

帰還困難区域における特定復興再生拠点区域・復興再生計画の策定及び計画認定にあたりましては、改正福島特措法に適合することが求められております。

国との協議におきましても、法に定める、おおむね５年以内に、避難指示解除に支障のない放射線量に低減する見込みが確実であること、住民のコミュニティ再生や経済活動の再開が見込まれること、適正な規模であり効率的な整備が可能であること等が求められております。

この度選定した３区域については、住民の帰還や事業再開等が見込まれる区域であり、放射線量を含め、法に規定する条件に適合する見込みがある区域として選定したものであり、年内にも国においても認定いただきたいと考えておるところでございます。

次の（２）国の認定後、どのようなスケジュールで計画実行に着手するのかのご質問にお答えします。

今後のスケジュールにつきましては、計画認定後、速やかに、国・県・町による全体連絡会を組成し、全体のスケジュール調整と必要な予算確保を図ってまいりたいと考えております。

また、農業再開ゾーンにおける圃場整備をはじめ、計画の実効性を確保するため、拠点区域の関係者等と協議を行い、具体的な事業計画を決定してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは（3）の町外の出張所の再編についてお答えいたします。

現在の組織体制が、限られた職員数での行政運営となっていること、現在でも復興再生に向けた多様な行政課題を抱えていること、さらにはお質しのとおり、今後、本格的に帰還困難区域の再生に向けた業務が発生してくることなどから、役場組織の体制の維持・構築が重要な課題となっております。これらを踏まえ、県内の各出張所のあり方につきまして、現在事務機構改善委員会において、議論を進めているところでございます。

今後、当委員会からの答申を踏まえ、適切な組織体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 大きな7番の（1）国道114号拡幅事業の進捗状況についてお答えいたします。

国道114号浪江拡幅2工区につきましては、平成27年度から事業着手し、平成30年代前半の完成を目指して進めております。現在は設計及び用地等の地権者交渉を進めており、用地取得率は平成29年11月末現在で全体の約3割が契約手続きを済ませている状況であります。

道の駅の進捗状況は、基本設計が完了しております。用地取得に関しましては、年度末を目途に手続きを進めております。併せて年度内に造成工事の実施設計を発注予定です。そして平成30年度に造成工事、平成31年度に本体工事を予定しております。

（2）国道114号のほか、町内の国道改良の状況についてお答えいたします。

要望活動の状況ですが、国道114号整備促進期成同盟会は浪江町が事務局を担当しております。震災後、本来の活動ができない状況が続いておりましたが、今年度、書面による総会を実施し、浪江町長が会長となる議案の承認をいただいたところです。今後の国道114号整備促進期成同盟会の活動については、改良工事の早期完成に向け会員自治体の皆様と共に協力して要望活動を展開してまいり

ます。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） 8番の職員の労務管理とコンプライアンスについての（1）の職員の労働環境についてお答えします。

議員お質しの職員の労働環境につきましては、通常の行政事務に加えて、震災復興業務を進めている状況にございまして、先程も答弁しましたとおり、現在限られた職員数での行政運営となっていること、また、現在抱える多様な行政課題の解決に向けた体制の維持・構築が重要な課題となっております。

国が示している働き方改革実行計画は、非正規雇用の処遇改善や賃金引き上げと労働生産性向上、長時間労働の是正など、民間の働き方の改善を進めるための具体的な計画となっております。

当町における職員の時間外労働や日々の勤怠管理につきましては、職員服務規程に基づいて、タイムカードでの出退勤管理や所属長による時間外勤務命令を基本としておりますが、先程も申し上げましたとおり、通常業務と震災復興業務を同時に進めている状況にあり、予算規模からも分かりますように、膨大な事業を推進する人員が不足していることが、時間外労働時間の増加の原因と捉えております。

こうした状況を改善するため、新規採用職員の募集をはじめ、任期付職員の採用、退職職員の再任用、復興庁派遣職員の要請等、あらゆる方法を駆使して人材確保に努めているところでございます。

続いて（2）の職員のコンプライアンス遵守状況についてでございますが、議員お質しの服装や名札の着用につきましては、制服の指定など特に規定はございませんが、地方公務員法における信用失墜行為の禁止の規定において、町民の皆様には信用していただけるよう、不快な思いをさせないよう、指導をしているところでございます。

また、出退勤や出張、時間外勤務の管理等は職員服務規定に則り管理しているところであり、飲酒運転や交通事故等については、安全運転管理者から指導しているところでございます。ただ、業務量の増加に伴ってご指摘のとおり、書類やパソコン内文書の整理整頓が適切に行われていないケースもございまして、全体として乱雑な職場環境にもあることから、職員には今後とも法令を遵守し、町民の皆様には信頼されるよう指導してまいります。

（3）町長の方針等について全職員にどう伝えているのかのご質問でございますが、町長の方針等の伝達方法につきましては、町の重要施策の決定機関である庁議において、所属長に指示伝達をし、

所属長を通じて各課において全職員に情報共有がなされております。

また、町長と若手職員との意見交換会を積極的に実施しているほか、総務課秘書係より定期的に「町長室だより」を全職員に向け庁内メールで配信し、町長の考えや方針を共有しているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 9番、佐々木恵寿君。

○9番（佐々木恵寿君） 再質問を行います。

まず中心市街地活性化につきましてですが、これは今日初めて一般質問したのではなくて以前にも行っておりまして、その間、様々な意見を交換したり、あるいは議員間でもいろんな議論がございました。とはいえ、中々具体的なものが見えない、あるいは前に進んだ姿が表に出ないということもあって、現実に町民からは本当に今後町の中をどうするんだという大きな声がございます。

しかしながら、現実的に私自身も説明を中々具体的にできないものもあったり、あるいは非常に大きな事業でありますので、今後一刻も早く目に見える姿を示してもらいたいと考えております。特に市街地の町並みというんですか、家がなくなったところに何をどうするのかという素朴な疑問が町民それぞれが現実に不安を抱いているわけです。区画整理事業等も相まって、どうなっていくのかということが誰も分からない状況にありますので、URという専門が入っているにもかかわらず中々前に出ないので、そこを早急に明らかにして町民に示すべきなのではないかという思いがありますので、具体的に一つ突っ込んだ答弁をお願いしたいと思います。

それから、種々公共施設につきましては、それなりの検討会を立ち上げるということでもあります。早急にこれも示す必要がありますので、町民を入れて十分な検討会を進めてもらいたいとも思います。幸いスポーツセンターがあるものの、いわゆる生涯学習機能施設というのは不足しているのが現実であります。人が心豊かに生活するためにもそういった今後の公共施設の配置について十分な検討をさらに進めてもらいたいと思います。

次に、まちづくり会社でありますけれども、震災前から私、道の駅に関心が高くて震災前の一般質問でも、今は津島に活性化センターというものができましたが、あの辺りに道の駅を設置してはという一般質問をしたこともありました。というぐらいに道の駅オタクであります。普段、個人的にも各種いろんなところに行った際には道の駅に寄って、道の駅の運営がどういう状況になっているのか聞いてみるんですね、あえて、飯食ったついでに。そういった時にや

はりこのまちづくり会社、あるいはこの第3セクターというんですか、公社等を通じて運営しているところが多いようでありませうけれども、特にこの避難を受けて、今後のまちづくりの観点から住民が入ったまちづくり会社の存在は、非常に期待が大きいものと思います。そして、道の駅の運営にもかかわる、あるいは町の復興に大きくかかわっていくというものにしなければならないと思いますので、今後適正なまちづくりの会社としての発足に向けて進めてもらいたいと思います。そして、現実的に役員がどういう構成になるのか、あるいはその時期はいつを目指すのかという観点でもう一度答弁願いたいと思います。

あとは職員の労務管理、コンプライアンス関係についてでありますけれども、ある若手職員でトヨタの改善という本を読んでいた方がおりました。トヨタという世界に冠たる会社がどう常に改善を行うかというものでありまして、製造業の会社でありますから、そういう改善をしていくのが生産性につながるということからして、会社として常に改善を繰り返すということだと思います。そういったことが公務員である役場職員の皆さんも日々の業務に当たっては、やはりトヨタの改善をそのまま真似しろとは言いませんが、常に改善を行っていくという姿勢は必要ではないかと思えます。若手の職員の方が、そういった本を読んでいるということは、関心が高い、あるいは関心があるということもあると思えます。そういった声を職場全体の雰囲気として取り入れて、あるいは法律の型にはまったような姿勢だけじゃなく、いろんなアイデアをもって職場環境を良くしていく、さらにはコンプライアンスの遵守につなげていくという全体的な雰囲気が必要なのではないかなと思えますので、特に労務環境が厳しいということであれば、なおさらそのところを直していくということが非常に大事なのではないかと思うわけでありませう。厳しい、大変だということだけでは物事が進みませうので、業務量が多い、然らば何をすれば良いのか、答弁ではあらゆる方策をとっているということでありませうけれども、事業量が多いということは、そこに大きな課題があるわけなので、そこを具体的にどう進めていくのかということが非常に肝要であると思えます。

したがって、仕事量が多い少ないにかかわらず、職務に対する姿勢として常に自らの姿勢を正していくという観点からそういった改善が必要なのではないかなという意味合いでそこを求めたいと思えますが、常平生の時間に流されるのではなく、常に毎日毎日注意して改善していくべきものがあると思えますので、そういう雰囲気づくりを今後どうしていくのかということをお答え願いたいと思いま

す。

町民の目からは昔からよく役場の職員の皆さんは言われるんですけども、何となく暇そうにしているみたいなそういう言い方をする方が結構多いんです。決して暇なわけではなくて、それぞれの職務を全うしているわけなんです、そう見えてしまう、それは何故なのかというところがあると思います。

やはり、そこは常日頃の姿勢だとか服装ももちろんそうなんですけれども、そういった全体的な職務に対する姿勢が何か不足しているのではないかなと見られるわけであると思うんです。そこをどうしていくのかということが大きな課題であると。例えば、役場の駐車場周りの草むしりだとか、あるいは自らの机の周りの整理整頓、あるいは掃除ですね、あるいは大きな掃除は別の方がやっているからやらないんだということではなくて、そういった小さなことを常にやっていく必要があるのではないかと思います。

それから、業務量が多いということもあって、机の周りが乱雑になっている状況が見受けられます。コンプライアンス重視という観点からすれば、業務が終われば机の上には何も置かないというのが当然のことですので、そういったこともきちっとしていくべきではないのかと思っております。再質問は以上であります。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは中心市街地の再質問にお答えしたいと思います。

議員お質しのとおり、中心市街地の中で空き家・空き地が増加しております、町としても大きな課題であると捉えてございます。

先程の答弁と重なりますけれども、一部の地権者の方にアンケートをとった結果によりましては中々ご自分での利用というよりは何か公共事業等の協力をしたいという方もいらっしゃるということで、現在、色々事業について研究等もしております。議員からありましたようにUR、そういった専門業者等も含めて研究してございますので、できれば、町民の方のご期待と言いますか、議員のご期待には添えるよう、早く事業手法であったり財源であったりそういったものを取りまとめまして、関係者の方々にいち早くお示ししながら中心市街地の再生になお一層努力したいと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 再質問にお答えいたします。

まちづくり会社の役員構成はどうなっているのかということでございますが、今後、一般社団法人として会社を設立いたします。そ

の際に設立登記とかが必要になってきますので、それまでには役員構成、それから職員等について確定をしまいたいと考えているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） 職員の労務管理につきましてでございますが、やはり多忙の中にも職員研修などを実施して、接遇も含めて企画力なりそういった創造力なりを向上するための研修とか業務改善の提案能力を付けるための研修とかそういったものに積極的に職員を派遣して、そういった能力を身につけさせるようにしていきたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 9番、佐々木恵寿君。

○9番（佐々木恵寿君） 再々質問を行います。

復興再生拠点の問題で、帰還困難区域の問題で津島地区のことなんですけど、今日は後ほど別の議員の方が質問するかと思うんですけど、住民との関係で合意を得た、あるいは地元区長会との合意を得て決定したという報告を受けました。一方で住民の意見が反映されていない、あるいは区長がそう言っていないんだという方もいらっしゃいます。その住民との合意というか事前の協議相談の決定、あるいはその方向性がなんなのかというところが曖昧に映ったんです。町からの報告ではきちんとした事前のやりとりはあったんだと、合意を得て申請に至るということでありましたので、それはそれとしてこれが進むのが当然のことであると思っておりますけれども、それに異を唱える声があるということが具体的にどういうことなのかがよく分からない点があるので、その声が届いているのか、あるいは届いているとすれば、どういうやりとりでどう考えているのかお聞かせいただきたいと思えます。

それから、職員の皆さんに限らずなんですけど、勤務中のたばこの問題なんですけれども、私はたばこ吸わないんで、その心情、心境は直接的には分からないんですけど、町民の皆さんが1時間に1回たばこ休憩を取って7回取ると、その時間は税金の無駄遣いなのではないかとか、あるいは職場環境としてたばこの分煙をしたために、そこで大切な話が行われているのではないかとか、そういった声があります。

一方で、郡山市が最近のニュースでありましたとおり、公共施設が禁煙になるということもあって、それは一般質問で通告してませんで別なんですけど、職員の皆さんのたばこの吸い方の有り様について何らかの何かが必要ではないかなと思うんですけど、大変ぼんやりした質問で申し訳ないんですけど、どう捉えているのか。そこを

お聞かせいただきたいと思います。愛煙家の皆さんには大変恐縮ですけれど、よろしくをお願いします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 帰還困難区域の質問にお答えいたします。

帰還困難区域の再生につきましては、昨年度来から色々地元の区長さん方、あるいは議員の方々とも協議を重ねてきましたけれども、求めるのは町としても帰還困難全域の避難指示解除、除染であります。その中で中々一度に全域を除染解除するのは難しいということを取りあえず第1ステップとして拠点を整備するというをそういう意味ではそういったところに合意いただいて、町の復興計画にもきちっと示したところでございます。

さらに区域の設定に関しましては、どうしても三要件と言いますか、放射線量から言われるそういった要件がございますので、津島地区につきましては、町として避難指示が解除できるような放射線量のある区域をある程度こちらでお示したということでございます。その区域については区長会からいただいた区域の中に含まれるような区域でございましたので、町としては、順当な区域であるということで説明会等で区域の設定についてご説明したところでございます。

あと、計画内容についての合意という意味では、実際の圃場整備でありますとか、それから各種公共施設の復旧整備といった形については、これから地域の方々と実施計画に向けて協議を重ねていきますので、その中で合意という意味では、地域の方と合意を図っていきながら計画を進めていきたいと考えてございます。ということで、町としての合意という捉え方としては今言った観点で事業を進めているというところでございます。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） たばこの問題でございますけれども、分煙室は整備しております。分煙室の中で打ち合わせをするという機会もあろうかと思いますが、やはり職務専念義務の問題がありますので、町民の方々から見て、それに違反しているような状態にならないように適切に指導してまいります。

○議長（紺野榮重君） 以上で、9番、佐々木恵寿君の一般質問を終わります。

○議長（紺野榮重君） ここで昼食のため午後1時まで休憩します。

（午前11時32分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午後 1時00分）

◇山崎博文君

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君の質問を許可します。

12番、山崎博文君。

[12番 山崎博文君登壇]

○12番（山崎博文君） 12番、山崎博文です。

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。質問方式は、一問一答方式でお願いいたします。

3月31日に町は、帰還困難区域を除き避難指示が解除となり、6年9カ月が経過しようとしています。この間、馬場町長を始め職員の皆さんにおかれましては、通常業務のほかに復旧・復興に関する業務など多忙極まりない日々が続いています。国立感染症研究所は、1日インフルエンザが全国的な流行期に入ったと発表しました。どうか健康に留意され、業務遂行をお願いしたいと思います。

また、先月19日に開催されました市町村対抗駅伝においてチーム編成や練習時間がままならぬ中、総合26位、町の部9位入賞と好成績を収められました。大変明るいニュースを町民に提供いただきました。選手並びに関係者にご慰労と感謝を申し上げます。

そして、7年ぶりに十日市が町内で開催されました。町内居住者や避難先からの多くの町民でにぎわい、2日間の開催ではありましたが、笑顔あふれる十日市であったと思います。このにぎわいと笑顔を取り戻さなければならぬと再確認をした次第でございます。

さて、6月定例会で行った私の一般質問は、一部地域を除き解除後3カ月が過ぎようとした中で、町行政についての内容が主でありました。今回は、教育行政を中心に一般質問を行いたいと思います。

それではまず初めに、質問事項1. 町立既存小・中学校等の今後について、ご質問いたします。

過日開催された全員協議会で教育長より教育行政に係る復興の進捗状況の報告がありました。内容の一部ですが、避難先再開校である浪江小、浪江中は平成31年度まで再開を継続し、平成32年度は休校もしくは閉校、平成33年度は閉校、また津島小においては平成32年度まで再開を継続し、平成33年度は休校もしくは閉校と、在校生を考慮した再開校のシミュレーションが示されました。

さらに、現在臨時休業校である請戸、幾世橋、大堀、苅野の四つの小学校と浪江東、津島の二つの中学校は来年度は引き続き臨時休

業とし、平成31年度は休校、平成32年度は休校もしくは閉校、平成33年度は閉校、ただし津島中においては津島地区の復興には長時間を要し、遠隔地であることから将来の再開の可能性にも配慮した他地域と異なる時間軸での対応が考えられるという来年度以降の町立学校の全体像の見通しも示されました。

そこで、この説明の中で、閉校という用語をお使いでしたが、廃校という言葉も良く耳にします。次の質問にも関係がありますので、素朴な疑問としてこの二つの言葉に違いがあるのか、まずは伺いたします。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） ご質問にお答えします。

一般的に、「閉校」とは、授業などの学校経営を止めて学校を閉じることでござまして、機能面での停止を意味いたします。一方、「廃校」とは、学校そのものを廃止することで、制度上の存在を終了すると、そのようなことを意味しております。

○議長（紺野榮重君） 山崎博文君。

○12番（山崎博文君） 私もネットから閉校と廃校については調べておきましたが、概念的にどういうふうに理解していいか紛らわしい言葉でしたので、一応今お聞きしました。

それで、次の質問なんですけれども、統廃合もしくは統併合と言ったほうがいいのか、その辺について伺いたしたいと思えます。

現在、浪江小と津島小、浪江中は避難先で再開したものの児童・生徒は激減状態にあり、その他の請戸小・幾世橋小・大堀小・苅野小・浪江東中は今ほど申し上げたとおり臨時休業中です。他自治体を見てみますと、少子化の影響により小・中学校それぞれ統廃合、ここでは統廃合という言葉を使わせていただきますが、統廃合が進んでいます。

そこで、一旦当町も各小・中学校の現況を鑑み、請戸小・幾世橋小・大堀小・苅野小を浪江小に、浪江東中を浪江中にそれぞれ統廃合すべきではないかと考えますがご所見をお伺いたします。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えいたします。

ただいま町立の既存の小・中学校の統廃合についてのお考えをお示いただきました。先の「浪江町町立小・中学校に係る検討委員会」での検討でございしますが、そこでは原発事故による極めて特異で困難な状況で浪江町の学校教育を復興するには、これまでとは異なる状況への新たな工夫が必要であると。そういうことに基づきま

して、とりあえず学校の統廃合ではなく、新しい小・中学校を設置することが望ましいという結論をいただいております。

このことから、ただいまのご質問ですが、私自身としては今の段階で統廃合を論ずるのは少し早すぎるのではないかという認識でございます。ここしばらくは新設校の充実を図りまして、既存の学校の今後につきましては、復興を巡る状況が大きく異なる津島地区の小・中学校、あるいは今ほど議員からご提案のような考え方も含めまして、浪江町全体の復興の状況に見合った形で後日改めて状況に対応した判断をすることが適当ではないかと考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） そうしますと、ただいま教育長からの答弁では統廃合についてはまずは新しい学校の設置が優先的であり、新しい学校は来春開校されるわけで、これはあとの質問にもなりますけれども、ただ今の段階では統廃合は検討はしていないと、とってよろしいのでしょうか。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） ただいまの段階では統廃合という新たなステップに踏み出すのはちょっと早いと、もうちょっと状況を見たいということでございます。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） ここから多分教育長と私は考え方がちょっと違うんだと思います。ただ、私は統廃合はすべきだと思っております。

次の質問に移ります。これも現況報告の中での内容ですが、現在二本松市内で再開している浪江小・津島小・浪江中の児童・生徒在籍状況について報告がありました。現在浪江小は4年生が1人、6年生は2人で、6年生が卒業しますと来年度の在籍数は1人の見込みになります。津島小は3年生が1人、5年生は1人で、来年度の在籍数2人、浪江中は1年生が1人、2年生が3人、3年生が5人で、3年生が卒業しますと来年度の在籍数は4人の見込みとなり、再開校の運営が非常に厳しい現況にあります。

よく小規模校のデメリットとして挙げられるのが、学習面では競い合う機会が少なくなるため学習意欲の低下、運動会などの学校行事の制約、生活面では集団の中で培われる力が育ちにくい、協調性を養う機会が少ない等々が挙げられます。メリットも当然認識はしておりますが、今ほど挙げたデメリットのほうが私は非常に多いのではないかと思います。ましてや小規模校ではなく、極小規模校です。

そこで、児童・生徒が激減している小・中学校を現在の2箇所から1箇所に集約すべきと考えますが、その必要性をどう認識されているかお伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えいたします。

この件につきましても議員から何度かご指摘をいただき、その都度私も集約による利点はあるという考え方でお答えをしております。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） 実は、ただ今答弁いただきましたが、この質問は平成23年、つまり震災の年の12月定例会の一般質問でも私は言っております。その当時は、8月25日に二本松市の下川崎、針道に現在の浪江小・浪江中がそれぞれ再開後4カ月が経過した時期です。その時の議事録がここにありますので、読み上げさせていただきます。

私の質問が、例えば小規模学校のデメリット、小・中2箇所の学校の整備費や維持管理費、特に効果的・効率的な除染費の負担増等々、また来年度の全児童・生徒数の自然減など総合的に考慮するならば2箇所より1箇所に集約したほうがいいのかと思います。当然子供たちに教育費をかけるのは私も理解しております。この1箇所に集約するという点でどのようにお考えかお伺いいたします、と同様の内容の質問をいたしました。

その当時教育長は、学校を1箇所に集約したことを仮定いたしますと、教員あるいは子供たちの日常的な交流が活発にできることとなりますので、そういう意味でのメリットは確かにございます。ただ、現在のことをまず考えますと、下川崎の小学校につきましては、今の状態少人数ではありますが、教室などは常に全部使っております。それから、中学校の針道のほうですと、教室は若干空いているのですが、一緒にするまでの余裕はございません。なおかつ、小学生があそこまで通うということについては新たな問題が出てくるだろうと考えますので、今の時点で集約を急いでは必ずしもベターではないと考えます。ただ、今議員ご指摘のように一緒にすると小中学校が一緒に勉強することが可能です。この辺については、これから私どもの町がどのような状況に置かれるかによって色々考えなければなりませんので、そういう状況の中で必要な考え方、あるいは示唆に富むものであろうとそのような理解をして研究だけは進めてまいりたいと思っております。という答弁をいただいております。

1箇所集約については、つまりキャパの問題があり、ベターではないが研究だけは進めると私は答弁を理解しましたが、このキャパの問題は現況においてクリアはしています。今日の答弁では、あまり進展はないのかなというような答弁だったと思うんですが、6年前の答弁を踏まえ、いま一度お答えいただきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えいたします。

学校規模からしますと1箇所への集約は利点が多いということまで考えてございますが、避難先でのその後の再開校の状況をずっと見ていますと、非常に状況が深刻な状況が続いておりまして、子供たち自身の学校への思いやそこでの人間関係への配慮というのが特別必要だと考えるに至ってございます。

このことから、これまでの状況を把握し、現場を預かる学校側の考えを良く聞く必要があるだろうとそういうことで判断してまいりました。

来春につきましても、針道の中学校を下川崎の小学校に移転することはどうであろうかということで学校側と協議をいたしました。現在の生徒の様子、人数は少のうございますが、それぞれいろんな事情を抱えてこれまでの経緯もございます。それから、キャパの問題ですが、仮に針道の中学校を小学校に移すとすると窮屈な面が若干残ります。

それから、今後の在籍生徒の見通しでございますが、これが非常に流動的でございます。中々判断が難しいと。こういったことから来春からの移転は見送りまして、改めて状況を見て判断するのが良いのではないかとこんな考えに至ったところでございます。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） これも残念ながら私の意を反映されていなかったなと思っております。また色々教育長とは議論はしたいと思っておりますが、ここで角度を変えた質問をいたしたいと思っております。

新教育委員会制度のもと昨年6月定例会において畠山教育長は議会の同意を得、町長より任命されました。新教育委員会制度では町長と教育長、教育委員らが教育施策について議論する総合教育会議の設置が義務付けられています。総合教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべく施策等について協議、調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが期待されています。

教育長、総合教育会議は、設置されていますよね。もし、設置されているのであれば、今までの会議の内容について教えていただ

きたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えいたします。

法改正を受けまして、浪江町では平成27年度から浪江町総合教育会議を設置してございます。

平成27年度の会議では浪江町の教育大綱を、これは既に公表してございますが、これについてご協議をいただきました。

それから、翌年平成28年度の会議では先に町立小・中学校に係る検討委員会から答申をいただきましたので、それを踏まえて避難先あるいは帰町後の浪江町でどういう学校を全体的に設置あるいは運営していくかということについてご検討いただいて、その基本方針を決定したところでございます。

それから、もう1つ前年度に確認をいたしました教育大綱について一部修正の必要がございましたものですから、その修正の協議をしていただいたと、そういうことでございます。

今年度については、予定した会議がございましたが、事情があつて開催できませんでしたので、このあと開く予定でございます。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） 当然、設置はされているものと思いましたが、この総合教育会議において、今ほど私2点ほど挙げましたが、1箇所集約とか統廃合について会議での協議事項として挙げるような案件なのかどうか、これをお伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えいたします。

総合教育会議については、先ほど議員からお話ございましたが、その内容については教育に関する大綱の策定や変更に対する協議のほか教育の条件整備など重点施策の協議や児童・生徒の生命または身体の保護や緊急の場合に講ずべき措置に関する協議等を行うこととされているということでございまして、特に具体的な項目そのものは挙がってございません。会議の設置の要綱はありますが、運営とかそういったことについてはそれぞれの自治体に委ねられております。

これを受けまして、先ほどご報告いたしました町の全体の学校のあり方については、基本的なことになりますので、当然この会議で協議をしていただきました。

そうすると、一つの学校にまとめるかどうかと本格的な統廃合ですとまた別ないろんな要件が伴いますけれども、今議員からお質しの避難先での二つの学校をどうこうするかということについては、

この会議の議題まではいかないのではないかとというのが私の認識でございます。

なお、今後統廃合という大きな項目について議論するという事になれば、これはまた総合会議なりで諮るということも十分あり得るとそのように考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） そうすると、私が申し上げた2点については、この総合教育会議の議題に上がるまでではないということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 現在まではそのような形で、状況の中で判断してまいりました。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） 本当は、ここで町長にも答弁を求めたかったんですけれども、1箇所集約と統廃合については後ほど質問しますが、小中一貫教育の導入、さらには震災遺構についても町長はどのようにお考えなのか伺いたしたかったのですが、今回は通告書の答弁の相手先が教育長となっていますので、残念であります。別の機会に町長には、新教育委員会制度になってから首長が大綱を策定するようになっていますので、この辺も含めて議論はしなくてはいけないのかと私は思っておりますから、次の機会に行いたいと思います。

それでは、次に（3）の質問に移ります。全体像の見通しで示された臨時休業中の請戸小、幾世橋小、大堀小、苅野小、浪江東中、津島中は平成31年度に休校となります。臨時休業中は、校長を配置し、その他の教職員は町内小・中学校と町内外小・中学校との兼務ですが、休校となると校長の配置がなくなり、教職員の兼務も解かれるようになると思います。そこで休校に伴う教職員配置について、教職員の意向を最大限尊重すべきと考えますが、どのように行うのか伺いたします。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えいたします。

現在臨時休業中の四つの小学校と二つの中学校でございますが、平成31年度からは休校という基本方針を決定してございます。これらの学校には現在59名の教職員が、所属してございますが、人事上は別扱いになる管理職と講師の方々を除くと25名の方々がいらっしゃるようになります。

現在、平成30年度の教職員人事事務が始まってございまして、各校長へのヒアリングを通して教職員一人一人の事情、あるいは意向

などを取りまとめて、これを任命権者である県教育委員会に伝えたところでございます。今後できるだけ教職員の意欲の向上につながるような人事となるよう努めてまいります。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） この件も教職員に対し意向確認、もしくは意向調査を実施していたことは私の知り合いの先生からお聞きしております。ただ、その先生が多く先生方が今後どのような異動になるのか不安に感じているとおっしゃっていましたので、ただいまの教育長の答弁をお聞きしましたら高校の先生時代はとても優しく思いやりがある先生だと教育長の教え子である11番議員からお聞きしていますので、意向の尊重をしていただけるものと思います。

次に、(4)の質問に移ります。あの忌まわしい3.11以降の町内の学校等の教育関連施設の維持管理についてですが、特に居住制限区域や避難指示解除準備区域の各小・中学校においては、除染後の校庭の雑草対策は問題ではないかと思えます。私が4月まで所属していた文教・厚生常任委員会では雑草対策に取り組むよう委員会として指摘し、指摘後幾世橋小学校では地元住民の協力のもと除草作業が行われています。残念ながらその他の小・中学校においての対策がなされていないのではと思えます。

また、ランドセル等思い出の品がまだ置き去りにになっている教室があります。持ち帰るような機会をつくったことも承知はしていますが、私はこの思い出の品のそろそろ取り扱いについて1箇所を集約するとか、あるいは処分等も含んだ一定の結論を出し最終案内をしてもいいのではないかと思えます。学校の維持管理を3.11以降このような問題を指摘しながらですが、どのように行ってきたのか。また、今後どのように行うのかお伺いいたします。今後の利活用についてもあわせてお伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えいたします。

町内の学校につきましては、臨時休業校を含め、配置されている教職員が計画的に学校に立ち入りまして、状況確認や清掃、清掃と言っても限られてはございます、それから修理箇所の確認などを行いまして、教育委員会としてこれに必要な対応をしております。

なお、除草につきましては、ご指摘のような状況で一部学校に限られてございます。また、児童・生徒の私物、思い出の品物というのはそういうことかと思えますが、私物の取り扱いにつきましては、これまで何回か学校ごとにご父兄に呼びかけてご来校いただいて持ち帰れたということもございますが、確かにまだ残っております。

これらの状況を確認した上で、可能なものについては、処分の方向で対応してまいりたいと考えてございます。

施設の今後の利活用でございますが、復興と町づくりに関する全体的な視点からこのことが進められていくものと理解してございます。教育委員会としましては、利活用の必要性や可能性の検討を内部では進めてございますが、これを行いながら維持管理に努め、町全体としての計画に生かせるように準備をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） 雑草の対策などは今臨時休業中ですから、学校の校長はいるわけですから、しっかり維持管理業務にも努めていただくようにこれは要望しておきたいと思えます。

さらに、今後の利活用については、中心市街地再生計画実施設計や町復興計画ともリンクしますので、町部局と連携強化を図り、具体的に早い時期にお示しをすべきだと思います。ちなみに、浪江小学校は中心市街地再生計画の中では既存施設の利用ということで、ふれあいの場とか、そういうことも検討されているということですから、早く例えば学校どうするんだと、どういうふうに活用するんだということは検討すべきだなと考えておりますので、お示しを早い時期にさせていただくことを望みます。

次に質問事項2. 来春開校の「なみえ創成小・中学校」について、ご質問いたします。

まず、児童生徒の見込み数についてですが、これも現況報告の中でなみえ創成小学校は3から5名、なみえ創成中学校は1名と、先月13日現在の見込み数が示されました。町に子供たちの声が戻ってくるという期待感があったものの厳しい門出となりそうです。示されたこの見込み数に変動はその後ありましたか。また、確定時期についても伺います。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 新しい学校の児童・生徒の見込み数でございますけれども、来春の開校のための手続きとしまして学校の設置について県教育委員会と協議する必要がございます、そのための協議書を11月22日付で提出してございます。その協議書に記載した内容ということでお答えをさせていただきますが、小学校が5名、中学校が2名でございます。

確定の時期ということですが、浪江町に住まわれる方々の転入が今後も続きますので、特に締め切りということもございませんので、限定的なことは申せませんが、学校開設準備の必要性から一つの目

安として1月末あたりを想定してございます。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） そうすると全協でお聞きした数から中学校では約1名が見込みで増えているのかなど、また確定時期は1月末ぐらいを目途にしたいという答弁だったと思います。

それでは、学年別構成についてもお伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えします。

学年別の構成でございますが、小学校は1年生が3名、2年生が1名、4年生が1名、中学校は1年生が2名でございます。なお、重ねてで恐縮ですが、協議書提出の際にはこれらの数字には今後の変動が見込まれる、そういうことを説明して県教育委員会の了解を得ていますので、そのことについては改めてお断りをさせていただきます。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） これらの点については、町民の皆さんも新設校には関心があり、知りたい情報の一つだと思いましたので、確認をさせていただきました。

次に、(2)の質問に移ります。両校の開校準備及び開校後の詳細確認を行いたいと思います。

ここに、新設校の案内パンフレットがあります。児童・生徒一人一人が輝く教育活動、地域と支え合い地域とともに歩む学校教育、子どもの学びのセーフティ、その三つの柱のもと豊かな学びを保障し、魅力ある学校づくりを進めるというものですが、まずは児童・生徒の放射線量などの外部リスクに対する不安解消が必要不可欠なことだと思います。放射線量への不安解消にどう取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） ご質問にお答えします。

放射線量への不安解消に向けて、まず、学校敷地内の放射線対策では、年間1 mSv以下にするため、環境省に依頼して追加の除染を実施したところ、敷地の外周は全て毎時0.23μSvを下回ることができました。

また、校舎の改修やグラウンド整備の竣工後にはモニタリングを行います。開校後も、モニタリングポストを設置し、公表を行ってまいります。

放射線不安の解消に向けては、原子力災害を含めた学校の非常災害マニュアルの整備、防災や放射線教育の充実を図ってまいります。

また、現在実施しております放射線相談窓口がある町部局と連携し、放射線に対する相談体制の充実を図ってまいります。

また、内部被ばくの対策として、給食では、食材の放射線量を測定し、放射線量の問題がない食材を使用しての提供を行います。

さらに、登下校の際には、放射線量の軽減や防犯などのために学校付近を除きスクールバスを運行します。また、通学路が決定しましたらモニタリングを行いまして、再除染が必要であれば環境省に依頼して、さらなる低減を図ってまいります。

これらのほか、子供たちが安心してのびのびと遊べる場として、学校施設や地域スポーツセンターの活用を図ってまいります。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） このパンフレットにもう外部リスクに対する不安への相談窓口の設置や、あと給食食材の放射性物質測定とか記載してあります。

私は、ここで提案したいのですが、町内のモニタリングポスト、今よりもまだ増やすべきかと、これは理由は保護者や若い世代に線量を数字で見てもらう機会を増やすことは放射線量への不安解消につながるものと考えからですが、この町部局とのこれは調整も必要でしょうが、今日は教育長にお聞きする場なので、モニタリングポストの設置を増やす考えはございますか。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 今ほどおっしゃいましたように、町部局との調整が必要ですので、ただいまご指摘にと言いましょうか、そういうお話があったことを踏まえてその可能性についてご相談はしてみたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） しっかり新設校を町内に開校するわけですから、まずは放射線量への不安解消に積極的に取り組むべきだと私は思っております。

次に、両校は新設校ですので、校章、校旗、校歌、制服、運動着等はどうなっているのか気になります。決定はしているのでしょうか伺いたします。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） ご質問にお答えします。

校章につきましては、10月に公募を行い22件の応募がありました。11月21日に浪江町学校教育復興推進協議会において、応募作品についての感想やご意見をいただき、これを受けて事務局で原案を整え、教育委員会定例会において決定してまいります。なお、校章が決定

した後に校旗の作成を進めてまいります。

次に、校歌ですが、教育委員会事務局と校長会とで組織する学校再開準備会や先の「浪江町町立小・中学校に係る検討委員会」では、新しい校歌については、時間がかかっても、学校づくりの考えが明らかになった段階で、新しい学校に在籍する子供たちの想いなども大切に全て作りあげることが望ましいという意見をいただいております。これも浪江町の学校らしい在り方と考えるとところです。校歌ができるまでは、子供たちが馴染んでいる愛唱歌などから、その場に相応しいものを選んで対応することにしたいと考えております。

制服や運動着につきましては、当面は浪江中学校の制服や、浪江小学校と浪江中学校の運動着と同様のデザインに新たなロゴを入れたものを着用する方向で検討を進めております。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） 校章はまだ決定していないということで、それに伴い校章が決定しだい校旗も決定していくと。校歌については、4月1日開校時には間に合わないということですよ。制服は、浪江小、浪江中のものを基本としてロゴを入れていくというふうに私は取りました。

それで多分間違いないと思うんですが、本来例えば校歌については、小高産業技術は非常に話題性をつくったと思うんです。長渕剛さんという強烈なイメージで、しかも長渕さんを復興のシンボルにして全国的に今復興に向かって取り組んでいるんだという思いが伝わるような校歌づくりをしたと思うんです。私もどちらかといったら、そのほうが全国的にも浪江町頑張っているなど、そろそろ風化しつつありますので、そういう一助にもなるのかなと思っております。

ただ、今答弁いただきましたが、子供の思いも重要にしたいんだとこの気持ちも理解はできます。そこで、開校にあたって教育長は新設とかで開校にあたった事務的なことを今まで校長経験も踏まえて経験したかどうか伺いたします。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えします。

私自身は、新設には関わった経験はございません。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） 今、伺ったのは、開校時に校章、校旗は決まるのかな、校歌がないと、制服、運動着は浪江中、浪江小のものを基本としてロゴを使う、ロゴを使うということはつまり校章がなけれ

ばいけないわけで、開校準備という面ではちょっと遅れているのかなと私は思うんです。実際に、では開校時に校歌がないというのはこれは考えられないことではないということによろしいのでしょうか。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えします。

開校時の校歌は、あればあったでそれは大事なことなんですが、今申し上げたような状況で少し時間をかけてというのが私どもの立場でございます。今のお尋ねですが、私の記憶で恐縮ですが、数年前に三春町で中学校が統合したことがございますが、この時は新しい校歌ではなくて、従来あった学校のいずれかの校歌を使ったという話を聞いたことがございます。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） 特に校歌についてなんですが、町民も校歌を初めて曲を聞くというのは楽しみなものですから、なるべく早い時期にこれも決定していただいたほうがよろしいし、町民の皆さんにもお聞きする機会を与えていただけたらとこのように思います。

次の質問に移ります。登下校についてですが、今ほど次長からスクールバスを運行しますという答弁いただきましたので、これは割愛します。

ただ、例えば南相馬市の復興住宅から通う場合、そういう場合もスクールバスは運行されるのでしょうか。ここを確認したいと思います。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） 南相馬市からの通学のスクールバスも考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） それで、次の質問に移るわけですが、確認はできましたので、創成小、創成中に通うことで他の小・中学校とのハンデがあるならばなるべく避けなければならないと思います。例えば、体育のプール授業です。プールの授業はどうなりますか。

また、この資料では、児童・生徒一人一人が輝く教育活動として一人一人に寄り添った指導の中でALTなどによる英語教育の充実となっていますが、ALT英語の授業はどうされますか。それとも一つ、お答えいただく前に、次の質問の中学校の部活動についても伺いたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） お答えします。

プールにつきましては、もともと浪江東中学校にあったプールを解体しており、開校時にはプールがない状況となります。当面のプール授業は、南相馬市内のプールをお借りすることなども視野に入れて行っていきたいと思います。

A L Tにつきましては、二本松市で再開中の学校に1名が在籍しております。新設校でも同様にA L Tによる英語教育を行えるような必要な環境整備に努めてまいります。

続きまして、中学校の部活動ですが、部活動は、学校の指導体制や子供の意向などを含めて総合的に判断していくこととなります。少ない人数での開校となりますので、個人種目が主になることを想定してございます。また、近隣学校や地域の方と協力するなどで、今後の部活動の在り方を検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） もう次の質問の答弁が次長からあったようなんですけど、というのは私なぜこんな質問したかというところと広域連携の必要性を訴えたかったわけなんです。参考までに南相馬市小高区の四つの小学校は今年4月から小高小学校で再開し、合同授業を行ってます。小高中学校においても元の校舎で再開しています。プールの授業を問い合わせしてみると、両校とも震災前の既存プールを改修し、今年の夏はプール授業を行ったそうです。プールがなければ、私は借りればいいと思っています。

外国語指導助手がいなければ、南相馬市からのお手伝いをいただければいいのかなと思っています。

さらに、部活動については、団体競技に参加したいというのであれば、小高中学校の部活動にも参加させていただくというのも一つの手だと思っています。

つまり、広域連携をすべきと考えますが、県教委を交えて南相馬市、南相馬市教委、町教委とこういったものを協議の場を持つことも必要ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） 近隣市町村との広域連携の必要性は強く感じております。内容にもよりますが、必要かつ有効なものについては、先方と良く協議し、相互理解のもとで取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） ここで大切なのは、当然応分の負担はすべきだと思います。お願いばかりして、こちらで負担しないのはいかがなものかと思っています。

それと、その協議の場を持っていただけると理解してよろしいのでしょうか。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 双葉郡の一番北で南のほうはまだ復興が時間がかかるという特殊な状況から北隣の自治体の教育長同士なんです。お互いに色々とお世話になりますと、もっぱら我々がお世話になることが多いんですが、何かありましたらまたご相談に伺いますという話はしてございます。正式な会議をまだ立ち上げるとかそういうことについてはまだ具体的などころまではいってございません。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） 私は、今後広域連携は必要だと思っておりますので、ぜひ検討に値すると思っておりますので、対応方検討を求めます。

次に、⑥ですが、その他開校前、開校後の対応・対策についてどう取り組んでいるのか、お伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えします。

学校開設に向けた対応ということですが、昨年度の浪江町町立小・中学校に係る検討委員会の答申を受けましてまとめました。平成29年度以降の学校配置の考え方を踏まえまして、案件によりましては、今年度新たに設置しました浪江町学校教育復興推進協議会で協議をいただきながら、校長会と教育委員会とが一緒になって進めているのが状況でございます。

それから、何よりも教職員の配置ということが大きなポイントになりますので、これは先ほどのお答えともかぶりますけれども、できるだけ県教委との連携を密にして対応しているというのが状況でございます。

それからさらに、開設後については、今推進協議会で話題にしているんですが、学校だけでは成り立たないと、地域の皆様と一緒に学校を支え、つくっていくことが必要なので、そのような組織をぜひつくって、町民の方々のいろんな力、知恵をいただきながら学校づくりを進めていこうとそんなふうなことで捉えてございます。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） これも提案なんです。現在家屋解体が進んでいます。子供たちにとっては危険な箇所となり、注意喚起が必要だと思います。また、ホットスポットがあるならば立入禁止等々注意を呼びかける分かりやすい看板の設置が必要ではないかと思えます。

また、遊び場の確保として、公園整備、遊具の新設をどうされますか。町内の危険箇所の点検もすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） ただいまお話ございました注意喚起のための表示、あるいは改めて子供たちの生活範囲を見てそういった危険箇所の確認、あるいは事故の防止などについての方策というのもこれは当然必要なことだとこのように考えてございます。

それから、遊ぶ場所につきましては、先ほど次長からの放射線への不安の解消策ということで、スポーツセンターとか、あるいは学校の中にも低学年用のそういった遊び場の確保を考えてございますので、とりあえずそういうところから進めてまいりたいとそのように考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） 開校前、後、万全を期してしっかり素晴らしい門出になるよう期待しております。

次に、（3）魅力ある学校づくりについてお伺いいたします。

全国的に小・中一貫校が増えつつあります。県内では須賀川市が一貫校の先進地だと思います。平成26年度から小中一貫教育を各中学校区単位で導入しています。この小・中一貫教育のメリットとして、須賀川市教育委員会では次の3点を挙げています。

まず一つは、小・中学校9年間を見通して段階的な目標を設定し、その達成状況を把握しながらより着実に子供の能力や資質の向上を図ることができる。

2、小学校と中学校の教員が互いの学習内容・指導方法の違いや子供習得状況を踏まえ、それぞれにより効果的な授業を工夫することができる。

3点目に、小学生と中学生とが学習交流や合同行事を体験することで、小学校においては進級進学時の目標を形成したり、中学校においては上級生としての自覚を高めたりすることができる。以上、メリットが挙げられております。

さらに、市立稲田小、市立稲田中が、稲田中の敷地内で授業を行うことになる施設一体型小中一貫教育を来年4月に稲田学園として開校予定です。将来は、小学校課程から中学校課程まで義務教育を一貫して行う義務教育学校を目指しています。この義務教育学校とは、学校教育法の改正により2016年に新設された学校教育制度で、小中一貫校の一種です。郡山市では市内西田町の西田学園義務教育学校を開校予定しています。

ちょっと時間が押していますので、これら小中一貫校の例を挙げましたが、全国的に小中一貫校が増えつつある中で一貫教育の導入についてお伺いいたしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えします。

今、一貫校の利点をお挙げいただきましたが、良く言われることを一つ加えさせていただきますと、小学校から中学校への中1ギャップの解消ということもございます。

一貫教育については、私ども将来的に目指す方向だなと考えてございます。ただ、避難先で学校再開以来の状況ですが、当初は平成23年度には82名小中でおりましたけれども、その後次第に減ってご承知のように14名でございます。その多くの子供たちは、学力の問題、学力を付けてやるということのほかにもいろいろな周囲から支えてやる必要がある子供さんも多ございます。いわばきめ細かな指導ということが一番の重点になってございまして、それに努めておることによりまして成果も見えてございます。

将来的には一貫教育を目指しながらも現在は浪江町で新しく設ける学校も同様なんですけれども、まずは一人一人に目を配る少人数教育から実績を重ねていって将来的には一貫教育を目指したい、これが今考えていることでございます。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） この小中一貫教育の導入については、まだ色々調べて原稿はつくってあるんですが、残り10分となってしまいましたので、急ぎたいと思います。

ただ、この一貫教育導入については、これも震災した年の12月定例会で一般質問をしております。今ほどと同じような答弁だったとは思いますが、やはりもう少し私は踏み込んで議論すべきかなと思います。ちょっと急ぎます。

次に、ICTを活用した教育の推進について、ご質問いたします。この資料でICTの積極的活用と記載してありますが、ICTを活用した教育の推進についてのご所見をお伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） ご質問にお答えします。

急速に情報化が進展する中で、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくために必要な情報活用能力を、各学校段階において体系的に育むことが重要であると考えております。

浪江町の新設校においては、一人一人に寄り添いながら、きめ細かな指導・支援ができる体制の整備に取り組んでおり、主体的な学

びの実現、少人数をカバーする様々な人々や他の学校との交流、ICTや先端技術、宿泊体験など多様な出会いを活用した学習については、今後の学校づくりのための重要な課題であると考えます。このことから、現在、電子黒板、タブレット等ICTを活用した教育環境整備を進めてまいります。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） 近隣にこのICTの授業を行っている先進地があります。新地町です。活用発表会なども行っておりますし、全国的に視察にもあるということですので、これは要望です。開校前にぜひ町教委として視察すべきと考えます。答弁は結構です。

次に、質問事項3、震災遺構についてご質問いたします。

これも今年の6月定例会で震災遺構についてお伺いいたしましたので、ちょっと気になったのですが、この教育委員会からの進捗状況の中で、主要事業として8月23日に小・中学校教職員が対象だと思いますが、請戸小防災研修会を開催しているようです。この研修会の目的と内容について、端的にお答えいただきたいと思えます。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えします。

8月の研修会でございますが、これの目的は請戸小学校の現状を視察するとともに、津波被災時における避難について当時を振り返り、今後の防災教育活動に生かすということで、被災当時の請戸小学校の教員が説明者になりまして、町内の小・中学校の教職員13名が請戸小学校と大平山霊園を現地視察したものでございます。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） 主要事業として防災研修の場を請戸小を利用していますね、つまり。津波の脅威と教訓とを後世に伝え、防災の必要性を確認することができる場が請戸小だと私は思っています。それが、震災遺構だと思います。震災遺構として、位置づけを明確にしましょう。どうですか。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 請戸小学校を震災遺構にというお考えを議員あるいはほかの方からもお示しいただいています。私も請戸小学校はその役割を果たし得ると考えております。エリア的に関連を持つ復興祈念公園、あるいは県のアーカイブの基本構想も少しずつ見えてきておりますので、請戸小学校の方向性も明らかにする必要性があると考えまして、地元の皆さんのお考えを始め様々な状況判断が必要ですが、その一つの中に請戸小学校の現状が果たしてどうなのかということを確認する必要があると思えますので、そのため専門的

に調査検討するための事業を考えていまして、その予算確保について関係方面と相談を進めさせていただいている、これが現況でございます。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） ちょっと時間配分間違っ残りあと5分となつてしまいました。もう残り5分で何聞こうかこちらで戸惑っているんですが、4. ふたば未来学園中学校との連携についてで、ここで資料を提出したいと思ひますので、議長の許可をお願いしたいと思ひます。

○議長（紺野榮重君） 資料配付のため暫時休議します。

（午後 1時56分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午後 1時57分）

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） 皆さんにいきわたった資料をこれ高校教育課福島県教育庁でのサイトを調べたんですけれども、この地図の下のほうに中高一貫教育実施校ということで、ふたば未来学園高等学校と町内であれば浪江中学校が平成27年度から連携型として中高一貫教育実施校となっております。これは、私は認識がなかったんですが、教育長これは本当ですか。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 私も今ご質問いただいて、ちょっと戸惑つてございます。私の理解ですと、中高の連携というのは上に書いてあります相馬東高校をエリアとするところまでなんです、年に何回か学校関係者が集まって具体的にどういふ授業の交換、あるいは行事をするかなどを綿密に検討して実施してございます。双葉郡につきましては、平成27年というのはふたば未来学園高等学校ができた年でございます、その時から交流はしています。それから、選抜のときにも連携選抜ということで特殊な扱いを受けてございますが、それ以上のことについてほかの上のものと同じような扱いというのはなく、私これをいただいて意外な感じがしてございます。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） このまま読み取ると、浪江中学校は中高一貫教育をふたば未来学園と実施していると誤解を招かないかなと思ひますので、この辺は今後訂正も含めて県の教育長とお話すべきではな

いかと思います。答弁は結構です。

当然今後なみえ創成中学校もふたば未来学園高等学校と中高一貫校ではないものの連携を図っていくということで、よろしいんでしょうか。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 未来学園の将来のあり方をまとめたまとめ文書もございまして、その中にはそういったこともうたっておりますし、小規模なりに浪江町が特色化する上で連携が役に立つところも多々ありますので、むしろ我々のほうから選びながらそれを活用できればとそのように考えています。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） 次に、質問事項5. 特定復興再生拠点整備計画認定に伴う町対応についてご質問いたしますが、午前中の質疑にもありましたので、ここで1点私は提案したいと思います。室原・末森の2地区の拠点整備での国との協議等は本庁舎が対応になると思いますが、津島地区においては本庁舎と距離があるため拠点整備に係る町としての業務に少なからず支障をきたす可能性があるのではないかと考えます。そこで、津島支所をつしま活性化センター内において再開してはどうかと提案いたしますが、津島支所再開についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、ご質問にお答えします。

公共施設の復旧・整備につきましては、復旧費用、あるいは今後の維持管理経費等を総合的に判断し、施設の更新、あるいは統廃合等について検討する必要があると考えております。

議員お質しにある津島支所の再開につきましても、つしま活性化センターでの再開を含め、総合的に判断してまいりたいと考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） つしま活性化センター内において再開は総合的に判断するとおっしゃったんですけど。早く判断していただきたいなと思います。

次の質問ですが、時間が時間ですので残念ながら、1点町税と固定資産税、あとADR関係の事業を新年度に計上するのに際し、どういうふうな考えかお伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 例年どおりと言いますか、現在のところ個人の町民税につきましては、条例等により減免を実施しております。

固定資産税におきましては、町税法により減免されておりまして、解除後3年間は2分の1というルールが以前からご説明申し上げましたが、現時点ではまだ来年以降の減免案につきましては、未定でございます。

新年度の予算策定期間までには作業を進めてまいりたいと思っております。

○12番（山崎博文君） ありがとうございます。

○議長（紺野榮重君） 以上で、12番、山崎博文君の一般質問を終わります。

◇ 渡 邊 泰 彦 君

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君の質問を許可します。

8番、渡邊泰彦君。

[8番 渡邊泰彦君登壇]

○8番（渡邊泰彦君） 議長より質問の許可が出ましたので、通告に従って質問させていただきます。質問形式は一問一答式でよろしくお願ひします。

質問に先立って、去る8月6日から27日にかけて全国7箇所では我々議会報告会というものを開催いたしました。本当に残念だったんですが、参加する町民が浪江会場で開いたときは17名参加していただいたんですが、これが最大で、ほかの各会場は参加者が一桁ということで大変寂しいと言うか、一番少ないところで3名のところがありました。そのときに、ちょっと考えさせられたことなんですが、私たちの議会の活動が中々町民に理解しにくいような今現状になっているのかと。避難生活がもう6年続いているので中々顔合わせていろんなことを話し合う機会もないのかなと寂しい思いをいたしました。

また、ある一方、議会に対する期待と言うんですか、やっていただきたいという要望も若干薄れてきているのかと感じて、自分自身の活動も一つ反省をしながら今度は町民の方々に見えるような形で様々な活動をすべきなのかと自分自身が考えております。

しかしながら、その少ない参加町民というのは、大変我々は貴重な意見をいただいてまいりました。それらの意見、または疑問そういったものについて、今回一般質問をさせていただきたいと思ひますので、すごく細かい部分の質問になってしまうかと思うんですが、ぜひ町民の意見を踏まえたご質問ですので、丁寧な答弁をお願いします。

その中で、1番目なんですが、浪江町内での生鮮食料品の出店と

いうことであります。3項目に分けて細かく質問させていただきま
すので、一答一答を細かく答えていただきたいと思います。

まず、浪江に帰町する町民は、これはもったもな事なんですが、
帰還を考えている、早期に戻りたいと、今準備をしているんだとい
う町民から買い物が不便だという意見はどここの会場でも出ておりま
した。特に、生鮮三品と呼ばれております肉、野菜、魚これに関し
ては本当に今コンビニが3軒ほど対応しておりますが、そこでそう
いうものを買おうかと思うとほとんど買うものがないという現状で
あります。町民の利便性と言うんですか、当然のことながら先ほど
から戻った方はどうなんですかということなんですが、割と年配の
方が多いということで、町内でいろんなものを買いたいという
要望のほうはかなり多いと思うんです。そういったことは、町は
どのように把握しているのか。町は対策を急ぐべきだと思いますが、
その辺の回答をよろしくお願いします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

議員のご質問のとおり、町内においての買い物環境の向上、特に
生鮮食料品が買えるスーパーマーケットの誘致は最優先課題と考
えており、事業者への接触、交渉を鋭意続けており、町内での事業展
開を強く依頼している状況にあります。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 今の課長の回答は、実はもう2年前から同じ回
答でして、鋭意努力ずっと2年もしているんですね。町の努力とい
うのは、私は全然認めていないわけではなくて本当に鋭意努力して
いると思っています。ここは、一つ手法を変えるべきだと私は考
えておるわけです。振り返ってみれば昨年11月と言うか、今頃なん
ですが、「まち・なみ・まるしえ」が開店しました。その前半年、1
年前から業種を募集していたんですけど、ほかの業種は今の現在の
とおり集まっています。そのときもスーパーとドラッグストアとい
うことで中々やり手がなかったと。もう一つは、美容理容室も確か
募集しておりましたが、なんとか床屋とパーマ屋さんは今1軒ずつ
やっている。ドラッグストアに関しては、全く全然売っている
ところがないと、さらにはスーパーがないというのがその募集状況
から1年経った今であります。

さらには、平成29年3月31日に避難指示解除になって、あともう
ちょっとすると来年の3月でまた1年になるんですよ。帰町町民も
今徐々に増えていますし、この辺は少なくとも今年度中には解決し
なくてはいけない問題だと私は認識しているんです。

今現在、町は震災前にそういったスーパーとか、雑貨とかを経営していた事業者に支援や助成を推進して事業再開をする方法を今とってきているんですよ、そういう展開をしているんです。中々実現につながっていないんです。努力は確かにしていますけど、結果が出ていないということなんです。そろそろもう結果を出さないと町民の利便性がいつまで経っても解除できないと。衣食住の中で、食の部分を取っているスーパー、すなわち生鮮三品がないということは多分皆さんが今浪江町で生活していて一番感じるのだと思います。我々は車でばばばっと行けば買い物に行けますけど、そういう人だけではないんです。やはり1年経って、まだ解決できないのか、まだ鋭意努力しているのかということだと思ふんです。鋭意努力するためには、早く結果を出していただきたいと思いますが、早期にできるような別な方法を考えていないかお尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

町としては、震災前から生鮮食料品を取っていた各事業者とも今まで何回となく接触してまいりました。町に来ていただけないでしょうか、支援策はこういう支援策がございますと、ただ中々そのあと、来て自分のお店を改修してやるとかそういうのが中々できないという形であります。これもつい最近も実際接触はしているところでございます。

この問題は、町、それから国、県、官民合同チームと今も定期的に情報交換色々な問題を整理していますので、この中で進めていかなければならない問題だと考えているところであります。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） それでは、今町でやっているというか、今実際に行っているところですが、店舗を公設民営で整備させていただきますと、初期投資の軽減をするために什器備品等の購入する費用を助成します。さらにはランニングコストを軽減するために電気、ガス、水道の光熱費を補助しますと、3条件出しているんです。例えば、ほかの業種であればこれだけの要するにインセンティブを与えてもらえれば、当然のことながらやりましょうと、やってみましょうという方が出てくるんです。ところが、生鮮食料品に関しては、これだけのインセンティブを出しても足りないんです。要は、採算を考えれば、取っているものの種類から見ればほかの店舗を開くためのインセンティブだけでは中々腰が引けて前に出れないという現状なんですね。

合わせて4番目の質問を一緒にやりますが、生鮮食料品というの

は何があれかという、賞味期限があるんです。例えばいろんな雑貨でシャンプーとか歯ブラシとかいろんなものありますけど、これは賞味期限がかなり長いんです。だから、在庫として置けますけど、例えば魚は1カ月生の魚置けるかと、置けないですよ、野菜もそうですし、肉もそうなんです。であれば、ここは私の考え方で、例えばなんですけど、残りものを破棄すると、利益を確保するためには破棄した原価を助成するだとか、これはこうやれということでない、こういう方法でどうですかということなんですけど、破棄した原価を助成する。さらには、経費負担のために人件費の助成などを手厚い支援方法を考えたらどうですかと、そういったものをもう一度町で考え直して、事業再開を促進する施策を出すべきだと。ほかの事業と違うのは、リスクが大きいんですよ。要するに赤字を出せば赤字の量が大きくなるのがこの生鮮食料品なんです。例えば、生鮮食料品を今調査してみると、原価率というのは大体上代で、要するに売り値価格の33%ぐらいの利益なんです、全体的に。特売なんかはまた別なんでしょうけれども、その33%の利益を出すためにどれだけの破棄をしなければいけないのかと、破棄する量、スーパーであれば本当に1個、2個だけ扱うというわけにはいかないんです。ある程度の種類は出さないといけないので、その中が全部売れなければ、破棄するものも増えてくるということなんです。

ここはインセンティブプラスアドバンテージが必要なんです。こういうアドバンテージをあげますので、どうか町のために店を開いていただけませんか。これによって町民の利便性を解決しなければいけないという考えがあるのかどうかお尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

正直赤字補填的な支援については、いつまで続けるか、どの程度までの支援が必要なのか議論を深めないと難しい支援策と考えております。事業者からのご意見では、議員お質しのような廃棄ロスとなる経費についての補填を求める事業者もおりますが、一方では売れない場合の補填策などの支援ではなく、売れる状況をどうつくれるかとの意見もいただいております。

帰還した町民だけでなく作業員など昼間人口や6号線などを利用する通行者、近隣の町村に居住している方などをどう取り込めるか、視察やイベント時の来町者、また企業誘致や町内の他事業者の再開状況なども浪江町内にて事業展開をする上での重要な要因と聞いております。

直接的な支援と商圈回復などの取り組みを合わせながら支援して

いくことが必要と考えております。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） （4）の関連質問にしたいと思うんですけど、例えば今都市部で良くやっているコンビニスーパーというのが今多いんですね。例えばビルの一角の下を借りてコンビニではないんですがスーパー、コンビニ的なスーパーというのがあって、これが大体商圏が2000人なんです、目標が。2000人商圏があればコンビニスーパーが成り立つことができるというデータが多分インターネットで見てもらえば出ています。大手は多分大きな郊外スーパー型からコンビニスーパーに切り替えるわけではないんですが、それを増やしているんです。それでも商圏は2000人なんです。それでないと採算がとれないと。

今、浪江町の人口、課長から作業員等々色々ありましたが、売れる要素をつくる、意図的につくることもあるし、自然にできることもあるんだと思いますが、それを待っていたのではいつまで経っても業種は進出しません。だって、コンビニスーパーがもう2000人の商圏だと言っているんですから。ですので、その考えでもし今いろんな事業者と町が色々折衝したとしたら、これ来年の今頃もまだ私同じ質問するようになると思うんです、鋭意努力していると言われて。だから、それではもうだめなので、避難指示解除後1年経っているんですから。町民の不満も相当町にもきていると思うんです、私自身も相当受けていますけど。

ここは新しい手法、それに私が言っているのは赤字補填ではないんです、経費のことを言っているんです、原価の償却の経費、それと人件費と。例えばスーパーをやった場合に、11時から12時までやるとか、そういうわけにはいかないんです、お客さんが来る時間をやって、多分夕方もやらなければいけない、昼もやらなければいけない、まるしえの場合は10時にやって3時に閉店。そういうわけにもいかないと思うんです。

ですから、さっきから言うのはアドバンテージが必要だということなんです、言っていることは。だから、その辺を今すぐこういうものというわけでなくてそういうアドバンテージを含めたもので募集することを考えてはいただけませんかということなんですけど、お尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） 今、渡邊議員から提案がございましたが、これは避難指示解除した双葉郡の地域を見ますと、そこまでアドバンテージをあげているところはないんです。

そして、現在どういう状況かというとお互いに町、町でそういうスーパーマーケットができて、売り上げが減少してきている。それに伴って人が集まらない、スタッフが集まらない、そういう悪い相乗効果がでてきているということなんです。

したがって、今言った経費関係等の支援については、よほど慎重にかかっていかないとこれは私どもの税金ですから、そこを投入するということは非常に難しい問題が出てくると思います。

それから、今課長が話している鋭意スーパーマーケットと今協議していますけれども、そのスーパーマーケットでもそういう指摘をされています。町長さん、もし構えたとしてもスタッフの方おられますかということも言われています。それから、スーパーマーケットの看板を背負うと途中で撤退するというわけにはいかない、要するにブランドに傷がつくということも考えているようです。

ですから、かなりハードルが高いところにあるということだと思います。しかし、町民の皆さんが帰還して来て買い物をする場所というのが大変足りないですから、そのニーズに対しては満たしてやりたいと思っています。これも色々これから条件等が出てくると思いますけれども、一つ一つ課題をクリアしながら何とかスーパーマーケットに来ていただきたいという考え方でおります。

それから、もう一つ明るいニュースが、生協のC O O Pが隣の南相馬市の小高区の帰還者が大分増えてきている、そして町も先ほど来行政報告でありましたように440人帰ってきているということで、C O O Pの配送の需要が非常に多くなってきているという話も聞いています。これは、買い物に行く場所ではなくてカタログから自分の好きなものを選択するということになっていきますから、買い物をする場所ではないんですけれども、そういうことで需要を今帰還している方々が満たしていると、そういう現象も今出てきています。

いずれにしても、そういう買い物をする場所をきちんとそろえていかななくてはならないというのが一つの命題でありますので、ぜひ一日も早く完備していきたいとは考えております。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 町長から方向性を今お答えいただいたんですが、これもまた（4）の関連にさせていただきたいんですけど、今移動販売に関してこの中の提案の一つ入れたいんですけど、例えば今役場の駐車場はたくさん車が停まっている、まるしえもできている。ところが消防署がもしでき上がれば、あそこの部分が結局移動になると、空くと言ったら語弊があるかと思いますが、例えば今国で助成している移動販売4 tトラックを改造してそこを店舗として設置す

る、さらにはそれが移動して移動販売もできるという助成金が出ているんです。そこは当然トラックと設備等も国の助成にもなるし、その助成の中には運営費という助成も一緒に含まれているんです。これは、赤字補填とはまたちょっと違うんですが、そういったこともあるので、かなり難しいことであることは私自身も分かっています。でもこれはいずれ解決しないといけない、それも早期に解決しないといけないと思うので、いろんな手法を調べて本当に事業者がやりやすいようなものをもう提案していただきたいと思います。回答は、結構です。

次の質問に移りますが、国道114号の特別通過交通開始の道路状況について、お尋ねします。

1番目が、国道114号の特別交通が開始されて2カ月が過ぎたと、様々な問題が起きているのかなと私自身は思っていますし、町民からもいろんな話を聞いております。それで、我々の意見交換会のときも、防犯のこととか、あの当時はゲートの、要するに帰還困難のあれをどうするんだとかという話で質問を受けたんですが、交通渋滞含め、防犯対策も含めて避難指示解除後から特別交通なるまでの犯罪件数、交通件数と、その特別通行ができるようになってからの犯罪件数と交通件数のもしデータがあるのであれば、教えていただきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） ご質問にお答えします。

114号国道の特別通過交通の運用が9月20日から実施されておりますが、特通前後の交通量を比較いたしますと、10月中旬の平日の特定日になりますが、室原方面から加倉方面に退域した車両が約900台、1年前の同時期の車両台数が約440台でございますので、交通量は倍増しております。今後も避難指示解除区域の復旧・復興とか、あとは帰還困難区域の復興拠点形成の上では帰還困難区域に入退域する車両というのは増加傾向になるものと考えています。

ただ、震災前の交通量水準が約2000台でございます。そこまでは届いておりませんので、大きな交通渋滞が発生しているという認識までは至っておりません。

また、窃盗などの刑法犯の認知件数とか、交通事故の発生状況の件数でございますが、これは町内全域での比較となりますが、刑法犯認知件数が10月末で累計で23件、前年の同時期よりマイナス4件、交通事故については物件事故、人身事故で61件、前年度同時期より1件の減となっております。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 今、課長からデータいただきましたが、通行する車は誰が見ても明らかに増えているというのが分かります。どういった方々が入っているかという、一番はもちろん町民の方が行ったり来たりするのもありますし、それと中間貯蔵施設がこれから本格整備になるかも分からないんですが、ダンプ、それとリフォーム業者がかなり増えてきているということでこの台数が増えてきているのかなと思っております。

そんな中で、これも町民の方々からは言われてきたことなんですけど、まず一つ目はダンプなんです。大型車両がゆっくり走行するために交通渋滞起こしていると、広い道路の路肩に停車して先に行かせる行動をしている車両が多いです。これは、譲ってやるのもいいんですが、ただそうでないダンプもあるということでご意見をいただいております。その方は津島から浪江まで来たんですが、何回も広いところがあるんだけど、停まらないでのろのろ、のろのろ行って最終的に浪江まで通ってきたんだということを言われています。

それとあともう1件が、年配の方から言われたんですが、自分も年寄りなんでマークをつけて走っているんですけど、ダンプに煽られていると、大きな車なので後ろにぴっとつかれると中々煽られているという感じがあるかと思うんですが、それで横にずれたと、停まったわけでないずれたと、そしたらそれをぐいんと追い越して行ったという、無謀な追い越しと私書いておいたんですが、無理な追い越しをしていたと。その方は、運転ももちろん未熟だったんでしょうけれども、バンパーをちょっと路肩で擦ったということで、バンパーって擦るためにあるようなものなのでそれはあれなんでしょうけれども、例えば私がここで何が言いたいのかというと、そのダンプは多分の環境省の発注とかいろんな形でダンプが動いていると思うんです。私ももう114号線は大体毎日のように通るんですけど、福島ナンバーとか秋田ナンバーとか、ナンバーがもう全部分かると、ナンバープレートも綺麗にしているから分かるんでしょうけれども、例えばそういう危険運転をしたダンプに対応するために環境省にきちんと申し入れをしていただいて、都民ファーストではないんですが、114号線は町民ファーストの道路なんだと、町民が安全に走れるような道路にしていくべきだし、先ほどちらっと言いましたけど、例えばこれから中間貯蔵施設が大きく完成してくれば、当然除染土の搬入も相当本格的になってくると思います。いろんなダンプの台数も多分900台というのがまたさらに増えてくるんだと思います。1台で走るのではなくて、何台かで走ってくるはずなので、き

ちんとそこを徹底していかないと、例えば来年度でもう全部終わってしまうんだというのであれば別にそんなこと言う必要もないんですけども、何年もこれから続くわけなんです。マナーの悪い運転手はそこは出入禁止ではないんですが、通行を控えてもらおうと。例えば町の総務課なら総務課にそういった苦情係みたいのをつくってもらって、そこでナンバーか何かを連絡を入れてもらって、また環境省に町でお願いするような苦情処理ではないんですが、多分今はこんな感じですけども、これがどんどん増えてくれば、いろんな運転手がいると思うんです。ですから、そういうものをつくっていただければなと思いますけど、お答えできるのであればお願いします。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） 私どもも業務上114号国道常時通過しておりますので、そういうダンプ等大型車両の後ろに車両が数台連なって走行していること、また、一部の車両ですけれども、前の車両に接近して走行しているというような事例はあることは認識しております。ダンプ等については、環境省所管の業務というのが一番多いと思いますので、ご指摘のように環境省等をとおして事業者を指導いただくなど、安全運転の徹底を呼びかけたいと思います。

マナー違反というか、法令違反というか、そういった通報窓口でございしますが、それは警察が一義的に担うものかと思っておりますので、その辺は警察と連携して取り締まりなども行っていただくように働きかけてまいりたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 発注先ではないんですが、環境省が責任を持ってその辺を明確にする必要はあるかと思うんです。ダンプで移動する会社と契約をしたときに、必ずそういったことをこの道路は114号線はこういう道路なんですよと、安全運転で年配の方が通る方が多いので、その辺はきっちり最初の初心者講習でもないんですけど、最初に現場に入るときにきっちり講習をして、114号線というのはこういう道路なんですよということをずっと啓蒙していく、注意していく、そういうことが今後につながっていくんだと思うので、ぜひ町にはその辺の意向をくんできっちり環境省から業者に対する指導を徹底することをお願いしたいと思っております。

そのあと3番目の質問なんですが、先ほど犯罪件数がちょっとですけど減っていると、これは警察の見守りとか、警備会社のパトロール、それと我々の浪江町の防犯見守り隊があれだけ活動しているから、防犯が増えなくて済んでいるのかなとして、心よりいつも感謝しているところであります。

そこで、これは町民の方々に対するものなのですが、例えば私もしょっちゅう通っていて、浪江町の防犯見守り隊の方通っていると例えば私が後ろから行くとすばっと停まって横にずれて先に行けて行かせてくれるんです、1台でも行かせてくれる。警備会社の車も全く同じで、私がずっと夜行くともう途中でびっとよけてもらって行っていただくと。そういうふうなことですごく有り難いというか、そんなことまでする必要がないと思いながら私もいるんですが、すごくありがたいと思っています。

その中で、そうでないというのは、警察車両というのはどうしても制限速度を守ってずっと行く、当然安全運転しなくてはいけないので、当然そのとおりなんです、町民がスピードを出していくと、そうすると警察車両の後ろにつくと、それが何台かつながっていて、本来であれば制限速度を守っているのに、そのとおりでなければいけないんですけれども、どうしてもイライラしているんです。後ろから見ていると、横に出たり色々やっているんです。114号線が町民ファーストの道路にしなければいけないというある一方で、町民もマナーを守るべきだと思うんです。イライラするのは良く分かるんですが、町として例えば安全、良く交通安全何とかなんていう昔は旗みたいなの震災前はあったんですが、安全運転に気をつけましょうとか、マナーを守って何とかしましょうとかというような啓蒙もそろそろ必要なのかと思っていますけど、その辺答えられればお願いします。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） ご指摘いただいたように防犯関係の車両は、基本的に後続車がきた場合は後続車を優先するというか、配慮した対応をとっていただいております。

警察車両につきましては、法定速度を遵守して走行しているという、防犯とは別な意味合いがあるかと思っていますので、交通法令を遵守するというのを町民にもそういった形で安全運転をしていただくというのが必要かと思っていますので、交通安全運動期間があるんですけれども、それで各団体出えていただいて、ダンプとか一般車両にチラシ等を渡してそういった安全運転の励行を呼びかけておりますので、今後ともそういった啓蒙活動を行ってまいりたいと思っています。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） ほかの町のことを言って申し訳なんですけど、山木屋では警察署員ではないと思うんですけど、交通指導隊と言うんですか、向こうは何て言うんですか、その方がティッシュペーパー

一と、あと温泉の入浴剤を配って通っている方に安全を呼びかけているんです。山木屋も浪江町とあんまり事情、実は変わらないんですよ、114号線車両多くて。片方では、そういったふうにして町民に対して安全にやれよと、そこから浪江町の水境を越えるとそういう感じになるというのもあれなので、町というのは基本的には町民の安心と安全のため働かなければいけないと思うんです。

ですから、そういうことがもう分かっているのであれば、ある程度啓蒙するとか、あとは広報で呼びかけるとか、看板を立てるとかということで町民ファーストの114号線ではあるけれども、安全運転をしなくてはいけないということはきっちりやっていただきたいと思います。

次に、雑草対策と鳥獣対策についてお尋ねします。これも町民との意見交換会で結構なところで出ている話なんです、今具体的にお話しますので、お答えをお願いします。

堤防の除草、自宅の除草、墓地の除草、道路の除草、農地の除草と、草対策に関してはいろいろな会場から不満が出ています。数えてみたら6人の町民から雑草関連に関してはご意見をいただいているところであり、将来に向けて町は、雑草対策をどう考えているのかということなんです。

たまたま今冬になってきたので中々雑草、それでも枯草というのはあるんですけども、今後2035年の8000人の町を想定するという目標に向かって動いているんですが、2035年まではまだまだあるわけなんです。その間に雑草との戦いにはなっていくと思うんです。雑草対策には、前からもうお願いはしていたんですが、特別な組織が必要なんだと思うんです。町民に任せるとか、何とかに任せるとはなくて、雑草対策として何か一つ組織をつくることはできないのかなというお尋ねなんですけれども、お答えをお願いします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） ご質問にお答えいたします。

町有地の除草に関しましては、道路については現在年2回ほど、それから河川敷については今年度実施いたしております。また、御殿南等の分譲地については随時業者に委託し、除草を行っております。

また、ご自宅、農地等については所有者に管理をいただいております。現在、自宅の進入路除草などにつきましては東京電力に依頼して行っている方もいることから、今後の対策の一つといたしまして、震災前にあったシルバー人材センターの再開、そういった除草作業の委託先の確保等について検討してまいりたいと考えていると

ころでございます。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 様々な対策をとっているということですが、これイノシシと一緒にいろんな対策をとっても中々解決できないと思うんです、私自身も。そこで、今各行政区で農地を保存するために農業復興組合を設立して、私の記憶が間違っていたら訂正お願いしたいんですけど、1反3万5000円だったと思うんですが、年間。その補助を受けて除草をしていると、要は農地を管理していると。このシステムを宅地の保全管理と言ったらまたおかしなものですけど、住宅の保全管理になるかどうか分からないんですけど、ある程度細かく組合を決めて、その中である程度の小さなグループで管理していく、小さな単位で管理していくのが一番いいのかと私自身は思っております。

というのは、例えば浪江町に戻りました、自分の庭はきっちり管理しています。ところが西側の家が帰ってきておりません。ここはもう全く管理していないと。東側はもう解体をしまして、解体したあとに草が生えてきたと、当然のことなんですが、それで両隣が例えばがさ藪に囲まれるとどうしてもイノシシのすみかになったり、イノシシが来たりということがあるんです。その方がその草を全部自分で刈って管理するというのは、帰ってくる方の年齢にもよりますけど中々難しいと思うんです。

ここからは、私の考え方というか、こんな方法はどうかということは今考えているんですけど、例えば隣組復興組合など少数単位の会を設立して、帰町している町民とその隣組の避難している人が合同で草を管理する。要するに宅地を管理する。住宅を管理するというようなシステムを築き上げたらどうかと。そんなのはいらないよという地区ももちろん出ると思うんですけど、例えば私のことと言って申し訳ないですけど、私のところ隣組6軒あります。その中で、6軒今帰ってきています。6軒はもう帰る見込みがない、解体していると。その6軒の方はきちんと自分のところはもちろんとりあえずやっているんですけども、ほかのところはもう全然草ぼうぼうなんです。そんなようなことで、例えば1軒に1万円なら1万円、2万円なら2万円程度ということで、その隣組が管理して来ていない人に隣組がお話をして草刈りをして宅地の管理をするだとか、そういった隣組ということで限定するわけではないんですけど、少数単位で何か宅地の管理、要するに農地の管理と一緒に宅地の管理をしていくようなそういう保全管理のシステムをちょっと考えてみたらいかかがかと。

というのは、2035年に8000人の町をつくるためにはまだまだ年数もあるし、その間に我々が住めるところ、住むところがもう草ぼうぼうになったとか、もう宅地として扱えなくなるという、今は大丈夫なんだろうけれども、ここから5年後、10年後どうなっていくかと考えると町の復興のためには農地ももちろん必要なんですけど、住むところの管理というのも私は必要ではないかなと思うんですけど、その辺私の今言ったことに関して何かお答えできることがあればお尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） お答えします。

議員お質しの隣組単位での宅地の除草、保全管理という取り組みにつきましても、個人資産の管理という問題となりまして、非常に難しい問題ではあります。

ただ行政区で、ある行政区では行政区の活動補助金を活用しまして、除草など地域の保全活動に取り組んでいる行政区もございますので、こういった取り組みをご紹介しながら、その補助事業の活用も含めまして積極的に活用していただけるようにご紹介申し上げてまいりたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 今その考えでいいのかなと今聞いてはいたんですが、認識の中に人間が住む場所なんだということなんです。人間が戻ってくるところなんです、ちょっと言い方悪いですけど。我々町民がふるさととしてそこに戻りたい、そこにいずれ帰りたい。そのいずれがいつになるか分からないというのが今なんです。ですから、それまでは町も責任というわけではないんですが、使命として、我々先行して戻っている人間の使命として周りの管理だけはしていきたいという町民多分いると思うんです。ただ、人のとこまで中々手が回らないというのはもう当然現状なので、その辺のシステムをまず構築していただいて、何が一番いいのかというのを探る必要もあるかと思うんですが、その辺まず系統的に何がいいのかという調査をしていただきたい。そして、少なくとも草ぼうぼうの土地が町にはないよねという姿を見せていただきたいと思います。

4番目の質問に移りたいと思います。これデリケートに扱う問題でありまして、4. 来年の3.11復興のつどいの開催についてと書いたんですが、私の文章能力の不足がこんな言葉になってしまったので、復興のつどいというのは今までいろんな安達とか、いろんなところでやっていたあの復興のつどいではないんです。要は、何を言いたいかということ、鎮魂をすると、鎮魂のつどい、つどいと言った

ら言葉が中々難しんですけれども、みんなで鎮魂を考える日ということで、質問を進めさせていただきます。

まず、一つは、来年の3月11日避難指示解除されて1回目になります。震災により犠牲となった多く町民の皆様の鎮魂を思いながら、また町民の復興の思いが一つになるための大切な瞬間です。町は、どのような企画を立てているのかというのをお尋ねしたいと思いません。

というのは、3月11日というと我々はもうびんとくるんですけど、ほかの都道府県の方々はほとんどの方がもう何の日だか分からないくらいのもう認識になっているかと思えます。

ましてや福島の中でも被災地、例えば岩手とか宮城とかそういった被災地の方々は3.11というところいう日なんだなと覚えているんですけど、相当記憶が薄れています。

ほかの町とか、ほかの市の例を挙げて申し訳ないですが、例えば広島、長崎、原爆が落とされて大変な被害と言ったらおかしいですが、もう壊滅的な被害を受けました。戦後70年以上経ってもきちんとあの日はみんなで集まって鎮魂をして、それで復興をみんなで考える日になっています。見事に長崎とか、広島はあの70年前から見れば全然変わったというような形になっています。でも、それも何十年とかかっているんです、復興するまで。

我々浪江町はどうなのかといたら、私は同じような考え方でいいと思うんです。全町民がもういなくなってしまったわけですから、浪江町から。被害は相当甚大だったと思うんです。良く9.11と比較されますが、9.11のテロ事件があった時に、9.11が当初はすごく騒がれました。もう段々段々ビルが復興したり、中であれするようになってきたら段々段々忘れられてきているんです。極一部の人だけが9月11日に集まってもうテロに対する憎しみとか、警告とか、みんなでテロをなくそうという運動にはなっていますが、私は3月11日というのは今現在は震災6年経って、まだ浅くはないんですけど、それが10年後の3.11、20年後の3.11、30年後の3.11を考えた場合に、そこは一つバックキャストしないといけないと思うんです。バックキャストすることによって、30年後の3.11は我々浪江町にとってはどういう姿が一番いいのかと、どういう日にしなくてはいけないのかということを考えながら、今やることを決めないといけないと思うんです。

そんなことで、前置きが長くなったんですが、その3.11に今回はどのような企画があるのかということをお聞かせ願います。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。

町では例年3月11日は、東日本大震災の追悼式を毎年実施してまいりました。来年同日においても追悼式を実施する予定であります。この日は例年、国においても県においても追悼式が計画されておりました。平和な日常を突然奪われて、尊い命を失ってしまった方々、あるいは残された遺族の癒されない悲しみに思いをはせて、犠牲者の御霊を厳粛な思いで追悼することに専念してまいりたいと考えております。

今、議員お質しのとおり、これから風化されていくような状況になってきておりますので、我々のこのような複合災害については全国、あるいは世界に発信していくように今後ともいろんなツールを使いながら、この複合災害について発信をしてまいりたいと考えています。

ですから、来年の3.11については、厳粛に行いたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 本当にデリケートな問題で、中々意見としてはあれだと思うんですけど、町長今おっしゃっている遺族の方が来て、当然追悼するということは今もちろんこれは必ずやらなければいけないと思うんですけど、それだけ良いんですかというのが私の今思いがありまして、3月11日になれば浪江町の方ができるだけ多くの町民が集まってそれで一緒に追悼する、一緒に鎮魂する、一緒に復興を報告するというものは当然必要になってくる。要するに、さっきのバックキャストینگではないんですけど、そういう日にしていけないと、例えば震災後生まれた方がもう6歳ですか、2歳、3歳の方がもう小学生になっているとなつて、ただ小さい頃のことを覚えているかということと多分もう忘れてしまっていると思うんです。そういったことというのは、3.11というのは我々の世代が次の世代にもつなげていくという、そういうことがほかの広島、長崎を例にとつて申し訳ないですけども、それがずっと続いてきている大切な日になっているんです、あの日が。ですから、今年はもちろん追悼式がもう計画されているのであれば、それはそれでもうみんな追悼するんですが、今後進め方とするとももちろん追悼鎮魂に関してはこれはもう当然のことなんです、それプラス町民がみんなその日は集まって津波の怖さとか、防災対策についてとか、浪江町は今こんな状況だということをもみんなが浪江町に集まって考えるようなそういった企画も入れていただきたいと思っています。

それで、3番目に昨年復興のシンボルとしてオープンした「まち

・なみ・まるしえ」が3月の3.11に何をやったかというのと、ちょっと名前忘れたんですけど、トランペットを吹く方をお呼びしたんですね、3.11に。それで、2時46分みんなで黙祷をしたんですけど、そのときにまるしえで企画してみんなを、みんなと言ったって100名程度だったんですが、集まっていたいて、それで追悼のトランペットをみんなで聞いて、慰霊祭とはまた別にそこに集まって黙祷したということが去年あったんです。今年もそういったことをまるしえの仮設商店街では3.11の2時46分はそういった形で迎えようということで今色々考えているようではありますが、そういったことも企画の中に入れてもらうということはないんですが、そんな形の広報も少しやっていただけないかと思っではいるんですけど、課長何かないかお伺いします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

まるしえの日は毎月第2土日に開催しており、来年の3月11日はまるしえの日の開催予定日となっております。

議員お質しのとおり震災を風化させないように、また多くの方が追悼のため浪江に訪れた際に、「まち・なみ・まるしえ」が果たせる役割を考えながら、仮設商業施設協議会の皆さんと内容を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） そんな形で、できるだけ多くの町民の方が浪江町にその日は戻ってきていただいて、いろんな思いをしながらみんながこう、これ復興のつどいなので、つどうということではないと思うんですけど、みんなが帰ってきてそういった考える日になるように来年度、再来年度からはそんな形で考えていただければと思います。

ブーとなるのは怖いので、これで終わります。

○議長（紺野榮重君） 以上で、8番、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。

○議長（紺野榮重君） ここで3時15分まで休憩します。

（午後 3時00分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午後 3時15分）

◇石井悠子君

○議長（紺野榮重君） 1番、石井悠子君の質問を許可します。

1番、石井悠子君。

[1番 石井悠子君登壇]

○1番（石井悠子君） 1番、石井悠子でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を一括方式で行いますので、どうぞよろしく願いいたします。

なにぶん初めての当選後の質問でありますので、大変緊張しております。町の明解な答弁を期待し、今後の町政に町の考え方を伺いたいと思います。

東日本大震災より6年8カ月が経過し、少しずつではありますが復興が見える形になってまいりました。復興計画に基づきインフラの整備、住環境の整備が図られ、今年3月31日一部地域を除き避難解除がなされ、本格的な復興のスタートラインに立つことができました。帰還困難区域についても、復興拠点整備の計画が示されました。この間、町執行者、町職員並びに関係者のご努力、ご尽力に対し敬意を表すものであります。

ただ、避難解除から8カ月が経過いたしました。帰還された方は11月末現在440名であり、町民の方々の帰還をするというハードルがまだまだ高いと思われ。様々な課題があるわけですが、帰還対策を急ぎ、帰還を希望される町民の皆様の帰還がスムーズに進まれることを望むとともに、すぐに帰還が難しい町民の方もいずれ帰還したいと思っている方への受け入れ態勢づくりなども望みます。

今、町の重要課題は復興の加速と町民生活の支援の二つだと私は思います。この対策なしに、ふるさとなみえの再生は難しいと考えております。今回は、私は大きな柱の一つである町民生活の支援について質問をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、初めに復興支援員配置について。

復興支援員は、全国に分散した県外避難町民の状況把握、暮らしのサポートを目的に、震災から1年半後、山形県、千葉県の子二つの県に駐在所を配置し、現在は、七つの県に駐在所を配置していると思っております。

私は千葉県で約3年間復興支援員を経験させていただきました。千葉県と東京都の約500世帯を担当し、日々避難家族の家々を訪問いたしました。その中で、とても印象的だったことがあります。「どこにいても浪江町民」と町が掲げているスローガンを伝えたとき、

町民の方のホッとされた顔を今でも忘れられません。今は、帰りたくても帰れない。でも、心はいつも浪江町という方がたくさん県外にいます。この町民の思いを町に伝えるのが支援員の仕事でもありました。

そのほか千葉県では、避難先町民同士をつなぐため、「ご近所ですよ」という近隣に住む人同士を引き合わせるミニサロンを展開してきました。支援員として避難先にいる方でこのほかにも千葉県から家族の仕事の都合などで宮城県や茨城県に引っ越す際、各拠点の支援員に町民が慣れない土地で心細いだろうとその家族のサポートを託すことができました。県をまたいでも支援員同士、お互いにサポートできる関係ができていました。しかし、残念なことに福島県に帰る人の、そのあとのサポートをお願いする人がいませんでした。一番人数も多い県内に戻ってくる町民に心寄せ、気遣ってくれる支援員がいないのです。帰還を促す上で、一人一人に寄り添い、心寄せしてくれる復興支援員の役割を今一度お考えいただき、福島県内市町村にも配置すべきだと思いますが、県内における、今後の配置計画があるのかお伺いいたします。

次に、生活支援についてです。

①県外の借上げ住宅無償提供の延長についてです。

避難生活において住宅事情は最も重大でかつ深刻な悩みです。町民の方々は、強制的に避難生活を余儀なくされ、浪江町にいつ戻れるか分からなく、先が見えない、土地勘もない、近くに知人もいないなど色々と不安な状況の中での住宅探しは大変なことだったと思います。そんな中、生きていくために、それぞれ個々の事情により、県内外に住宅を探し、避難生活をするようになったわけです。このような状況の中、福島県は、平成29年8月28日新生ふくしま復興推進本部会議で避難指示区域や避難解除区域のある9市町村からの避難者への借上げ住宅無償提供を平成31年3月末まで延長すると発表しました。その中で、県外の借上げ住宅については、雇用促進住宅及びUR住宅についても、福島県より期間延長措置を要請しているが、各都道府県の判断としますので、避難先の自治体にご確認くださいとなっております。

町として、これらに関し、県外の延長措置の要請に応じていない都道府県対策はどうか。また、借上げ住宅延長になっている都道府県市町村の確認、把握状況はどうか、お伺いいたします。

続きまして、②になります。避難先での行政サービスについてです。

避難先で介護サービスを受けたいと思い、避難先の自治体に相談したところ、「住民票を移してはどうですか」と言われた町民の方がいます。ほかにも、介護施設入居のため、私立幼稚園入園時に「住民票を移さないのですか」など、避難先で特に一部区域を除いて避難解除されてからは、言われている町民の方が多いと私のところにお話がありました。言われた方の中で、町や支援員に相談した方は、避難先自治体に「原発避難特例法」を伝えていただき住民票を移さずに済んだということです。

解除後は、浪江町全体が解除になっていると思っている自治体もあるのではないかと思います。このような状況が避難先であるのは町としてもご存知だと思いますが、平成30年度以降も、避難先で住民票を移さなくても行政サービスを受けられるかどうか、お伺いしたいと思います。

続きまして③にいきます。浪江町への一時帰還の交通手段について。

平成29年3月31日、一部区域を除いて解除されたことで、浪江町に一時的に帰る方が増えています。しかしながら、交通手段がなく、帰りたくても帰れない状況があるのは、町としてもご存知だと思います。このような町民のための支援策を考えるのはどうでしょうか。

例えば、私の提案としては避難町民の多い中通りと浪江町を結ぶバスなどの運行を、9月に開通した114号線に走らせるなど様々な対策が考えられるかと思えます。町としてはどうお考えですか、お伺いいたします。

以上、私の質問になります。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） 私からは、避難先での行政サービスについて、平成30年度以降町外でも受けられるのかというご質問にお答えをいたします。

現在、町外に避難している町民の方々への行政サービスは、いわゆる原発避難者特例法、これは時期の限定はされておられません、時限が切られていないということです。この特例法に基づいて、要介護認定等の事務や児童・生徒の就学に関する事務など一定の行政サービスが避難先自治体から提供されております。

したがって、この特例法が継続する限り、住民票を移さなくとも、規定された行政サービスは提供されるものと考えております。

一方で、避難先自治体によって、取り扱う事務に差があること、行政サービス以外の様々な事由から、避難先に住民票を異動せざるを得ないというお話も現実にはいただいております。そのため、住民

票を移された方に対しましても、広報誌の配布等可能な限り町の支援を継続するとともに、高速道路の無料化措置の延長等、避難者支援策の継続を求めてまいります。

以下の質問については、担当課長が答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） まず、復興支援員についての今後の県内の配置の予定はというご質問にお答えいたします。

平成29年度は、宮城、茨城、群馬、埼玉、千葉、愛知、福岡の7県に復興支援員を配置して、県外で避難生活を継続される町民の皆様の支援を行っております。

また、福島県内には、6人のコミュニティ支援員を配置して、交流館を活用した絆づくりに取り組んでまいりました。

今後は、ご質問のありました県内への復興支援員配置の検討も含め、社会福祉協議会やみんぷく等の団体、関係各課とも連携・協力しながら、過日の十日市で町民の皆様からいただいたアンケートでのご要望・ご意見も踏まえながら、必要な支援を行ってまいります。

次に、避難生活の県外借上げ住宅について、平成31年まで延長となったが、その後どうなのかというご質問についてお答えいたします。

平成31年3月末まで応急仮設住宅等の供与期間が延長されましたので、福島県は、県外の借上げ住宅及びUR住宅についても、同様の対応をするよう各都道府県へ要請しております。

議員からのご質問の件を、県にも照会しましたところ、期間延長の判断は、各自治体に委ねられておることではありますが、町としてもそれらの要請を県をとおして重ねて行っております。実際のところこれらの要請を拒む自治体はほとんどございません。

次に、町への一時帰宅の交通手段について、中通りからのバスの運行は考えていないのかというご質問についてお答えいたします。

現在、町では、二本松市内及び本宮市内の仮設住宅と医療機関や商業施設を巡回する生活支援バスを運行して、高齢者の皆様や交通弱者の支援を行っております。

今後は、仮設住宅の閉鎖等により利用者が減少することが予想されておりますので、運行に多少の余裕が見込まれてきます。そこで、町内への交流人口の拡大を目的に、中通りから浪江町内への運行についても、可能な範囲で検討してまいりたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 1番、石井悠子君。

○1番（石井悠子君） 再質問させていただきます。

まず、復興支援員の配置についてですけれども、こちらはぜひ福島県内に考えていただきたいです。

ある人なんですけれども、千葉県から復興住宅に引越しするといつて、すごく希望を持って引越された方が、引越せば町民の方と会えるし、誰か知り合いがいるだろうと期待を持って引越された方が、現実の生活は、知り合いがいない、話をする人がいないとのことで、ほぼ毎日、支援員に電話をかける方もいました。

県外から県内に戻ったからといって、悩みがなくなったり、不安が解消されるということでもない方もいるということを受け止めていただきたいと思います。

この復興支援員の配置は、全国どこも行っていない画期的な試みです。この取組みや成果はほかの町や福島県に大きな影響を与えることとなり、遅れてそれぞれの町や県で復興支援員を配置したことは皆さんご存知かと思います。

将来、日本のどこかで大災害が起こったとき、浪江町の試みは大きな指針になることと私は思います。いずれ復興支援員は必要なくなる時がくるでしょうし、支援員を必要としないことが最終目的だと思います。

今後、支援員の終わり方も考えながらどのように終えるか、町として考えているかも伺いたいです。

次に、①県外の借上げ住宅無償提供の延長についてのお答え、各自治体にお任せするということは分かりました。

しかし、1年延長の判断理由として、各市町村の避難解除時期や退去後の受け皿となる災害公営住宅の整備状況、自宅の建築や修繕の状況などを踏まえ、国や市町村と協議したところ、平成31年3月末の期限までに借上げ住宅を延長するということは、これは県内に対してのことだと思われま

す。同じ町民であり、同じ避難生活にもかかわらず県内と県外で対応が異なれば、町民からはなぜなのかと疑問を持たれるでしょう。町として、どうお答えするつもりですか。

「どこにいても浪江町民」というスローガンは、浪江に思いを寄せる町民の糧です。いつでも帰れるなら帰ろう、今は帰れなくても頑張ろうと耐えています。延長できるかどうか把握していただき、町民の方に情報を提供だけでもぜひお願いしたいです。この情報をもとに、やはり浪江町に帰ろうと決断される方、残念ながら帰ることをあきらめる住民の方、住居の確保に動き出す方、どちらにせよ判断する大きな手助けになると思います。

続きまして、③浪江町の一時帰還の交通について。

バスの運行を考えていただけるということで、とても交通手段がなく帰れない方にとっては、とても嬉しいですし、今後の帰還を促進するためにもとても良いものだと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

浪江町まで来ることができれば、デマンドタクシーを利用し、町内移動が可能になり、自宅まで帰ることができると思いますので、デマンドタクシーの画期的なシステムをもう少し広報していただきたいと思います。

今町では中々買い物状況とかあまり良くないのは事実ですが、デマンドタクシーは自宅から用足し目的地まで連れて行っていただき、また自宅に送迎してくれるという、このような仕組みは、特に高齢者の方、車の運転ができない方にも、とても便利な仕組みだと思いますので、町としてもっと広報していただきたいです。

質問にお答えをお願いします。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） 再質問にお答えいたします。

復興支援員の今後の形につきましては、この事業始まって5年、6年と経っております。皆様からご指摘のある点を十分に踏まえながらこれまでと同じ方法ではなくよりコスト的にも効率的なもの、なおかつ皆様に役に立てるものこういったものを模索しながらも徐々に縮小の方向に行くことは否めないと思います。それが、何年後に終了かということとはまた状況を見てから判断したいと思います。

次に、ほかの県と福島県との違いは恐らく供与期間が延長されて福島県からほかの都道府県に要請がされれば、供与は延長されますので、福島県とそれ以外の供与期間の対応がずれるということはほとんどないと思いますが、中には色々な特殊な住宅を特に自治体の都合で貸してくれているという場合がございますので、そういった面まで100%とは申し上げられませんが、特に皆様供与期間について、ご心配の点は重々存じ上げておりますので、情報が分かり次第可能な限り情報提供をしてまいりたいと思っております。

次に、バスの件でございますが、先ほど申し上げましたように可能な範囲でのバスの運行となります。このバスは特定の場所にしか停車いたしませんので、そこからはデマンドタクシーと連携して自分のご自宅に行っていただくという方法でバスを使っていただいて、デマンドタクシーの広報も十分行って、こちらのバスと連携して使っていただきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 1番、石井悠子君。

○1番（石井悠子君） 答弁に納得しました。ありがとうございます。

一つだけすみません、避難先での行政サービスについてなんですが、再々質問させていただきます。

町長から、各自治体に通知をしてくださるということですが、町の現状を各自治体に伝えていただき、少しでも避難先で町民の方がお世話になりやすい状況をぜひつくっていただきたいと思えますし、今後とも来年度のことだと思いますので、すぐに町民の方に行政サービスを受けられるということを知っていただくということでもよろしいでしょうか。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） 原発避難者特例法による避難先団体への通知の関係かと思えますけれども、法律上浪江町は、指定町村になっております。浪江町が福島県をとおして避難者の氏名とか生年月日とか避難先の場所とかそういう情報を避難先の団体に通知することになっております。その通知を受けた避難先団体はその情報をもとに避難者に関する特例事務を処理することとされておりますので、その辺法律の周知関係も含めまして県をとおして働きかけていきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 以上で1番、石井悠子君の一般質問を終わります。

◎延会について

○議長（紺野榮重君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（紺野榮重君） よって本日は、これで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

明日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

（午後 3時42分）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成29年浪江町議会12月定例会

議事日程(第2号)

平成29年12月6日(水曜日)午前9時開議

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第1 | 一般質問 | |
| 日程第2 | 議案第92号 | 浪江町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第93号 | 浪江町電気給電条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第94号 | 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第95号 | 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第96号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第97号 | 浪江町税特別措置条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第98号 | 浪江町北棚塩総合集会所の設置及び管理に関する条例の廃止について |
| 日程第9 | 議案第99号 | 工事請負契約の変更について(既存工場敷地(藤橋地区)敷地内整備工事) |
| 日程第10 | 議案第100号 | 平成29年度浪江町一般会計補正予算(第6号) |
| 日程第11 | 議案第101号 | 平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第12 | 議案第102号 | 平成29年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第13 | 議案第103号 | 平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第14 | 議案第104号 | 平成29年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第15 | 議案第105号 | 平成29年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第16 | 議案第106号 | 平成29年度浪江町財産区管理事業特別会計補正予算(第1号) |

- 日程第 1 7 議案第 1 0 7 号 平成 2 9 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 8 議案第 1 0 8 号 委託に関する契約の締結について（浪江町棚塩産業団地整備事業業務委託）
- 日程第 1 9 議案第 1 0 9 号 工事請負契約の締結について（町道一里檀大町線橋梁整備工事（下部工））
- 日程第 2 0 議案第 1 1 0 号 物品購入契約の締結について（浪江東中学校（なみえ創成小・中学校）机等備品購入）
- 日程第 2 1 議案第 1 1 1 号 物品購入契約の締結について（浪江東中学校（なみえ創成小・中学校）I C T 関連備品購入）
- 日程第 2 2 議案第 1 1 2 号 物品購入契約の締結について（浪江東中学校（なみえ創成小・中学校）教科用備品購入）
- 日程第 2 3 議案第 1 1 3 号 物品購入契約の締結について（浪江東中学校（なみえ創成小・中学校）カーテン等備品購入）
- 日程第 2 4 同意第 6 号 教育委員会委員の任命について

出席議員（16名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 石井悠子君 | 2番 | 高野武君 |
| 3番 | 半谷正夫君 | 4番 | 紺野榮重君 |
| 5番 | 紺野則夫君 | 6番 | 佐々木勇治君 |
| 7番 | 平本佳司君 | 8番 | 渡邊泰彦君 |
| 9番 | 佐々木恵寿君 | 10番 | 松田孝司君 |
| 11番 | 山本幸一郎君 | 12番 | 山崎博文君 |
| 13番 | 泉田重章君 | 14番 | 佐藤文子君 |
| 15番 | 吉田数博君 | 16番 | 馬場績君 |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|-------|--|--------|
| 町長 | 馬場有君 | 副町長 | 宮口勝美君 |
| 副町長 | 本間茂行君 | 教育長 | 畠山熙一郎君 |
| 代表監査委員 | 根岸弘正君 | 総務課長 | 山本邦一君 |
| 企画財政課長 | 安倍靖君 | 二本松事務所長兼 総合窓口課長兼仮設 津島診療所事務長 | 居村勲君 |
| 産業振興課長 | 岩野善一君 | 住宅水道課長 | 戸浪義勝君 |
| まちづくり整備課長 | 三瓶徳久君 | 教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長 | 大原教知君 |
| 会計管理者 兼出納室長 | 鈴木貞孝君 | 生活支援課長 | 清水中君 |
| 住民課長 | 武隈吉美君 | 健康保険課長兼 浪江診療所事務長 | 鈴木政己君 |
| 介護福祉課長 | 佐藤祐一君 | | |

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

清水 佳宗

書 記

柴野 早苗

主幹 兼 次長

吉田 厚志

◎開議の宣告

○議長（紺野榮重君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、11月30日に執行された入札等に関連する議案が届きましたので議席に配付しております。

◎一般質問

○議長（紺野榮重君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

◇山本幸一郎君

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君の質問を許可します。

11番、山本君。

[11番 山本幸一郎君登壇]

○11番（山本幸一郎君） おはようございます。議長の許可を得ましたので一問一答で質問させていただきます。

では、初めに今日の新聞なんですが、114号線の携帯電話の非通知で県の予算で1億330万円ほどの予算で多分携帯電話のアンテナがつくような見出しがでかく載ってました。

これも町の要望、議会の要望が通じたのかと思っています。これだけではないのですが、多くの要望を私達議会、そして町からも県に、国にしていかななくてはいけないのかと思っています。これからも頑張っていきたいと思います。

そこで質問に入りたいと思います。初めの1番に産業団地についてなんですが、①総額はどの位かかるのかと。日本ブレーキ跡地、北・南、そして東北電力跡地等々あるんですが、個別にどのぐらいかかるか、またその規模等々が毎回はっきりしていないんですが、その辺を初めにお伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

藤橋産業団地については、総額15億円程度の事業費となっており、平成29年度中に全て執行予定となっております。

北産業団地については、総額25億円程度の事業費を想定しており

ますが、11月末に契約した実施設計業務等を踏まえて、より詳細に事業費等を算出してまいります。

南産業団地については、総額100億円程度の事業費を想定しておりますが、今後実施いたします実施設計業務を踏まえて、より詳細に事業費等を算出してまいります。

棚塩産業団地については、総額100億円程度の事業費を想定しております。

今後、工事の進捗に伴い伐採木の処分費や土壌の形状等、現場状況を踏まえて事業費の精査を行ってまいります。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 今総額は聞いたのですが、もしよければ何ヘクタール予定してるのかという規模まで教えて頂けると分かり易かったのですが、わかりませんか。

あと、日本ブレーキ跡地なんですけど、藤橋産業団地と言ったり、町では浪江日本ブレーキ跡地というのですが、正式名称はどうか、北、南ときたんだから西でも良いような気もするんですけど、仮称なのかどうかも併せてお聞きします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 産業団地の呼び名ではありますが、藤橋産業団地という形で統一させております。

それから、面積のことが抜けていたということではありますが、藤橋産業団地については全体面積が12ha、それから北産業団地については全体面積が6ha、南産業団地については全体面積が48ha、棚塩産業団地については全体面積が約48haでございます。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 次、②に移りたいと思います。今4産業団地の規模、そして大まかな予算等は今のでわかりましたが、これ以上詳しく聞きたいんですが、内定予定の工場等、今の藤橋産業団地ですとフォーアールエナジーとかいろんなどころ多分4社が決まっているかと思うのですが、もし4社でなければ5社でも結構なんですけど、5社で何人ぐらいの従業員が見込まれる予定、若しくは北も分かっている範囲で多分予算取りされているんで、分かっている範囲で結構なんですけど、個別に何人ぐらいずつ予定していますと。そして何社かは来る予定なんでしょうから、北は3業者内定していますとか、予定していますとか、ざっくりで良いのでお伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えいたします。

10月25日に、フォーアールエナジー株式会社と工場立地に関する

基本協定を締結いたしました。同社は藤橋産業団地に立地いただくものであります。

同社以外にも藤橋産業団地には、3社ほど立地に向け交渉を進めており、地区住民等の協議、環境対策の確認などを行っているところでもあります。

その他の団地等への立地については、複数の事業者様から相談等をいただいております。担当課にて事業計画の確認等を行いながら、立地に向けて前向きに調整を進めている事業者が7社程度ございます。ただし、公式に立地を決定又は約束等を行うような、いわゆる内定という段階ではございませんので、進捗状況に応じて、しかるべきタイミングでお示しできればと考えております。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 今、内定企業は少ないから人数の発表はなかったかと思うのですが、ざっくり今計算したところ全部で240億円ぐらい産業団地にお金がかかるのではなかろうかという説明だったのですが、240億円をかけて内定もしていない工業団地を造らなくてはいけないのかどうかも確認したいんですが、もし南工業団地にはわからないが3社来ます、だから造成しますよ。ではなくて町では企業に来てもらいたいし、今だと色々なお金が使えますので初めに投資して造るという考えだとは思いますが、内定もしていなくてお話だけで、工業団地の造成に踏み切っているのかどうかお伺いします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えいたします。

今のところ藤橋産業団地について1社ほど基本協定を結びましたが、それ以外についても先ほど答弁しましたように、3社ほど立地に向け交渉をしていると、そのほかに立地補助金ですか、内定という形で5社ほど立地補助金が内定しているということでございます。それらに向けても逐次北産業団地、棚塩産業団地と企業と町で進めながら立地に向けて進んでいくと。

あと、それぞれの200億円程度の事業費をかけてということですが、町はいままで復興計画の第二次に基づきまして工業団地を整備していくそのために国に福島再生加速化交付金の充当をお願いしてできる限り、町単費を抑制しながら事業を進めているという形でございます。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） また、くだいようなお話で申し訳ないのですが、今立地補助金で5社は申請しているということは、どこかの工

業団地には5社が入る予定だと思われるんですが、前の説明ではそういう説明ではないように聞きとれたんですが、万が一、フォーアールエナジー株式会社の所の藤橋は他に3件と言ったのは聞こえたのですが、そのあとの5社は立地補助金で5社入るところはもしかしたら棚塩なのか、北なのか南なのか分かる範囲でもう一度お願いします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） これから立地補助金が該当した5社についてはまだどこの産業団地だとは確定しておりません。これからどこの工業団地が良いのか、これからについて内定企業者と町が今後協議を進めていくという段階でございます。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 次、④に移りたいと思います。先ほど総面積は初めにお伺いしましたので、次に工業団地全部うまっていればいろんな税金が入ってきて管理費等々の負担がいくのかと、税金のあれにもなって町民に返ってくるのかと思うのですが、万が一うまらなかった場合には、今で大体計算すると120ha位の規模だと思われるんですが、大まかに。工業団地は造りました。もしかしたら来るところは未定です。そうすると莫大な管理費もかかるかと思うんです。それで国の補助金がいつまであるかわかりませんが、平成32年3月と大体皆さん言っているのですが、そのあと町の今の財政でどこまで、補助が入らなかった場合に管理費に係る予算等々を考えているのかどうかお聞きします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

管理費については、産業用地として賃貸借契約を締結する箇所の維持管理については事業者が行うものとし、町ではそれ以外の共用部分、団地内道路維持補修、調整池の維持管理、周辺緑地環境整備、街路灯電気代等の維持管理費が発生いたします。

藤橋産業団地においては、年間約800万円の管理費を見込んでおり、その他の産業団地については今後の設計の中で共用地の使用や面積を固める中で算出してまいります。

なお、管理費については産業団地に立地する事業者からの賃貸収入で賄う計画となっております。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） また、この管理費についてお伺いします。もちろん工業が入っていれば賃貸でお金が入ってくるので、管理費に充てるということは可能だということは誰もがわかると思います。

しかし、大規模に開発する南と棚塩ですか、48haずつで大体100弱なのですが、先ほどの12haで800万円とするとこれ大体4倍ずつ係るので3200万、2つだと6400万円、全部併せると大体1億円弱ぐらいざっくりかかるかと思うのです。計算間違っていたらすみません。結構かなりなお金がかかるかと思うのです。私が言いたいのは、この造成地を造るなど言っているのではないのですが、まだ未定の所にそれほどお金をかけてもし入らなかった場合の管理費等々も考えていかないと、浪江の予算では入れば工業団地からお金がわんさか湧くような発想ばかりしていたんでは、後々少ない人口しか戻らない予定の浪江町の町民の負担にならないような計画を立てているのかということなんです。これは指名できませんが、誰か違う方。

○議長（紺野榮重君） 本間副町長。

○副町長（本間茂行君） 棚塩産業団地について48haと申しました。ただ、その内大規模水素製造装置、それに付随する太陽光これを抜きまして、さらにロボットテストフィールドの滑走路を抜きますと実際企業様に提供できるのは11haほどと見込んでおります。

そういう中で、現在団地の整備としては内定企業があるから整備するのではなくて、雇用の場を確保したいという町の思いで整備しました。そのために町としては企業を呼び込まないといけないわけです。呼び込まないと今議員お質しのとおり、ずっと雑草が生えているばかりでは維持管理費がかかってしまうので、我々としてはまず企業立地補助金の有意義性をしっかりと伝えて、なるべく完成と同時に多くの企業に入ってもらい。それを努力していく。入ってこなければ維持管理についてはきちっと財政的に払えるように努力していく必要があると思っております。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） もちろん今みたいな答弁がくるのかとは思ってはいましたが、あとあと町民に負担がかからないような計画でやっていただきたい。今は国の予算があるからばんばん造るような発想ではなくて、ここは何社ぐらい入れる見込みだからとか、あとあとこれは賄えるよとそういう少し固い管理でやっていきたいと思えます。

⑤に移ります。⑤の完成予定時期は多分平成32年3月という答弁くるのかと思っております。本当に何箇所もあるのですが、できるのかなと思われるんですが、再確認です、工期。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

完成予定時期につきましては、藤橋産業団地は平成29年度中、北

産業団地につきましては平成30年度末、南産業団地及び棚塩産業団地は平成31年度末を予定してございますが、今後、実施設計を進めていく中で詳細を固めてまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 今予定は聞きました。予定通りに進捗が進むように努力していってもらいたいと思います。

それでは、大きな2番の除染についてに移ります。

①のフォローアップ除染は11月末までで何件ぐらい該当になって何件ぐらい実施したかお伺いします。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） お答えいたします。11月末までのフォローアップ除染の件数についてですが、現在まで236件行っております。

なお、今後につきましては、事後モニタリング等の結果にもよりますので、増えていく可能性はございます。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 私の質問悪かったのですが、フォローアップ除染にあたるまでに事後モニタリングしますよね。それで何件中何件がフォローアップやらなくちゃいけなくなった件数だったのかと、併せて今の236件と聞いたかったのですが。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 純粹に事後モニタリングで発見された一通り除染は終わったわけなんですけど、その中で発見されたもの、事後モニタリングで、それが171件ほどございました。

それに加えまして、町で行っていますガンマカメラ、あれによって発見した部分が65件でございます。ガンマカメラについてはまだ継続中でございますので、それによって新たに発見されればこれに加わりますし、事後モニタリングも定期的に半年なり1年なりにやっておりますので、その時点で線量の変化があればそこもフォローアップ除染の対象になりますので、現在までの数字としては236件ということになっております。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 何件中236件だったのかお伺いします。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 現在までの除染の件数なんですけど、まだ全て環境省からデータに入手しておりませんで、途中経過というか、今の見積もりの中では現在のガンマカメラの発注件数が4100件ほどあるんですけど、今年度分です。昨年の分併せたのが一応の目安となっておりますし、除染についてはまだ拒否されている方もおります

し、解体後に除染をするという方もございますので、ちょっと分母的には目安ですが、先ほど申した数字程度かなということでございます。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） ちょっと分からないのは、ガンマカメラは除染やったあと町で全部やると。というような認識だったと私は思っているんですが、だから65件が何件中65件が発生したんだよと聞いているんですが、聞き方悪くて申し訳なかったのですが、何件中65件だったのか。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） ガンマカメラに関しては、1、2、3工区の工事がありました。

あのときの数字でございます。現在の今年やっている分につきましては、これに加わるような形になってきています。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 私何件かと聞いたんだけど、1、2、3工区といたってわかっています。だから出しているのにそんぐらい計算しておかなくてはだめでしょうって。休議してでも確認してよ。議長、わからなかったら休議して確認してもらって。出しているんだから初めに。

○議長（紺野榮重君） 暫時休議します。

（午前 9時22分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午前 9時25分）

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 失礼いたしました。先ほどのガンマカメラ65件なんですけど、1180件中の65件でございます。現在までに本年度のガンマカメラについては2900件ほど実施しておりますが、まだこの部分につきましては確定してはおりませんので、年度末にはわかると思います。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） わかりました。私が言いたいのは、除染の適正度がどのくらいだったのかという再確認を町でしているのかということなんです。ここで1180件で65件なんです。電卓なくてあれなんですけど、結構この除染が不備なのかという町民から苦情がくるん

ですよ。それで私らにはよく聞かれるんですが、何%ぐらいだと聞かれても分からなくて、答弁に困っていたんですけども、この数字は町としては除染は良くできているのかという評価はしているのかどうかお伺いします。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） お答えします。ガンマカメラにつきましては、今のおり約1000件中の6%になると思うのですが、本年度の部分は、第4工区で比較的線量が高い部分の地区でございますので、結果を見まして地区によって線量が高い割合があるのかその辺も判断しながら除染のやり方とか、検証していきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 再確認なんですが、その4工事は山側に行くので線量が高いのはわかっています。なぜかという、今回3月31日に解除してそういうデータがあるのにもかかわらず、同じ解除日なわけですから、その4にしても、もうちょっと町で手厚いそういう「ここは高いんだ」と言ったらすぐ行けるような部署もないと、環境省任せでいつやるのだからわからないような感じでいられると、帰りたい町民も線量も下げてくれないんだったら帰るのもあきらめようかななんて、併せてイノシシもサルも出るし、そういう方沢山いるんですよ。でもやはりイノシシ、サルは追い払えばどこかに行ってしまうのですが、線量は除染しないと下がらないんですよ。そういうところをもうちょっと町で環境省に言うだけではなくて、そういう部署も必要なんではないかと、さっさと行ってくれる方、そういう考えはあるのかどうか。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） お答えいたします。町民からの苦情につきましては、環境省よりもどちらかというと浪江町の係に直接電話がかかってくる場合がございます。除染やっている場所、現在進行中の場合なんかは環境省にも言いますし、帰って自分で測ってみたら線量が高いよと、そうすると町の職員がお伺いして線量を測って来たり、場合によっては町所有のガンマカメラで測って来たりして対応している状態にあります。

それでも直接役場に電話かけてこられない方とかもおりますのは想定できますので、その時には直接、係へ代理という形なんですかね、おっしゃっていただければと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） くどいようですが、町民から言われて測りに

行っても線量は下がらないですから、測って下がるんだったら誰でも測ります。それをどう除去するような仕組みをうまくつくる予定が町ではないのかということ質問したのですが、そういう部署がこれからは必要ではないかと思うんです。これは家だからすぐわかるんですが、その次に移るんですが、河川の除染、環境省でやったか、やらなかったか、議会の全員協議会では以前高木副大臣の時には河川、水 flowing しているところ以外はやりますと言っていったにもかかわらず、やったかどうか報告なかったのですが、わかる範囲でお願いします。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 河川の除染につきましては、環境省が各地区ごと除染実施する際に、天端、法面等の除染はやってございます。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） もう一度確認します。河川の除染、堤体だったらば、あそこの草等々全部一度きれいにされたということなんですよね。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 除染と言っても実質的には草刈り程度になってしまいますが、草刈りと堤体から重機が届く範囲の堆積物の除去をやっていると聞いております。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） まだちょっと同じ河川で申し訳ないんですが、河川の線量が高いということで、議会との懇親会の中でも苦情が来しました。そこは佐屋前地区の方だったんですが、それでいつ除染したかわかりませんが、草ボウボウです。今回町発注の工事で今草刈りしてもらって今ちょうどきれいになっているかと思うのですが、その工事に対しても草の撤去がされていないんですね、私通ってみると。以前も機械が届く範囲というのは1 mだか2 mだかわからないんですが、私の除染という感覚はなんかこうきれいにして、全部物は撤去して持って行って、草でもそういうような認識なんです、今課長が答えたのが5 mとか3 mとかメートルは言いませんでしたが、草刈ってきれいに撤去して持っていったという解釈でよろしいんですよね。環境省から聞いたのではなくて、ちゃんとここまでなりましたよという答弁もraitたいんですけど。人ごとみたいな答弁だったら報告している意味ないのね、わざわざ。そういうところ聞いたのではなくて本当にやったんだろうと、はっきり環境省に何メートルだと言っていただいたほうが良いんですが、今の答弁聞いていただけでは、何だか人ごとみたいにやったみたいな感じでは全

然答弁になっていないと思うんですが、機械の届く範囲というのもおかしいんですよ、環境省の言っていた。普通はメートル決めてあると思うんですよ。堤体の法から何メートルとか、ここは1mでここは3mだなんていうような管理はしないと思うんですけど、どういうふうに聞いたのかももう一度正確に教えてください。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 草刈りについては、天端と法面と高水敷の部分でございます。ただし、雨というか洪水等によって流されてきた堆積物がある場合がございます。その部分については堤体から下りないで重機の届く範囲内では取り除いたという説明を申し訳ありませんが環境省に聞きました。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 課長にこれ以上言ってもあれなんで、②の河川、河川あそこは浪江町は2級河川なんですけど、県で管理されていると思うのですが、工事発注に関してなんですけど、通常県管理であれば県の発注のもとで、草、木の除草、除伐をするのかと思うのですが、今回町発注で行っています。

大変議会の要望が伝わったからやってもらっているのかとも思った一方、この管理は県でやっているんですね。それで業者から聞いたのですが、まずもって町発注なんだけれども、町は全然県のいいなりになって町発注にもかかわらず、町の担当者も何も言えないような状況だと、困っているというような話を聞いているんです。私も思うんですが、町発注なら県の所きれいにしているんで、町単独でできなかったものなのかも含めて、県のところをあれだけの規模で併せて何億円ぐらいの工事だと思うのですが、町で何で発注の経過になったのか、県でできなかったのかも併せて質問いたします。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） お答えいたします。

河川除草の財源は、生活環境整備事業を利用しております。この交付金は市町村の要請に基づき国の費用負担により町の機能を回復するものであります。

県はこの交付金を利用できない為、浪江町と協定を締結して共同で事業を進めることで復興庁から承認を受けています。

協定書の役割分担表で事業計画書の提出や復興庁との委託契約を町が担当している為、町が発注業務を行っております。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 交付金の出所等々は全協で聞いたのでよくわ

かっています。この仕組みなんですけど、私から言えば河川きれいになれば何の問題もないんです。あわせて線量も下がれば。それで河川は私も行って一昨日測ってきたら場所、場所なんですけど、結構高い所あるんです。除草だけでは下がらないんだらうと思うのですが、何回も除草すれば下がるのかという認識なのですが、施工状況を見に行ったところを見れば、草刈り機で草を刈って長いまま置いてあるところと、粉碎しているところがあるんですね。それで町の指導なのか県の指導なのかわかりませんが、粉碎したら収集できないと思うんですよ。そうすると線量は、私の考えだと下がらないように思われるんです。それで燃し場がいっぱいだとか何とかではなくて、どこかに一時保管するとか、何かいろんな手があったかと思うのですが、仕事やるなら効率的にまた除染の下がるような方法を第一に考えてやっていただきたいと思っているんですが、そういうような指導はしているのかどうかお伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 刈った草は当初北部衛生センターで焼却するという予定で発注しておりました。

ところが、北部衛生センターでは草だけでは燃やせなくて、実はほかのごみと一緒にないと燃やせないということで、稼働日数が限られておまして、全ての草を北部衛生センターに運び入れることができなくなりました。

現在、棚塩の減容化施設で焼却するというところで話を進めております。今後集められる範囲の草を集めまして減容化施設で焼却していきたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） あまりここでやっているとお時間がなくなるので、言っておきますが、河川、除草、そして木ですね、木も震災当時は細い木が結構大きくなっています。この木はわかりませんが、今年度の予算では多分やらないとは思っているのですが、来年度の予算当たりで河川の除染というか、除伐なんていうのも考えてられるのかどうか。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 今年度は草を除草しました。今後一部竹につきましても、試験的に3箇所ほど伐採をします。来年度につきましても、竹伐採は来年度も行うということで話がまとまっております。その中で木も伐採できるように今後協議していきたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 河川がきれいだと言われ、街並みもかなりきれいに見える経過もあって、この事業の時にうまく河川をきれいにしてもらえれば、後々管理する方は県といえども地元の方に通常なっているかと思うんですよ。これを機に予算がある時に除草、そして木の撤去を行ってもらえるような施策でやってください。

次に3番にいきます。農業・農地について。それで今私も農業の田んぼ耕作等々で耕作の作業をしているんですが、今私のところ田尻地区、小野田地区やっているんですが、かなり圃場が小さいのですごい手間がかかるんです。それで産業振興課に行ったところ、多くの地区からそういうところがありまして、圃場整備の申請が出ていると聞いていますが、各地区地区で圃場整備を立案するのではなくて、町の事業で一括、圃場整備が行われていなかった地区の圃場整備をする考えがないのか、それとも「いや、予定しているんだよ」ということでお伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

圃場整備については、担い手不足が懸念されるなか、効率的な農作業を実施するための有効な手法として、今年度に入ってから問い合わせが増えております。

その上で現在把握しております、圃場整備に向けた進捗状況ですが、町に要望書を提出いただいているのが藤橋地区。

推進委員会を成立したのが請戸地区と加倉・川添北地区。

推進委員会の設立に向けて準備中であるのが、川添南地区であります。

そのほか、小野田地区、苧宿・西台地区、樋渡地区の農家の方からも、お問い合わせをいただいております。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 今課長答弁にもあったとおり、多くの地区から多分圃場整備の願いが、申請が出ていると思うのですが、やはり単独単独の地区で圃場整備をすると水路計画等、自分の所だけ考えていてもできないんですよ。やはり田んぼというのは水利が第一なので、やはり上から下まで水利を計画した上で水がうまく田んぼに入りますよと、排水しますよとそういう計画。そして大規模化になれば道路もなります。だから川添だけとかこういう感覚ではなくて町全体の農業の施策はそういう圃場整備に関してはあるのかないかもう一度お伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

圃場整備の計画については、例えば加倉地区から要望があがってきたという場合については、やはり加倉の下流である川添北地区もやはり水利が一緒だという形で同じくお声をかけながら地区の計画を進めているところでございます。

また、川添南地区と言いましたらば上流の小野田地区、下流の樋渡・牛渡地区という形で同じくお声をかけながら計画を町として進めているわけで、ばらばらという考えではございません。やはり水利は一体だという形で今後進めていく考えでございます。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 前向きな答弁でこれから圃場整備が進むのかと思います。

私なぜ大規模圃場整備を今言ったかといいますと、これから本当に担い手の方が数少ない、多分町内の人だけでは難しいのかと私は考えています。それで大規模にしたから良いわけではないのですが、やはり収益が得られないと農作業する方も多分いなくなるかと思えます。まして浪江は風評被害というような特別な事情もありますので、よそは1万円で売れる米があったとしたら浪江は6000円かという世間では言っているぐらい、もうスタートの時点が違います。その為にこの4000円を埋めるには効率的な農業をやっていかないと多分浪江はまた荒れ地に戻るのかと思います。今の間で何かの施策のお金でできるのであれば圃場整備を農家の負担にならないような施策で今の時期にやっていただければと。また、この大規模圃場整備をするのには国の予算か何かを適正に、農家がゼロ円でできる施策があるのかどうか重ねてお伺いします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

この圃場整備の財源であります。現在は福島加速化交付金で充当されるという形で今までの地元負担がございません。

ですから、この期間中にぜひともこの圃場整備を進めていきたいという考えでございます。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 今、前向きな答弁ありがとうございます。その上でやはり今やらなくてはだめだと、職員の方も大変忙しいのはわかりますが、この時期にどうにか全地区圃場整備するような課長からは聞いたのですが、町長から今のうちに絶対圃場整備させるんだということは言っただけないですね。

○議長（紺野榮重君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 今議員お質しのとおり、でき得る限り圃場整備

やっぴいかななくてははいけないなと考へております。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 前向きな答弁いただいたので、圃場整備は来年あたりから徐々に進むのかと理解して次に進みます。

次②番で、また農地の話しであれなんです、今農地の管理耕作等々で1反当たり3万5000円の予算がついています。前も言ったんですが、これまで昨日の行政報告にもありましたが、来年から水利の来る所にはその地区と話し合いながらというお話はありましたが、これ行政ではそう言っていますが、前向きな行政は私が田畑で雑談している中では一つもありません。まずもって作れるか、買いかかわからないのに、もうちょっと先ほどの圃場整備の話ぐらいしかできません。多くの人に作ってはいいただきたいのですが、地元浪江の人が放射線を嫌っているんで、こんなところで作ったのなんていう話になるんですよ、よその地区の人より。私も矛盾しているとは思いますが、浪江の人のほうが「いや、こんな何ベクレルあったのを食えるのか」と、心配で言われるんです。これも今の時期だけかもしれないませんが、そういう地元の人が作ったら安全だという認識が若干初めにどこに何を作らせるというよりは、認識で安全だという勉強会も重ねて必要だと実感しています。

それで、31年度末まではあと2年なんです。課長は前の答弁のときには、あと3年で決まっています町が要望したい、国には要望したいという考への答弁いただいていましたが、あれから1年近く経つので若干進捗があったかどうか重ねてお伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

現在、農地の保全管理は、営農再開支援事業を活用して行っており、当該事業については、議員お質しのとおり、避難指示解除から3年で終了することとなっております。

その期間内に、解除になったすべての地域で営農へ移行することは困難であることが予想されますことから、国に対しても要望をしております。

その結果、平成32年度まで当該事業を継続するための予算として、復興庁が平成30年度予算の概算要求をしたところがございます。

今後、町内での営農の状況を踏まえながら、必要に応じ、延長の要望をしております。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 再確認なんです、これは1年間伸びて震災後4年までは管理耕作でお金がいただけるという今の答弁はそうい

う認識でよろしいんですね。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

復興庁では事業実施期間を32年度まで延長するという形で基金に所要額を充当したということでございます。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 大変前向きな答弁で農家の方もかなり助かるのかと、またこの環境美化にもかなり農地がきれいだとまちの見た目が良いのかと思います。

今現在、多分3回目の管理耕作をやっているのですが、震災以前ぐらいに農地田畑はきれいになっているのかと私は思っています。きれいじゃないと多くの町民も戻ってこないのかと自負していますので、こういう管理耕作ではだめなんだろうけれども、まず農地等々先ほどの河川もそうなのですが、きれいにしていくような方向で行政もそういう施策でやっていただきたいと思います。

4番目にまいります。今多くの公共施設等々があって、地震で壊れている施設が数多く見えるのですが、この公共施設これは使わないんだと、これは使うんだと、直すんだと、多くのところ新しく造っているんですが、そういうところの改修とか撤去とかは行われていないのですが、どのようになっているかどうかお伺いします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍靖君） ご質問にお答えします。

地震による、使えなくなった施設ということであれば、いちばん分かり易いのは津波被災地にございました請戸小学校・浪江町児童館・請戸公民館、あるいは棚塩にあったマリンパークなみえ・棚塩集会所そういった施設については津波による流出ということで使えなくなっているということでございます。

それから、その他の公共施設一応家屋の被災判定で半壊以上になった施設というのは、ざっと50を超えるような施設がございます。それについては再開とかそういった全施設についてその方針をはっきり定めたわけではございませんが、今後の管理費用等も考えながら施設の統廃合等も含めて検討してまいりたいという状況でございます。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 私は、請戸地区の流出にあったところは考えていなかったのですが、あえていうならば私大堀地区なので大堀の公民館等々、幼稚園もそうなのですが、よく通るものすごいい有様なんです。それで地区の人に聞いた時に自分家は撤去してきれいに

なって、部落に迷惑をかけないようにしているんですが、町の財産は一つもやってくれないと。本当に良い感じではないんですよ。今だと多分環境省で解体申込書はしていただけるのかどうかはわかりませんが、町の予算でやらなくてもすむ時にそういう撤去できる施設は、撤去したほうが良いのかなど。

特に、その隣に大堀幼稚園あるのですが、隣に偶然あるのですが、新しい幼稚園多分造られたので、にじいろ保育園、そうすると多分大堀幼稚園使わないのかという認識で私はいます。

そうすると、荻野もそうなのかとちょっと分かりませんが、そういうような予定、多分予定あると思うのです。そういうところは多分壊すと決めているのかどうか。今からなのか。かなりスピード遅いようなんですが、もし決めるとしたらいつまでそういう判断をされるのかどうか重ねてお伺いします。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） お答えします。公共施設幼稚園等、公民館の大堀分館の話が出ましたので、現在のところのご報告を申し上げます。

大堀分館につきましては、半壊の判定を受けております。ですので解体予定でございます。大堀幼稚園につきましても、今後申請しまして解体したいと考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 今言った施設は、偶然私が見てそう思っただけであって、よその施設もなんか決まっている、若しくは決めるのはいつまでかという質問だったのですけど。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） 学校関係では解体の予定はございませんが、公民館につきましては、今ほど申し上げました大堀分館、荻野分館は解体予定です。

さらには、荻野幼稚園につきましても解体したいと考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） また、公共施設でなんすが、例えば今小学校除染してきれいになりました、校庭等々。この間のお話にもあったとおり、幾世橋地区の皆さんはボランティアで校庭の管理をされているようで、見本だと思っています。

それで、私の出身の大堀小学校、よく隣の荻野小学校も通るんですが、草ボウボウです。この管理は除染したのは分かるんですが、町ではこの管理に関しては、今の学校施設だけではないのですが、

公共施設の管理を今行っているのかどうかお伺いします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） ご質問にお答えします。

町内の公共施設これについては全て施設管理者というものが定められておりますので、その施設管理者の判断というか、責任において管理を行っていただいております。

しかしながら、震災後かなりの施設が使用を休止しているという状況でございますので、管理については最低限の管理に留まっているというのが現状でございます。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 重ねてなんですが、この間大盛況にあった十日市、その時町民の人と「駐車場がないよと、狭いよと、ふれあいセンターに止めてきたんだ」と、そこまでは良かったんですが、ふれあいセンターも地盤沈下等々があって駐車場が結構でこぼこなんです。何ででこぼこかというのは、以前あそこアルプス工場の跡地で、ショートパイル工を打っているんです。パイルは下がっていないから周りだけ下がったんですよ。これは良いのですが、ずっと議会でも言っていたのですが、何を言っても一つも手入れしていないんですよ。十日市、万が一今年の解除後にあそこでやるよと決めたならば、あのぐらいいきれいにできなかったのかどうかと言われたんです。

それであそこは放射能高いんですなぜか知らないんですけど。舗装のつくりが吸収するかどうかわからないのですが、その人はここでぼくの目の前で測ってくれたら0.8くらいあるんです、舗装。わざとに見せたかったのでしょうかけれども、こういうところ駐車場で何を管理しているんだと、設備もやっていない、線量もちょっと高いのではないかと。やはり思うのにはその隣の施設等々、もしかしたら休憩で使わせるとか。そういうところの任せているという感覚ではなくて誰が見ても分かるんですよ、今の状況が。解除したら解除したなりのやはり公共施設ぐらいいきれいじゃないと解除するの早かったなという苦情が出るんで、やはり一番初めは公共施設から使えるところは使えるように、使わないところは使わないなりにでも管理する。そういう施策、敢えていうならば仮設トイレを置いているんです、あちこちに町が。あと大堀総合グラウンドのトイレ元々水洗トイレにしたんです震災前に。したんだけど、ああいうトイレは使えなくなっているんですよ。アルプスの所のトイレもそうなんです。やはりそういうちょっとした気配りで使えるかと思うんですが、そういう苦情若しくはそういう話を協議かなんか、若しくは町

長から指導等はなかったのかどうか。お願いします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 議員お質しのとおり、今後中々町の財政も自主財源の確保が難しい中、公共施設の維持管理については長期的視点を持ちまして、施設の更新あるいは統廃合、それから長寿命化というような計画づくりも今取り組んでいるところでございますので、そういった中で公共施設の今後の財政負担の軽減を図りながら施設の最適な配置、これについても検討してまいりたいと考えてございます。

それから、先ほど言ったように施設管理者等も定めておりますので、そういった横の連絡と言いますか、そういった中で色々これからも協議しながら適切な管理に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） あと3分あるのでもう少し併せて質問いたします。

十日市だから言われたんだと思いますが、昔のコスモス保育園、先程駐車場はその隣なんですけど、利用方法は決まっているのかどうかかってかなりの人に聞かれました。アルプス用地の跡地もそうなんですけど、それはどう考えていっているのかどうか質問します。

○議長（紺野榮重君） 副町長。

○副町長（宮口勝美君） お答えいたします。昨日の質問にもあったんですが、今健康施設を含めて公共施設の在り方についての検討会を今月中には開くということになっております。その中でふれあいセンターの建物自体の在り方も含めて検討することになっておりまして、そういった中で存続するのか、解体するのも含めても検討していく形になってくるかと思っております。

また、コスモス保育園の利活用の関係につきましては、教育委員会所管の中で私のほうでいうのもあれですが、色々今利用目的については案が出ています。ただその中で教育委員会としてどう使うのかまずそちらの考え方をまとめていただきながら、施設としてきちっとあるものですから、使いたいところはいっぱいあるんですけど、その中で今調整をしながら、今後どんな使い方が一番良いのかということも含めて検討していくということになっております。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） やはり、体育館が西手に線路よりこちらで、どうも東にばかり施設がいつているということで、あまり西手の住民から良く思われないもので、なるべくならば西手の開発もふれあ

いセンター含めてやっていただきたいという要望がかなりあります。

それで、最後になりましたが、昨日、9番議員が禁煙の話で朝の朝礼の話もあったのですが、私今日の8時半の予鈴の時に、今日でさえたばこ吸っている職員3人いるんです。ちょっと昨日の発言聞いているのであれば、今日あたりは喫煙室でたばこを吸っているなんていうのはないような答弁伺っていたんですが、そういうところの議員はこの時だけしか言っていないみたいなのではなくて、敢えて朝礼でびしっと言ってもらうように、最後に町長にお願いではないのですが、指導のほどを訴えて終わります。

○議長（紺野榮重君） 以上で、11番、山本幸一郎君の一般質問を終わります。

○議長（紺野榮重君） ここで10時20分まで休憩します。
(午前10時04分)

○議長（紺野榮重君） 再開します。
(午前10時20分)

◇馬場 績君

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君の質問を許可します。
16番、馬場君。

[16番 馬場 績君登壇]

○16番（馬場 績君） 日本共産党の馬場績です。

まず帰還困難区域の拠点整備計画と諸問題について質問いたします。

2016年8月、政府が帰還困難区域の拠点整備の基本方針を示してから2年を超える歳月が流れました。浪江町は9月13日及び11月13日の全員協議会でその計画案を説明、県との協議が終了したと聞いております。町当局のご苦勞に感謝しつつ、浪江町の帰還困難区域1万8000haの53%、9550haの面積を抱える津島地区住民からは町の計画に対する様々な意見が出されております。それを踏まえ質問したいと思います。

エリア設定と面積の根拠についてであります。

町の第1ステージの全体計画の面積は661ha。地区別では津島137ha、苅野地区340ha、大堀・末森地区184haです。全員協議会の翌日、11月14日開催の関係地区区長会説明会でも厳しい質疑応答があったと聞いております。町長は全員協議会でも拠点計画設定の基準につ

いて以下の3点を示されました。

一つは5年以内に1 $\mu\text{Sv/h}$ 以下になるところ、二つは生活と地域経済活動の計画が適切であること、三つは計画的、効率的に公共施設の整備ができるところの3点です。

結論から言えば生活のすべてが破壊され、ふるさとが奪われてしまったわけであります。当たり前の日常が崩壊したからこそ、町長は憲法13条の幸福追求権、憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活圈、憲法29条の財産権を奪われたのが浪江町民であり、その責任は国・東電であることを繰り返し主張し、その回復を求めてきたことは私はよく承知しております。その通りだと思います。

結果、なぜ帰還困難区域の町民だけが今排他的な計画による扱いになるのでしょうか。住民合意のない、拠点整備計画の範囲設定など、原発避難の問題解決から限りなく遠ざけるものであり、住民無視の基準、モノサシといわなければなりません。そこでお尋ねします。拠点整備計画を設定する三つの基準とその範囲（面積）について、なぜ帰還困難区域だけに理不尽な3基準を持ち込むのか、3基準に問題はないという考えなのでしょうか、住民合意はどうあるべきと考えているのでしょうか、お答えください。

ではどうあるべきなのか。大熊町はすでに政府が認定した860haから、さらに早い時期に面積の拡充を求めることが報道でも明らかになりました。必要なのは早急な見直しであります。町長は拠点計画面積拡大など住民が要望する必要な見直しについてどう取り組む方針なのか、明確にお答えください。

しかし、計画の見直し、即ち面積拡大のためには一方的に示した拠点区域の範囲について（1）居住促進ゾーンの範囲は帰還や土地利用見込み等により決定するとか、（2）農業再開ゾーンは農業再開見込みにより決定するとあります。文字通り費用対効果の物差しで、入り口から鉄のカーテンを張り、中に入れようとしないうちに匹敵することであります。とんでもありません。平常時の住宅団地整備や、圃場整備の計画ではありません。そこで合意とはなんですか、生産と生活が土台から破壊されたのです。破壊したのは誰ですか。帰還するか、再開するかはあくまでも被災者のタイミングで決めることだと繰り返し言ってきたのは政府であり町長ではなかったではありませんか。熟読検討していただきたいと思います。

今一步踏み込みましょう。今申し上げた二つは目標なのか、認定の条件なのか。もし認定の条件であるとするならば、その条件を満たさなければ何もできないということになるではありませんか。問題の根本は何かということです。強制避難を余儀なくされたそもそ

もの原因を排除する、そのためにはまず除染をする、そして原状回復へ接近する。それが福島復興再生の最低限の責任ではありませんか。何もしないで、線路のないところに電車を走らせますと言っていることに等しい話です。7年も待ち続け、これからも長期に待たなければならない帰還困難区域の住民の心をどう理解しているのでしょうか。最低限の責任を果たすべきだと思いませんか。町はそれを最後まで代弁し再生を希望する帰還困難区域の願いに応えるべきであり、それは条件ではなく目標とすべきであります。町長に明確な答弁を求めます。

拠点区域の線量目標についてであります。

平成28年12月20日の閣議決定、福島復興加速のための基本方針では避難解除準備区域と居住制限区域の避難解除、即ち帰還に向けた安全・安心対策として、年間追加被ばく線量について長期目標として、年間1 mSv以下を目指すとあります。ところが冒頭に指摘した通り町長は11月13日の全協で帰還困難区域の拠点整備計画の線量について、5年以内に1 μ Sv/hになるところと言われました。ということは年間追加被ばく線量が5 mSvとなり、住民の安全・安心の基準がダブルスタンダードになってしまいます。帰還困難区域という高線量地域であるからこそ、線量調査をまず実施し実態を明らかにし、住民の安全・安心のためには二重基準の見直しが必要であります。どうされるのかお答えください。

整備計画の前倒しと先行除染についてであります。

拠点整備計画の基本的問題の見直しについては今述べてきたとおりであります。同時に全体計画の前倒しのためにも比較的線量の低いところ、例えば羽附地区や南津島など除染を先行させることであります。徐々に他の地区にも先行除染を拡大していけば、第3ステージの終期、2035年3月、あと18年も待たずして再生の道は開かれるでしょう。多分私は2035年ということになれば、現世から離れるかもしれません。整備計画の前倒しと先行除染こそ廃村・棄民政策から脱却するということになります。そうしてこそ、生きているうちに帰ることができる浪江町民の一人として希望を持ち、それが現実に可能となるのではないのでしょうか。お答えください。

帰還困難区域の荒廃は眼を覆うばかりです。保全管理は急務であります。これまでも、ここでも、国に対しても、たびたび求めてきました。しかし放置されております。それをいつから、誰がやるのか、その責任を明確にした事業計画こそ作成することが求められ、町の復興・再生を、住民の立場で加速することが求められていると思います。帰還困難区域を第二のチェルノブイリにさせないために

も町民と苦難を共にし、現状打開の具体策を示す、その方針についてお答えください。

賠償継続及びADR申立てについてであります。

福島県は8月末に仮設住宅と借上げ住宅の供与期間延長をさらに1年延長し、2019年（平成31年）3月末までとしました。その直後の9月11日供与期間延長に伴う家賃賠償を期間延長と同等とするよう賠償継続を関係機関に要望されたことは極めて適切であったと評価するものです。しかも、浪江町長と富岡町長の連名であります。昨日の報道では12月4日に県と4町の町長が自民党復興加速化本部に再度要望されたとあります。浪江町では10月末現在、仮設住宅に441戸766人、借上げ住宅1371戸2587人が生活しております。さらに復興公営住宅入居者1609戸の町民にとって家賃賠償継続は切実な願いであり、国・東電はその要望に全面的に応えるべきであります。国・東電の今日までの回答と町・県の今後の対応についてお答えください。

併せて借家居住に対する住居確保に関する費用の賠償額についても帰還または移住による賠償格差が生じないように国・東電に要望・要求されました。その回答と今後の対応についてもお答えください。

次は福島地裁、生業裁判とその判決を生かした今後の対応についてであります。

ご存知の通り10月10日の生業を返せ、福島原発裁判は国の法的責任と東電には原子力損害賠償法第3条1項に基づく賠償責任ありの判決が出されました。津波予見可能性についても政府が作成した平成14年の長期評価に基づき予見できたと断罪。双方とも控訴しましたが、賠償では帰還困難区域と双葉町の避難指示解除区域、さらに避難指示区域外妊婦や子供など原陪審の中間指針を上回る損害賠償を認めたのが生業判決であります。こうした法的責任を認めた判決の積み重ねが出てきていることは国の法的責任とその被害・損害対策を迫る新たな可能性が出てきたと私は考えるものであります。

そこで2点お尋ねいたします。この判決に対する見解。二つは県及び賠償対策福島県協議会ともこの立場で連携しこの判決を生かした加害者責任を求めるか答弁を求めるものであります。

過般の全員協議会で11月8日の進行協議において町は減額和解案を拒否、進行協議は決裂状態であった旨の報告がありました。ADR集団申立てから4年半の歳月が流れました。東電は中間指針から乖離しているとの主張を変えていません。東電は和解案尊重を社是としながらそれを拒否するなどというのは、和解案尊重義務の放棄であり、企業の社会的責任の放棄であります。こうした事態に日弁

連や学者などが参加する日本環境会議においても、指針の見直しや、救済制度の再構築が必要な段階にきているとの提起がなされていることは注目すべきこととあります。福島地裁の生業裁判でも、中間指針を上回る判決が出たことは今ほど述べたとおりであります。新たな方向を提起しつつ、申立てに参加した町民に現状を報告し、裁判への選択など個人の考えを尊重し次の段階について相談・説明会を開催する時期ではないかと私は考えるものであります。行政報告では状況を踏まえて判断すると言われました。どういうことでしょうか。そして、ADR申立て進行協議の現状と今後の対応をどうするのか、お答えください。

次は生活再建の実態についてであります。

345億円の公費が投じられ福島第一原発の周りに氷の壁が出来ました。地下水は遮断されたのでしょうか。東電の発表によれば建屋周辺に10月は1日当たり約1010t、建屋地下には10月の1日当たり平均310tが流入したと推定発表しました。事故から間もなく6年9カ月、しかし安倍首相が言う原発事故はコントロールされているどころか、今申し上げたとおり、どうなっているのか、これからどうするのかという方向さえ明らかではありません。それが実態であります。

被災者の生活再建はどうでしょうか。復興住宅でも家賃の一時支払いにも窮するなど、生活保護世帯が出ていると言われております。果たして生活再建は進んでいるのでしょうか。去る9月6日、福島大学が第二回双葉郡住民実態調査を発表しました。中でも深刻なのは震災前と震災後の就労の実態です。震災前の正規の職員・従業員が36%、無職が28%、自営業が14%、パート・アルバイトが8%、家族従業員5%でした。では現在はどうか。無職がなんと56%、正規の職員・従業員が21%、パート・アルバイトが7%、自営業が7%、会社役員3%などとなっております。浪江町は帰還困難区域を除いて避難解除されました。今申し上げたとおり福大の調査では賠償金終了が不安と答えたのが54%、ある程度感じている24%、また、生活の困りごとの質問では今後の健康や介護の心配が43%、生活費のことが不安だというのが35%、周りとの人間関係35%、仕事や事業のことが心配25%、住居のことが心配24%、放射線の影響が心配20%などとなっております。そこで質問いたします。就労、無職など町民の生活不安の実態をどのように町は把握されているのでしょうか。

二つ目、福島大学の实態調査結果の認識についてお答えをいただきたい。そして歴史上、最悪の原子力災害を踏まえ、継続的な自立

への支援など町は町民に何をなすべきと考えているのか、具体的にお答えをください。

仮設住宅入居強制立ち退きの問題であります。

仮設住宅の入居状況や県の供与期間延長とそれに見合う家賃賠償継続の町の対応について、そして県の対応について今ほど述べたとおりであります。一方、仮設住宅閉鎖や集約、さらに現段階で新たに起きている問題は強制立ち退きともいえる一部仮設住宅入居者に対する退去手続きの通知なるものであります。供与期間延長とは甚だしく乖離している町の対応に私は正直慄然とせざるを得ません。どういふことか、まず期間延長に対する町の考え方をお示しください。その上で、退去手続きの通告発出件数は何件でしょうか、入居者の意見をどう受けとめてきたのでしょうか。町はその意見にどう対応されてきたのでしょうか。入居者がいるのに浄化槽や集会所の電気・水道など共用施設設備の使用停止期限を通告する、あまりにも機械的、権力的な措置ではありませんか。先ほど福大のアンケート結果を申し上げました。心して答弁を頂きたいと思えます。現に慎むべき人権問題であるという認識はあるのか、その立場での答弁を求めます。そこを外してもらっては困ります。

介護在宅サービス外しと町の利用実態についてであります。

10月末現在の浪江町の介護認定者は1509名です。要支援1、2は408名、全体の27.0%、要介護1、2は合わせて641名で42.4%です。この軽度介護者は全体の7割を占めております。これまでも国の制度改悪については、たびたびここでも指摘しましたが、要支援1、2の訪問介護とデイサービスを保険から外してしまいました。国は市町村に丸投げです。今年の4月以降、新総合事業としてスタートしましたが、人的体制やサービスメニューなど受け皿の整備は市町村団体ではバラバラという状態にあります。介護サービスが打ち切られれば重度化と家族負担が新たに問題になっていることはご承知の通りです。浪江町でもこのランクの認定者は原発避難直後と比べ、特に今申し上げた要支援1、2が2.1倍、倍以上です。要介護1、2が2.4倍です。まさに突出している状態であります。

ところが厚生労働省は2018年度の社会保障審議会介護給付費分科会において、要介護1、2の生活援助利用回数が多すぎるとして、生活援助の利用基準なるもの持ち込み、利用回数に制限を設けようとしていることでもあります。利用者の大半は高齢者の一人暮らしや老々介護の方もいます。先ほど示した福島大学の調査結果からも老後の生活支援が深刻であることは明らかになりました。

厚生労働省や、財務省の狙いは、軽度者への介護給付を切り捨て

る、社会保障を削減する、その狙いがあることは明らかであります。とんでもありません。そこでお尋ねをいたします。町民の利用実態に照らし生活援助の利用が果たして過剰であるという事例や根拠があると考えられますか、国の制度改悪の検討に対する町の見解をお示しくください。併せて改悪の中止を求めるか、答弁を求めます。

また、認知症やせん妄、いわゆる認知症とは違う意識障害の問題などの早期発見や、在宅での自立援助など、生活援助サービスの大きな役割とその効果の実態について町はどう把握されているかどうかお答えください。

最後に政治認識について2点お尋ねします。

まず自衛隊明記と安倍改憲についてであります。先の総選挙でいわゆる与党は3分の2の議席を取りました。しかし、結果をよく見れば、自民党が比例代表で得た得票率は33%です。ところが議席は全体の61%です。明らかに小選挙区制による虚構の多数であり、弊害であります。また直前に起きた野党の分断と逆流、そして森友・加計疑惑隠しの冒頭解散が自公の多数を許す結果になったことは明らかであります。こうした政治情勢の下で安倍政権は憲法9条に自衛隊を明記する改憲に突き進もうとしております。安倍改憲について二つの問題を指摘したいと思います。

一つは政府・与党はこれまで自衛隊違憲論について何とやってきたのか。憲法9条2項が戦力保持を禁じているけれども、自衛のための必要最小限度の実力を持つことは許されるものであり、したがって、自衛隊は合憲だと言い続けてきたではありませんか。

二つは、ではなぜ今、憲法9条1項、2項を残しつつ自衛隊を明文で書き込もうと安倍政権は主張し始めたのか。これまでPKO法や2年前強行した安全保障法、いわゆる戦争法の政府説明では武力行使を目的にしたものでない、海外派兵や米国と攻撃作戦をとともにする集団的自衛権発動を認めたものではないと言ってきました。今度は自衛隊を明記し、この縛りをなくしたいというのが本音中の本音、確信であります。

要するに、自衛隊明記の安倍改憲の本質は、軍事では、海外派兵が合憲、経済でも、学術・文化でも軍事優先というまさに、これまでの国の在り方を根本的に変えるということであり、戦後民主主義と平和憲法が重大な岐路にあると言わなければなりません。平和憲法と民主主義を突き崩す安倍改憲を断じて認めるわけにはいきません。安倍改憲に対する町長の認識と見解を問うものであります。

二つは国連の核兵器禁止条約署名についてであります。国連では、ついに核兵器禁止条約が採択されました。今年の7月7日です。ま

た今年のノーベル平和賞に国際NGO、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）が受賞されることになりました。もちろん、ICANの草分けともいえる日本原水爆被害者団体協議会は、唯一の被爆国であり、日本の、世界の草の根運動として世界にヒバクシャの言葉を広げ、核廃絶を求める国際世論に大きな役割を果たしてきたことは誰もが認めることであります。私自身、2年前、2015年NPT再検討会議、ニューヨーク国際行動に参加し、そして国際地球会議で原発の危険と福島の実態についてスピーチする機会を得ました。民友新聞にも民報新聞にも報道されました。国連の前で核廃絶の署名を呼びかけました。私の記憶に鮮明に残っております。国連で採択された核兵器禁止条約の核心は禁止条項です。開発、実験、生産、取得、保有、移転の禁止などなど禁止条項と合わせ、使用の威嚇が禁止されたことであります。今問題になっている北朝鮮の核弾道ミサイル発射実験も条約に照らせば、あきらかに違法になるわけがあります。この条約を実効あるものにするためには大きな課題が二つあると思います。一つは唯一の被爆国である日本政府が1日も早くこの条約に署名すること。二つは核保有国をはじめとする核抑止力論を国際的に包囲し核廃絶を共有することです。日本政府は残念ながら核抑止論の立場に立ち、米国など核保有国とともにこの条約に反対しました。今もその態度は変えておりません。

日本被爆者団体協議会がこのことを安倍総理に見直すよう求めましたが固辞しました。では核抑止論は本当に世界の安全保障、アジアの安全保障になるのでしょうか。もしそのことが真実とするならば、すべての国が核を持てば世界は平和で安全になるということでもあります。果たしてそうでしょうか。とんでもありません。ならば国連で採択された条約の立場に立つことであると思います。浪江町議会は以前、非核平和自治体宣言都市を採択しました。そして2011年3月には原発事故で多くの町民が無用な被ばくをし、残念ながら甲状腺がんや、その疑いの町民が出ました。ふるさとが破壊され、空前の混乱と苦しみの渦中に今もあります。浪江町は何ができるか。日本政府は唯一の被爆国なのに、条約交渉に参加しようとしません。そればかりか署名しようともしません。これを突き放しております。被爆者と国民は怒り、世界の失望を募らせております。人類と原発、核兵器は決して相容れません。町長は町民の暮らしと命、平和を守るために日本政府に抗議し、一日も早く日本政府が署名することを求めることであると思います。条約に対する認識と併せ、町長の答弁を求めて、ここでの質問を終わります。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） 政治認識についてのご質問にお答えをいたします。

我が国は、日本国憲法の基本原則により、今日の平和と繁栄がもたらされ、平和主義を掲げる憲法は、世界に誇れるものであると考えております。自衛隊明記の改正については、戦力不保持を掲げた9条2項の空文化の恐れなどについて、議論がなされているということは、十分認識をしております。政府、与党においても色々意見が分かれているようでありますけれども、憲法の改正にあたっては、常々申し上げてきたところでありますけれども、恒久平和、基本的人権の尊重などの普遍的な原理規範に則り、正確な手続きを踏まえて、慎重に議論されるべきであるという考えでおります。

それから、国連の核兵器禁止条約署名についてのご質問でございます。

世界で唯一の戦争被爆国である日本国民として、核兵器による悲劇を二度と繰り返さないためにも、核兵器のない世界の実現に向け取り組んでいかなければならないという思いであり、いかなる状況においても核兵器の使用、開発、所有、実験などを禁止し、核兵器の完全な廃絶を求めていくことは、大変意義深いことであるという認識を持っております。私としても戦争と核兵器のない世界の実現に向け、原子力災害に遭遇したこの地から発信してまいりたいと存じます。

以下の質問については、担当課長が答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、一つ目の質問であります、帰還困難区域の拠点整備計画と諸問題について。まず1点目のエリア設定と面積の根拠を問うのご質問にお答えいたします。

帰還困難区域における特定復興再生拠点区域は、根拠法令である改正福島特措法に、おおむね5年以内に、避難指示解除に支障のない放射線量に低減する見込みが確実であること、住民のコミュニティ再生や経済活動の再開が見込まれること、適正な規模であり効率的な整備が可能であることなどと定められております。

町では、帰還困難区域全体の避難指示解除に向けた第1ステージとして、浪江町復興計画【第二次】に掲げる、荻野・大堀・津島の3地区それぞれに、法の条件を満たす区域を復興拠点として設定し、計画認定後、速やかに拠点区域の方々と具体的な事業について協議を行い、拠点整備を進めることとしているところでございます。

2点目の拠点区域の面積拡大について方針を問うのご質問にお答

えいたします。

今回整備を計画しております特定復興再生拠点区域は、帰還困難区域全体の避難指示解除に向けた第1ステージとして位置づけており、今後、第2ステージ、第3ステージと、整備範囲の速やかな拡大を図ってまいりたいと考えております。

次の帰還や土地利用見込みは目標なのか、認定の条件かのご質問にお答えいたします。

改正福島特措法において、復興拠点の認定条件の一つとして、住民のコミュニティ再生や経済活動の再開が見込まれることと規定されているため、今回国に申請する町の復興拠点再生計画において、基本的な整備方針として掲げております。

今後、計画の実効性を確保するため拠点区域の住民や関係者等と協議を重ね、具体的な事業計画を決定してまいりたいと考えております。

4点目の拠点区域の線量目標を問うのご質問にお答えいたします。

改正福島特措法において、放射線量に関する条件として、概ね5年以内に、避難指示解除に支障のない放射線量以下に低減する見込みが確実であることとされております。町といたしましては、現在避難指示が解除されている区域の現状を勘案しつつ、拠点の整備期間である5年以内を目標として、空間線量率が概ね毎時1 μ Svを下回ることとしているところでございます。

次に、整備計画の前倒しと除染先行を問うのご質問にお答えいたします。

復興拠点の整備期間については、法により概ね5年程度とされておりますが、帰還困難区域全体の避難指示解除を目標としている当町としては、一日も早い拠点整備が必要であると考えております。

そのため除染・解体等の実施とインフラ整備を一体的かつ効率的に実施するため、計画認定後、速やかに、国・県・町による全体連絡会を組成し、全体工程の工夫・調整を図ってまいります。

次の保全管理の責任と事業計画を問うのご質問にお答えいたします。

帰還困難区域の復興・再生に向けた環境整備として、福島特措法が改正され、復興拠点の整備が法に規定されました。

町といたしましては、浪江町復興計画【第二次】において、あくまで帰還困難区域全体の避難指示解除を目標としており、まずはその第1ステージとして復興拠点の整備を着実に進めることとした次第でございます。

法に規定されていない拠点外の保全管理につきましては、引き続き国に対策を求めてまいりたいと考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） 2番の賠償継続の中の家賃賠償の継続要望、仮設住宅、借上げ住宅期間延長についてお答え申し上げます。

今年9月に議員おっしゃるように富岡町と合同で、国、県及び東電に仮設住宅の供与期間と家賃賠償の終期を同等とするよう要望を行いました。

また一昨日も福島県、浪江町、富岡町、大熊町、双葉町の5者によりまして、自民党復興加速本部長に同様の要望を行ったところがあります。町としましては、要望に対して誠意を持って対応するよう重ねて求めているところでございます。

続きまして、住居確保に係る費用の賠償の要望についてお答えいたします。

借家居住に係る皆様の住居確保費用の賠償につきましては、帰還または移住の選択によって、その賠償額に大きな差があります。

したがいまして、これについても9月に国、県、東電に要望しました。回答を求め、その結果を待っているところであります。

○議長（紺野榮重君） 総合窓口課長。

○総合窓口課長（居村 勲君） それでは、(2)の生業裁判と判決を生かした対応についての①番の判決に対する見解を問うのご質問にお答えいたします。

判決につきましては、司法による判断でありますので、答弁は控えさせていただきたいと思いますが、国及び東京電力は、原発行政を推進してきた立場上、その責任は、重く受け止めるべきものと認識しております。

また、中間指針に関しましては、これを基本とはしながらも、被災地や被災者など、それぞれで状況が異なりますので、それらの実態に応じた柔軟な対応も必要と考えております。

判決を生かした加害者責任を求めるかについてご質問にお答えいたします。

福島県も、浪江町も、福島県原子力損害対策協議会の構成員となっておりますので、原発事故の加害者としての東京電力が、その責任を十分に果たすよう当該協議会の中で求めてまいりたいと考えております。

次に③番のADRの進行協議と今後の対応はのご質問にお答えいたします。

佐々木議員への答弁でもありましたが、現在、仲介委員による今

後の対応を注視しているところでございます。

したがいまして、今後につきましてはその動向を踏まえました上で弁護団と協議し、対応を検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 次のご質問にあります町民の生活再建の実態及び仮設住宅閉鎖・退去期日通知について。その一つ目といたします生活再建の実態について。①就労及び無職などの実態把握について、②原発避難と福大調査結果の認識を問うのご質問にお答えします。

町民の就労実態については、震災後、国・県・町共催で実施しております住民意向調査において実態把握に努めております。

平成28年度の調査結果において、回答があった4867世帯のうち、全体での割合となりますが、就労中43.6%、無職及び学生50.5%という結果となっております。

また、福島大学においても昨年度、双葉郡住民実態調査を行っております。同調査においても、現在の就業状況についての質問項目があり、就労中40.2%、無職及び学生55.7%となっております。これは、当町での調査結果とほぼ同様の結果であり、双葉郡内の共通した課題であると認識しているところでございます。

今後とも、町民の生活再建支援に取り組むとともに、とりわけ就労機会の確保のため、町内における事業再開支援、あるいは産業団地整備等による新規就労支援に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） （2）の①期間延長と町の対応について問うというご質問にお答えいたします。

今年の8月28日に県は、応急仮設住宅の供与期間延長を発表いたしました。その発表の中で一方では、建設型仮設住宅については、空き住戸による防犯防火の問題や維持管理等の理由から、供与期間終了の前においても、入居者の住居の確保状況や意向を尊重しながら、県と管理市町村の協議の下、必要に応じて撤去集約化を検討していくとの意向を示しております。

町としても、この県の意向を尊重し、また同時に立地市・立地市民の皆様の意向やそのご不便を勘案すると、入居者が数世帯に減少し、安全確保が懸念される仮設住宅については、入居者の意思・状況を十分に聞き、次にどのような選択があるかその選択をいただき、集約先仮設住宅への移動や公営住宅への転居を勧めることが不可欠な状況であります。

またご指摘の件でございますが、すでに住宅を再建された方、水道使用がない方などの不適正利用者の方に対しては、速やかな退去を促しており現在まで259世帯に通告をいたしました。

②の共用施設設備の使用停止は人権問題と認識しているか問う点でございますが、仮設住宅の受水槽、浄化槽等の生活に必要な不可欠な共用設備については、入居者がいる限り停止することはございません。また、集会所については、入居世帯が極めて少数となり、その利用も極端に減った場合は、入居者の皆様の同意を得た上で、使用を停止しております。同意を得ず停止することは全くございません。

なお、閉鎖の通知に関しましては、入居者の意向を文書や電話により調査した上で、各種手続きを円滑に進めていただく目的でこのような文書を送付しており、決して強制的に退去を促す目的ではございません。入居者の皆様と常に連絡を取り合いながらこれらの事務を進めておりますことをご理解願います。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 4番の介護在宅サービス外しと町の実態についてということでございますが、要介護1、2の保険給付外しについてということでご質問にお答えいたします。

国の経済財政諮問会議が作成した社会保障制度の見直し案によりますと、介護保険の要介護1、2の生活支援にかかわるサービスは保険給付によるサービスの提供だけではなく、多様な主体が利用者のニーズに柔軟に対応して適応することが有益であり、介護保険財政の観点からも望ましいとされております。町では地域包括ケアということで町の総合事業として高齢者のケアを互助の仕組みを利用して実施していこうとしておりますが、ご承知のように介護資源・人的資源がほとんどございませんので苦勞しているところであります。

介護予防の運動教室や家族介護教室等の介護者を支援する取り組みや認知症サポーター養成講座や認知症カフェなどを開催しております。また、サポートセンターを利用して訪問介護や通所介護などの生活支援などを行っているところでございます。生活援助の利用が過剰であるという事例は把握しておりませんし、そういう認識はもっておりません。訪問介護や通所介護の利用については、伸びているということは確認できますが、やはり国全体としては大きく伸びているということだと思います。国としては通所介護及び訪問介護の給付費の抑制の観点から総合事業の仕組みの利用を促進し、給付費を抑えたいのだろうと考えます。そこは否定はできませんが、

浪江町はとても特殊な状況でありますので、今後の国の議論の推移を注視してまいりたいと考えております。

制度の検討状況について、町へ通知がない今の段階ではコメントはできませんが、避難者特例法の問題などもありますので、必要に応じて国に要望していきたいと考えております。

続きまして、②の認知症の早期発見、早期対応など介護サービスの役割について問うというご質問にお答えいたします。

65歳以上の認知症の人は約7人に1人と推計されています。軽度認知症を含めると、約4人に1人が認知症またはその予備軍とも言われております。今後も増加が見込まれており2025年には認知症の人が5人に1人に上昇する見込みと言われております。この軽度の認知症の方を早期発見により認知症にならないよう対策を講じることが大切です。早期発見のメリットとしては治療を早期から受けることができる。つまり、正しい理解と適切な対応取るための時間を確保でき、認知症の進行を遅らせ、今ある生活を長く保つことができる。社会的孤立を防ぐことができる。歩けなくなるリスクを軽減させることができる。認知症の方に対して、適切な対処法、ケアプランの検討ができる等々があります。

以上のようなことで、介護サービスの専門の方が早期にかかわることは大切なことと言えますので、介護サービス事業所と連携し、認知症が疑われる方を早期に発見し、受診等への対応をしているところでございます。認知症やせん妄の理解や予防のための啓発活動もとても大切でございますので、より一層の周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 再質問いたします。町長は大項目、政治認識についての答弁でしたけれども、自衛隊明記の安倍改憲については、恒久平和、基本的人権を明らかにしている今の憲法は尊重、擁護すべきだと、慎重に議論すべきだとそういう立場が明確でした。

核兵器は違法であるということについて、国のこれまでの態度に触れて、一つは抗議、原発被ばくという点からも核の問題については重大な問題だという認識があるということは明らかになりましたけれども、国に対して抗議し、一日も早く核兵器禁止条約に署名すべきだということを求めるべきではないかということをお求めました。その答弁がありませんでしたので求めておきたいと思っております。

順番で再質問していきます。帰還困難区域の問題については、これまでの説明から何ら脱しておりません。別な言い方をすると、地域住民の声に基づいた私の質問には答えていないということであり

ます。このことだけでも1時間でも3時間でもできますけれども、そういうわけにもいきませんので、簡潔にやっていきたいと思いません。

要するに、その拠点整備計画のエリア設定にあたっての3条件、これは認定の条件なのか目標なのか、それは目標にすべきであるというのが見直しの問題です。この見直しができるれば、エリア面積の拡大もできるということについて理解できるかどうか、これは課長、あるいは町長答弁いただきたいと思いません。

その上で、先ほど言ったように7年近く放置されておいて、一つも手が付いていないと、それをこれから帰って、農業をやって、そこに住んで生活ができるという見込みが明らかでなければ、エリアの決定の範囲にはできないと、エリア選定の対象にはならないということですよ。

それでは、例えば色々あると思うんですけども、課長、よく聞いてください。7年間放置されているんですよ。線量も高いんですよ。そこを一挙に人が住めるようにと言ったって、それは中々無理でしょう。だから先行除染をすべきではないか。その前に保全管理をすべきではないか。その保全管理の計画については、先ほど山本議員が河川堤防の除草について、国か町かという議論をしましたがけれども、国の加速化交付金を使ってやるとか、そういう検討をすべきだと思うんですよ。まず保全管理をするということですよ。できないじゃないんですよ。やる方法を考えてください。私の質問に答えていないというのはそういうことです。改めてお答えください。

その上で、帰還困難区域についてエリア設定しました。水田、農地の除染もしました。宅地の除染もしました。明日から戻って生活できますか。農業再開できますか。できなければエリアの選定できませんということでしょう。じゃ、帰還困難区域以外の1万5500人が解除された二つの地域の現実はどうですか。国の法律とはいえ、同じ国民ですよ。同じ原発被害者ですよ。同じ原発被害者どころかもっとも深刻な被害と打撃を受けているんですよ。そこに対して、除染するには戻るといえることをはっきりしてください。農地の除染、整備をするには農業を再開するということを農地復興組合も作って、はっきり地域住民が意思決定をしてください。そうでなければできません。まさに鉄のカーテンではないか、線路のないところに汽車を走らせるという、まさにあり得ないことをやろうとしているんじゃないか。基本的には憲法に触れる問題だと、加害者である国、東電の責任放棄だと。そこを町長が分からないはずがない、分かっていますよ、これまでも言ってきたんだから。国がそういう縛りを

掛けてきたんならば、それはおかしいでしょう。浪江町の立場、住民の立場に立って、押し返すことをやりましたか、お答えください。具体的に言えば、9月11日、12日だったかな、全員協議会で示したあの拠点エリアは区長会では約180haだと。面積が10や30増えた減ったの問題ではないんだけど、180haだと担当課長が答えたという話です。ところが今回今言ったように137haでしょう。なんなんですかこれは。第2、第3ステージで時間軸で拡大していく慰めにもなりません、こんなことは。現実公開しているわけだから。どう範囲を拡大し、どう見直しをしていくか喫緊の課題ですよ。国からこういう物差しが示されました。そのとおりにやるしかありません。それでは、住民不在もいいとこだ。みんな怒っていますよ。津島では10月1日に二本松事務所で住民説明会が開かれました。中には150名集まったという人もおりますけれども、あの大会議室に入りきれないぐらい。私は約百二三十名だったと思います。あそこだって、今回のエリアに入っていないところは第3ステージになっちゃうでしょう。あと20年、30年、ここにいる大半の人たちはいなくなってしまうでしょう。早くやってください。私が今73歳ですから、18年後、100まで生きる希望は持ちたいと思いますけれども、生身の人間です。死んでも死にきれません。私一人の思いではありません。これは、一步後退どころか3歩後退してしまいますよ。地域の復興再生、どうするのかという原点の問題です。地域住民の立場に立ってくださいよ。先ほども言いましたけれども、大熊町ではつい最近の新聞ですでに860ha認定されていますけれども、それ以上に面積を拡大するというで臨んでいると。富岡でも計画図が示されました。6号線から西、広大な面積エリアに設定すると。だからエリア設定が大事なんです。改めて今私が申し述べた観点から、見直しをするかどうかお答えをください。26秒しかありませんので、これは全協に配られた資料です。そこの4ページにこう書いてある、震災前にあった環境を取り戻すことで住民の環境や生業の再生を実現することを主眼とし、土地の利用の考え方は震災前と同様とする。よって既存施設の有効施設の活用を目指す。

○議長（紺野榮重君） 時間となりました。

○16番（馬場 績君） ただし、震災状況等によるやむを得ない課題等がある場合には、それを踏まえた拠点整備を進める。いわゆる基本方針のポツ4、5のところには十何事項が折り込まれているんです。この立場で見直しをすべきだ。もうこのことだけで10分取っちゃったけれども、極めて重大な問題です。お答えください。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） 再質問にお答えいたします。

この条約への署名については、国の外交、防衛に関する課題でありますので、国の専管事項であるということから、答弁を控えさせていただきますが、平和を希求するための取り組みについては、いろんな方法があると存じておりますので、その方法を講じていきたいとこのように考えております。

それから、次の質問で13条、25条、29条への思いというもの。これは、私は憲法に謳われている幸福追求権、基本的人権、財産権の侵害、この権利については、やっぱり憲法の根本をなすものであると考えております。

したがって、議員がお質しのとおり、この帰還困難区域の特定復興再生拠点の考え方については、私は13条、25条、29条には抵触はしていないと思います。と申しますのは、やはり先ほど議員もお質しのとおり、我がふるさとですので、戻りたいと、できれば生活をしていきたいと、そういう考え方を持っている方が非常に多くの方がそういう考え方だと思えます。そういう意味からいって、やっぱり住めるような環境、それをいち早く作っていかなくちゃならない。解除をした地域の復興拠点を作っておりますけれども、やはり帰還困難区域においても線量の高いところがあります。線量の高いところはありますけれども、やっぱり線量の低いところから、まず始めていく。隗より始めよということわざがありますけれども、そこから始めて、そして徐々に第2次、第3次と拡大していくのがやり方としては普通のやり方ではないのかなと。一気にやることは議員お質しのとおり、一番いい方法だと思います。しかし一気にやるような状況ではないんです。今私どもの町土で80%が山林です。その山林を全てやるということは、物理的に難しいんですよ。いみじくも馬場さん100歳まで生きるというようなお話がありましたけれども、あと20年間で80%の山林をやれるかということ、これは物理的に到底無理です。

したがって、やれるところからやって、そして順次拡大をして、山林までやれるような状況までもっていく、それがやり方としては順当かなという考え方をもっております。そういうことで、ひとつご理解を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 再質問にお答えいたします。

町ではあくまでも帰還困難区域全体の避難指示解除を目指すということで復興計画でも定めておりますが、今回拠点整備という法に定められたということで、まずは第1ステージとして取り組むわけ

でございます。それ以外の区域についてどうするかというご質問ですが、その保全については、これはあくまでも国に対応を求めていくということ、それとそういった観点では拠点の整備についても町の現状を踏まえた中で柔軟に対応していただきたいという要望も国に重ねてしておりますので、法に要件は定めておりますが、あくまでも町の計画を柔軟に対応していただいて、町の現状にあったような整備の仕方を進めていただきたいというような要望も重ねてこれからもしていきたいということでございます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 国の拠点整備計画の三つの条件は、憲法には抵触していないという町長の答弁でした。改正福島復興再生特措法という法律があるにせよ、誰も好き好んでそこは離れているわけじゃない。誰の責任で荒廃しているか、明らかですよ。基本的人権が侵害されているんですよ。だから、1年、2年、3年で津島全体を、地域全体を元に戻してくれと言っているわけではないです。大幅な計画の見直しすべきではないかということだから、町長の言うことは拡大解釈、論点をすり替えている。問題の中心はこういう問題に対して、町民自身がそれは困ると言っているということがあるとすれば、まさに基本的人権が侵害されているということでしょう。現実を踏まえていただきたい。それから町長はこうも言ったんだ、帰還困難区域の面積、そのうち80%が山林だと。全体の80%が山林だと、そこを一挙にとか、そこを除染しろといったってそれは無理な話でしょうと町長は言いました。それはそうですよ。山林全体を3年、5年で除染しろなんて言っていません。まず生活拠点ですよ。そこをちゃんとやっていく。その前に荒廃している地域があるわけだから。帰還困難区域の荒廃は津島だけではありません。だから河川管理の事業のように復興加速化交付金なのか、あるいはその他の交付金があるのかどうか分かりませんが、国のお金を使って、帰還困難区域の国道だって町道だって県道だって除草しているわけですから、できるんですよこれは。保全管理はできるんです。できるように検討してください。できるように要望してください。それを求めているんです。だから町長、二度と再び山林も含めて一挙に何とかしてくれと馬場議員は言っているなんて言わないでください。そう言ってないから取り消してください、本当に。笑いごとじゃないよ。そういうことです。それでは、今のことについて改めて答弁を求めます。

それから、賠償の問題についてですけれども、供用期間延長に伴う賠償の継続は要望したと、二度にわたって要望したということは

大変町民の立場に立った活動だと思います。私は、自民党本部にも要望しているわけだから。その実行を迫っていると多くの町民は受け止めていますよ。4町の町長が4日には要望に出席したと言っているわけだから、町長も行っていると思う。その時のやりとりについて、それは、今後の見通しにつながる話ですからお答えください。

それから、生業判決を生かした今後の対応について、コメントは差し控えるということでもありますけれども、国、東電の責任は重いということも言われました。私は、はっきり言うと中間指針の見直しが少なくても群馬や千葉や生業判決では中間指針ではだめですよという流れが出てきている。国、東電の責任の問題については判決によって違うけれども。

したがって、判決を踏まえた指針の見直しを大きな立場で国に見直しを求めていく必要があるのではないかと、こういうことです。だから県の協議会にも入っているのだから、そこに提供するということですけれども、例えば、これほどの課で答えるかわからないけれども、浪江町の借上げ住宅の賠償の対象件数は何件ですか。多くの町民が打ち切られれば大変なことになるわけだから、その継続を求めていく。それも含めて、県ぐるみで賠償の継続を求めていく。そういう局面にきているということです。

それから、ADRの問題では、先ほども登壇で言いましたけれども、状況に応じて判断していくと、非常に抽象的な判断です。流れとしては、仲介委員としては打ち切りもおわせているようなそういう報告だと私は受け止めました。そうした状況を踏まえてということになれば、打ち切りを踏まえてということだと思います。今一步踏み込んでどうするのかお答えをいただきたい。

それから、町民の生活再建の問題、大きな問題では、仮設の明け渡し問題です。担当課長だから板挟みになっているということは分かりますけれども、決して強制はしていないと。電気だとか水道だとかということについても、同意を得た上で停止をすと言っておりました。ここで重大な問題は不適正入居だということと通知したのが259件、この内訳は、要するに退去期日を示して通知したということなのかどうなのか。これはある仮設入居者に町長名で、これは町長が決裁しているはずだから分かっているはずだと。こういうことですよ。12月28日13時に浄化槽を停止します。集会所の電気、水道、ガス、12月28日13時に停止します。この退去通知がなぜ強制退去通知ではないと言えるんですか。その人に直接聞きましたよ。町に対してなんか回答しましたか、いや、文書が来ただけでその後の連絡はありません。こういうことですよ。だだをこねて仮設入居

している人なんて誰もいない。私が直接聞いた話でも、ある町に中古住宅を購入した。しかしあそこも直さなくちゃならない、ここも直さなくちゃなんない。幸い早い段階で来年3月まで仮設にいられるというからそれまでには直すということで業者にもお願いしていた。業者も多忙だと言っていました。しかしこういう通知がきたから荷物を運ばざるを得ない。こういう話ですよ。具合悪くしていますよ。原発避難で仮設に入って、第1段階では来年3月、さらに1年延長というのが県の方針でしょう。そういう公共的な枠組みがあるのに、最前線にいる浪江町が、なんでこんな悲しいことをやるんですか。私はその考えが分からないね。追い詰められていますよ。町長どう思いますか。お答えください。

それから、介護の問題で、要介護1、2の問題で質問の核心は、実態はこういうことだと多くの人たちが要支援1、2もそうなんだけれども、介護サービスを受けることによって、特に1、2の人たちは認知症の早期発見や早期対応が可能だったと。ところが国は、回数を制限して在宅サービスを止めようとしている。まさに課長答弁のとおり、社会保障費の抑制ですよ。これは困るでしょう。もちろん受け皿が容易ではないということもある。そのことについて異議を申し立てるべきだと。

○議長（紺野榮重君） 時間となりました。

○16番（馬場 績君） こういう質問です。お答えください。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） 先般、東日本大震災本部長の額賀さんにお邪魔をいたしました。趣旨説明については鈴木副知事から説明をいたしまして、出席した4町の首長から一人ずつお話をさせていただきました。その話の内容については、先ほど総合窓口課の課長、そして生活支援課長が答弁したとおり、この応急仮設住宅等の供用期間と家賃賠償が同等となるように東京電力を指導していただきたいということが一つです。

それからもう一つは、帰還又は移住です。借家の居住に対する関係でありますけれども、帰還または移住の選択によって、その賠償額に大きな開きがあります。

したがって、賠償に差が生じないように東京電力を指導していただきたいということを私から改めて強く要請してきたところであります。

他の質問については担当課長、副町長が答弁いたしますのでよろしく申し上げます。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） これは、私が言った抵触していないというのは、そのふるさとに思いをはせて、やっぱり早く戻って生活をしたい、そういう方々の幸福追求権もあるわけです。それから基本的人権もあるわけですよ。自分が生まれ育ったところに一日も早く戻ってきたい。

したがって、10年、20年という時間のスパンではなくて、できるならあと5、6年で帰れるような状況、環境、それだけは作っていくシチュエーションを考えておかななくちゃならないということで私は13条にも抵触しないし、25条にも抵触していないという意味での答弁をしたつもりでありますので、馬場議員が若干誤解しているのではないかと思っています。

○議長（紺野榮重君） 副町長。

○副町長（宮口勝美君） 帰還困難区域の環境保全の関係についてお答え申し上げます。

馬場議員がおっしゃるとおり、今のあの状況をもって良いのかとはとても我々もそうは思っておりません。今回の拠点整備と併せまして各省庁の所管の部分について、それぞれ別個に何かできないのかということをお求めしております。例えば、国交省には、県も含めてですが、河川の堤防の除草であったり、解除になったところはやっていますけれども、津島地区の河川の状況も分からない状況で、堆砂の状況も分からない現状もあります。そういったところの災害防止の観点から何かできないかというお願いをしています。

それから、農水省には遊休農地の保全を農水省が一生懸命やっていますけど、津島には優良農地があったんですよと。その保護もできない、確保もできないで遊休農地じゃないんですかと。帰還困難区域だからぶん投げておかないで何かできないのかということも含めて今お願いをしているところです。

ですから、拠点だけやれば良いという形ではなくて、それ以外に今の保全で何とかできないかということはやっておりますので、そこはご理解いただきたいと思えます。

○議長（紺野榮重君） 本間副町長。

○副町長（本間茂行君） 賠償のことで生業判決を踏まえた中間指針の見直しというところですが、その生業判決を踏まえるまでもなく、町としては中間指針は実態に即して見直してほしいと言っているわけですし、先般も賠償審査会の委員の皆さんが来て、両副町長がバスに乗り込んで、その後会議室でプレゼンをして実態に合わせた賠償の見直しをしろとやっているわけです。その際に町としても要望

も出しております。ですから今後も町としても、協議会としても実態を踏まえた賠償の見直しについて求めていくつもりでおります。

ADRにつきましては、現在、両者の主張は平行線にございます。そういう中で今後、仲介委員がどういう判断をしていくのかということ注視しております、その対応によって、今後弁護士と協議していきたいと考えているところです。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 国の経済財政諮問会議の現在審議中でございます、その議論の推移を注視してまいりたいと思います。その制度の設計が明らかになった段階で浪江町として必要があれば要望していくこととなります。避難者特例法の問題もありますので、浪江町は現在とても特殊な状況でございますので、その辺を見極めて要望していく形となります。よろしくご理解お願いいたします。

○16番（馬場 績君） ありがとうございます。

町長が最後に帰還困難区域においても5、6年で帰れるように町は全力挙げて頑張るという表明は非常に重要な答弁です。そこから後退することなく問題を共に背中に背負って早い解決のために、全力を挙げて頑張っていたいただきたいということを再度申し上げておきます。

終わります。ありがとうございます。

○議長（紺野榮重君） 以上で、16番、馬場績君の一般質問を終わります。

○議長（紺野榮重君） ここで午後1時まで休憩します。

（午前11時43分）

○議長（紺野榮重君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

◎議案第92号から同意第6号一括上程、説明

○議長（紺野榮重君） お諮りします。

日程第2、議案第92号 浪江町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてから日程第24、同意第6号 教育委員会委員の任命についてまでを一括議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、日程第2、議案第92号 浪江町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてから日程第24、同意第6号 教育委員会委員の任命についてまでを一括議題とします。

日程第2、議案第92号 浪江町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第92号 浪江町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、農業協同組合等の一部を改正するなどの法律の施行による農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会の委員及び新たに設置されることとなった農地利用最適化推進委員の定数について必要な事項を定めるとともに、関係条例の廃止及び一部改正をするものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） それでは、議案第92号資料によりましてご説明を申し上げます。

1番として、制定の趣旨でございますが、農業協同組合などの一部を改正するなどの法律施行による農業委員会などに関する法律の改正に伴い、農業委員会の委員及び新たに設置されることとなった農地利用最適化推進委員の定数について必要な事項を定めるとともに、関係条例の廃止及び一部を改正するものであります。

2番として、主な内容でございますが、①として委員等の定数でございます。農業委員の定数を12人と定めますということでございます。現員は22名、定数上は27名であります。推進委員の定数を18人と定めますということです。

②として関係条例の廃止であります。農業委員の選出方法が従来の公職選挙法による選挙及び町長の選任による任命の併用制から議会の同意を必要とする町長による任命制に変更となったことから、関係する次の条例を廃止します。浪江町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例。

次に、浪江町農業委員会の選任による委員の定数に関する条例。

次に、浪江町農業委員会委員の選挙区に関する条例であります。

③として関係条例の改正ということで、推進委員の新設並びに農地利用の最適化の推進が農業委員会の必須業務として位置付けられ

たことに伴い、新設された農地利用最適化交付金を農業委員及び推進員へ能率給として支給するため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正します。

一つは推進委員についての記載を追加します。

なお、基本報酬の額は農業委員と同額とします。

次に、農業委員及び推進委員の活動などの実績に応じて交付される農地利用最適化交付金を財源として、能率給として支給するため記載を追加しますということでございます。

裏におめくりください、2ページでございます。3として施行期日などございますが、現職の農業委員の任期が平成30年7月7日までであることから、平成30年7月8日を施行期日とします。

なお、農業委員の任命及び推進委員の委嘱に関する必要な準備行為については公布の日より行うことができるものと定めます。

次に、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表でございます。新のところで第4条の第3項の第1号、ここにアンダーライン、及び農地利用最適化推進委員というのを新たにここに書き込んだところでございます。

それから、別表でございますが、第2条、第4条関係で農業委員会の委員のそれぞれの報酬を年額基本報酬ということで24万円、旧は月額でそれぞれ記載をしていたところでございますが、それを年額にしました。報酬額は変わりございません。それぞれ会長、職務代理人、委員という形で。会長については年額費については24万円、それからその下に能率給として予算の範囲内で町長が定める額ということで書き込んだところでございます。

それから、職務代理人については、年額基本報酬が21万6000円。能率給も同じく予算の範囲内で町長が定める額。委員については、年額基本報酬が20万4000円という形。能率給については、予算の範囲内で町長が定める額。

それから、新たに農地利用最適化推進委員とここで起こしました。年額基本報酬を20万4000円という形で農業委員の報酬と同額にしたところでございます。能率給については予算の範囲内で町長が定める額という形で資料についての説明で議案第92号にお戻りください。真ん中から下、附則ですが、施行期日1として、この条例は平成30年7月8日から施行する。ただし附則第2項というのが準備行為の規定は公布の日から施行する。

次が（準備行為）ということで2番として、農業委員、推進委員の任命、または委嘱に関する必要な行為はこの条例の施行日前においても行うことができる。次が、浪江町農業委員会の選挙による委

員の定数に関する条例の廃止で3番として、浪江町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例は廃止する。次が、浪江町農業委員会の選任による委員の定数に関する条例の廃止という形で4として、浪江町農業委員会の選任による委員の定数に関する条例は廃止する。

それから、浪江町農業委員会委員の選挙区に関する条例の廃止という形で、5番として浪江町農業委員会の選挙に関する条例は廃止するという形でございます。

次については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正ということは、裏のページになりまして、先ほど言いましたように、農業委員会の委員の報酬を月額報酬から年額に改めたという形で先ほど説明した部分に改めるという形でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第3、議案第93号 浪江町電気給電条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第93号 浪江町電気給電条例の制定についてご説明いたします。

本案は、浪江町復興計画に基づく、浪江町復興スマートコミュニティ導入促進事業において施設する給電装置から受電施設への給電に関し、必要な事項を定めるため制定するものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、議案第93号につきまして、資料をもとにご説明をいたします。資料をご準備ください。

1、制定の趣旨であります。浪江町復興計画に基づく、浪江町復興スマートコミュニティ導入促進事業において施設する給電装置から受電施設への給電に関し、必要な事項を定めるものです。

2、主な内容であります。第1章、総則であります。

（1）第1条は目的に関する規定です。浪江町復興計画に基づいたモデル事業として、町営住宅に再生可能エネルギー設備を導入することにより、効率的な活用並びに電力の自給自足を促進することを目的といたします。

（2）第2条は受電施設に関する規定です。町が給電を行う施設は、別表第1の幾世橋住宅団地Aとします。

（3）第3条は給電装置の定義に関する規定です。給電施設とは

電気を供給するために町が施設した電線及び給電用具、並びに東北電力が施設した電線及び機器を言います。

第2章は給電についてであります。(4) 第4条は給電の原則に関する規定です。受電施設への給電は町が行い、太陽光発電等の電気と東北電力の電気を合流して供給をいたします。

(5) 第5条は給電の申込みに関する規定です。

(6) 第6条は電気メーターの設置に関する規定です。使用電力量は、町が設置したメーター並びに東北電力が設置したメーターにより計量をいたします。

2ページをお開きください。(7) 第7条は電気の使用中止、変更等の届出に関する規定です。

(8) 第8条は電気使用者等の管理上の責任に関する規定です。電気使用者は、善良な管理者の注意をもって、給電装置を管理し、異常がある時は直ちに町長に届け出ることとなっております。

(9) 第9条は同居人等の行為に対する責任に関する規定です。給電施設の使用者は、家族及び同居人の行為についても、この条例に定める責を負うとなっております。

(10) 第10条は使用者からの請求による検査に関する規定です。

給電装置について電気使用者から請求があった時は、検査を行いその結果を請求者に通知することとなっております。

第3章、給電装置の使用料及び電気料金についてです。

(11) 第11条は使用料に関する規定です。使用料は町発電の電気料金及び東北電力の電気料金を合算した額といたします。

(12) 第12条は使用料の徴収に関する規定です。使用料は、電気使用者から徴収をいたします。

(13) 第13条は使用料の算定に関する規定です。

1、使用料は、検針日を基準とし、町と東北電力は各々が検針を行い、各々がその日の属する月分として算定をいたします。

2、使用電力量は、前項の各々の検針結果の合算したものといたします。

3、町の電気料金は、東北電力の使用電力量に加算する従量制とし、別表第2に定める額といたします。

(14) 第14条は使用電力量の認定に関する規定です。メーターに異常があった時、または使用電力量が不明の時は、使用電力量を認定するものであります。

(15) 第15条は特別な場合における使用料の算定に関する規定です。

1、月の中途に電気の使用を開始し、または使用をやめた場合の

使用料は、その月の属する月分として算定し、東北電力の基本料金分は、暦による日割り計算といたします。

2、月の中途に契約電流に変更があった場合の東北電力の基本料金分は、暦による日割り計算といたします。

3 ページをご覧ください。(16) 第16条は使用料の徴収方法に関する規定です。

(17) 第17条は使用料その他の費用等の軽減、免除に関する規定です。

(18) 第18条は納期限後に納付する使用料に係る延滞金に関する規定です。

(19) 第19条は督促手数料に関する規定です。

第4章は管理についてであります。

(20) 第20条は給電装置の検査に関する規定です。

(21) 第21条は給電の停止に関する規定です。電気使用者が修繕費や使用料を納入しない時、または検針や検査を拒み妨げた時は、給電を停止することができるとなっております。

(22) 第22条は過料に関する規定です。

(23) 第23条は不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対する過料に関する規定です。

(24) 第24条は過料の額に関する規定です。

第5章は補則であります。(25) 第25条は委任に関する規定です。

この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定めとなっております。3番、施行期日であります。施行期日は規則で定める日から施行するとなっております。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第4、議案第94号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第94号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会の給与勧告に基づき、一般職の任期付職員の給料月額等を改定するため、所要の改正を行うものです。

詳細については総務課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは、議案第94号資料に基づいてご説明申し上げます。資料の下段の条例新旧対照表をご覧くださいと思います。

まず第8条第1項でございますが、次の2ページ目をお開きください。

2ページ目の一番上の段でございますが、特定任期付職員の給料表となっております。給料月額1号給を、38万1000円から38万2000円に改めるものでございます。

また、9条第2項につきましては、特定任期付職員の期末手当について6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の160から162.5に改めるものでございます。6月期、12月期併せまして0.05月の引き上げとなります。

3ページでございますが、附則の第5項につきましては、新たに新設するものですが、平成29年12月期の支給割合につきましては、100分の162.5とあるのは100分の165とするものでございます。議案に戻りまして、施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行いたします。改正後の条例附則第5項の規定につきましては、平成29年12月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 日程第5、議案第95号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部を改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第95号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会の給与勧告に基づき、特別職の期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものであります。

詳細については総務課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは、議案第95号資料によりご説明申し上げます。下段の条例新旧対照表をご覧ください。

本則の第2条の改正内容でございますが、現在の手当支給の実情と整合を図り寒冷地手当の文言を削除するものでございます。次に一番下ですが、期末手当の支給割合について6月期を100分の147.5から100分の150に改めまして12月期を100分の157.5から100分の160に上げるものでございます。併せて0.05月の引き上げとなります。

2ページをご覧ください。2ページにつきましては附則第8項を新設するものですが、平成29年12月期の支給割合については100分の160とあるのは100分の162.5とするものでございます。議案に戻りまして、施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行

し、改正後の条例附則第8項の規定は、平成29年12月1日から適用するものでございます。

○議長（紺野榮重君） 日程第6、議案第96号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第96号 職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会の給与勧告に基づき、職員の給料月額及び諸手当の額の改定等を行うため、所要の改正を行うものであります。

詳細については総務課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは、まず議案第96号の改正条例の構成についてご説明申し上げます。

改正文が2条からなっております。議案の1ページが第1条でございます。さらに議案の12ページに第2条が規定されております。12ページの下段から附則ということで、それぞれの施行期日が規定されております。附則の説明から申し上げますが、施行期日でございます。この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は平成30年4月1日から施行するものでございます。また、第1条の規定による改正後の条例の規定は、平成29年4月1日から適用するものでございます。

次に、議案資料を用いてご説明申し上げます。議案第96号資料をご覧くださいと思います。

まず1ページに改正の概要を記載しております。改正の内容について若干ご説明申し上げます。本法関係でございますが、民間給与との格差を埋めるために若年層に重点をおいての給料月額の引き上げとなっております。

(2)が諸手当関係でございます。アの初任給調整手当、イの勤勉手当について人事委員勧告に基づき改正するとともに、ウの寒冷地手当につきましては、現行の支給実態に合わせ文言削除、また行政職給料表等級別基準職務表を県の規定に従い改正するものでございます。

それでは2ページをご覧ください。2ページの条例新旧対照表によりご説明いたします。本則の第2条の改正については、寒冷地手当の文言を削るものでございます。下段の9条の2の改正は、医療職給料表の適用を受ける職員の初任給調整手当の限度額を41万3800

円から41万4300円とするものでございます。

3 ページ、第21条第2項第1号の改正につきましては、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給率の改正でございまして、100分の85を6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95とするものでございます。また2号につきましては、再任用職員の改定でございまして、100分の40を6月に支給する場合は100分の40、12月に支給する場合は100分の45とするものでございます。

次に、第22条につきましては、寒冷地手当の規定ですが、支給実態がなく削除するものでございます。4 ページをご覧ください。4 ページ、第27条についても同様に寒冷地手当の文言を削除するものでございます。

次に、下段の別表第1、行政職給料表でございしますが、4 ページから11ページの中段までとなっております。先ほども申し上げましたとおりですが、若年層に重点を置いての改定となっておりますので、例えば1級であれば、号給全てにおいて改定。2級であれば、1号級から68号級まで改定というような形で若年層の給料に重点をおいて改定となっております。差額については最大で月額1000円の引き上げとなっております。

続きまして、11ページからは医療職給料表になっています。行政職同様に若年層に重点をおいての改定でございまして、差額については最大で月額1200円の引き上げとなっております。医療職給料表の改定が20ページまでございまして、続いて20ページをお開きください。

20ページは第2条による改正でございしますが、これは平成30年4月1日から施行する部分でございまして、第4条については、文言の改正。

21ページ、第21条第2項につきましては、改正条例の第1条で改定された勤勉手当の支給率について、平成30年度分については6月期と12月期の支給率を同率とするため、再任用職員以外の職員にあっては6月期、12月期とも100分の90、再任用職員にあっては100分の42.5とするものでございます。

下段の別表第2、行政給料表等級別基準職務表については、文言を改正するほか、相当職などの不明確な表現を避けるため、県の規定に倣いまして改正するものでございます。

○議長（紺野榮重君） 日程第7、議案第97号 浪江町税特別措置条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第97号 浪江町税特別措置条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、法令の改正に対応するとともに、過疎地域に指定されたことに伴い新たな措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

詳細については住民課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 議案第97号資料、4ページの新旧対照表でご説明いたします。2条第1項第2号は農村地域工業等導入促進法が改正され、町税の課税免除の規定が削除されたことに伴い、本条例から定義を削除するものです。第2条第1項第6号は企業立地促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が改正により地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律と解消されたことに伴い、定義を改正するものでございます。

第2条第1項第7号は平成29年3月31日、号外、総務省、農林水産省、国土交通省、告示第2号により、平成29年4月1日から浪江町が過疎地域に指定されたことに伴い、新たに規定を整備するものでございます。第4条は、先ほど第2条第1項第2号で定義の削除についてご説明したことと同様でございます。

5ページの4条の2につきましては、先ほど第2条第1項第6号で定義、規定の削除についてご説明したものと同様でございます。

6ページになりまして、5条は原子力発電施設等立地地域における不均一課税の規定の改正でございます。原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の町税の不均一課税に伴う措置が適用される場合を定める省令での適用期限の延長に伴い改正するものでございます。

7ページになります。第6条は過疎地域における課税免除であります。製造業、旅館業、農林水産物販売業において機械及び装置並びに建物及び附則設備を2700万円以上取得した場合、固定資産税を3年間課税免除とする内容を新たに規定するものでございます。7条、8条、次の8ページの9条は、第4条の削除及び第6条の追加に伴う条文のズレを改正するものでございます。

議案の2ページにお戻りください。附則になります。施行期日、経過措置及び浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例における本条例引用部分の条文のズレの改正について規定しております。

なお、資料の1から3ページに改正内容をまとめてございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第8、議案第98号 浪江町北棚塩総合集会所の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第98号 浪江町北棚塩総合集会所の設置及び管理に関する条例の廃止についてご説明いたします。

本案は、東日本大震災における地震及びその後の余震によって半壊となっている北棚塩総合集会所について施設を廃止し、解体を進めるため、同条例を廃止するものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第9、議案第99号 工事請負契約の変更について（既存工場敷地（藤橋地区）敷地内整備工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第99号 工事請負契約の変更について（既存工場敷地（藤橋地区）敷地内整備工事）ご説明いたします。

本案は、既存工場敷地（藤橋地区）敷地内整備工事について請負金額の変更及び工期延長に伴う変更契約を行うものであります。

現在の請負金額は6696万円ですが、7830万9720円に変更するものであります。

また、現在の契約工期は、平成29年5月12日から平成30年1月31日までですが、平成30年3月15日まで延長するものであります。

詳細については産業振興課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） それでは、議案第99号資料により説明を申し上げます。

工事請負契約変更理由書でございます。工事名は既存工場敷地（藤橋地区）敷地内整備工事です。主な変更の内容及び理由の（1）で契約額の変更であります。一つ目の黒丸が道路施工内容の変更という形で、平面図の①という形で表しているところでございます。

2のナンバーゼロから2、IP1区間、L=98.1mについて、当初、産業団地内管理用道路としての利用に限定する予定であったが、棚塩産業団地にて実施される水素製造実証事業にて特別高圧電流の供給が必要となり、電気事業者による団地北側に位置する特別高圧

変電所を改修し、棚塩産業団地まで送電網を整備する計画であり、舗装構成を変更する必要があるためでございます。

二つ目の黒丸が排水施設等の変更という形で、平面図のところに②と赤で付番してあるところですが。現在、同敷地内で実施している工場建屋等の解体工にて施工する地下埋設物等の撤去において、当初、想定した埋設ルートではなかったことや、撤去に係る影響範囲が想定以上に大きかったことにより、排水施設の新設及び変更増が必要となったためでございます。

(2)番として、契約工期の変更でございます。工事間調整による工期の延長、これは平面図で③番、赤で付番しているところでございます。当初、11月に予定していた電気事業者による団地内の電柱等の敷設工事が1月に変更となったことにより、幹線道路、L=381.6mの舗装復旧工の施工時期を12月から2月に変更せざるを得ない状況となったためでございます。

次に、平面図をご覧ください。もう一度ご説明します。赤字で記載している部分が今回変更部分でございます。①と付番してある道路施工内容の変更でありまして、図面のこの真ん中という敷地内の真ん中に幹線道路が走っている部分の西側から北の部分でございます。青字が変更前でございます。このところの表層4cm、上層路盤10cmを赤字の表層5cm、上層路盤15cm、下層路盤15cmに変更するものであります。

次に、2番として排水施設等の変更であります。これは②と付番してあります。幹線道路の南側にL型排水溝2型、L=52メートルをL型排水溝2型、L=174.8メートルに変更するものであります。

また、幹線道路の上北側ですが、集水枡というのがございます。これは600×600で、あと右側ですが、勾配調整型側溝新設、これはL=33m。勾配調整型側溝新設という形でL=10.0m、これは横断タイプという形です。幹線道路の真ん中勾配調整型側溝という形でありまして、これが300×500という形でL=7.6mであります。

(2)という形で、これは契約工期の変更でありまして、図面の下に③と一番下に付番してあります。幹線道路、L=381.6mの復旧施工時期を12月から2月に変更する。他に、その他の工事として車止め工とか縁石設置等の変更であります。

説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第10、議案第100号 平成29年度浪江町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第100号 平成29年度浪江町一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ127億2140万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を581億1339万円とするものであります。

詳細については企画財政課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、予算書事項別明細書によりご説明いたします。

まず、歳入についてでございます。10ページをご覧くださいと思います。

まず、款1 地方税、項1 町民税、目1 個人6280万円の増でございます。補正理由といたしましては、収入見込みの増によります個人町民税6000万円。滞納繰越分280万円の増でございます。同じく目2 法人3100万円は収入見込みの増によります法人町民税3000万円。滞納繰越分100万円の増でございます。

次に、項2 固定資産税、目1 固定資産税1億7999万9000円は償却資産の収入見込み増によります現年課税分の増でございます。

次に、款9 地方交付税、項1 地方交付税、目1 地方交付税28億2586万5000円。これにつきましては、震災復興特別交付税の増でありまして、棚塩産業団地整備事業、水産加工団地整備事業など12事業に係る増でございます。

次に、款11 分担金及び負担金、項2 分担金、目1 総務費分担金1722万8000円は移動通信用鉄塔施設整備事業に係る携帯通信事業者3者による事業者分担金の増でございます。

続いて11ページをご覧くださいと思います。款13 国庫支出金、項1 国庫負担金、目3 災害復旧費国庫負担金1億2625万3000円の減でございますが、南棚塩地区農業用施設等災害復旧事業継続費設定による今年度事業費減に伴う国庫負担金の減でございます。

次に、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金89億6379万4000円。これにつきましては、棚塩産業団地整備事業、水産加工団地整備事業など12事業にかかわります福島再生加速化交付金77億5273万8000円の増。それから水産共同利用施設整備事業など2事業にかかわります東日本大震災復興交付金、12億1441万円の増、並びに被災者支援総合交付金335万4000円の減でございます。同じく目7 教育費国庫補助金563万8000円の増でございますが、なみえ創成小中学校備品購入に係る、理科教育施設整備費等補助金の増でございます。

続いて12ページ、項3 委託金、目1 総務費委託金3288万1000円の

増でございますが、鳥獣害対策用柵借上げに係る原子力被災避難区域等帰還再生加速事業委託金2300万円の増、並びになみえ創成小中学校備品購入に係る福島解除等区域生活環境整備事業委託988万1000円の増でございます。

次に、款14県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金1億768万2000円につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金238万3000円の増。携帯電話等エリア整備支援事業補助金1億336万8000円の増、並びに個人番号カードシステム整備費補助金193万1000円の増でございます。同じく目2民生費県補助金800万円の減は、仮設住宅維持管理費の減によります福島県応急仮設住宅維持管理事業補助金の減でございます。同じく目4商工費県補助金1183万4000円は、年越しイベント開催等によります福島県事業再開帰還促進事業補助金の増でございます。

続いて13ページ、款17繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金1億1952万6000円の減につきましては、財源調整による繰入れ減でございます。同じく目2浪江町復旧・復興交付金基金繰入金1000万円の減につきましては、賠償支援事業事業費減による繰入れ減でございます。同じく目3東日本大震災復興交付金基金繰入金4億5165万3000円につきましては、水産共同利用施設整備事業に係る繰入れ増でございます。同じく目8浪江町帰還環境整備交付金基金繰入金2億9271万8000円。これにつきましては、水産加工団地整備事業など3事業に係る繰入れ増でございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。15ページからになります。

まず、議会費をはじめ各科目におきまして、給料、職員手当、共済費の補正を行っておりますが、これにつきましては、本年4月の人事異動による所属替え、並びに人事委員勧告による給料等の改定に伴う補正でございます。総額で給料1824万1000円の増。職員手当337万7000円の減。共済費が2010万7000円の増となっております。以下、各科目とも同じ理由により人件費の補正をしてございます。

それでは、17ページをご覧くださいと思います。

款2総務費、項1総務管理費、目6本庁舎管理費330万円。これは本庁舎本格稼働によります光熱水費等需用費の増でございます。同じく目7仮庁舎管理費763万6000円の減。これにつきましては、人件費の補正のほか、臨時職員2名増によります賃金145万6000円の増、並びに電話交換業務委託料等委託料181万9000円の減でございます。

続いて、18ページをご覧くださいと思います。目8企画費116億2083万3000円。これにつきましては、水産共同利用施設整備事業

など2事業に係る東日本大震災復興交付金基金積立金12億1441万円の増。棚塩産業団地整備事業や水産加工団地整備事業など12事業に係る特交措置分として浪江町復旧・復興基金積立金26億7531万4000円の増。同じく棚塩産業団地整備事業など9事業に係る福島再生加速化交付金の積立てであります浪江町帰還環境整備交付金基金積立金77億3110万9000円の増でございます。同じく目9情報管理費、1億6528万8000円。これにつきましては、移動通信用鉄塔整備工事に係る調査測量設計委託料で3346万9000円の増。光ケーブル電柱共架使用料218万2000円の増。移動通信用鉄塔整備工事の工事請負費で1億2503万8000円の増。同じく敷地購入に係ります公有財産購入費427万9000円の増などでございます。

続いて21ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費441万2000円の減につきましては、国保会計事務費等繰出金の減などでございます。

続いて22ページ、目2老人福祉費、543万9000円の減につきましては、介護保険特別会計職員給与費等繰出金の減でございます。

続いて23ページ、項3災害救助費、目1生活支援事業費3985万1000円の減につきましては、人件費の補正のほか、24ページにございます南相馬出張所臨時職員の減による賃金294万8000円の減。

さらには仮設住宅の戸数減によります共用光熱水費864万円の減などでございます。

続いて28ページ、款6農林水産業費、項3水産業費、目1水産振興費9億8744万1000円。こちらにつきましては、水産共同利用施設建設工事施工監理業務委託料の増、並びに水産加工団地造成工事水産共同利用施設建設工事の工事請負費の増でございます。

次に、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費180万円。これにつきましては、仮設商業施設光熱水費の増でございます。

続いて29ページでございますが、目7企業誘致促進費554万7000円、こちらについては、北産業団地造成工事費積算業務委託料等委託料505万4000円の増などでございます。同じく目8、事業再開帰還促進事業費786万3000円。こちらは年越しイベントなど実施補助金の増でございます。

続いて30ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費540万。こちらについては道路維持補修用重機借上料の増でございます。

続いて31ページ、項4都市計画費、目6まちづくり整備事業費2400万円。こちらについては、西台地区をモデル地区として実施をいたします集落鳥獣害対策用の柵借上料2300万円の増などござい

ます。

続いて34ページでございます。款10教育費、項3中学校費、目1学校管理費445万6000円。こちらについては学校開設に伴います消耗品158万円の増、同じく備品購入費184万8000円の増などがございます。

次に項5社会教育費、目2中央公民館費、294万2000円。こちらにつきましては、町芸能祭補助金の新設による補助費等の増でございます。

続いて35ページ、項6保健体育費、目3学校給食調理場費194万円。こちらにつきましては、共同調理場準備委託料150万円の増などがございます。

次に、款11災害復旧費、項2農林水産業施設災害復旧費、目1農業用施設等災害復旧費、1億4028万2000円の減でございます。こちらにつきましては、南棚塩地区農業用施設等災害復旧事業継続費設定に伴います今年度工事請負費の減でございます。

次に、款12公債費、項1公債費、目1元金140万6000円、こちらについては、利率変更に伴います元金償還金の増でございます。同じく目2利子394万2000円の減。こちらと同じ利率変更によります利子償還額の減でございます。

続いて6ページにお戻りいただきたいと思っております。第2表継続費の追加でございます。表に記載の事業につきましては、その履行に複数年度を要するため、今回継続費としてその総額及び予定年割額を定めるものでございます。まず一つ目、款6農林水産業費、項3水産業費、事業名が水産加工団地造成工事、金額が29億1121万円。事業内容につきましては、請戸地区に整備を計画しております水産加工団地造成工事につきまして、平成29年度から31年度の3カ年事業として継続費を設定するものでございます。年割額につきましては、記載のとおりでございます。

次に、事業名、水産共同利用施設建設工事施工監理業務2158万9000円。事業内容につきましては、同じく請戸地区に整備を計画しております水産共同利用施設建設工事、施工監理につきまして、工期に併せ平成29年度から平成30年度の2カ年事業として継続費を設定するものでございます。

次に、水産共同利用施設建設工事10億2061万9000円、同じく水産共同利用施設建設工事について平成29年度から平成30年度の継続費を設定するものでございます。以下、機械設備工事3億579万円、電気設備工事1億5751万4000円につきましても同様に平成29年度から平成30年度の継続費として設定するものでございます。

次に、款11災害復旧費、項2農林水産業施設災害復旧費、事業名が南棚塩地区農業用施設等災害復旧工事その1、金額が2億3278万2000円でございます。

事業内容につきましては、南棚塩地区における農業用施設等災害復旧工事につきまして、平成29年度から平成30年度の2カ年事業として継続費を設定するものでございます。同じく、事業名、南棚塩地区農業用施設等災害復旧工事その2、金額が3億578万6000円。事業内容については同様に平成29年度から平成30年度の継続費として設定するものでございます。

続きまして、第3表、繰越明許費の追加でございます。まず、款2総務費、項1総務管理費、事業名、携帯電話等エリア整備支援事業、金額が1億5953万1000円でございます。事業内容につきましては、室原仲沢地区、それから南津島下冷田地区、この2箇所に整備を計画しております移動通信用鉄塔施設整備事業につきまして、今年度追加で事業採択になったものの年度内完了が困難なため繰越明許費として設定するものでございます。

次に、款7商工費、項1商工費、事業名、北産業団地整備事業、金額が4億2902万円。事業内容につきましては、北産業団地埋蔵文化財本格調査業務につきまして、計画策定に時間がかかり、年度内完了が困難なため、繰越明許費として設定するものでございます。

なお、別資料といたしまして、各基金の運用状況一覧を添付してございますので後ほどご確認いただきたいと思います。

説明は以上となります。

○議長（紺野榮重君） 日程第11、議案第101号 平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第101号 平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ600万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億8343万円とするものであります。

詳細については健康保険課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、健康保険課長。

○健康保険課長（鈴木政己君） それでは、予算書の事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。歳入につきましてご説明申し上げます。

款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金600万6000

円を減額するもので、これは、給与等の補正により、一般会計から繰入れを減額するものであります。

次に7ページをご覧ください。歳出につきましてご説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で同じく600万6000円を減額するもので、これは給与等の減額及び特定健康診査等実施計画策定委託料を増額するものであります。

次に、8ページをご覧ください。款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金3758万3000円を増額するもので、これは過年度特別調整交付金の確定に伴います国への返還金であります。

次に、款12予備費3758万3000円を減額するものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第12、議案第102号 平成29年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第102号 平成29年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、歳出において総務費1880万2000円を増額し、医業費同額を減額するものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第13、議案第103号 平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第103号 平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ91万7000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億2386万9000円とするものであります。繰入れは一般会計繰入金53万1000円を減額、基金繰入金38万6000円を減額するものであります。

歳出は下水道総務管理費82万2000円を減額。下水道維持管理費53万2000円を増額。公債費62万7000円を減額するものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第14、議案第104号 平成29年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第104号 平成29年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、人件費の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7288万3000円とするものであります。

歳入は一般会計繰入金15万9000円の増額であります。歳出は農業集落排水総務管理費15万9000円の増額であります。

よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第15、議案第105号 平成29年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第105号 平成29年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ543万9000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5806万4000円とするものであります。

詳細については介護福祉課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） ご説明いたします。

歳入歳出補正事項別明細書の6ページをお開きください。まず歳入よりご説明いたします。

款1 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金114万5000円の増額、並びに款3 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費県負担金114万5000円の減額は今回の歳出款2 保険給付費の補正による居宅サービスと施設サービスの負担割合の変更に伴い組み替えを行ったものです。

款5 繰入金、項1 一般会計繰入金、目5 その他一般会計繰入金557万円の減額は、今回の歳出款1 総務費の補正に対応するため一般会計繰入金を減額したものです。

次に、7ページに移りまして、歳出をご説明いたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費557万円の減額は人事異動及び人勸による人件費の再計算に伴う減額でございます。

次に8ページに移りまして、款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目1 居宅介護サービス給付費3920万円の増額は居宅介護サービス中、通所介護、訪問介護、居宅療養管理指導のサービス利用

者の増によるものです。目2地域密着型介護サービス給付費1640万円の減額は地域密着型介護サービス中、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護のサービス利用者の減によるものです。

目3施設介護サービス給付費2800万円の減額は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設の利用者の減によるものです。項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費360万円の増額は、介護予防サービス中、介護予防通所介護、介護予防訪問介護のサービス利用者の増によるものです。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第16、議案第106号 平成29年度浪江町財産区管理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第106号 平成29年度浪江町財産区管理事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、歳出において財産管理費8万9000円を増額し、予備費同額を減額するものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第17、議案第107号 平成29年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第107号 平成29年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、水道事業収益的支出で1661万6000円の増額、並びに水道事業資本的支出で10万円の増額をするものであります。

詳細につきましては住宅水道課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、議案第107号 平成29年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

6ページをお開きください。説明書によりご説明をいたします。

収益的支出であります。款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費で470万6000円の補正増で人件費、施設電気代等であります。

次に、目2配水及び給水費で1055万円の補正増で人件費、配水管等修繕費であります。

次に、目4総係費で136万円の補正増で人件費、印刷製本費であ

ります。

続いて7ページをご覧ください。資本的支出であります。款1水道事業資本的支出、項2企業債償還金、目1企業債償還金10万円の補正増であります。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第18、議案第108号 委託に関する契約の締結について（浪江町棚塩産業団地整備事業業務委託）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第108号 委託に関する契約の締結について（浪江町棚塩産業団地整備事業業務委託）ご説明いたします。

本案は、浪江町棚塩産業団地整備事業業務委託について、浪江町の復興まちづくりの推進に関する協定に基づき随意契約により、仮契約の相手方となった独立行政法人都市再生機構宮城・福島震災復興支援本部 福島復興拠点整備担当本部長 前田正人と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細については産業振興課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご説明申し上げます。

1番として契約の目的でございますが、浪江町棚塩産業団地整備事業業務委託。

2番として施工箇所でございますが、浪江町大字棚塩字大原地内。

3番、契約の方法が随意契約であります。

4番、契約金額が20億4167万5960円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1億5123万5256円。

5番、契約の相手方、福島県いわき市平字田町120番地、独立行政法人都市再生機構宮城・福島震災復興支援本部 福島復興拠点整備担当本部長 前田正人。

6番、工期、議会の議決を得た日から平成31年3月31日であります。次に、議案第108号資料により説明します。浪江町棚塩産業団地整備事業業務委託契約の概要について。

委託名称が浪江町棚塩産業団地整備事業業務委託。委託内容でございますが、浪江町棚塩産業団地整備にあたっての、現場の工程管理や品質管理などの業務、設計、積算業務、工事発注・監督業務を行うものであり、独立行政法人都市再生機構（以下、UR都市機構

とする)との間で業務委託契約を締結するものであります。

また、平成31年度までの全体計画の中で早期に事業着手が必要な内容、エリア、工種などに限定して平成29年度、平成30年度実施分のみを今回契約するものであります。委託費の内訳であります。土地の造成に関する業務が15億6743万5000円。土質調査に関する業務が842万4000円。実施設計に関する業務が9948万3120円。測量に関する業務が2927万7720円。業務監理・監督業務が3億3705万6120円。合計20億4167万5960円。契約相手方の選定及び契約方法であります。浪江町の復興まちづくりの推進に関する協定に基づき、UR都市機構との随意契約により契約を締結するものであります。

次に、土地利用計画平面図を次のページでございますが、ご覧ください。棚塩産業団地の概要についてご説明申し上げます。当該団地は旧小高浪江原発予定跡地の約49haの敷地に大規模水素製造拠点施設、ここは⑤から⑩です。ここに約22ha福島ロボットテストフィールドの滑走路、ここが④と付番しております。約5ha産業用地エリア、これが①から③です。約11haの整備を計画するものであり、これまでに基本計画、基本設計を進めてまいりました。

次のページをおめくりください。完成イメージ(案)でございます。黄色の破線で囲まれた範囲は大規模水素製造拠点施設を整備するエリアであり、NEDO事業により⑤の敷地には水素製造貯蔵施設。⑩の敷地には水素製造に必要な電気を発電する太陽光パネルが整備される予定です。ここで製造された水素は2020年の東京五輪、パラリンピックへの供給を目指すものであります。

次に、緑色の破線で囲まれた範囲は福島ロボットテストフィールドの滑走路を整備するエリアであり、県事業により④の敷地には2020年3月までに無人航空機を滑走路が整備される予定であります。オレンジ色の破線で囲まれた範囲は雇用創出エリアであり、イノベーション・コースト構想に基づく企業の誘致を目指してまいります。

次に最後のページですが、棚塩産業団地整備スケジュール(案)をご覧ください。棚塩産業団地整備事業に係る農地転用や開発工については、11月29日開催の浪江町復興整備協議会にてご承認をいただいたところであり、今後敷地造成などに着手する予定であります。敷地造成にあたっては、大規模水素製造拠点施設や、福島ロボットテストフィールドの整備スケジュールなどを勘案し、短期間で効率的に事業を実施するため、敷地を複数に分割して作業を進め、造成完了箇所から随時関係事業者へ引き渡しを行う計画としており、平成31年末までの造成管理を目指して進めてまいります。

説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第19、議案第109号 工事請負契約の締結について（町道一里檀大町線橋梁整備工事（下部工））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第109号 工事請負契約の締結について（町道一里檀大町線橋梁整備工事（下部工））をご説明いたします。

本案は、町道一里檀大町線橋梁整備工事（下部工）について地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった横山建設株式会社代表取締役社長 横山佳弘と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 契約の内容についてご説明いたします。

1、契約の目的、町道一里檀大町線橋梁整備工事（下部工）。

2、施工箇所、浪江町大字幾世橋字来福寺東地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、6億8796万円、うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額5096万円。

5、契約の相手方、浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社代表取締役社長 横山佳弘。

6、工期、議会の議決を得た日から平成32年3月27日。この工事は浪江町大字幾世橋字来福寺東から請戸川を渡り、大字幾世橋広内に至る上川原橋を架け替えるものです。

資料1ページをご覧ください。橋長は121.8mです。下部工4基の内訳は、橋台が2基、橋脚が2基を新設するものです。赤の太枠囲みが工事箇所となっております。資料の2をご覧ください。橋の形式は、鋼3径間連続非合成鈹桁橋です。道路幅員は車道が7m、歩道が2.5mとなっております。資料の3枚目をご覧ください。現在ある上川原橋は撤去いたします。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第20、議案第110号 物品購入契約の締結について（浪江東中学校（なみえ創成小・中学校）机等備品購入）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第110号 物品購入契約の締結について（浪江東中学校（なみえ創成小・中学校）机等備品購入）をご説明いたします。

本案は、浪江東中学校（なみえ創成小・中学校）机等備品購入について地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社双葉事務器代表取締役 志賀祐広と契約するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については教育次長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、教育次長。

○教育次長（大原教知君） それでは、契約の内容を申し上げます。

1、契約の目的です。浪江東中学校（なみえ創成小・中学校）机等備品購入。

2、納入場所、浪江町大字幾世橋字来福寺西73番地。

3、契約の方法ですが、指名競争入札でございます。

4、契約金額、3456万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額256万円です。

5、契約の相手方、福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野379番地、株式会社双葉事務器代表取締役 志賀祐広。

6、納期、議会の議決を得た日から平成30年2月28日までです。

次のページ、議案第110号資料でご説明をいたします。4番の購入備品一覧でございますが、横軸に区分、主な購入備品、台数と載っております。

小学校教室7室、特別支援教室を含む7室でございます。児童用机32台、児童用椅子32台、教卓7台、教師用机7台、教師用椅子7台。

中学校教室、同じく4室でございます。生徒用机18台、生徒用椅子18台、教卓4台、教師用机4台、教師用椅子4台。

職員室、教師用机23台、教師用椅子23台、システム収納棚31台。

校長室、小学校、中学校ともでございます。校長用机2台、校長用椅子2台、サイドボード2台、応接用ソファ、テーブル2台。

理科室・保健室など30室でございますが、薬品保管庫1台、会議用テーブル6台、ベッド4台、ホワイトボード1台でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第21、議案第111号 物品購入契約の締結

について（浪江東中学校（なみえ創成小・中学校）ICT関連備品購入）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第111号 物品購入契約の締結について（浪江東中学校（なみえ創成小・中学校）ICT関連備品購入）をご説明いたします。

本案は、浪江東中学校（なみえ創成小・中学校）ICT関連備品購入について地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社福島情報処理センター代表取締役社長 小暮憲一と契約するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については教育次長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、教育次長。

○教育次長（大原教知君） それでは、契約内容について申し上げます。

1、契約の目的、浪江東中学校（なみえ創成小・中学校）ICT関連備品購入。

2、納入場所ですが、浪江町大字幾世橋字来福寺西73番地。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、2152万4400円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額159万4400円。

5、契約の相手方、福島県郡山市桑野三丁目18番24号。

株式会社福島情報処理センター代表取締役社長 小暮憲一。

6、納期、議会の議決を得た日から平成30年2月28日でございます。

続きまして、議案資料でご説明申し上げます。4の購入備品一覧でございますが、区分、主な購入備品、台数となっております。

職員室、ラック型サーバー1台、ノート型パソコン32台、A3モノクロレーザープリンター1台。メディアルームでございますが、生徒用ノート型パソコン20台、生徒用タブレット20台、プロジェクター1台。

校長室、ノート型パソコン2台、A4カラープリンター2台。印刷室、デジタル印刷機2台。事務室、ノート型パソコン1台、A3カラープリンター1台。

保健室、ノート型パソコン1台。

校内全体でございますが、校内LAN無線アクセスポイント14台、UTM統合セキュリティ管理装置1台でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第22、議案第112号 物品購入契約の締結について（浪江東中学校（なみえ創成小・中学校）教科用備品購入）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第112号 物品購入契約の締結について（浪江東中学校（なみえ創成小・中学校）教科用備品購入）をご説明いたします。

本案は、浪江中学校（なみえ創成小・中学校）教科用備品購入について地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により、落札者となった株式会社サトウ教材社代表取締役 佐藤隆二と契約するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細については教育次長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、教育次長。

○教育次長（大原教知君） それでは、契約内容について申し上げます。

1、契約の目的、浪江東中学校（なみえ創成小・中学校）教科用備品購入。

2、納入場所、浪江町大字幾世橋字来福寺西73番地。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、2243万8080円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額166万2080円。

5、契約の相手方、福島県南相馬市小高区南町一丁目41番地、株式会社サトウ教材社代表取締役 佐藤隆二。

6、納期、議会の議決を得た日から平成30年2月28日までとさせていただきます。

続きまして、議案資料でご説明申し上げます。4の備品購入一覧でございます。区分、教科名、主な購入備品、個数となっております。

小学校、国語、書道用マグネットシート、短冊黒板等10個。社会、歴史年表・歴史人物肖像画等3個。算数、授業用そろばん、体積学習セット等22個。生活科、落書きボード、伝承遊びセット等6個。音楽、木琴、譜面台等28個。外国語、四線入り黒板、英語カード2個。

中学校、国語、書写水書板、硯箱セット2個。社会、地球儀、日本全図等5個。数学、立体展開図模型、確率実験器等13個。音楽、

トランペット、メトロノーム等12個。美術、糸のこ盤、版画プレス機等10個。外国語、英語版世界地図、英語日本語紙芝居等13個。特別支援ままごとセット、電話セット等19個。小・中共通、理科、人体解剖模型、顕微鏡等562個。技術図工、回路試験機、工具セット等41個。家庭科、炊事用具一式、殺菌保管庫等39個でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第23、議案第113号 物品購入契約の締結について（浪江東中学校（なみえ創成小・中学校）カーテン等備品購入）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第113号 物品購入契約の締結について（浪江東中学校（なみえ創成小・中学校）カーテン等備品購入）をご説明いたします。

本案は、浪江東中学校（なみえ創成小・中学校）カーテン等備品購入について地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社まつもと代表取締役社長 松本定雄と契約するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については教育次長に説明させます。

○教育次長（大原教知君） それでは、契約の内容を申し上げます。

1、契約の目的、浪江東中学校（なみえ創成小・中学校）カーテン等備品購入。

2、納入場所、浪江町大字幾世橋字来福寺西73番地。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、588万6000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額43万6000円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡双葉町大字長塚字町19番地、株式会社まつもと 代表取締役社長松本定雄。

6、納期、議会の議決を得た日から平成30年2月28日までとさせていただきます。

続きまして、議案資料でご説明申し上げます。4番の購入備品一覧でございます。区分、主な購入備品、箇所数となっております。

児童・生徒用教室ほか職員室など23室。防災無地カーテン、カーテンレール54箇所。理科室、理科準備室、防災無地カーテン、カーテンレール4箇所、防災暗幕遮光カーテン、カーテンレール4箇所。メディアルーム、防災無地カーテン、カーテンレール2箇所、防災

暗幕遮光カーテン、カーテンレール2箇所。体育館、防災暗幕遮光カーテン、カーテンレール49箇所、袖幕、緞帳一文字幕7箇所でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第24、同意第6号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 同意第6号 教育委員会委員の任命についてご説明いたします。

本案は、教育委員会委員の青田忠文氏が平成29年12月23日で任期満了となることから後任の委員の任命について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回、同意を求める水谷由克氏の略歴については、資料の記載のとおりであります。昭和48年4月に福島県立聾学校教諭として着任され、平成22年3月に退職されるまで要職を歴任し、青少年の健全育成に尽力されるなど、高潔な人格で教育に関し、識見を有していることから適任であり、教育委員に任命したいと考えておりますので、議員各位のご賛同よろしくお願ひします。

○議長（紺野榮重君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

◎延会について

○議長（紺野榮重君） お諮りいたします。

質疑については12日に行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

休会中の活動日程を申し上げます。各常任委員会の招集日は7日及び8日で各委員長が指定する場所で開催します。また、11日は全員協議会を全員協議会室で開催します。時間はいずれも9時30分からとなります。関係課長等につきましても出席要求があった時は、出席願ひます。

◎延会の宣告

○議長（紺野榮重君） 本日はこれで延会します。

12日は午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。
なお、本日2時50分から全員協議会室で全員協議会を開催しますので、ご参集ください。

(午後 2時33分)

| | |
|----------------------------|-------|
| 平成 2 9 年 1 2 月 7 日 (木曜日) | 委員会 |
| 平成 2 9 年 1 2 月 8 日 (金曜日) | 委員会 |
| 平成 2 9 年 1 2 月 9 日 (土曜日) | 休日 |
| 平成 2 9 年 1 2 月 1 0 日 (日曜日) | 休日 |
| 平成 2 9 年 1 2 月 1 1 日 (月曜日) | 全員協議会 |

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成29年浪江町議会12月定例会

議事日程(第3号)

平成29年12月12日(火曜日)午前9時開議

- 日程第 1 議案第 92号 浪江町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 議案第 93号 浪江町電気給電条例の制定について
- 議案第 94号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第 95号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正について
- 議案第 96号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 97号 浪江町税特別措置条例の一部改正について
- 議案第 98号 浪江町北棚塩総合集会所の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議案第 99号 工事請負契約の変更について(既存工場敷地(藤橋地区)敷地内整備工事)
- 議案第100号 平成29年度浪江町一般会計補正予算(第6号)
- 議案第101号 平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第102号 平成29年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第103号 平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第104号 平成29年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第105号 平成29年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第106号 平成29年度浪江町財産区管理事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第107号 平成29年度浪江町水道事業会計補正予算(第2号)

- 議案第 1 0 8 号 委託に関する契約の締結について（浪江町棚塩産業団地整備事業業務委託）
- 議案第 1 0 9 号 工事請負契約の締結について（町道一里檀大町線橋梁整備工事（下部工））
- 議案第 1 1 0 号 物品購入契約の締結について（浪江東中学校（なみえ創成小・中学校）机等備品購入）
- 議案第 1 1 1 号 物品購入契約の締結について（浪江東中学校（なみえ創成小・中学校）I C T 関連備品購入）
- 議案第 1 1 2 号 物品購入契約の締結について（浪江東中学校（なみえ創成小・中学校）教科用備品購入）
- 議案第 1 1 3 号 物品購入契約の締結について（浪江東中学校（なみえ創成小・中学校）カーテン等備品購入）
- 同意第 6 号 教育委員会委員の任命について

出席議員（16名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 石井悠子君 | 2番 | 高野武君 |
| 3番 | 半谷正夫君 | 4番 | 紺野榮重君 |
| 5番 | 紺野則夫君 | 6番 | 佐々木勇治君 |
| 7番 | 平本佳司君 | 8番 | 渡邊泰彦君 |
| 9番 | 佐々木恵寿君 | 10番 | 松田孝司君 |
| 11番 | 山本幸一郎君 | 12番 | 山崎博文君 |
| 13番 | 泉田重章君 | 14番 | 佐藤文子君 |
| 15番 | 吉田数博君 | 16番 | 馬場績君 |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--|--------|----------------|-------|
| 副町長 | 宮口勝美君 | 副町長 | 本間茂行君 |
| 教育長 | 畠山熙一郎君 | 代表監査委員 | 根岸弘正君 |
| 総務課長 | 山本邦一君 | 企画財政課長 | 安倍靖君 |
| 二本松事務所長兼 総合窓口課長兼仮設 津島診療所事務長 | 居村勲君 | 産業振興課長 | 岩野善一君 |
| 住宅水道課長 | 戸浪義勝君 | まちづくり整備課長 | 三瓶徳久君 |
| 教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長 | 大原教知君 | 会計管理者 兼出納室長 | 鈴木貞孝君 |
| 生活支援課長 | 清水中君 | 住民課長 | 武隈吉美君 |
| 健康保険課長兼 浪江診療所事務長 | 鈴木政己君 | 介護福祉課長 | 佐藤祐一君 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|------|-------|------|
| 事務局長 | 清水佳宗 | 主幹兼次長 | 吉田厚志 |
|------|------|-------|------|

書

記

柴 野 早 苗

◎開議の宣告

○議長（紺野榮重君） おはようございます。町長より欠席届が議長宛に提出されておりますのでご報告いたします。ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第92号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第92号 浪江町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 12月議会初っぱなの議案ですけれども、所管で審査をいたしました。私も百姓であったと、農業委員の経験もあると、農協関係、経済連にも勤めていたそういう経過からして農業政策・農業機関の変遷には強い関心を持っています。その上で今回の92号、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定については、文字通り実践的立場から反対の討論をしなければならないと私は強く思った次第であります。大きな問題点だけに絞りますけれども、一つは農業委員会は独立した機関で町の農政、県の農政、国の農政、町から全国的な段階で大きな役割を果たしてきた。しかし、農業の衰退とともに、その機能と権限が狭くされ小さくなってきたと、そういう経過があります。その中で、今回の条例の制定の大きな反対討論の理由としては、これまで農業委員の選出は選挙によって行われてきた。これが町長の任命制に変わった。ここは行政とのかかわりは深いものがあるにせよ、独立した機関として原則選挙で選ばれてきたわけでありまして。それが、首長の任命で農業委員、あるいは推薦委員が選出されるということは、町の農業政策の推進、農業者自らの問題としても、こういう公選制が廃止されるということは制度的な大きな後退、改悪であるという

のが反対討論の第一の理由であります。

二つ目の問題でありますけれども、然らば、今日の農業の荒廃・衰退の問題はどこにあるのかという、ここに踏み込まなければならぬと思います。これは一言で言えば、大規模化、自由化、新自由主義、そういう農業政策が農業分野に持ち込まれたために農家が農業だけではやっていけないと、こういう環境の中に放り込まれたという問題があるわけです。じゃあ、今回の関係法令の改正について、そこを正して新たな展望を持てるような改正になっているかという、さらさらそうではない。逆に農協の権限も換骨奪胎、そして農業委員会の権限と機能についても大幅に後退させる。さらに大型化、自由化、農業構造改革を株式会社方式で推進しようとする、この大きな骨格に位置付けられてきた。これが大きな問題で、今日の農地の荒廃、農業の衰退の原因は何か、繰り返しますけれども、価格の保障制度が全くない。北海道の農業でさえもやっていけない。価格が市場に任される、こういうことによる農村、農業、農地の荒廃が起きている。そこをどう見直していくかという方向づくりについては全く示されていないということでもあります。

大きな三つ目としては、今二つの問題を指摘してきたわけでありましてけれども、結論から言えば、反省なき農業自由化政策、価格保障なき農業政策の推進にさらに拍車をかけて日本の農業、農地、農民の暮らしは今まで以上に破壊されてしまうのではないか。そういう問題と危険がはらんだ法律改正に基づく新たな条例制定だということをはっきりと示して反対の討論をするものであります。

○議長（紺野榮重君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第92号 浪江町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

◎議案第93号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第93号 浪江町電気給電条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第93号 浪江町電気給電条例の制定についてを採決
します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

◎議案第94号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第94号 一般職の任期付職員の
採用等に関する条例の一部改正についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第94号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例
の一部改正についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

◎議案第95号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第95号 町長等の諸給与支給に
関する条例の一部改正についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第95号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第96号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第96号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第96号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第97号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第97号 浪江町税特別措置条例の一部改正についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
16番、馬場績君。
- 16番（馬場 績君） 97号の町特措法条例の一部改正についてお尋ねをしたいと思います。資料の4ページ、5ページ。資料説明でも、あるいはこの条例でも過疎地域の指定について記載がございます。そして条例説明の中で浪江町が過疎に指定されたという説明がございました。過疎に指定されたということは、これまで指定されていなかったということになるわけですけれども、この条例による過疎指定の条件とはなんなのかというのが第1点。今の件は第2条第7

号に関することです。

それから、資料の5ページから6ページにわたって、地域経済牽引事業促進区域における課税免除についての条文が新旧対照表で示されております。ここで対象事業所は浪江町にあるのかないのか。あるとすれば、どういう事業所なのか。課税免除にかかわるとすれば、具体的に事業所、三つなら三つあるとすれば、課税免除が具体的にどのぐらいの額になってくるのかということについてお尋ねをいたします。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 過疎の該当の要件でございますが、長期的な人口減少というものがございまして、浪江町の場合ですと減少率が平成25年から平成27年までの減少率で該当してございます。

次の質問でございますが、対象企業については、現在のところの数としては把握しておりません。ただこの特別措置条例の中では、有利なもの不利なものがございまして、企業の皆さんには一番有利な措置、条例の中の有利な条文を使って税金の減免を受けていただきたいと思います。また企業によってはその設備内容とか従業員の数とか制約がそれぞれの条文で異なっておりますので、一番有利なものをお選びいただければと思っております。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 過疎地域の指定要件としては人口の減少率だと。基準になるものは平成25年から平成25年の一定の減少の幅に該当するものと理解をするわけですが、では減少人口の過疎指定の関係で減少率の基準はどうなっているのかということと、平成25年から平成27年において浪江町はその定義に該当しているということですが、具体的な減少率をお示しいただきたい。

それから、課税免除についてですけれども、把握していないということ。条例施行は公布の日から施行し、改正後は平成29年9月29日から。それからその後も書いております。条項によって施行月日が違います。ということは、既に一番遅い施行期日においても平成29年9月29日からということになっております。経過措置もあると思えますけれども、こういう条例を踏まえれば、対象事業所があるのかないのか把握していないというのは所管課としてはいかがなものかと思えます。本当に把握していないのかどうなのか改めて確認をします。それではまずいということを上記で答弁によっては再々質問をいたします。

それから、課税免除の制度活用について、有利なもの不利なものがあると。この条例解説の資料によれば、第6条の第1項のとこ

ろで一区画の合計額が2700万円を超えるものうんぬんと書かれておりますけれども、単純に考えれば2700万円以上の固定資産取得については、むしろ3年間課税免除されると受け止めることができると思いますけれども、何が有利で何が不利なのかお答えをいただきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 減少過疎法の適用のところで言い忘れた部分がございますが、先ほどの人口要件プラス財政力指数、これが0.5以下ということで今回は該当しております。この0.5以下というのは国勢調査単位の年で5年区切りでやっております、今回の場合ですと、平成2年から平成27年の間のものを適用しております。

[何事か呼ぶ者あり]

○住民課長（武隈吉美君） 平成2年から平成27年の間です。

人口に関しましては、平成2年は2万3515人、平成27年に関しましては1万8644人で20.7%、要件の19%以上を越しているということで該当になっております。

あと、商店というか企業関係の総数につきましては、該当者数を事前に把握するものではありませんので、申請によって減免を実施しております。現在の場合ですと、この過疎法を適用するよりも、復旧関係、復興関係の事業を適用したほうが長い場合もございますので、条例上今回これは過疎の指定を受けたことによって整備するもので、実務上は復旧関係の事業が有利になるのかと思っております。

2番目と3番目の質問を一緒に答えたような形なんですけど、ご了解いただきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 補足あるんじゃないの。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 条文の附則にも書いてあるんですが、その部分で産業団地の指定とかがありまして、そこに該当する条例もございまして、現在のところ適用なるものの申請のあった企業とかはございません。ちなみに、被災前はトータルなんですけど3者ほどこの特別措置条例の該当になっている企業がございました。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 過疎地域指定の要件については、人口の減少率、財政力指数があるということで、具体的な物差しについてもお答えいただきまして了解いたしました。

課税免除についてですけれども、一つはもうすでに施行されてい

るわけだけでも把握していないと。把握していない理由についてはあくまでも申請によるものだという答弁がありました。町としてはそういう立場をおとりになるのかもしれないけれども、やっぱり条例が改正されるということであれば、我が町の企業においてこの条例の該当事業所があるのかなのかということについては、私は把握しておくべきではないかと。あとの関連議案で出てきますけれども、新たに償却施設に対する課税の問題も発生しているわけですから、私は、それでは町の税務行政を預かる立場の課長としては、先ほども申しあげましたようにいかがなものかと思えます。ただ、被災前は3者あったということです。だからこの3者が、もちろんこれに該当している企業は撤退しているということかもしれませんけれども、議会に対する答弁の在り方の問題も併せて申請主義だから町では把握していないということではやっぱり一歩踏み込めば、場合によっては有利な制度を活用できないという事業所が発生する可能性だってあるわけですよ。そこは町に立地する企業の支援をするということから考えれば、どういう事業所が該当するのか、条例を上からきたものを議会に出せばいいというものではないのではないかと思います。今後、そこは改めていただきたいと要望しておきます。

それで、復興関係を利用したほうが有利な場合があるということですけれども、これは、この条例にいう3年間の固定資産税2700万円以上を超えるものについての課税免除よりも有利な制度があるという答弁になってくるわけけれども、では復興関係のいろんな制度の中で具体的にこういうものがあるからこれよりは有利だということだと思えます。そこもお示しいただきたいと思えます。お尋ねいたします。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 何が有利かという話になるかと思うんですが、この過疎法をご覧くださいますと、対象要件として特別償却資産の金額になっております。これにつきましては、今後の話なので、現在のところその企業がどのような設備をどの程度の規模で造るか分からないうちには、この条文に該当するかどうかというのは分かりませんという意味で申請があって初めてどの条文が有効なのか、もしくは条例以外の法律が有効なのか。窓口に来ていただければご相談いただいてこれでやったほうがいいんじゃないですかというようにアドバイスのものはできるかと思えますが、ここで金額が示されているので当然この金額、過疎法の2700万円という償却資産が以下であれば、この条文に関しましては該当しない、ならば他の条

文、どこかいいところを探してやっていただいたほうがいいのかなという意味での数が分からないという説明でございました。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 復興のほうが有利なのはどのような場合かということですが、それについても色々な有利な部分がございます。税に限らずご存じのように、従業員の手当てとか国税関係の減免措置とかそれが複雑でございますので一概に答えられない部分でございます。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第97号 浪江町税特別措置条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

◎議案第98号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第98号 浪江町北棚塩総合集会所の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 98号の提案理由、下に書いてありますけれども、当該施設が半壊となっていることからこの条例は廃止すると。当該施設を廃止する。従って、関係条例も廃止するというのが提案理由であります。単純明快だからこれに尽きるわけですがけれども、若干議案調査不足していますので1点だけお尋ねしたいと思います。

棚塩集会所の設置及び管理に町はどういうかわりをもってきたのか。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 質問にお答えします。

設置及び管理ということでございますので、設置については町営

の施設でございますので町が建設したというような解釈でよろしいでしょうか。管理については、一応ここについては、北棚行政区に管理をお任せしたという状況でございます。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第98号 浪江町北棚塩総合集会所の設置及び管理に関する条例の廃止についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

◎議案第99号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第99号 工事請負契約の変更について（既存工場敷地（藤橋地区）敷地内整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 議案第99号は所管であります。所管委員会でも審査いたしましたけれども、なお不十分、不足な点があるので委員長の許可を得て99号については質問するということを了解いただいております。

99号の工事請負契約変更理由である議案資料に（1）黒丸1があります。このところに色々書いてありますけれども、特別高圧電流の供給が必要となったという説明です。これも単純にお尋ねいたします。特別高圧電流とは何ボルトの電流を流すことになるのか。

それから、電流の供給が必要になったということとの関係でこれをどこに流すのかと言え、棚塩の水素実証事業のためにそちらに電気を流すということでもありますけれども、これまでの説明では、水素製造実証事業の電気は同敷地内、同敷地内というのは棚塩産業団地に太陽光発電を設置して、それで電気を賄うという説明をしてきたと思うんですけれども、それとの関係でそこに、どこに流すということが特定できないと今の二つ目の話はつながらないわけであ

りますけれども、99.9%間違いないと思います。ということになれば、太陽光発電で賄うというものが特別高圧電流を流すという必要性は何かということであります。

それから、第3点としては、99号の説明資料に高圧変電所を改修するという事も書かれております。これは、高圧変電所の改修と99号の工事発注とは全然関係がないのではないかと思います。従って、99号の工事契約請負変更の合理的な理由が少なくてもこの説明の資料、あるいは委員会審議からは確認できなかった。それはというのは高圧変電所を改修するなどの事業は全く別個な事業になるのではないかと私は思いますけれども、どういうことなのかお答えをいただきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

まず第1点目の特別高圧の電圧の関係ですが、25MVという最大負荷容量で供給するという事でございます。それから、今回特別高圧変電施設は藤橋産業団地での使用が見込めないため、再整備を行わない方針でございましたが、今回、産業団地の整備を進める中で、今後立地する企業の使用も想定されることから、同変電施設の有用性を再確認し、現在実施中の工事の中で施設使用者としてこの施設を使用できる状態にしておくべきと考えたところでございます。

それから、これは棚塩産業団地でやるべきものではないのかというご質問でございますが、当該施設は藤橋産業団地の団地内道路の舗装構成を変更するものでありまして、今後使用するものが水素製造拠点であったとしても、整備箇所としては藤橋産業団地内道路の舗装構成の変更であることから藤橋産業団地事業において整備することが妥当と考えておりました。

また、この工事は藤橋産業団地分の内容のため、契約や予算の執行の案分等を行うことはいたずらに工事契約を分割することや適切な予算執行を妨げることに繋がることから望ましくないという形でこのような形で対応したところでございます。

○議長（紺野榮重君） 本間副町長。

○副町長（本間茂行君） お答えいたします。

2番目の質問の太陽光で賄うと言ったんではないかと言うところですが、太陽光で賄うのは水素をつくるところです、実際に。燃料になる水素をつくるのは太陽光でありますよ。ただ、プラントを動かすところは、別な電気が入りますので高圧のこの電気を使うということでございます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） いくつか問題があると思います。今回の工事変更は藤橋団地の発注工事の中身、あるいは直接藤橋団地の工事そのものとは関係ないので別途発注にすべきではないのかというお尋ねをしたわけでありましてけれども、これについては、案分することは適切な予算執行にならない。だから町で決めたんだからこのとおりやるという答弁になってしまうんですね。ここまで想定していなかったわけでしょう。だから藤橋団地の初期の工事発注とは別の理由、目的が出てきたわけだから、公共事業の在り方としてそうするのが適正ではないかと。文字通り、適切な予算執行のためには何もかにも絡めて発注するというのは適切ではないと私は考えます。全く噛み合わない話になってくるわけですが、何があって適切だと判断されるんですか。

それから、棚塩団地の電気は太陽光発電で賄うということではなかったのかということについては、副町長は「いや、そうではない」と。水素製造以外のプラントで電気を使うことになるという答弁がありました。敢えて言えば、であるとするならば、棚塩団地整備の事業費の中に組み込み、その事業設計をするのが妥当ではないのかと思います。それについてどう考えるのかということについて再度質問をいたします。

それから、特別高圧電流については最大25MWと言われたんですか。単位についてですが、プラントで使うとすれば最大25MWの電流で間に合うのかどうなのか。それから、太陽光発電との関係はどうなるのかということについても、最大高圧電流との関係でお尋ねをしますのでお答えをいただきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 再質問にお答えします。

この特別高圧受電施設という形で当初は藤橋産業団地内での使用見込みがないため、再整備は行わない方針で進めておりました。ただ今回、他の産業団地の整備を進める中で先ほどもご答弁したんですが、立地する企業の使用も想定されることから同特別高圧変電施設の有用性を再認識しまして、今回この藤橋産業団地の中の実施中の工事の中で施設使用者としてこの施設を使用できる状態にすべきだと考えたところから実施したところでございます。

あとこのワット数の単位でございますが、ちょっと答弁で25メガボルトと言っていました。その関係で答弁の修正という形で申し訳なかったんですが、上記の供給能力を有する66kW/hを送電線から受電できることという形で単位でありますと66kW/hです。これを受電で

きるという形であります。先ほどの25MVというのは特別の最大負荷容量のことです。供給は66kW/hであります。

○議長（紺野榮重君） 暫時休議します。

（午前 9時45分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午前 9時46分）

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 再々質問だけれども、再質問のところで案分することが適切な予算執行になると言ったけれども、そもそも当初の計画にも入っていない。重大な変更なんだから、逆に適切な予算執行にはならないのではないかという再質問をしているんです。これについての答えがないです。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 先ほどの再質問の予算執行でございますが、先ほども答弁したんですが、案分等をやることによっていわずらに工事分割とかということになるので、適正な予算執行を妨げるとということになるので、この中で藤橋産業団地の中で予算を執行したということをご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） これで最後ですけれども、私は一つ一つの工事変更について詳しく記憶にとどめているわけではないけれども、ただ単に同じ敷地内に関連施設があって、全く別なところで別な目的、別な理由でその使うために当初の工事発注に絡めて工事契約を変更したという、そういう変更は私は記憶にないです。

ということで、二つに分けると予算執行の効率性に欠けるので今回一体工事で発注するというかなり強引な答弁だと私は思います。単純に質問しますけれども、工事変更の理由にこういう理由が成り立つのかどうなのかということと、これまでこういう事例がありましたか、全く別な事業体で使用する、そういう工事のために大体発注の工事変更にぶち込んだと。第1回目の工事契約を変更したということが過去にあったかどうかお尋ねいたします。

それから、最大高圧電流の問題ですけれども、ご答弁を訂正して66kW/h、だから棚塩ではこれだけの電気が必要になってくるということになるわけですが、まだ進出企業についても定かではありません。目玉は何か、中心は何か、鳴り物入りで推進している水素製造実証

事業ではないですか。それについては副町長が答弁したように、その分については太陽光で間に合うんだけれども、それ以外のプラントで電気が必要だからという答弁がありました。では、関連企業で必要とする電力というのはどれぐらいになるんですか。

それから、そもそも、これは委員会で指摘したわけだけでも、そういう高圧電流を通すためには路盤工を変更しなければならないということなんです。これが拡大鏡でないと分からないような図面に出てくるんです。路盤工の変更なんです。だから私は相当無理して今回の工事に押し込んでいると受け止めざるを得ないんですけど、これまで委員会の審議、あるいは本会議での答弁を聞いても私は納得できる答弁が帰ってきていないと思いますので、どうぞ納得できるお答えをいただければありがたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 本間副町長。

○副町長（本間茂行君） 再々質問にお答えいたします。

まず誤解のないように言っておきますが、変電所自体の改修については今回の契約の中身ではありません。あくまで変電所を改修する工事は当然棚塩の水素製造の事業で行います。ただ、そこに伸びるまでの道路を舗装する必要がありますと、利用するため。ですから、舗装をするために舗装構成を変えるので、延ばすのでそこを舗装させてくださいというプラスです。ですから、その道路の延びる分と道路の舗装をやるところと一体でそこはやらせてくださいと、一体で。ということの契約であるということをご理解いただきたいと思えます。

当然、これまで復興絡みで特別措置で作って引っ張ってくるという作業が他になかったのだからこういう事例はないと思えます。

また、先ほど言った今回つくる水素は自然エネルギーからクリーンな水素をつくりますよということなんです。

ですから、太陽光でできたエネルギーを分子変換して水素にするわけです。そのプラントというのは水素のプラントです。他の工業団地のプラントではないです。その高圧は今のところ水素製造装置のところで使います。ただそこでできる水素それを分子変換してつくるための水素については太陽光でできたエネルギー、クリーンなのを使うというわけです。

さらに我々としては一般質問でもありましたが、棚塩産業団地11ha、山本議員の質問でも答えましたが、それを整備する必要があるとして、そこに来る企業によっては当然高圧変電を使う場合も見込まれることから水素だけではなく、使えるようになればいいなという希望は持っております。

○議長（紺野榮重君） 他に。
[何事か呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 暫時休議します。
(午前 9時55分)

○議長（紺野榮重君） 再開します。
(午前 9時57分)

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 再々質問にご答弁申し上げます。
先ほど答弁しました棚塩産業団地に供給する66kW/hにつきましては、水素製造関係の電力でございます。

そして、そのほかに棚塩産業団地としてこれから企業が貼り付けられます。それについては各事業者が通常の電力線から引き込んで受電施設を整備するという形で、今回の66kW/hとは全然違うというもので理解しているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 請負工事の変更に関する議案ですけれども、度々資材の単価が違ふとか、あるいは必要量が違ふとかということので工事変更の議案が上程されたことはありますし、それはあり得ると思うんです。だけれども、今回の工事請負契約変更の案件のように、もとの工事に直接関係ないのに1から5まで絡ませてここに発注すると。そのために請負工事の変更ということになると、工事の変更という公共事業の発注、やっぱり公平性、透明性ということが基本であり原則ですよ。だから私の理解の仕方が良いとか悪いんではなくて、こういう問題が出てくること自体が公共工事の発注の在り方の問題として問われていると思うんですよね。そんなことしょっちゅうあったんでは何のための契約案件の審議だか議決だか分からなくなってしまう。ただ強いて言えば、舗装工事と一体的にやったほうが有利なんだというところだけを切り取れば、それは工事契約変更の合理的な理由になると思うんだけど、しかし、そこも掘り下げて考えれば、なぜ舗装工事と一体でやるようになるのかと言えば、そもそも藤橋団地の工事発注とは関係ない棚塩団地で高压電流

が必要だと。その高圧電流を通すために藤橋団地を通っている道路の路盤が今まで以上に5cmだったものを15cmにするという基本的な理由と中身が違うわけです。さらにはその電気をどこで使うのかということになれば、全く藤橋団地とは関係ない棚塩団地で使うんだということですよ。高圧電流を使うような企業が進出すればという期待もあるわけだけれども、今の副町長の答弁で「いや、そうではない」と、太陽光発電の電気は使うだけれども、水素製造のために様々な設備が行われると、それぞれのプラントで高圧電流が必要だということでしょう。それをずっと道路もそうだし、電気もそうだけれども、一本の線で繋げば繋がるけれども、公共事業の発注というそういう基本的な条件というのかな、公共工事の発注の基本的な条件から考えれば、後から出てきたものをそこにぶち込むような契約変更というのはあるべきではないと。やるとすればそれと切り離して私はやるべきだと思います。復興交付金、この事業も100%復興交付金があるということで、国も強いて言えば町も安易になっているのではないかと。そこに安易な工事変更が出てきていると考えますので、100%交付金で交付されるからこの際ごちゃ混ぜにしてやるというのは何もかにもごちゃ混ぜにした公共事業の発注になる。そもそも発注の段階でそういう計画があったとすれば、また別。新たに出てきた問題ですから。これは追加と言えれば追加だけれども、全く別個の発注をすべきだという公共事業の発注の在り方、変更の在り方が問われる問題だということを繰り返し指摘して反対の討論にいたします。

○議長（紺野榮重君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第99号 工事請負契約の変更について（既存工場敷地（藤橋地区）敷地内整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

○議長（紺野榮重君） ここで10時20分まで休憩といたします。

（午前10時04分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

(午前10時20分)

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 発言の訂正をお願いいたします。

議案第98号のところ浪江町北棚塩総合集会所の設置及び管理に関する条例の廃止について質疑をしました。その時に棚塩集会所と発言しましたので、北棚塩集会所と訂正をさせていただきます。

議長してよろしくお取りはかりをお願いいたします。

◎議案第100号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第100号 平成29年度浪江町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） それでは10ページ、歳入ですけれども、町民税の個人・法人補正増になっております。自主財源確保が困難な中、補正額が大きいと私は思います。収入見込みだということでしょうが、こういった傾向なのか、この補正額についてこういった傾向、そういった分析をされているのかお伺いいたします。

次に、11ページの一番下、13の2の7の1理科教育施設整備費等補助金、補助メニューがある中でよくこういう補助制度を見つけたなど、これは評価したいと思います。この補助金はこういった補助金なのかお伺いいたします。

次に、歳出33ページ、一番下のほうですけど、10の2の2の18備品購入費、義務教育教材となっていますが、具体的にどういうものなのかお伺いいたします。

次のページ、中学校費の中の備品購入費、18ですね。浪江東中学校、なみえ創成小・中学校備品となっていますが、これについてもこういったものなのかお伺いいたします。

その下、10の5の2の19町芸能祭補助金となっております。素朴な疑問で、何故今なのかと思いますのでこの辺をお伺いしたいと思います。

最後に、35ページの10の6の3の13委託料、浪江町共同調理場準備委託料となっていますが、この委託料についてもお伺いしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 10ページ、町税関係についてお答えいたします。

発言訂正申し出あり：議長許可。下線部発言を削除することで了承を得る。

(午前10時20分)

◎議案第100号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第100号 平成29年度浪江町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） それでは10ページ、歳入ですけれども、町民税の個人・法人補正増になっております。自主財源確保が困難な中、補正額が大きいと私は思います。収入見込みだということですが、こういった傾向なのか、この補正額についてこういった傾向、そういった分析をされているのかお伺いいたします。

次に、11ページの一番下、13の2の7の1理科教育施設整備費等補助金、補助メニューがある中でよくこういう補助制度を見つけたなど、これは評価したいと思います。この補助金はこういった補助金なのかお伺いいたします。

次に、歳出33ページ、一番下のほうですけど、10の2の2の18備品購入費、義務教育教材となっておりますが、具体的にどういうものなのかお伺いいたします。

次のページ、中学校費の中の備品購入費、18ですね。浪江東中学校、なみえ創成小・中学校備品となっておりますが、これについてもこういったものなのかお伺いいたします。

その下、10の5の2の19町芸能祭補助金となっております。素朴な疑問で、何故今なのかと思いますのでこの辺をお伺いしたいと思います。

最後に、35ページの10の6の3の13委託料、浪江町共同調理場準備委託料となっておりますが、この委託料についてもお伺いしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 10ページ、町税関係についてお答えいたします。

発言訂正申し出あり：議長許可。下線部発言を削除することで了承を得る。

この補正につきましては、10月現在までの課税額の確定及び見込みとなっております。傾向ということですが、震災以来、非常に変動が激しく、次年度の予算を計上する際には、非常に見込みが難しくなっております。その理由というのは、ご存じのとおり賠償金等により収入が上下しておりますので、今年度の当初予算におきましても最低限の予算を計上し、今回、先ほども申しましたように確定額と見込額として計上させていただきました。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） 歳入の13、国庫支出金、項2国庫補助金、目7節1の中学校費の国庫補助金の理科教育施設整備等補助金563万8000円につきましては、理科教材、例えば顕微鏡、望遠鏡など理科授業で実験する道具などを購入する補助になってございます。

歳出の33ページ、一番下の義務教育教材でございますが、これは来年度から始まる道徳指導書の購入費でございます。

続きまして、34ページ中学校備品購入でございますが、これにつきましては、なみえ創成小・中学校の掲揚旗購入と校旗購入費でございます。

34ページの芸能祭の補助金でございますが、昨年度まで二本松で生活支援課でやっておりました復興祭ですか、そちらが今年度から浪江に戻ったということで、浪江の芸能祭に移行するということでございます。

35ページの調理場の委託でございますが、来年4月から学校給食を委託するという事になれば、その前に準備期間がございます。通常ですと1年間、10カ月になります。1500万円ほどの委託料ということで、3月の準備の委託をするための150万円ということで補正を上げてございます。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） 歳入の町民税なんですけれども、変動が激しいので最低額を当初で計上したと、読めないということは分かりますが、ある程度基本的な部分で平成28年度の決算額を積算根拠にしてもいいのではないかと思います。つまり予算編成はもう少し考えるべきではないかというような指摘をしたいと思いますが、その辺について課長はどのようにお考えか。つまり来年度の予算編成についてどう臨んでいくのかということです。

次に、補助金に関しては望遠鏡と顕微鏡と、分かりました。再質で34ページの備品購入費、創成小・中学校の備品購入で掲揚旗と校旗と言いましたよね。まだ校旗のデザインが決まっていなくても関わらず、額はある程度どういうデザインであっても額は同じと思っ

て計上されているということによろしいのでしょうか。

町芸能祭補助金に関しては約300万円ということで、復興祭から移行するというので、この復興祭を行っていた規模は大体同額だったのか伺いたします。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 予算編成に係るものでございますが、被災以来、かなりの変動がございます、数倍の開きがございました。あと就労不納損害というものがあまして、確か去年辺りで終わっているかと思うんですが、来年度以降につきましては、今年の申告によって本当は決めるべきものなんですが、現在の段階で今年の申告額がどの程度になるのか、去年の値から想像するのはかなり難しい部分もございますが、できるだけ補正額が大きな変動をしないような努力はしてまいりたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） 34ページの備品の掲揚旗、校旗等の購入でございまして、来年の新設の4月までには間に合わせるように掲揚旗の準備をしたいと考えてございます。額については同額程度を見込んでございます。デザイン関係についてはこれからでございます。見積もりを取って校旗関係の予算を計上してございます。

[何事か呼ぶ者あり]

○教育次長（大原教知君） 同額でございます。

もう1点、芸能祭でございますが、芸能祭につきましては、昨年度まで生活支援課で行ってございましたが、予算は400万円ぐらいの規模で復興祭を行ってございました。今まで仮設住宅からの作品等かなりの数の展示品がございましたが、今後につきましては、仮設住宅がどんどん縮小していってございます。復興住宅に住民が移行されているかと思いますが、できる限り平成29年度につきましても仮設、復興住宅から作品を募集しまして、さらには、芸文協関係とタイアップしまして実施したいと考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 35ページ、款11災害復旧費で目1農業用施設等災害復旧で1億4000万円の減になっています。内容は工事が減ったのかもと今回何も触らずだったのか説明願います。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えいたします。

35ページの款11災害復旧費、項2農林水産業災害復旧費という形で1億4028万2000円。これについては南棚の地区で農地を災害復旧

するという形で通常の水田にするという形の災害復旧工事でございます。

今年はこの契約額が当初から見ると減額になるんですが、契約額の4割相当、前払い相当を支払いするという形であります。平成30年度6割の残分を支払いするという形で今回工事発注に向けて今回補正措置をしたところでございます。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） この減額は南棚塩地区の平成30年度分に繰り越しされるという説明だったかとは思いますが、南棚塩で工事をやっているところあまり目にしないんですけど、どのような工事でのくらいだったのかというのが理解しづらいんですが、もともとの計画が平成29年、平成30年だったとしても、その工事内容は6割と言うとこれが4割なんでしょうから、いくらか残金だったということで。あとこれ着手してどのような工事だったかまで説明願います。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 再質問にお答えいたします。

この工事については、補正予算書の7ページに継続費の追加という形で計上させていただきました。今回から始まるわけという形でまずは予算措置を継続費として設定したという形でございます。今年4割分の前金払い、来年は残金6割という形で、事業費内容については、当初予算で取っていた額とほぼ変わりございません。足すと5億4000万円ぐらいで当初予算とほぼ変わりません。工事の中身ですがあそこは津波が進入しているという形で色々な雑多なものがいっぱいあそこの路盤にあるという形でそれをレーキとか色々な形でふって本来の大規模圃場にするという形であります。そういう形で今年と来年。だから今年は今から契約になりますので来年色々な形が見えてくるという形であります。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 3点かな。10ページ固定資産税の補正が1億7999万9000円です。減免課税分の補正、今の時期にしてみれば大幅補正ということになるわけですが、補正予算の提案説明の際に償却資産の減免分だという説明がありました。具体説明を求めたいと思います。

それから、固定資産税に関係して今年度分は補正分も含めて2億弱ということで収まるのかどうなのか。今後の補正についてどういう見込みかということです。

それから今一つは、避難解除されたことによる新年度課税について町民からどうなんだと、議会でも質問がありましたし、全員協議会でも意見集約をして町長にも申し入れたという経過もあるわけですが、固定資産税の新年課税の検討状況についてお示しをいただきたいと思います。

それから12ページ、総務管理費県補助金、款14です。1億700万円の補正ですが、色々書いてあります。携帯エリアの問題も含めて。それで、一つは携帯電話の問題については、歳出では18ページに計上されておりますが、この事業の完了はいつになるのかということです。

それから、この県補助金に関連してマイナンバー関係です。

社会保障・税番号制度システム整備補助、わずかですけれども補助金。それから個人番号カードシステム整備補助金が計上されております。マイナンバー関係を合わせると430万円程度ですけれども、事業内容についてお答えをいただきたいと思います。

それから、マイナンバーに関して、これまでも委員会審議や一般質問等でお尋ねしてまいりましたけれども、今は全国的にマイナンバーの漏えい事件が発生していると。それは課長もご存じだと思います。私の知る限りでは今年度上期で全国レベルで273件。これは発覚したというか表に出た件数だけだと私は思っております。だから273件が多いか少ないかという評価はあると思いますが、基本的な問題としては個人情報漏えいの問題が最大の問題だと。

マイナンバーが漏えいするということですから、しかも273件のうち152件は住民税の決定通知書を事業所に送る、間違っただけの結果、マイナンバーの漏えいが確認されたというか、そういう極めて深刻な問題があります。しかも、これを調べていくと住民税の決定通知書の誤送によるものが152件なんだけれども、何人分だか分からないんです。事業所によっては1000、2000、3000、5000万色々考えられるわけですが、極めて重大な問題が発生していると。それで浪江町では、今日までのマイナンバーの発行状況、それから住民税決定通知書の誤送等による情報漏えいの問題が起きていないのかどうなのか。起きないためにどうしているのかということについてお尋ねをしたいと思います。

最後です。12番議員が35ページ学校給食について質問されましたけれども、これも浪江町共同調理場準備委託料、委託するということははっきりしているわけですが、委託の準備、どこに準備委託されるお考えなのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 暫時休議します。

（午前10時44分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午前10時46分）

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 固定資産税についてまずお答えいたします。

具体的な内容でございますが、今回の補正の内容でございますが、大型焼却施設が入っております。それに加えまして、大臣配分の鉄道、電力、電話、この辺の業者の部分でございます。当初予算に対しまして、補正額が大きくなっておりますが、昨年につきましては、減免となっていたためこのような大きな補正になってございます。

固定資産税全般の話でございますが、一般質問でもお答えしましたが、現在は法令どおりということでございまして、法令による激変緩和措置に加えて浪江町で今後どのようにするか検討中でございます。

マイナンバーの事業内容につきましては、ご存じのとおりマイナンバーカード発行による事務手数料として国から全国で按分された形で歳入がございまして、その内容につきましては、浪江町としては把握していないような状況になります。

あと事件関係でございますが、152件あったということで、これはおそらく給料報告書を事業者に戻送する際にマイナンバーを記載して送ったものでございますが、浪江町ではこの記載はやっておりませんので、ここの部分での誤送というかそういうのは発生しておりません。また、マイナンバーの誤送というか不祥事というかそういう事件に関しても浪江町では発生しておりません。

あとマイナンバーの発行件数でございますが、対象者1万8847名に対しまして、現在申請があるのが1929件。これまでに発行済みが1619件となっております。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 携帯電話の整備の関係でございますが、今回予定してございますのは、室原仲沢地区と南津島下冷田の2箇所でございます。完了につきましては、来年度末を予定してございます。ということで今回繰越明許費の設定もさせていただいたところでございます。

それから歳入の12ページにございます。社会保障・税番号制度シ

ステム整備事業補助金238万3000円、この補助金については、歳出でいくと18ページの情報管理費にございますが、システム改修委託として介護、国保等の厚生労働省分のシステムの改修を今回予定してございます。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） 給食の委託先はどこかというご質問でございますが、中通りの業者から参考見積もりということでございます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 固定資産税の課税対象は、大型焼却施設ということだから、簡易焼却施設でよろしいのかどうか。

それから、問題は今年度の固定資産税約101億8000万円、補正後の予算が。今後、補正増があるのかどうかということの答えはありませんでした。

それから、次年度の固定資産税課税減免継続については、今の答弁では整理できないということをもまず申し上げます。なぜ整理できないかということ、法令どおり2分の1課税を考えているという答弁内容が一つと、今後検討中だと。だから入り口と出口というか来年度は2分の1課税で検討しているととれるし、減免継続についても継続していると、で検討中と。議会としても町長に直接議長、副議長が町民の声を受けて、全員協議会で議論をして、議会の統一要望として町長に申し入れされているんですよ、9月議会中に。従って、これにどう答えるかと、はっきり言うとボールは町側に投げられていると。しかも1月1日時点での課税ということになるわけだから、この時点ではっきりしないということについては、いかななものかと。検討中ということですけども、今の私の経過も含めた質問も含めて、今日は町長いないから宮口副町長、来年度課税、この時期に至ってどういう判断をされているかお聞かせいただきたいと思えます。

それから、総務管理費補助金でマイナンバーの件については、住民課関係では事務手数料だと。それから、企画財政では社会保障に関するシステム改修分だと。これは社会保障に関するシステム改修ということ、どういう改修になるのかお答えをいただきたいと思えます。

それから、マイナンバーの住民税の決定通知書には浪江町はナンバー記載していないということですから、その点では非常に漏えいに対して基本的な対策を立てているという点は評価できると思えます。かといってマイナンバー制度そのものについて評価するという

ことにはならないわけですがけれども、今後とも、住民税の決定通知については、従来どおりの方針でいかれるのかどうか再度確認をしたいと思います。

それから、発行の状況から言うと、発行済みが1600件だから9%ぐらいかな、1割にもなっていないですよ。ということでやっぱりまだまだマイナンバーについては、情報漏えいという点で国民も町民も大きな不安を抱えているという不安があると思います。そういう意味で、発行件数1619件ということですが、返送されてきている件数が何件あるかについてもお答えください。

それから、学校給食については、中通りの業者から申し出があると、まさに準備中だということだから分かりました。

○議長（紺野榮重君） 宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） 固定資産税の関係についてお答えいたします。

担当課長からは2分の1課税で準備しているというお話がありましたけど、これは事務方としてある意味必要な点だと理解をしております。実際に減免するかどうか、これはまさに町長の政策的な判断になると思いますので、これは予算編成に向けて最終的な判断をもらうということで調整をしているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） システムの改修関係でございしますが、市内には住民情報といいますか、住基系、それから税関係のそういった総合的に管理する電算システムが入ってございます。それと、今回のマイナンバーを関連づけるシステム改修ということでございます。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 固定資産の償却資産の部分でございしますが、大型焼却炉、あの棚塩にある焼却炉のことです。今後の変更はないかということですが、昨年のもので償却資産をかけるのでほぼ確定しているということになります。

今後についてどうするのかということでございしますが、マイナンバー制度が始まった時に給料関係の報告書については記載しないと課内で決定しましたので、今後も継続する予定でございします。

あとマイナンバーの返送件数でございしますが、11月30日現在で受け取り拒否25件を含みまして、65件となっております。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 固定資産税の減免については、町の財政の問題もあるけれども、町民には、今なお漂浪の身にあるということを考えれば、ぜひ、町民に寄り添った最終判断を求めておきたいと思

ます。これは要望です。

それから、マイナンバーの件については今後も記載しないということですから、分かりました。

それから、社会保障と税金との関連づけというシステム改修になるという企画財政課長の答弁だと思えますけれども、政策的なことも含みますけれども、事務方としては粛々とやらざるを得ないということかもしれませんけれども、社会保障、あるいは税、さらにはマイナンバーについては、広げていくという考えもあるわけですが、担当課長としてシステムの拡充について社会保障や税務との関連づけということと併せて、このマイナンバーシステム制度について、これまでやってきて担当課長としてどういうお考えなのかということも敢えて聞いておきます。この後も討論に関係します。

あとは、携帯基地の整備の事業ですけれども、来年度中ということ、発注は今年度ということになるのか。今後のスケジュールについてお聞きしたいと思えます。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 社会保障関係につきましては、国の手続に則り、町としてはシステムの整備を進めるべきだと考えてございますので、今後も進めていくようになると思えます。お答えになっているかあれですが。

それから携帯については、今回予算措置が終われば、今年度は用地買収設計、それから来年当初くらいから工事に着手できれば来年内には完了する予定で今考えているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

15番、吉田数博君。

○15番（吉田数博君） 1点だけお質しをいたします。

35ページ、教育費の保健体育総務費であります。47万2000円の予算が補正されておりますけれども、この金額のみにとどまらず、総務費でありますので、保健体育に関する取り組み体制についての予算も含まれているんだらうということで考えますので、各種スポーツ大会の支援体制についてお伺いをいたします。

つまり、今避難の中でそれぞれスポーツ大会が開催されておりますが、特に今回、11月19日に第29回市町村の駅伝大会がございました。その避難の中でありながら連続入賞という輝かしい成績を収めております。そういった中で今年度の反省として、関係者の話を伺う時に中々人材が不足していて、チーム編成が来年度は不可能ではないかということをお聞きしておりますが、そういったことになると浪江町よりも小さい町村においてもしっかりとチーム編成をされ

ております。その中で浪江町がもしチーム編成ができなくてオープン参加ということになれば、非常に避難されている町民に失望感を与えてしまうのではないかと思います。多分事務局である教育委員会は把握をされていると思いますが、そういった事柄に対する支援をどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） ご心配をおかけしております。今おっしゃられたようなことについては私も関係者から聞いておりますが、その大きな理由は私の担当ではございますが、中学生レベルの選手の確保が非常に難しくなっていると。被災前ですと、小学校、中学校辺りのいろんな大会などを通して、その子供の資質が認められまして働きかけて一緒に練習するような環境に加わっていただくというところから選手の養成が始まったわけでございます。今の状況の中では中々それが難しいというところで、以前から加わっていただいた方々のお知り合いなどから情報をいただきながら今の選手の確保が何とかできているというのが現状でございます。そういった条件に対して、今後どういう方策があるかということは関係者の方々といろんな情報を集約するための方法などについて、まだ名案には至っておりませんが、今後、継続的に検討する課題の意識は持っております。財政的な支援ということになりますと、選手の他にいろんなスタッフの方が言わばボランティアでご支援いただいていると、そういうのが状況でございます。

選手の努力の成果が町民の方々に大変喜んでいただいているというのは大きなことがございますので、そういったこと等を見ながら財政的に新たに担う必要があるということであれば、改めてその辺はお願いをしてまいりたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 15番、吉田数博君。

○15番（吉田数博君） 確かに困難を伴う事柄ではありますが、やはりこのことが取りもなおさず復興に資する力にも繋がってくるんだと思います。なので手段が必要だということも一面ではあると思います。そういった中で手段とは何かというと、多分お話が出ていますと思いますが、時期がいつになるか分かりませんがコスモスマラソンの再開であったり、あるいは各小中学校の避難されている子供たちの情報の把握等が必要なんだと思います。今まで関係者の努力でもって、このチームが編成されてきたと思います。やはりそういった意味では、事務方である教育委員会が覚悟をもって取り組まなければならない、そういうことだと思っております。やはり財政支援を含めた、優勝チームとの話は総合力の力だということだと思

ます。

そういった意味で、教育長がお考えのことに尽きるのかと思いますが、覚悟を持つ覚悟というのが必要なことに繋がるわけですから、しっかりと対応されることを希望して終わります。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 一般会計補正予算（第6号）、繰り返すまでもなく補正後の金額が581億1300万円、空前の規模。この後また補正増が出るのかどうか分かりませんが、金額的にはまさに新たな復興段階に入ったと受け止めることもできると思います。今日は町長いないけれども、一方ではどこにいても町民と、町民の生活再建のために町は最後まで支援を続けるという立場は大型補正になっても決して忘れてはならない町行政の基本姿勢であると思います。そのことをまず冒頭に指摘をして、第6号については人勧に基づく補正増や今ほど申し上げた復興関連予算が出てきていると。ようやく町、あるいは議会の努力の積み重ねで携帯電話の不通の問題が整備される、そういう見通しも出てきたという点では大事な補正予算だと思います。ただ1点、基本的な人権の立場から決して軽視はできないというのがマイナンバー関係の補正が絶えず出てくると。しかも担当課長が答弁されたように今後、社会保障、あるいは税務関係等について町としては当然その事業は進めていくという立場です。行政としては、そういう立場かもしれませんが、町民の基本的な人権という立場から改めてマイナンバーのことを考えれば、どういう問題が発生しているかという、大きくは二つだと思います。

一つは浪江町ではないけれども、個人番号が漏えいしている。現実に起きているという問題が一つ。それから二つは、新たな制度の活用というか、マイナンバーのシステム拡大を政府は計画しているということです。明らかにしましょう。厚生労働省は健康保険証の番号を個人ごとに割り当てて、本人が健康診断の結果や受信履歴をインターネットで継続的に閲覧できる仕組みを作る。そういう方針を厚労省は決めました。担当課長はご存じのどおりだと思います。まさに一方では普及が進まない、一方では重大な問題がはらんでいるにも関わらず、それを拡大していく。インターネット上で閲覧できるということになれば、いくらセキュリティを働かせたにしても、

インターネットを通じて第三者に情報漏えいする。国が率先して情報漏えいの条件整備をやっているという現状を考えれば、300、400万円の補正だからやむを得ないというわけにはいかないということをおらかにしておかなければならないと思います。どういう狙いがあるかという、一元管理をするということと、そういうシステムの拡大によって普及が進まない、マイナンバーを強力に普及させようとする。まさに権力の乱用という領域にまで入ってきているという問題。改めて警鐘乱打出してマイナンバー制度の問題について、どうしても放置できる問題ではないと。一方では憲法裁判も行われているわけですが、改めて行政としてのそういう環境にあるということをお十分に理解して、今後とも国や県に対してきちんと上げるべき意見は上げていくと。拡大すればいいのではないということも含めて行政の対応を求めておきたいと思います。

以上で反対の討論を終わります。

○議長（紺野榮重君） 他に討論ありませんか。

15番、吉田数博君。

○15番（吉田数博君） ただいま、反対討論がございましたが、賛成の立場をお明らかにしたいと思います。

この予算は復興という非常下の復興、推進、生活支援の予算であります。そういった意味で反対された方も全てにわたって、携帯の不通話解消を含めていいということで、ただ1点マイナンバーの新たな使用が懸念されるということのみで反対をされております。もしこの予算が通らなければ、復興の加速化のブレーキを踏むということになるんだろうと思います。マイナンバーについても平成28年の決算において私が申し上げましたが、これは国の移管事務であります。私どもの浪江町議会、あるいは町が如何ともしがたい部分も多く含んでいる中では、やっぱりやむを得ないんだろうと判断をしております。

そういった意味で、581億円の予算に膨らむこの補正をもしここで通らないということ事態があれば、非常に問題が多すぎる状況になるという判断をし、補正予算は適切に対処されているということで賛成の立場をお明らかにします。

○議長（紺野榮重君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第100号 平成29年度浪江町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

◎延会について

○議長（紺野榮重君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これで延会したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（紺野榮重君） 本日はこれで延会します。

明日は午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

(午前11時17分)

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 4 号)

平成29年浪江町議会12月定例会

議事日程(第4号)

平成29年12月13日(水曜日)午前9時開議

- | | | |
|------|---------|--|
| 日程第1 | 議案第101号 | 平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| | 議案第102号 | 平成29年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第2号) |
| | 議案第103号 | 平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| | 議案第104号 | 平成29年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) |
| | 議案第105号 | 平成29年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| | 議案第106号 | 平成29年度浪江町財産区管理事業特別会計補正予算(第1号) |
| | 議案第107号 | 平成29年度浪江町水道事業会計補正予算(第2号) |
| | 議案第108号 | 委託に関する契約の締結について(浪江町棚塩産業団地整備事業業務委託) |
| | 議案第109号 | 工事請負契約の締結について(町道一里檀大町線橋梁整備工事(下部工)) |
| | 議案第110号 | 物品購入契約の締結について(浪江東中学校(なみえ創成小・中学校)机等備品購入) |
| | 議案第111号 | 物品購入契約の締結について(浪江東中学校(なみえ創成小・中学校)ICT関連備品購入) |
| | 議案第112号 | 物品購入契約の締結について(浪江東中学校(なみえ創成小・中学校)教科用備品購入) |
| | 議案第113号 | 物品購入契約の締結について(浪江東中学校(なみえ創成小・中学校)カーテン等備品購入) |
| | 同意第6号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第2 | 発委第3号 | 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について |

日程第3 委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について

出席議員（16名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 石井悠子君 | 2番 | 高野武君 |
| 3番 | 半谷正夫君 | 4番 | 紺野榮重君 |
| 5番 | 紺野則夫君 | 6番 | 佐々木勇治君 |
| 7番 | 平本佳司君 | 8番 | 渡邊泰彦君 |
| 9番 | 佐々木恵寿君 | 10番 | 松田孝司君 |
| 11番 | 山本幸一郎君 | 12番 | 山崎博文君 |
| 13番 | 泉田重章君 | 14番 | 佐藤文子君 |
| 15番 | 吉田数博君 | 16番 | 馬場績君 |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--|--------|----------------|-------|
| 副町長 | 宮口勝美君 | 副町長 | 本間茂行君 |
| 教育長 | 畠山熙一郎君 | 代表監査委員 | 根岸弘正君 |
| 総務課長 | 山本邦一君 | 企画財政課長 | 安倍靖君 |
| 二本松事務所長兼 総合窓口課長兼仮設 津島診療所事務長 | 居村勲君 | 産業振興課長 | 岩野善一君 |
| 住宅水道課長 | 戸浪義勝君 | まちづくり整備課長 | 三瓶徳久君 |
| 教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長 | 大原教知君 | 会計管理者 兼出納室長 | 鈴木貞孝君 |
| 生活支援課長 | 清水中君 | 住民課長 | 武隈吉美君 |
| 健康保険課長兼 浪江診療所事務長 | 鈴木政己君 | 介護福祉課長 | 佐藤祐一君 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|------|-------|------|
| 事務局長 | 清水佳宗 | 主幹兼次長 | 吉田厚志 |
|------|------|-------|------|

書

記

柴 野 早 苗

◎開議の宣告

○議長（紺野榮重君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

ここで、宮口副町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） おはようございます。行政報告の訂正をさせていただきます。5日に開会のときに町長から申しあげました行政報告の件でありますけれども、町内での営農状況についてのご報告の中で、酒田、藤橋、西台の3地区において今後の営農に向けた地域での座談会を開催しましたけれども、その日にちについて11月20日、21日とご報告申しあげましたが、正しくは11月13日、14日の2日間でありましたので、ここで訂正しお詫び申し上げます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第101号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第101号 平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第101号 平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

◎開議の宣告

- 議長（紺野榮重君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

- 議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎議案第101号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第101号 平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第101号 平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第102号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第102号 平成29年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 1点お質しをしたいと思います。5ページ、医業費ご覧になれば目につくわけですが、今回目1に合わせて1880万円の減額補正です。説明欄には、医薬材料ということですから、受診者の減による材料費の減という中身だということはすぐ分かるわけですが、一つは当初計画を組むときにどういう見通して計画を立てたのかということもこの大幅減額補正の審査の一つのポイントではないかと思うんです。減額の中身はここに書いてあるとおりだということは分かりますが、当初予算を組むときの見通しはどのような見通しだったのか。

結果としてこうなったわけですが、今後推移をどう見ているかということについて、以上2点お尋ねをしたいと思います。お答えください。

○議長（紺野榮重君） 仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（居村 勲君） お答えいたします。

議員お質しのとおり、当初予算医業費では9770万円弱を計上しております。これは、予算を編成する際には前年度の傾向を見ながら予算を組ませていただいております。ただ、今回12月の補正がありましたので、事業の精査ということで実際患者数も減っておりますので、当然に医薬材料費も減額をと。通常ですと、3月の補正で一斉に減額をすることでございますけれども、今回12月補正ということで人事院勧告の給与等もありましたので、それにあわせて減額をさせていただきました。

今後、精査をしながら不用な予算を組まないように努力をしてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 約2割の補正減ということですが、患者数の大幅減少による当初予算の減額見直しをしたんだと、それはそれで当然なことだと思います。

そこで、診療体制のあり方というか、これは津島診療所に限ったことではなくて、浪江診療所にも言えることだと私は考えますけれども、今般話題になっているという言い方は失礼ですね。診療所前の石倉団地で12月当初に高齢の方が孤独死されていたと。全くお気

の毒な話ですけれども、お風呂で亡くなっていたと。5、6日後に発見されたということが町民の間でも非常に心配なこととして話題になっております。

何を言いたいかという、診療所が様々な条件で患者が減ってきていると、一方では二本松にも相当数まだ避難されている方がいると、しかも二本松には復興住宅が石倉、それから根柄山、若宮、表ということで、たくさんの復興公営住宅もあると、周辺にもあると、しかも一人暮らし高齢者だと。社協は社協で訪問しているわけですが、医療診療をどう生かすかということも診療所の事業立て直しには非常に大事なことではないかと、なおのこと今回痛感したわけです。

以前一般質問で訪問看護ステーションも必要ではないかという提起もしましたが、それはそれでまた別な角度からやりますけど、診療所として2割からの医薬材料費の減額ということは患者そのものが減っているということと同時に一方では高齢者がいて、見回り診療という医者も含めた、あるいは看護師も含めた訪問診療というのも考えていくべきではないかと、特別な事情下に置かれているわけだから。そうしたことも含めて、診療所の事業の、大きく言うと立て直しというか、町民の健康管理という立場からもっと足を一歩踏み出して町民と接触する、そういう医療活動も必要ではないかと思うわけですが、補正見直しとの関係でどうお考えになれるかお答えいただきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（居村 勲君） お答えいたします。

議員お質しのとおり、今診療所も待っているだけではだめだということで、おっしゃるとおり訪問診療等も必要ではないかとは感じております。

ただ、関根先生も高齢であったり、お一人ですのでなかなかその辺は難しいところがありますけれども、今後は職員共々その辺のところの協議と言いますか、先生を交えて考えていきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第102号 平成29年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

◎議案第103号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第103号 平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第103号 平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

◎議案第104号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第104号 平成29年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第104号 平成29年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

◎議案第105号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第105号 平成29年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 8ページの補正についてお尋ねをしたいと思えます。目1は大幅な増額、それから目2、目3が減額ということになっています。それで、在宅サービスが増えているという説明もありましたけれども、件数にしてどのくらい増えているのかということをお聞きしておきたいと思えます。

それとの関係で、目2、目3が減っているわけですが、目1の増と目2の減はあまり関係がないとも考えられますけれども、目3の施設介護で2800万円の減額補正、特老とか老人保健施設の分で減っていると。だから、逆に在宅サービスが増えてきているということは、介護施設から在宅サービスに移行したということも考えられるわけけれども、この関連があるのかないのか。

そして、目2の地域密着型の補正減の内容について改めてお聞きをしたいと思えます。お願いします。

○議長（紺野榮重君） 暫時休議します。

（午前 9時16分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午前 9時19分）

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） まず、在宅のサービスの補正増の理由でございますけれども、訪問介護で15件ほど増えております。あとは、通所介護で18件ほど増える見込みでございます。

次に、施設介護の2800万円の減でございますけれども、こちらはオンフル双葉の特別養護老人ホームの定員が現在50名で運営されております。予算を積算する段階で110名で積算しておりましたものですから、その分多めに見ていた形でございます。

最後に、目2地域密着型介護サービス給付費の減の理由といたしましては、地域密着型通所介護の部分が一応10名ほど減の見込みとなっております。

それで、施設サービスから在宅のサービスに移られたのではないかということについてはその部分は厳密には言えないわけですが、多少そういう面もあるとは思いますが。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 答弁もれは一つもございません。

訪問介護と通所介護が増えているということです。それから、施設介護が減っているということと在宅介護が増えていることとの関連性については整理をすることははっきりそこは分からないと、多少あるかもしれないということだからはっきりは分からないということです。

それで、地域密着型が1600万円の減になっているということなんです。これは、10名ほど減っているということですが、地域密着型の事業所としては浪江の分なのか、それともその他の所在事業所の分なのか。もし、浪江の分で10名減っているということになると、これはこれでまた色々考えなくてはならないと思ったものですからお尋ねしているわけです。そこをお分かりになりましたらお答えください。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 現在地域密着型サービスは、浪江町で本来の地域密着型サービスは虹の家だけなんですけど、あと全国で特例的に地域密着型サービスを使わせていただいております。その関係で、町外の地域密着型サービスの利用者の分でございます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 地域密着型については、全国的に避難している避難先で利用させてもらっているということの関係で詳しい事情は分からないけれども、10名ほど減ったと。ここを実は私心配しております、一般質問でもやりましたけれども要支援1、2が基本的には介護サービスから外されたんです。しかし、市町村の受け皿のないところは従来の延長、従来の継続となっている部分もあるんですけども、地域密着型の利用が本来はもっと増えても良いのかと思っていたんですけど、逆に減っているということについては、全国的な活用の状況だから個別には把握していないという答弁でした。今少し地域密着型の減少の理由等についても把握されるように要望しておきます。

それから、介護施設でオンフルが当初の定員を下回って当初の計画どおり進んでいないと、110名が50名になっていると。これはお聞きしませんでしたし、答弁ありませんけれども、多分に介護スタッフの確保が困難だということが大きな理由になっていると思う

んです。これは、決してオンフルールだけの問題ではないんだけど、特に避難先で施設介護を必要としているにもかかわらず受け皿がないということについては、もちろん町だけでは解決できないことではあるんだけど、申し込みとの関係で多分人手があれば、介護スタッフがあればもっと施設サービスを利用したいという方がいるのではないかと思うんです。

実態を踏まえて、それこそこういうところに復興加速を位置付けて県や国に対して大きく働きかけていくべきだと。特に、副町長お二人正面に立って頷いておりますけれども、大きな責任と役割があると。具体的に一步を踏み出せるように強く要望をしておきたいと思います。

改めてお二人とも現状を踏まえて改善の道が開かれるように取り組みの強化を求めておきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） この場でも何度かご説明申し上げておりますけれども、県において医療等の検討会も協議会ももっております。その場におきましては、毎回のように医療スタッフの確保と、介護スタッフの確保の部分についてはずっと要望してきている状況がございます。県の取り組みとしても浜通り以外の施設からの浜通りの施設に対する訪問もやっていますし、また首都圏から医療スタッフを呼んできて現状を見てもらっているというツアーもやっています。その中から色々と人材確保という面もやっていますし、あとは来ていただくにあたっての支援も含めてやっている状況でありますけれども、絶対数としてなかなか少ないという状況からこの地方になかなか介護人材が集まらないという状況があるということも実態としてございますが、引き続き要望し続けていくということでおりますので、よろしく申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第105号 平成29年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第106号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第106号 平成29年度浪江町財産区管理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第106号 平成29年度浪江町財産区管理事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第107号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第107号 平成29年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第107号 平成29年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第108号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第108号 委託に関する契約の締結について(浪江町棚塩産業団地整備事業業務委託)を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 108号で質問させていただきます。

私は一般質問でも棚塩産業団地の件では質問させていただいたんですけども、この棚塩産業団地は未同意の方がいるというお話聞いているんですが、何名程度いて、それが何箇所に分かれていますのかわからないんですけども、その面積があって支障になっていないのか、なっているのかが一般質問では聞けなくて、この議案があったものでここで再度確認します。

その上で、小熊田宮田線今途中で止まっているんですが、この産業団地内に参考資料ではなっているんですが、これは町道として扱って工事するのか、もしくはこの工事の事業の中で建設はするんだけど町道なのか、それとも工場内敷地の道路なのかが図面だと途中になっていて、どちらの案件か理解できません。

また、それに伴って東北電力さんからいただいたと言ったら失礼なんですけれども、借地になっている部分はもしかしてこの計画の中で借地契約等々結んでいるところがあるか、ないかの確認なんですけれども、その3点お願いします。

○議長（紺野榮重君） 暫時休議します。

（午前 9時34分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午前 9時36分）

○議長（紺野榮重君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） 棚塩産業団地内に地権者は120名いらっしゃって112名からは同意はもう得ております。残りのうち未同意の方については残り8名のうち2名いらっしゃいます。残り6名は相続関係とかで今手続きを進めているということで、2名の方は未同意の方で、その未同意の方の面積は大体約2000平米とさせていただいて結構です。この2000平米があるところは、今のところ滑走路にもかからず、水素のプラントにもかからないところで、太陽光にちょっとかかる、団地つくるところにちょっとかかるという状態になっ

ております。3箇所あります。

小熊田宮田線については、産業団地整備事業というよりは、町道整備事業の中でやります。団地内にある小熊田宮田線は産業団地整備でやって、その先は町道整備でやると、6号線にタッチするところまで。団地内にかかる部分は、団地整備です。

借地については、現在はもうないという理解で結構でございます。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 再度確認いたします。

初めに小熊田宮田線でこの地図で私言いますので、産業団地内は黄色いところなんです、参考資料は、それでこれは団地内事業でやりますと、残っているオレンジのところは団地内でないからこれは町道だという説明だったのか再度お伺いします。

それで、もしかしたら小熊田宮田線はこのまま海までいきますと、産業団地の中なんですけれども、この図面だと黄色から外れているので、町道事業なのかと認識していたんですけれども、これはあくまでも産業団地内の道路なので小熊田宮田線とはそうすると言わないんですよね名称も、その確認を改めて。それで、このオレンジ部分までが町道小熊田宮田線で、これは別事業でやるという今の説明ですと、私の解釈でよろしいのかどうか、ちょっと分かりずらかったのでこれもう一度お願いします。

あとは、その虫食いになっている3箇所2000平米程度という答弁あったんですけれども、この虫食いになっているところは今の計画の中で発注するにあたって支障がないと、いや大変なんだとか、こういうようなのは大変ではないから多分ここに出ているのかとは思いますが、再度いや大変なところの土地が未同意なんだと、その辺も詳しく。

私一般質問でも聞いたんですけど、すごい額のここに今金額出ているんですが、地元企業の参入はそのときは、今のところ未定だったというお話で産業団地全部で5箇所程度申請はしているんですけど決まらないからだったという答弁だったんですけれども、もし決まればここに地元企業は入る予定があるのかだけ再度質問します。

○議長（紺野榮重君） 本間副町長。

○副町長（本間茂行君） 未同意で残っている部分ですが、幸い場所的にはそれほど支障があるようなところでもない、ここは今回の委託契約で進めながらできれば年度明けくらいを目標に何とか同意を得ていきたい。それで難しくても来年度中までは粘り強くそこは交渉していきたい。支障という意味では事業を進める上では今のところございません。

あと、この団地内に入る企業は町外に限定するとか、最先端の企業に限定するとかというのではなくて、町内の企業さんでも入っていただける、そこは分け隔てなく募集したいと思っております。決まってはおりません。どこが入るかはまだ全く決まっております。

町道については、課長から。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 町道についてお答えいたします。

こちらの図面で見えていただきたいんですが、今回の棚塩産業団地から良く見ますと赤坂南鶴子谷地線が町道になっていまして、さらに西に行きますと県道幾世橋小高線があります。そこから幾世橋小学校に下がる道路からそこが小熊田宮田線になります。道路が三つに分かれております。団地内の道路は、赤坂南鶴子谷地線の改良になるわけですが、これは団地の整備の中で町道整備をするということになっております。

なお、この町道の認定に関しましては、完成した後に町道の認定・廃止をしたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 108号について反対の討論をいたします。

まず、この産業団地の主たる目的は水素製造拠点づくりだという大きな目的があるわけですがけれども、6月議会でしたか、9月議会でしたか、私も一般質問でやりましたけど、水素製造については、保管輸送も含めてまだまだ実証段階だという問題が一つあると。実証段階だということは、まだまだ検証が必要だということだと思っております。

二つ目としては、浪江町はこれまでの経過をざっくり言うと、1月の頭に町長が東北電力に浪江小高原発跡地の有効利用について申し入れをしたと。私の記憶では1月30日だったと思うんですけど、1月30日に跡地の無償譲渡の協定書が結ばれたと。そのあと、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）を中心に水素製造について検討してきて、県内でも浪江町も含めて郡山市、福島市と手を挙げたと、県の会議では浪江町が採択されたという経過があります。この経過の中で、県でもこの会議が行われているわけですがけれどもどういうところが参入しているかということ、大手企業の代表ばかりです。分かりやすく言うと、東京電力も入っていると、それか

ら新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が応募しました。結果、手を挙げたのは、何社あったかという、今回事業に参入することになった東芝であり、岩谷であり、東北電力だと。それ以外の応募があったのかと、ないんです。しかも、この事業はすべて復興事業として再三いろんなところで出てきておりますけれども、上げ膳据え膳で行われる事業だということの経過です。

そうすると、ざっくり言うとこれも三つ目の問題ですけれども、もう既にお膳立てができて話だと。東北電力跡地をどう利用するかということで、もうある意味では国家的なプロジェクトでお膳立てができて話ではないかという懸念すら。そこにこの復興事業をもってきて、参入事業者はそれこそゼロ負担でここで事業展開できると。そうすると、いろんな見方があると思いますけれども、今山本議員の議案質疑の中で副町長は、地元参入も可能だとは言っておりますけれども、果たしてどれだけの地元雇用、地元企業が参入できるか。特に、水素製造事業については、全く見えていないと。そういう状況の中で、今回20億4100万円、かつてない大規模団地造成が行われるということになっているということです。

しかも、中身の問題で言うと、所管委員会なんですけれども、復興整備協議会等で検討してきたと、しかしUR都市機構に業務全般を委託すると、調査、設計、管理監督すべてUR都市機構に委託すると。20億4100万円について、町がどれだけ自治体の主体性が発揮できたかということと印刷されたもの、でき上がったもの、こうですよ、こういうふうに進めますよと既定路線を進んでいるだけで、自治体としての主体性が全くない、そういう事業だと。

特に、今回の契約の方法が随意契約です。これは、委員会でも審査しましたけれども、この設計について町で精査することができましたかと、いや全然やっていません、要するに分かりやすく言うと、これだけの事業を目の前にして具体的な中身については手も足もでない、精査していない、精査できなということは手も足もつけられないということです。地元自治体としての主体性がどこまで認められているのか、まさに天から降ってきたようなそういう話です。

したがって、今回も20億4100万円の契約は随意契約ですから、その適正について町として判断もできない、審査もできない、これで良いのかということです。復興事業だから復興加速化交付金で事業展開できるから、昨日も同じような案件がありましたけれども、規模から言うところらのほうがさらに上です。

私は、公共事業の発注のあり方として、あるいは外部から企業を呼び込むルールが地元自治体の主体性を発揮した事業展開をどうす

るかというルールが国のお膳立てでもって進められているだけで、ルールの上に乗っかっているだけで、町としての主体性が全く発揮できないんです。これが公共事業ですか。すべて国関連、あるいは今回の随契については、UR都市機構お任せということになっております。私は、公共事業のあり方として根本から見直すべき問題があると思います。

こういうことがいくつか出てきているわけですが、これを否決していいのかという賛成討論も出てくるかもしれません。しかし、こういう公共事業の発注のあり方を変えない限り、私は本当の意味での町の主体性を発揮した復興再生はほど遠いと言わざるを得ません。

結論として、こうした大規模事業を随契で処理するやり方は官民癒着だと批判されても仕方がないのではないかとそういう問題がはらんでいるということを指摘をして、反対の討論にしたいと思えます。

○議長（紺野榮重君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第108号 委託に関する契約の締結について（浪江町棚塩産業団地整備事業業務委託）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

◎議案第109号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第109号 工事請負契約の締結について（町道一里檀大町線橋梁整備工事（下部工））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第109号 工事請負契約の締結について（町道一里檀大町線橋梁整備工事（下部工））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

◎議案第110号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第110号 物品購入契約の締結について（浪江東中学校（なみえ創成小・中学校）机等備品購入）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 110号でお伺いいたします。

小学校の児童用の机、もしくは中学校の生徒の机になるんですが、今下川崎、もしくは中学校等々で震災後に買われた机はあるかどうか。その上で、その机というのは再利用、もしくは今かなりの人数が減っているかと思うんですが、買っていたらばですけれども、それは再利用できなかつたのかが1点。

それで、小学校・中学校の机なので、新しいものを使ってもらいたいとは思いますが、これは一歩下がってなんですけれども、もし教職員の机、職員の数もかなり減っているかと思うんです。それで東中学校にも、もしかしたら幾世橋小学校、浪江町では一番線量の低い小・中学校かと理解しているんですが、再利用できなかつたのかどうか。私来、小学校のときには、かなり机は壊すと怒られるくらいあれで、大事に使えると学校の先生には言われましたが、行政はそういうこと考えているのかと不思議に思っているんですが、その上でいろんな物品、テレビにしろ、震災前私文教だったんですけれども、かなり買うのに難儀してテレビ、もしくはいろんなものを買った経過がありました。

それで、この物品購入にあたって、一般財源はないのかどうか。100%交付金なのか、それともいやこれはこの機会だから小学校には新しいものを入れるから一般財源で全部買うのかどうか、初めにその辺お伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 暫時休議をします。

（午前10時01分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

(午前 10 時 02 分)

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） ご質問にお答えします。

二本松の学校について、二本松に元々あった机等をお借りしたと記憶しております。

再利用できなかつたのかということですが、再利用につきましては、浪江町にあるもの子供たちが触れるものは安心・安全の面から父兄等がなかなか納得できないのではないかとということで、購入するというので一般財源対応で購入という形になってございます。

教職員の机についても同じような安心・安全の面から生徒と同じく購入するというので考えた次第でございます。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 私も生徒が使うものに関しては、しょうがないという認識あります。

ちなみに、下川崎小学校と幾世橋小学校の私線量計あったんだけど、線量変わらないんです。向こうで再利用できれば地元の小中学校の物品、先生ぐらい再利用できないなんて、そんなこと理解通じないです。向こうでも心配だから、全部に、二本松にあるのも生徒に買ってやっていたんだったら、先生にも分かるんですけど、浪江町にあるのは全部ばい菌みたいな言い方では、すみません、ばい菌では言い方悪かったですけれども、線量があるから心配だなんて言ったら戻って来る人誰もいないです。先生ぐらひは、いやもつたないなとか、やっぱり使わなくてはいけないなとか、そういう認識がなければ何のための教員だか見本にならないですよ。そういうところをチェックするのが教育長なんでしょう。先ほどから言っています、生徒のはしょうがないですよ。教職員使うテーブルくらい、幾世橋小学校にあるのが線量高くて使えないみたいな言い方で、掃除も何もしていないんですよ。そういう実態踏まえて、私は先生ぐらひはもう一度拭けば使えるようなのは再利用させているとか、そういう答弁とか考えが必要だと思うんです。

まずもって、先生あがりの教育長がそのような指導もできないなんてまずもって悲しい次第であります。そして、これが全部一般財源だと。震災前あれほど苦勞して物品購入したとき教育長いたでしょう。これから、物品のほかにもテレビとかいろんなの多分買われると思うんですよ。この案件の次の案件とかにもたくさん出てくるので、仕方ないものはもちろんありますが、できるものに関しては努力をするのが、その上道德の授業というときにはこれは先生はこ

発言訂正申し出あり：議長許可。下線部発言を削除することで了承を得る。

(午前10時02分)

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） ご質問にお答えします。

二本松の学校について、二本松に元々あった机等をお借りしたと記憶しております。

再利用できなかつたのかということですが、再利用につきましては、浪江町にあるもの子供たちが触れるものは安心・安全の面から父兄等がなかなか納得できないのではないかとということで、購入するというので一般財源対応で購入という形になってございます。

教職員の机についても同じような安心・安全の面から生徒と同じく購入するというので考えた次第でございます。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 私も生徒が使うものに関しては、しょうがないという認識あります。

ちなみに、下川崎小学校と幾世橋小学校の私線量計あったんだけど、線量変わらないんです。向こうで再利用できれば地元の小中学校の物品、先生ぐらい再利用できないなんて、そんなこと理解通じないです。向こうでも心配だから、全部に、二本松にあるのも生徒に買ってやっていたんだったら、先生にも分かるんですけど、浪江町にあるのは

線量があるから心配だなんて言ったら戻って来る人誰もいないです。先生ぐらひは、いやもつたないなとか、やっぱり使わなくてはいけないなとか、そういう認識がなければ何のための教員だか見本にならないですよ。そういうところをチェックするのが教育長なんでしょう。先ほどから言っています、生徒のはしょうがないですよ。教職員使うテーブルくらい、幾世橋小学校にあるのが線量高くて使えないみたいな言い方で、掃除も何もしていないんですよ。そういう実態踏まえて、私は先生ぐらひはもう一度拭けば使えるようなのは再利用させているとか、そういう答弁とか考えが必要だと思うんです。

まずもって、先生あがりの教育長がそのような指導もできないなんてまずもって悲しい次第であります。そして、これが全部一般財源だと。震災前あれほど苦勞して物品購入したとき教育長いたでしょう。これから、物品のほかにもテレビとかいろんなの多分買われると思うんですよ。この案件の次の案件とかにもたくさん出てくるので、仕方ないものはもちろんありますが、できるものに関しては努力をするのが、その上道德の授業というときにはこれは先生はこ

発言訂正申し出あり：議長許可。下線部発言を削除することで了承を得る。

ういうの使っていたんだよと、みんなも大切にしろよなんて、先生個人でほしいのは買ったのでは生徒に何て言って教育するんですか。

私は、買うのはないものは買わなくてはいけないという認識あります。ただ、贅沢させろなんて、それも先生に。次の案件も色々ありますが、ここ一番なんです、一番初めの。パソコンも次のところにいろんなもの出てくるんです、それも一緒。だから、私一般質問でも言ったんですけれども、教職員がだらしないから、はっきり言って、学校の備品等も何なっているんだって本当は聞きたかったんです、校舎だけ聞いただけで。まずもって一番だらしないのが教職員なんです。

もう一回考えて、もう一回予算編成ができないのかどうか。再利用する考えなんだと、変更しますというようなあれではないんですが、まずもってどのような趣旨でこうなったのか、金額等々も。ちよっとこれざっくりでどこに教職員が幾らだか、台数だけで分からないんです、合計金額だけでこの予算書。分からないんですけれども、その中身も教職員の机は幾らだということもここに口頭で、これざっくりですから1台幾らではなくて、この分で幾らかかっているかどうか、校長室もざっくりの金額お伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 数々のご指摘恐縮でございます。私の目が届かないというご指摘でございますが、そういったところもあったやに反省をするところではございますが、基本的な考えをお伝えいたします。

今、議員がお質しのようにかつて議員が文教委員会におられたときも使えるものは使ったらどうだというご指摘は何度かいただきました。そういうときに、まず子供については今次長がお答えしましたが、直接触れるようなものについては、これは財政的な負担をお願いしますがぜひ新しくしたいと、これお話をしてご理解いただいているかと思えます。

それから、下川崎、それから針道で使っている教具、机などですが、今、次長がご答弁申し上げましたほかに一部津島のあたりから線量の状態がまだ十分でなかった時代に持ち込んだものも一部はございます。それから、今回こういったこのあとの議案にもかかわってまいります、どういったものをそろえさせていただきたいかということにつきましては、校長と事務局とが何回も協議をして、物によっては制度的なものもございますので、そういったことを踏まえながら確認をしたという経緯でございます。

発言訂正申し出あり：議長許可。下線部発言を削除することで了承を得る。

ういうの使っていたんだよと、みんなも大切にしろよなんて、先生個人でほしいのは買ったのでは生徒に何て言って教育するんですか。

私は、買うのはないものは買わなくてはいけないという認識あります。ただ、贅沢させろなんて、それも先生に。次の案件も色々ありますが、ここ一番なんです、一番初めの。パソコンも次のところにいろんなもの出てくるんです、それも一緒。だから、私一般質問でも言ったんですけれども、_____ はっきり言って、学校の備品等も何なっているんだって本当は聞きたかったんです、校舎だけ聞いただけで。_____

もう一回考えて、もう一回予算編成ができないのかどうか。再利用する考えなんだと、変更しますというようなあれではないんですが、まずもってどのような趣旨でこうなったのか、金額等々も。ちよっとこれざっくりでどこに教職員が幾らだか、台数だけで分からないんです、合計金額だけでこの予算書。分からないんですけれども、その中身も教職員の机は幾らだというのもここに口頭で、これざっくりですから1台幾らではなくて、この分で幾らかかっているかどうか、校長室もざっくりの金額お伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 数々のご指摘恐縮でございます。私の目が届かないというご指摘でございますが、そういったところもあったやに反省をするところではございますが、基本的な考えをお伝えいたします。

今、議員がお質しのようにかつて議員が文教委員会におられたときも使えるものは使ったらどうだというご指摘は何度かいただきました。そういうときに、まず子供については今次長がお答えしましたが、直接触れるようなものについては、これは財政的な負担をお願いしますがぜひ新しくしたいと、これお話をしてご理解いただいているかと思えます。

それから、下川崎、それから針道で使っている教具、机などですが、今、次長がご答弁申し上げましたほかに一部津島のあたりから線量の状態がまだ十分でなかった時代に持ち込んだものも一部はございます。それから、今回こういったこのあとの議案にもかかわってまいります、どういったものをそろえさせていただきたいかということにつきましては、校長と事務局とが何回も協議をして、物によっては制度的なものもございますので、そういったことを踏まえながら確認をしたという経緯でございます。

発言訂正申し出あり：議長許可。下線部発言を削除することで了承を得る。

あと、今、ご指摘をいただいて、私自身としては多少これだけ教職員も生徒たちも避難先で不便な生活をしてございましたので、ようやく浪江町に戻って新しい学校を立ち上げるんだというそんなときに、その気持ちを前に押し出して新しい出発をさせたいなという、そんな思いもどこかにはございました。そういうところで、精査の段階で少し大きく見てしまった、そういったところも今お話伺って感じているところでございます。

細かい価格などについては、次長に答弁をさせます。

○議長（紺野榮重君） 暫時休議します。

（午前10時07分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午前10時12分）

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） お答えします。

先生につきましては、設計段階で289万円の机と椅子でございます。校長先生がお二人で90万円の設計でございます。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） ありがとうございます。

その上で、先ほど新しい小・中学校なので、すべて新しくスタートしたいという答弁あったんですが、小・中学校の児童、もしくは生徒のものは納得いきます。それで、あえて言うならば職員、もしくは校長先生の机等々、もしかすればそのときの小・中学校が今から廃校になるかという状況、まだ決まっていませんが、そういう状況であります。そうなので、もしかすれば浪江小学校の校長室の誰かが卒業生がくれたから使うとか、そういう気持ちの配慮というのは全然ないのかというのが、私は大堀小学校なんです、使えるものはその当時の何年卒って残ってれば、来たときに思い出になるかと思うんです。今から学校施設がどうなるかは分かりませんが、あえて全部新品にしたから良いなんて発想は私は持っていません。あえて言うなら、使えないものは別ですが、使えて放射能ついていう発想が十二分にあるかとは思いますが、拭けば落ちるといふ認識もあるかと思うので、そういう物品に関してはできるだけ思い出もあるかと思うので、減額してもらってそういうものを使うような方向性を考えていただきたいと私は思っています。

そういう考えが、予算なのでここで変えるわけにはいかないんで

しょうけれども、そういう協議等々はなかったのか。それで、やっぱりと言うんでしょうけれども、まずもって金額設定に関しては特に職員、校長室、小中学校に関しては、納得いく金額ではないと思います。

それで、先ほど私の発言に不備な点あったので、削除が教職員の方のばい菌とだらしがないと言った件は、大変申し訳ございません削除でお願いいたします。申し訳ございませんでした。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えいたします。

浪江町にある学校の状況については、度々ご報告する機会がありましたが、月に一度、あるいは月に二度ぐらいの割合で教職員が見守ってございました。それぞれの線量につきましては、地域ごとに違いますので、一概には申せませんが、6年以上も学校がその状態ですので、仮に拭いてどうこうという状態には遠いのかというのが私の認識でございました。

ただ、今、議員がおっしゃったことの中にそれぞれの学校にとって大事なものというのがあるわけですし、それが職員室の机か校長室のテーブルかということには限りませんが、もう少し物としては小さい物に物理的にならざるを得ないのかと思うんですが、そういった物につきましては可能な範囲で、今後いずれかのところで皆様方に思い出したときに見たり、触れていただけるような形にはしたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 反対討論いたします。

先ほど予算審議の中でも言いましたが、児童・生徒の机は新しいものを使っていたらいいかと、先ほどと同じことですが、今の教育長の答弁では伝統というのをどう思っているのかということなんです。

結果的に、いつも教育長の答弁ははっきり言って結果出ていません、すべてにおいて。議会をどう思っているかは分かりませんが、できないならできないと言ってもらったほうが良いんです。今までやったためし一回もないです。なので、教職員の机、校長先生の机くらいは伝統のあるところの机を使えとは言いませんが、思い出を残す意味でも線量低いところの使えるものは使う方向でやるのが町

しょうけれども、そういう協議等々はなかったのか。それで、やっぱりと言うんでしょうけれども、まずもって金額設定に関しては特に職員、校長室、小中学校に関しては、納得いく金額ではないと思います。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えいたします。

浪江町にある学校の状況については、度々ご報告する機会がありましたが、月に一度、あるいは月に二度ぐらいの割合で教職員が見守ってございました。それぞれの線量につきましても、地域ごとに違いますので、一概には申せませんが、6年以上も学校がその状態ですので、仮に拭いてどうこうという状態には遠いのかというのが私の認識でございました。

ただ、今、議員がおっしゃったことの中にそれぞれの学校にとって大事なものというのがあるわけですし、それが職員室の机か校長室のテーブルかということには限りませんが、もう少し物としては小さい物に物理的にならざるを得ないのかと思うんですが、そういった物につきましても可能な範囲で、今後いずれかのところで皆様方に思い出したときに見たり、触れていただけるような形にはしたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 反対討論いたします。

先ほど予算審議の中でも言いましたが、児童・生徒の机は新しいものを使っていたらいいかと、先ほどと同じことですが、今の教育長の答弁では伝統というのをどう思っているのかということなんです。

結果的に、いつも教育長の答弁ははっきり言って結果出ていません、すべてにおいて。議会をどう思っているかは分かりませんが、できないならできないと言ってもらったほうが良いんです。今までやったためし一回もないです。なので、教職員の机、校長先生の机くらいは伝統のあるところの机を使えとは言いませんが、思い出を残す意味でも線量低いところの使えるものは使う方向でやるのが町

発言訂正申し出あり：議長許可。下線部発言を削除することで了承を得る。

行政だと思っています。

くどいようではありますが、3、4年前の私の一般質問にもありましたが、学校の中にある机等々の整備はどうなっているのかと言ったとき、その当時から管理していないんです。それを管理して使えないなら分かるんです。教育長の答弁は6年間何もしていませんから、管理はどうなっているんだと。そういう面から考えても、この案件に関してはあまりにも無謀な予算だと私は思うので、反対という立場を表明します。

○議長（紺野榮重君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第110号 物品購入契約の締結について（浪江東中学校（なみえ創成小・中学校）机等備品購入）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

○議長（紺野榮重君） ここで10時35分から全員協議会を開催するため、1時30分まで休議します。

（午前 10時 19分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午後 1時 30分）

◎議案第111号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第111号 物品購入契約の締結について（浪江東中学校（なみえ創成小・中学校）ICT関連備品購入）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

12番、山崎博文議員。

○12番（山崎博文君） 議案第111号についてご質問いたします。

まず、契約金額2152万4400円の財源の内訳をお伺いしたいと思います。

次に、このICT関連備品購入ということで、私一般質問でもやりましたが、ICT教育の推進という意味で非常に同じ意見だと、

同じ考えだとは思いますが、この備品を購入したあとどういった事業をされるのかと、どういった事業を計画しているのかと、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） 財源につきましては、一般財源でございます。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） ICT教育の計画でございますが、基本的なことはこれからということになりますが、私が今思い描いていること、あるいは校長などと色々話していることでお答えいたします。

子供たちがいろんな体験をすることでものを考えたり、あるいは考えをまとめたり、それをまとめて人にお伝えをする、発信するとか、こういう教育が非常に大事であることはこれまでの避難先での子供たちの教育を通じて強く実感しているところでございます。

今後浪江町の学校で子供たちが勉強する際には、その経験を生かしていくことを基本的に考えておまして、その手立てとしてこういった機器を十分に活用することが有効であろうと考えております。

実は、前回一般質問で議員からお話あったかと思っておりますけれども、県内にも非常に先進的な実践をしている地域がありまして、例えば新地町などなんですが、私も資料などを取り寄せまして、例えばここにタブレットがございます。タブレットは一人ずつ持ち運ぶことができますし、屋外でそれを活用することもできます。あるいは、自宅に持ち帰る、管理は非常にきちんとしなければいけませんけれども、自宅に持ち帰って学校での勉強をもう一度おさらいをするとか、あるいはソフトによっては予習的なものをするとか、あるいはその成果を学校に持ち帰って先生がそれを確認をしながらまた指導の要点をつかむとか、そういったことも個人的な指導の中では生かさせてまいります。

それから、少人数が残念ながら当分続きますので、こういったものを通していろんな方々とのつながり、あるいはいろんな資料をそこから引き出すとか、そういったことで少しでも子供たちの世界、あるいは関係が広がっていくようなそんなところにこのICTを活用することが子供たちにとっては非常に大事なのだろうと考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） 今、教育長からどういった事業だということでお伺いしましたが、基本的にはこれからというお話がありました。

備品を購入する際に基本的にこれから考えるでは順番が逆かと、こういうICT教育をこういうふうにやりたいから、こういう備品が必要だと、そういう順番をちょっと履き違えているのかと思います。

そこで、ちょっと細かいことですが、購入備品一覧で基本的には子供たちに新しいものを、良いものをとというのは私は理解します。ただ、先ほどもありましたが、職員室にノート型パソコン32台購入予定ですが、先ほどの議案では机が職員室には23のはずでした。23台の机、椅子に対して32台のパソコンというのは、どういう意味か伝わらないので、この辺を説明していただきたいと思います。

さらに、例えばこれは指摘ですけど、パソコンが職員に対しては多いのではないかと思うものですから、その分一般財源でこれは購入するという話ですから、もっと備品を調査研究すべきではないかと。申し上げるのであれば、電子黒板とか、デジタルカメラとかそういう備品を用意して、このICT教育を推進するというのであれば、そういう品目を増やして台数を減らすというのが私はICT教育を推進する、充実になるのではないかと思うんですが、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） お答えします。

台数でございますが、小学校で10台ほど、中学校で17台、ICT支援員が1台、スクールソーシャルワーカーが1台、スクールカウンセラーが1台、ALTが1台、栄養士が1台という内訳になってございます。机を買う台数とは若干一致しませんが、例えば保健室に置いておくとか、そういった関係もございまして、一概に学校の先生の数と合うということではございません。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） ICT教育に関する必要機器でございますが、今回お願いしているもののほかに、今ほどご指摘のありました機材、例えば電子黒板であるとか、デジタルカメラなどにつきましては、ここ1、2年の間には今避難先で使っているものの生徒の減少であるとか、そういった利用の状況からこちらで使うこともできると見込んでおまして、その辺は子供たちに不自由のない体制でいくとそんな見通しを持ってございます。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） 今、また教育長からの発言で避難先からという言葉がありましたけれども、これは先ほどの備品購入でも同じなんですけど、そういうふうにOA機器で避難先から調達できるのであれば先ほどの備品に関しても避難先で生徒数が減っているわけです。

から調達すれば良い話であって、ちょっとこの購入に関しても私は無理があるのかと思います。

○A機器に関しては、新しければ新しいほど良いわけです。つまり、次長から内訳明細を示されましたけれども、職員が小学校に大体配置何人予定とか、中学校に何人予定とか、そういう案のもとに台数を出しているとは思いますが、まずその辺をお伺いしたいと思いますし、台数を確保して余るのであればその予算分を新しい○A機器等に使える良いというのは私の考えなんです。

今回購入して2、3年そのまま寝かせていて、また新しいソフトとか、新しいパソコンが出たらそのときに買わないでこの台数がフルに活用するのであればここ5、6年使うような多分話になると思うんです。

ですから、例えば計画的に半分ずつ交換するようにして、長期的に推進していけば良いのかと思いますけれども、さらに基本的にはこれからとか、避難先からというのであればもう少し検討の余地があるし、私が提案した先進地をしっかりと調査研究して、精査のもとに備品をこういうのをICT関連で用意したいと考えるのが私は筋ではないかと思います。

さらに、復興計画でもイノベーション・コースト構想の企業を誘致するというのであれば、小・中学校でみっちり基本をICT関連に特化しても良いですから、推進教育をして、子供たちがいずれ浪江町に戻ってその企業に戻って勤めたいという基本的なベースを今回魅力ある学校づくりでも私はすべきだと思っているんです。そのためにもしっかり備品は慎重に選んで、可及的速やかにという言葉が適当かどうかは分かりませんが、この納期に関して2月28日であれば私は1カ月ぐらい延ばしてもう1回検討の上、提案していただくのも一つの手かと思います。その辺については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 先ほどご審議いただきました110号との整合を今ご指摘いただきました。電子機器にしましては、確かに時間の中で大きく進展して機能が変わってまいりますけれども、大変大型の電子黒板のようなものと、非常に高額であるのと、それから今使っているもので結構使い勝手が満たされておりますので、これにつきましては利用できるものは利用したいと考えたところでございました。

それから、教員の数でございしますが、当面来春は極めて少ない数字ということで、ご報告申し上げておりますけれども、5年ぐら

いを一つの区切りと考えますと、それを見越しての教員配置も想定いたしました。実は、今、避難先の小学校でございますけれども、生徒が全部で5名でございますが、そこにいろんな教員の数加配をいただきまして、十数名おります。それから、あと浪江中学校は生徒が9名なんです、ここにいろんな加配をいただいております。そういうことから、クラスも増えていくことを前提といたしまして、先ほど次長がお話したような数でまず職員の体制を整えたいとそんなことで考えて数字を算出したものでございます。

それからICT教育の充実ということで、先ほどこれからですと申し上げましたが、実際学校の開校がこれからですので、実践はそういうことですが、構想という意味で先ほど一部新地町の事例を申し上げましたけれども、それから既に避難先の学校などでやっていること、また、避難先の学校では中学生はテレビ会議なども既にやっております、その足掛かりはございますので、それは実態にあわせてさらに現実的に進めていくと考えておりますので、そこについてはご理解をいただければと思っております。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） ICT教育の備品購入につきましては、5、6年を考えて購入してございます。例えば半分買って、半分3年後に買ったらいいだろうというお話でございますが、セキュリティとかウィルス対策そうしたソフトの面について3年後にこの機械があるかというのは何とも言えないところでございます。そのために、ある程度の数は準備してこのICT教育に進むということでございます。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 先ほど110号でもご指摘したんですけれども、111号でも同じような内容になってしまうんですが、先程ノートパソコンのお話も出ました32台。職員の数が23名とは言っていないで、机の台数がただ23台なので23人来るのではなかろうかという山崎議員の話もそうだったのかなと思うんですが、小・中学校あわせて23名の職員が配置されるのかどうかもあわせてお聞きしたいんですが、その上で今避難先の小・中学校の生徒が減っています。それで、今度開設される創成小・中学校の小学生は入るのではなかろうかと、中学校は説明のときには人数なかったように思われていたんですが、私が間違っていたらあれなんですけれども、多くの人数がいなかったように思われるんです。それで、生徒の数にパソコン20台、

山崎議員のとダブるんですが、毎年毎年パソコンも進歩していつているんです。それで、私の記憶が間違っていたら訂正しますが、震災後多分パソコン中学校は買われたような気がするんですが、ノート型ではなかったような気はするんですけれども、間違っていたらすみませんけど、そういう使えるやつが、パソコン教育をやっていたと思うんですが、今多くの生徒が少なくなっているのもそういうもし数人数だったら今のうちにはそれ使っていて、そのあとに改めて良いやつ。それで、なぜかもう一つはなんでノートパソコンではダメだったのか、生徒のパソコンですよ。震災前はみんな置き型だったんです。教育長、これ置き型だったんです。なんで今回は置き型ではなくて、ノートパソコンになったのか。

その上、また同じようなことを言うんですが、職員室に職員のパソコンが32台ですよ、今パソコンの配置は何台と言いましたが、あとのソーシャルワーカーとかの人の机はないのにパソコンだけが増えるということは、これも矛盾した話のように聞こえるんですが、ソーシャルワーカーは今日、月水金だとすれば来たときに、その方の机は避難先から持ってきた机を使うのか、机がないのか、良くは分かりませんが、この辺を簡単に説明してもらえませんか。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） まず、教職員の数でございしますが、これは今県教育委員会と学校の設置については了解をとった段階でございします。具体的にどのくらいの数になるかということにつきましては、このあと推移を見ながら一応人事との関係もありますので、1月の中旬あたりにはもうはつきりしなければならない。当座来年度の人事の配置に関係するのは、浪江町の学校の新設の状況からして、非常に少人数教育の充実が必要なので、法定の人数よりは、加配と言いますけれども、十分な対応をお願いしております。先ほど次長から例がありました、例えばスクールソーシャルワーカーですとか、そういった方々の手当ても手厚くお願いしたいということをお願いしている段階でございします。そういったものの中で、当初、あるいは1年ぐらい見込めば27人、先ほどの職員数の数でございしますが、ただこれにつきましては生徒が増えれば教職員の数も増えてまいりますので、別途また購入については対応していかなければならない。そろえることについては対応していかなければならない、そんなふうに考えておるところでございします。

それから、ノートパソコンということですが、かつては確かに置いてあるものが多かったんですが、今一般的に机の上に設置してあるもの、ご家庭でもそうですし、子供たちが日頃触れるようなとこ

ろにあるものはほとんどノートパソコンでございますので、そういったものへの馴染みやすさというのもこの際の選択の基準になってございます。

避難先で使っているものをというご質問でしたけれども、子供用のノートパソコンの購入があったかどうかはちょっと記憶が定かではないので、これはあとで確認をさせていただきますが、ノートパソコンにするというのは今ほど申し上げたような理由がございません。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） ノートパソコンの件でなんで確認したかと言いますと、震災前になんでデスクトップなんだと私聞いたんです。今からはノートパソコン入れたほうが良いのではないかと、そうしたらそのときの主要はノートパソコンではないと、6年前のお話ですが、それと同じで生徒の数以上にパソコンを入れるお話を今教育長されましたが、万が一、3年間使わないうちにまたもっと違うパソコン出てくるかもしれないと思うんです。そのときの答弁でさえ、そのときはデスクトップと言っているんですからね、そのときはみんなデスクトップだったと思います、その当時は。今はノートパソコンだかもしれません。なので、生徒の数より多く今入れなくてはいけないのかと。一般財源なので交付金あるのだったら分かりますけれども、来年は小学校に10人入りますと、3月の補正で10人くるから10台入れたって全然問題ないと思うんです。先ほどそこが12番議員言っているのもそうなんです、常識的に考えられない答弁ばかりなんです。今、使うのを反対しているわけではないんです。新しいものを教育のために使ってもらいたいと多くの方は思っているんですが、全然違うんです。今買わなければあと買えないようなセキュリティ変わるとか、そんなセキュリティ変わったって使えるんですから、今の機種は。その辺を子供の教育にお金かけるななんて誰も言っていないんですから、良い物を使ってもらいたいならば3年間も、もしかしたら4年間も生徒が来ないときに放置しているような状況が今目に見えるので、そのとき補充したら良いのではないかということを行っているんですが、答弁もさっぱりそういう回答には全然触れていないんです、私が言っているのから。先ほども言ったんですよ。私は良いか悪いか聞いているだけなんです。私らの言っているのは、いやおたくとは意見違うと言ってくれば、違っても良いんですが、全然答弁になっていないんです。そういう考えで物事を考えて予算取りしていたのかということなんです。どこの家の家計だって、今使わないもの今日は10台余計に買っておくかな

んていう人いないですよ。その辺の感覚と、さっき机の話もそうだったんですが、23人もしいるのであれば23台パソコン、もしかしたら32人の人が来る予定であれば32台の机準備しておかなければいけないのではないですか。次々矛盾した話ばかりなんです。そうして足りないのは、先ほどのICTの話も、それは被災地から持ってきますという話ありましたよね。今の答弁の中で、12番議員の避難先から。だったら私先ほどから言っているとおり、避難先ではなくて放射能の低くてきれいな校長室の机だってそういうふうに使えてしょうって、さっきの答弁と矛盾していますよね。

私はみんなそう思っているんですけども、ここで否決にでもなったら遅れたら大変だという議員の方がいたからみんな賛同していただけなんです。教育長の意見があっているからとかそういう意味で賛成しているのではないんです。もう一度これに関して避難先から持ってこれるなら良い、なんぼ持ってこれて、なんぼだかデータぐらいあるでしょうと言うんですよ、買うにあたって。違うんですか。一般財源で、今、買われるんでしょう。その辺を十二分に検討して、答弁もまともな答弁してください。さっきの机との比率で言ったら全然違うんですよ。多目に買っておいたら、机も先ほどの32個上げておく必要があるでしょう、違うんですか。

だから、私が質疑するのは、必要なものは買わなくてはいけないけれども、使えるものは使って、足りないものは随時買ったら良いでしょう、反対しません。ただ、余計に使わないもの、くどいようですけど、使わないもの来年の生徒の数より一つ、二つ多いなら分かります。中学校・小学校で何人入学する予定なんですか。その何倍なんですかパソコンの数は、分かるように説明してください。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 改めて入学、転入生の予想は、前回議会の一般ご質問でお答えしましたが、小学校につきましては5名、中学生については2名の方ですが、ただいろんなご事情がありまして、これはもう確約書をとっている段階ではございませんので、変動の可能性があるということでお答えいたしました。当初は、そういう数字で出発することも状況がそうなのかと思ってもございますが、今後私どもは子供たちの教育の様子をできるだけ皆さんにお分かりいただくように、情報発信などする中で少しでも子供たちの数が増えていく努力をするべきだろうと。3年ないし5年あたりにはその数字が具体的な数字は申し上げられませんが、できれば少なくとも4、50ぐらいにはもっていきたいという希望を持ってございます。実は、簡単な数字、私の中で考えている数字ですが、避難前は人口が

2万1000人に対して子供たち1700人ほどでした。割合にすると8%ぐらいなんですけど、あと14年後に8000人という考えをしている中で、あと5年後ぐらいはどのくらいかなと仮に想定しますと、全く根拠はなんだと言われると大変困るんですが、2000人から2500人ぐらいの方はお戻りいただければありがたいかと。年齢構成も少しずつ変わってくるでしょうから、その1%ないし2%ぐらいの子供さんが戻ってくれば今ほど申し上げたくらいの数字を実現できないかと。

そういうことをもって、いろんな備品については将来の見通しをある程度形にしておくことで、また私も一つの手がかりにもなりますし、あるいはICT機器については冒頭次長が申しあげましたけれども、そういった機種性格であるとかそういったことからすると、ある程度幅をもって購入しておくことも一つの考え方だと、5年先ぐらいを。そういうことで考えておったものです。

それから、避難先からの機器をもってくと申しました、今下川崎と針道で使っているそういった機器の中で電子黒板など大型なものでこちらで転用できるものがあればということでお答えしましたので、そういうことで確認を。

[何事かと呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 子供たちが使うパソコンにつきましては、こちらへ持ってこれるような状態にあるものはないのではないかと考えて今回の数を算出した経緯でございます。

○議長（紺野榮重君） 暫時休議をします。

（午後 1時59分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午後 2時00分）

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 来春の子供の数につきましては、見通しということで先ほどお話ししました。こちらのパソコンの数が20台というのは、その開きがございます。これにつきましては、ここ3年ないし5年の間に子供たちの獲得に努めていく、その中で子供たちにそのような数が提供できるような形にしたいと考えております。

それから、職員室の机の数でございますが、先ほどお話ししましたけれども、避難先での小学校、中学校の例というのは非常に手厚く加配をいただいている例なんでございますが、それを一つの手

がかりにしまして、当座備えるべき数を先ほど23台と机を想定したわけです。パソコンなどにつきましては、冒頭次長が申しあげましたけれども、専門家のアドバイスもございしますが、ある一定の機種をそろえておくこと、そろえておくと言っても10年先、20年先のことではなくて、今ほど私が目安としておりました3年ないし5年ぐらゐを目安としてそろえておくことが何かとセキュリティの問題であるとか、互換性の問題であるとか、そういうことからそのほうが良いだろうという助言をいただいておりますので、そういったことで判断をいたしました。

○議長（紺野榮重君） 暫時休議します。

（午後 2時02分）

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午後 2時06分）

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） ご質問にお答えします。

生徒のパソコンですが、若干増えていると、人数分と違うというのは、先ほど申しましたがパソコン自体は5、6年は使用したいということでございます。

例えば、来年増えたら買ったら良いだろうということであれば、パソコン自体先ほど言いましたセキュリティのソフト、そういった関係のソフト自体が割高になってくるということになります。そのために、若干は生徒のパソコンにつきましては、ある程度数年を見越して若干多目になりますけど購入したいと考えてございます。

先ほど教職員の机の数とパソコンの数が合わないということになりましたが、教職員の机を買うのと、あとは例えば保健室の机は別に購入してございます。ソーシャルワーカーとか、スクールカウンセラーにつきましては、例えば二本松と浪江町を往復するということになりますので、例えばパソコンの持ち運びそういったことも出てくるかとは思いますが、そういったことで若干の部屋の数の違いは出てきてございます。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 今、保健室のノートパソコンも言ったけど、保健室は保健室でノートパソコン上がっていますからね、失礼ですけど。初めに言っておきますけれども、確認して答弁をお願いします。

ソーシャルワーカーと言いましたけど、パソコンの持ち運びは役場庁舎はだめですよ。こちらはこちらに一つ、もしかしたら二本松校には二本松校の一つですよ。個人のものではないので、多分持ち運びはだめだという以前答弁もらっていたかとは思いますが、あえて生徒のノートパソコンの件でもう一度確認します。

来年入ってくる方が例え7人だと予想していても、だったら10台でしょうと私は思うんです。それで、もしくは倍以上の、20台なんですけれども申請の数は。もしかして入ってこなかったら、教育長の気持ちは分かります、何年後にもう20人も40人も、そのときにはもっと新しいのが出ているんだから、そのときに若干今はセキュリティが割高であったとしても使うか使わないか分からないパソコンにそれほどの心配している必要ないんです。多く授業とか生徒が入っていただければ喜んで新しいパソコン、高上がりになっても新しいセキュリティ入れるのが当然ではないんですか。そのときに、もし4年後に入りました多くの方が、古くて使えなくなるようなパソコンであるかもしれないですよ、逆に言えば。だったら、今は来年見越している生徒の数分プラス1台、2台だったら分かりますと言ってるんです、先ほどから。それを、20台という倍以上の台数をそろえて、それもその答弁がセキュリティで若干お金がかかるか、かからないかの話をしているんですよ、先ほどから。ものが違うんですよ、言っている。新しいのを私は生徒には入れてくださいって先ほどから言っているんです、その当時に。それで議会で通らないわけないでしょう、生徒増えたからパソコンいま1台増加しますよと、2台増えますよと。いや創成小・中学校にたくさんの方がきてもう大変嬉しいと、多分否決する人はいないと思います、使うものに関して。

くどいようですけれども、7人の予定、7人は正確ではないかもしれませんが5人になれ、10人になれ、だったら今7人なら10台ぐらい見越していますと、そういう予算取りでやるのが、そのための補正予算の審議が議会であると思っているんですけど、こんなに多くのパソコンを元々発想して上げている自体が分かりません。くどいようですけれども、教育委員会ではこれは私が幾らほしいと多分言っている、教職員がほしいと言っているのか。教育委員会でこれ買ってやらなければだめなのか分かりませんが、この辺先生にばかり良いのではないですよ、多くの職員だって昔の古いやつ使っているんですから、そうですよね。職員はみんな新しいノートパソコン買ったんですか、違いますよね。あるものは、多分使えという指導があって、この庁舎ももしかしたら古いやつはし

ようがないけれども、使えるやつは使いなさいと多分町長が言って、再使用しているのが数多くあると思うんです。ノートパソコンだけではないですよ、多くのものすべてですよ、庁舎にあるもの。それを、先生だけが全部というのはおかしいし、生徒も生徒の数の分プラス10%とかそういうのが普通だと思うんですけれども、根本的に考えが違うと思うんですけれど、その辺どう思いますか。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えいたします。

同じことで恐縮でございますが、これから子供たちを良い教育することで少しでも増やしていきたい、その一つの教育の流れと言いましょか、計画と言いましょか、そういったものにつきまして、3年ないし5年くらいを見通して立てていくという一つのやり方が私は普通だろうと考えておりましたものですから、それで人数をある程度想定をして、それに見合った数を算出したと。実際の数字とのかい離ということをお否定することはできませんけれども、できるだけそれに近づけていく努力を一緒にしていきたいと思っております。どうぞご理解いただきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） すみませんでした。保健室はパソコンが入っていました。保健室ではなくて栄養士さんの部屋とか、図書室等そういった関係に配備したいと考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

泉田重章議員。

○13番（泉田重章君） 先ほどからのやり取りを聞いて、その中で確認したいことがあるんですけど、先ほどから3年から5年でパソコンを入れ替えるという話ありましたよね、その間に今の例えばWindowsに例えればそのWindowsは今8から10に変わっています。それが、サイクルは3年ぐらいで変わっていますね。そうすると、中間でやった場合に次にWindowsの11が出てきたとします。そうした場合に、子供には共通した指導ということになると思うんですけど、そのときにパソコンを新しくその都度入れて、新しいパソコンに古いソフトを入れて、そしてそのとき足していくんだという考えが正しいのか、ある程度予測した人数分だけを今のうちに予備的に入れておいて、そのソフトで共通した指導ができるようにするのが良いのか、その辺について教育委員会はどのように考えていますか。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） 先ほど申し上げているとおりセキュリティとか、そういったソフトの面で新しい機械と古い機械相反する部分

が出てくると思いますので、なかなか追加で購入するというのはソフトの面から難しいと考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 13番、泉田重章君。

○13番（泉田重章君） それでは、そのあとの共通した指導に関するパソコンというのは、同一のソフトでそれを教育していくというのが通常のやり方だと思います。

特に、小学生が増えたということになってくれば、子供はまだパソコンに触っていない方もいらっしゃいます。そうしたときに、パソコンを教えるという過程から始まるというときには、やはり同一のパソコンで転校してきた方についてもそういう指導をされるのが私は正しいと思うんですが、その辺については県教育委員会とか、そういうところの指導も入っていると思うんですが、どの程度の割合でそれは予備というか、それを用意すべきだということの指導はいただいて計画を立てたのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） パソコン自体、先ほどから申し上げましているとおおり5、6年使用したいと考えてございます。パソコン自体現在のところ3年ぐらいで更新になろうかと思えます。新しいものがどんどん出てくるかと思えます。さらには、パソコン関係の業者からお聞きしますと、ある程度予備を含めて5、6年使うのであれば一括して購入したほうが良いという指導は受けてございます。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第111号 物品購入契約の締結について（浪江東中学校（なみえ創成小・中学校）ICT関連備品購入）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

◎議案第112号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第112号 物品購入契約の締結について（浪江東中学校（なみえ創成小・中学校）教科用備品購入）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、平本佳司君。

○7番（平本佳司君） 先ほどから110号、111号も含めてなんですけれども、いろんな審査をしているわけですが、その中で112号におきまして、1点だけ私から確認の意味でお尋ねしたいと思えます。先ほど来様々な数の問題含めて多いのではなかろうかという話もございましたが、1点だけ確認させていただきたいと思えます。

参考資料の理科教材の件でございますが、人体解剖模型、あるいは顕微鏡等ということで、ほとんど10個、20個、28個と数があるんですが、これだけ突出して562個と、どうしても理解ができない部分がありまして、その詳細を教えてくださいと思います。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） ご質問にお答えします。

理科の教材関係で人体解剖模型、顕微鏡等ということで数が突出してございます562個。設計段階で1200万円ほどの設計を組んでございます。

主なものにつきましては、中学校の火山岩標本とか、動物化石標本とか、そういった細々なものがございます。例えば、理科の実験で使ういろんな器具関係もこの中に含まれてございます。

○議長（紺野榮重君） 7番、平本佳司君。

○7番（平本佳司君） 今の説明だと火山岩の標本も含めてそれが部品になっているのかどうなのか分からないですけれども、その上に薬品とか多分これ顕微鏡も入っていますので、顕微鏡の、私詳しくございませんが、試験管とか、シャーレそういうものを含めて全部入っているのかどうか確認したいんですが。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） そういったものが含まれてございます。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第112号 物品購入契約の締結について（浪江東

中学校（なみえ創成小・中学校）教科用備品購入）を採決します。
採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

◎議案第113号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第113号 物品購入契約の締結について（浪江東中学校（なみえ創成小・中学校）カーテン等備品購入）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第113号 物品購入契約の締結について（浪江東中学校（なみえ創成小・中学校）カーテン等備品購入）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

◎同意第6号の質疑、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、同意第6号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより、同意第6号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定しました。
-

◎発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第2、発委第3号 議会議員の議員報酬、
期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし
ます。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

[事務局長朗読]

- 議長（紺野榮重君） 提出者の議会運営委員会委員長から提案理由の
説明を求めます。

13番、泉田重章君。

[議会運営委員会委員長 泉田重章君登壇]

- 議会運営委員会委員長（泉田重章君） それでは、提案理由を申し上
げます。

町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正に伴いまして、町長
等の期末手当に準じて、議会議員の期末手当を改定するため所要の
改正を行うものであります。

よろしくご審議ください。

- 議長（紺野榮重君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第3号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用
弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について

- 議長（紺野榮重君） 日程第3、委員会の閉会中の継続審査又は調査
の申出についてを議題とします。

各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議会報編集特別委員会委員長からお手元に配付のとおり会議規則第75条の規定による閉会中の継続審査の申し出があります。

申し出のとおり閉会中の継続審査または調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査又は調査に付することに決定しました。以上で、今期定例会に付された事件は全て終了しました。

◎町長あいさつ

○議長（紺野榮重君） ここで宮口副町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

副町長。

○副町長（宮口勝美君） 今期定例会が閉会されるにあたり、執行部を代表し一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位におかれましては、去る12月5日の本定例会開会以来、熱心にご審議をいただき、提案いたしました全ての議案について、ご賛同をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。審議の過程でいただきました、貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の町政執行、町の復興再生に十分に生かしてまいりたいと考えております。

ご承認いただきました議案第100号 一般会計補正予算につきましては、水産加工団地造成工事、あるいは水産共同利用施設整備事業に関する予算及び継続費の設定など、水産業再生の姿がようやく目に見える形となってまいりました。早急に事業に着手し、さらなる具現化に努めてまいりたいと考えております。

また、議会をはじめ多くの皆様からご要望いただいております国道114号の携帯電話不通話区間解消事業につきましては、今回予算化をし、事業着手することとなりました。本事業を含め、帰還困難区域の復興再生計画の早期認定と事業着手に向け、引き続き尽力してまいります。

さらに、議案第108号 棚塩産業団地整備事業業務委託契約の締結につきましても、当町の復興の核となる世界最大規模の水素製造拠点や、ドローン滑走路の整備に向けた大きな一歩となりました。新しい浪江の創建、将来に渡って、このふるさとをつないでいくため尽力してまいりますので、議員各位には、引き続き、ご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、年の瀬を迎え、皆様におかれましては、健康に十分留意され、新年を迎えられますようお祈り申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（紺野榮重君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって平成29年浪江町12月浪江町議会定例会を閉会します。ご苦労様でした。

（午後 2時32分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成29年 月 日

浪江町議会議長 紺 野 榮 重

署名議員 紺 野 則 夫

署名議員 佐々木 勇 治

署名議員 平 本 佳 司